

学習院大学法学部

2013

グローバルガバナンス論演習  
ゼミ論文集



担当教員：阪口 功

■目次■

担当教員による講評（阪口功）	3
ゼミ論文審査報告書（田中美知生）	5
中国の「反日暴動」の根源とは（仁多見桃圭）	9
なぜ、EUはトルコを加盟させないのか？（野中柚香）	2位(4年) 26
反原発運動の差異～日独における事例を中心に～（田中美知生）	1位(4年) 31
イギリス発祥の「オフショア市場」が世界中に普及した理由とは（山田昌司）	3位(4年) 74
なぜインドの所得格差はなくなるのか（山根弓奈）	88
なぜ中国は援助政策においてアフリカを重視するのか（福田のぞみ）	1位(3年) 101
先進国においてなぜアメリカでは国民皆保険の導入が難航しているのか（華原佑奈）	2位(3年) 116
国際連合がPKOを行わない紛争が存在するのはなぜか：スリランカ内戦とソマリア内戦を比較して（笠原響子）	125
なぜシリアでは政権が倒れないのか？（香田果奈）	138
TPPにおいてアメリカが積極的な姿勢を示しているのはなぜか（中邨まい）	148
アメリカにおける同性婚合法化の要因は何か（中村碧）	160
環境政策への原動力とは：スウェーデンを見て（佐土原裕貴）	3位(3年) 169
プーチン政権1期目の高い支持率の要因（田中健斗）	184
なぜインドの3人に1人以上が貧困なのか（綿貫香織）	196
-----期限後提出のため選考対象外の論文-----	
日本の女性国会議員比率が高まる状況とは（竹中夕貴）	208

## 担当教員による講評

阪口功

ゼミ生 19 人中(他 1 名留学中)、期限内にゼミ論文を提出した 14 名について講評します。今年、これまでになく「仮説検証」の型でそろえてゼミ論文を執筆していただきました。レポートの書き方には、他にも様々なタイプがありますが、興味深い「問い」を立て、それに対して試行錯誤しながら複数の「仮説」を提示し、「検証」する作業は、卒業までに是非身につけてもらいたかったスキルです。これは、いわば問題の「原因」を解明していく作業で、学術研究のベーシックなスタイルであるだけでなく、MBA でしばしば課される課題のスタイルでもあります。このスタイルを身につけると、卒業後に直面する様々な「難問」をクリアしていく上でも非常に役に立ちます。もちろん必修でないため、ゼミの単位を取らなくても進級・卒業はできますが、ゼミ論文を最後で出さなかった学生には、この課題の意図や重要性が十分に伝わっていなかったようで、残念でした。

今年からの新たな取り組みとして、学生を中心としたゼミ論文審査委員会を設置し、各学年の優秀論文を選定していただきました。私は、審査委員の 1 人に過ぎません。4 年生は、1 位・田中(美)君、2 位・野中さん、3 位・山田君、3 年生は、1 位・福田君、2 位・華原さん、3 位・佐土原君、でした。6 名のゼミ生は、いずれも情熱をもって、また大変な努力の上に、素晴らしいゼミ論文を書き上げてくれました。心から祝福申し上げます。選考過程を含む詳細は、「ゼミ論文審査報告書」を参照して下さい。

「ゼミ論文審査報告書」とは別に、担当教員による講評を行います。評価は、5 段階で行いましたが、A 評価は数年に 1 度くらいしかできません。B 評価以上を優秀論文とします。

まず、全ゼミ生の中で、私が最も高い評価をつけたのは、福田さんが執筆した中国のアフリカ援助に関する論文です。旧来より中国は植民地主義の悪弊を取り除くために、アフリカに重点的に援助していたが、それが今も続いている理由を分析したものです。もともと中国がアフリカに重点的に援助したのは、台湾との関係があつてのことだと思いましたが、仮説を、資源獲得、企業進出、政治的圧力のかけやすさに分けて分析し、よく言われる資源獲得が主目的であるという通説は必ずしも妥当しないとの結論を導き出していました。これは非常に驚きの展開です。この通説に挑むという姿勢が高く評価された理由でした。ただし、それが本当にそう言えるのかは、データをより厳密に検証する必要があります。この体系的なデータ分析を最初にする事で、言葉による解釈に依存せずに論文を書くことができます。この作業をしっかりとしていれば、A クラスの論文になります。課題はあるものの、通説に反論する姿勢はとても大切です。

その次に高い評価を得たのは、田中(美)君の日独の脱原発運動に関する論文、野中さんのトルコの EU 加盟問題に関する論文、中村さんのアメリカにおける同性婚合法化に関する論文でした。

田中君の論文は、大変な労作で、この問題に対する熱意の高さが感じられます。同じような工業国でありながら、両国の対応がかくも違う理由を明らかにすることは、非常に重要な問いです。長い分、全体の構成を整理し、内容を取捨選択し、また交通案内を最初に十分しておく、Aクラスの論文になっていたでしょう。中村さんの論文は、インターネットの普及と地理的な波及効果仮説に基づき、合法化の流れを分析しようとしたものです。特に地理的な波及効果仮説は、FTAのドミノ的増大と類似点があり、興味深いものでした。具体的にNGOの活動を把握する、地理的に隣接していても波及する国としない国に分かれるのはなぜなのか解明する努力をしていればなお良かったでしょう。野中さんの論文は、過去にもゼミ生が取り上げたテーマについてですが、よく言われる宗教の問題ではなく、失業問題、経済格差などの宗教以外の要因から切り込んでいます。こういった幅広い視点は、原因に迫る上で大切です。課題としては、トルコ以外の加盟国または加盟候補国を比較分析する作業が足りなかった点です。

これに、山田君のオフショア市場の普及に関する論文、笠原さんの国連PKO派遣に関する論文が続きます。山田君は、仮説を3つ立て、またネット上の資料に依存することなく丁寧に文献収集をしており、後輩にとって見本となる論文でした。他方で、仮説検証作業の粗さ、仮説の斬新性について課題が残りました。笠原さんの論文は、PKOの派遣要員を明らかにするために、最初に紛争のデータをしっかりと確認し、派遣されたケースとされなかったケースを明確に峻別してから、分析に入っている点が素晴らしかったです。この作業は結構大変なので多くのゼミ生は、スキップしてしまい、言葉による説明に頼ってしまいます。しかし、全体像を示すデータの裏付けがない言葉は、なかなか信頼をえるのが難しいものです。課題としては、派遣された紛争の特徴だけでなく、派遣されなかった紛争の一般的特徴にまで踏み込んで分析するとよかったです。ここまでが優秀論文になります。

あと少しで優秀論文の評価を得られた論文として、香田さんのシリア内戦に関する論文、山根さんのインドの所得格差に関する論文があります。香田さんの論文は、論文のスタイルや流れは非常に良かったので、仮説のなかに意外性のあるものを含めることで、大きく評価を上げられたはずです。山根さんの論文は、注やデータはきちんとおさえられており、好感が持てました。ただ、インドはBRICSのなかで最も1人あたりのGDPが低い国なので、貧困率が高くなるのはある程度予想されることでした。他の1人あたりのGDPが同レベルの国と比較してインドが特別に貧困率が高いと言えるのか、すなわちインドは取り上げるべきケースなのかどうかを論文の最初で明確化させる必要がありました。

もう一踏ん張りで優秀論文になった論文として、佐土原君のスウェーデンの環境政策に関する論文と仁多見さんの中国の反日暴動に関する論文があります。佐土原の論文は、大変精力的に調べ、分析していました。ただ、田中(美)君の論文と共通する課題ですが、大著であるが分、全体の構成を最初に明示しないと、読み手は森の中をさまようことになります。また、言いたいことは分かりましたが、仮説の表現が仮説になっていないという問題

も見受けられました。つまり、スタイルに課題が残りました。このスタイルは、学生が考える以上に評価を左右します。仁多見さんの論文は、なぜ中国で反日の動きがかくも強いのかを明らかにしようとするもので、テーマとしては大変興味深いものでした。仮説を 4 つ示し、中国人が必ずしも政府に操られているとは言えない点を論じたのは大変良かったのですが、仮説の検証が粗く、分析が途中で終わっているものもありと完成度に課題が残りました。

あと二踏ん張り欲しかったのは、田中(健)君のプーチン政権の高い支持率に関する論文、中邨さんのアメリカの TPP 政策に関する論文、綿貫さんのインドの貧困問題に関する論文です。田中(健)君の論文は、テーマは面白かったのですが、仮説が数珠つなぎのようにたくさん出てきて、だんだんアイデアができてきたのか、最後の方の仮説はあまり仮説とは言えないようなものになっていました。そんなにたくさん出さなくていいので、もう少し絞って、その代わりにこの仮説の分析を厚くすると良かったはずですが。綿貫さんの論文は、地域毎にインドの貧困率を見ており、その点は良かったのですが、貧困率の地域的差異を説明する要因に踏み込んで分析する必要性がありました。中邨さんの論文は、陰謀論を含め諸説飛び交うなか仮説を 3 つに絞って分析したのは良かったのですが、全体の構成をしっかりと整理する、言葉での説明を十分に加えるなどする必要がありました。

以上が、期限内に提出された前ゼミ論文に対する私の講評です。このゼミ論文集の作成に当たっては、TA の田中聡一郎君が編集作業にあたってくれました。授業のサポートを含め、田中君の献身的な貢献に謝意を表します。

以上

2014 年 3 月 23 日

阪 口 功

## ゼミ論文審査報告書

作成日：2014年3月19日（水曜日）

文責：田中美知生

### ① 審査者・審査基準

#### ・審査者

今回の論文審査は、4年が主体となり進めさせて頂きました。審査では主に、以下3つの点を基準にして論文を評価致しました。

#### 1. 構成

（論文の目的、仮説検証、結びの3点をしっかり盛り込んでいるか）

#### 2. 客観的データを用いて仮説をしっかりと検証しているか

（資料を引用して、一つひとつ裏付けをしているかどうか）

#### 3. 内容にオリジナリティがあるか

（先行研究で頻繁に述べられていることではなく、筆者自身の視点が盛り込まれているかどうか）

### ② 評価方法

全員の論文をA+からE-で評価して、その後、上位3名を数字で順位付けして、その順位数点を合計してランクづけをしました。また、1位～3位までは順位づけしますが、それ以下は残念ながらA+～E-での評価のみとして順位づけは行いませんでした。

Ex A+は10、A-は9というように、数字に換算しました。

### ③ 評価のウェイト

今回の審査は4年が主体ということなので、4年の評価を重視しました。4年生で論文を評価した後、最終的な評価点は阪口先生の決めた上位3位の中に入った論文の点数を1.5倍にして加算し、それぞれの合計点を出しました。

### ④ 順位、及び、受賞者全体の講評

順位は以下の通りです。

#### 【4年】

1位 田中美知生

2位 野中柚香

3位 山田昌司

#### 【3年】

- 1位 福田
- 2位 華原
- 3位 佐土原

表彰は、4年と3年別個で行います。

・全体の講評

**【分量】**

いずれの論文も分量は1万字前後に達しており、最低限の基準をクリアしております。

**【構成】**

章ごとに趣旨を明確にし、構成にメリハリをつけている論文はプラス評価しました。また、上位者の多くの論文には所々にグラフが用いられており、論文を見やすくしようとする筆者の工夫が見受けられました。

**【仮説・内容】**

筆者のオリジナリティが出ている論文が上位を占めました。また、各々、文献やデータに基づき、綿密な検証をしている論文はプラスに評価しました。

④ 各受賞者の執筆した論文の長所と短所

**【4年】**

執筆者名	長所	短所
1位、田中美知生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細かいところまでよく調査しており、資料も多く引用して、知識が詰まった論文。</li> <li>・日独の2国以外にも韓国やイタリアで原発運動の差異が生じている要因を根拠づけて持ち出しているところは、原発政策を比較する上での参考の一助となったと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前半の歴史記述が長いこともあり、全体像が掴みづらい。年表にして、簡潔にすればよかった。</li> <li>・仮説の前に書かれてある「政策科学からのアプローチ」「社会科学からのアプローチ」の2つが具体的にわからなかったのも、簡潔に説明を入れておくと仮説の説得力がより上がったのではないか。</li> <li>メディアの部分は個人的に興味深かったが、「原発×メディア」に焦点を絞った方がより深い研究になったかも。</li> </ul>
2位、野中柚香	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加盟できない要因をトルコ側から分析する研究は多いがEUの視点から加盟問題を捉える内容は斬新で読み応えがあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トルコ移民が流入するとEU国内で嫌悪感が高まるとの記載があったが、どれぐらいの人がとれほど嫌悪感を示しているかのデータがなかった。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に読みやすい。仮説の立て方やその検証も理解しやすかった。</li> <li>・個人的に「ゼノフォヴィア」という概念を知らなかったので、読み進めて知識が深まった。</li> <li>・仮説検証を細かく区分し、わかりやすく論文が進行されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨーロッパ各国がトルコに対してどの程度「ゼノフォヴィア」を抱いているのかというデータがあればよかった。この概念を更に追求すればよりよい論文になった気がする。</li> <li>・結局全ての仮説が、トルコの「人口の多さ」が要因で加盟できないという結論だったという印象を拭えない。「宗教」の違いなど、別視点から生まれるEU各国の反応も知りたかった。</li> </ul>
3位、山田昌司	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフショア市場がどのような経緯で成り立ち、現在のタックスヘイブンの問題にどのように関わっているのか、歴史や具体例がまとめられていて見やすい構成になっていた。</li> <li>・タックスヘイブンとオフショアの違いなど、その辺の説明が詳しく、読みやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮説の検証というより事例研究。主にイギリスにおける事例を扱っているが、それ以外の国でオフショア市場を推進しているところはどこか、といった記述があまりなかったため、入れてもよかったと思う。</li> <li>・多角的な視点が少なく、後半は史実の羅列で、わかりづらい。</li> </ul>

### 【3年】

執筆者名	長所	短所
1位、福田のぞみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多角的な視点から中国のアフリカ援助が盛んな要因を分析している点が評価できる。</li> <li>・構成もバランスがよく、グラフなどを使っている点に筆者なりの工夫が施こされていた。</li> <li>・参考文献に英語の資料を使っているだけでプラス。テーマがおもしろく、観点がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮説 2 では人的資源を投入しやすいつているが、結果だけで、詳しい根拠がなかった。</li> <li>・仮説 3 の根拠が乏しい。まず、政治的圧力の定義がなく、実際に中国が圧力をかけられるほどの国力を持っていたかどうかにも触れていない。仮に事実なら、そのデータを示すべき。</li> <li>・はじめの「概論」における歴史の叙述は年表形式で書いたほうがわかりやすいかも。</li> </ul>
2位、華原佑奈	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的観点からアメリカで国民皆保険制度が他の先進国と比べ浸透しなかった点を分析していた。先進国の定義も筆者なりに</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮説の根拠が乏しい。まず仮説 1 で国民皆保険制度ができると利益集団が損をするとあるが、具体</li> </ul>



	<p>していたので具体性があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先行研究が充実していて、分かりやすく、読みやすかった</li> <li>・はじめの方で用語の定義を示しているところがよい。</li> </ul> <p>論文全体が扱っている対象が具体的で、読みやすい。</p>	<p>的にどれぐらいなのか。仮説2で共和党と民主党が長年、国民皆保険制度を巡って対立しているところがあるが、その要因はアメリカの政治制度が徹底した三権分立で、オバマ（民主党）が政策に掲げる保険制度の実施を、共和党が多数を占める下院（議会）が拒否できる構造が成り立っていると考えられることはできるのでは？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数的資料が少なく、説得力に欠けるところがあった。</li> <li>・図やグラフなど、文字以外のものを載せていればより優れた論文になったと思う。</li> </ul>
<p>3位、佐土原裕貴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規範意識が根付いているからという従来の環境先進国が環境政策に力を入れる理由を語る際に言われていた仮説ではなく、安全保障や経済面から分析しているところに、オリジナリティがある。</li> <li>・税体を環境と結びつけて考察しており、新鮮。日本に変換するにはどうすべきかなども要所にみられ（原発問題にも触れて）見応えがあった。</li> </ul> <p>参考文献や引用が多く、作成にあたってかなり努力していると感じた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スウェーデンの環境政策について述べているのか、それとも原発政策について述べているのか、途中で論点がずれている。</li> <li>・二つ目の仮説と、環境政策との結びつきが曖昧でわかりづらかった。</li> <li>・調査対象がスウェーデン一国のみなのがあったいなかなと感じた。</li> </ul> <p>日本についても少なからず触れているので、両国の比較をより具体的に知りたい。</p>

# 中国の「反日暴動」の根源とは

学習院大学 法学部 政治学科 4年

仁多見 桃圭

## 1. 始めに

きっかけは、AFC アジアカップ 2004 であった。日本中が選手達に期待胸ふくらます中、問題となったのが中国のサポーターの日本に対する強いブーイングや反日行為である。日本のメディアでもこれは大きく取り上げられ、各方面から反発の声があがった。私も一人の日本人としてサッカー中継をリアルタイムで観戦していた。一目みて感じたのは、明確な理由がなく自国を批判された、という悲しみである。同時に、大戦から約 70 年が経過した今、本当に「反日」の根源は、よく言われている、第二次世界大戦中の日本の愚行のみに尽きるといえるかという疑問も生まれた。時代の変化につれてまた新たな原因が生まれてきてはいないのだろうか。そもそも「反日感情」というものの自体、残存しているのか。私はこの問題の原因を理解することで、日本と中国の「真の」国交正常化に一步近づけるのではないかと思うのである。

ただしこの論文において、確実な「正解」というものを出すことは難しいということ、あらかじめ断っておく。なぜなら中国という莫大な人口の意見を一つにいいまとめることは不可能だからである。であるので、以下の論文の方針としてはあくまでも「ひとつの可能性」として示していくこととする。

## 2. 近年の反日運動

ではまず具体的にどのような反日暴動が中国では繰り返されているのだろうか。一部ではあるが、紹介していくこととする。

2003 年 10 月 29 日、共産主義青年団主催の演芸会「文芸の夕べ」において三人の日本人留学生が行った稚拙なパフォーマンスが「中国人を馬鹿にしている」と誤解され、大規模な日本人排斥運動が発生した。<sup>1</sup>日本では、大手新聞各社から地方紙に至るまで「わいせつ」なパフォーマンスをした学生の軽率さを非難する社説やコラムばかりが掲載された。その場で文句を言う中国人学生は誰もいなかったにもかかわらず、翌日には中国人学生が集結し、関係のない女子留学生にまでも暴力を振り、身の回りのものはボロボロにされたという。前日のパフォーマンスが何を意味したのか、共に語り合おうなどという雰囲気は、その場には全く存在しなかったのである。

もう一例あげておく。

2005 年 3 月末に、アナン国連事務総長の「新常任理事国の一つは日本」との発言をきっかけとして、日本の国連安保理常任理事国入りに反対する署名運動が、インターネ

---

<sup>1</sup> 水谷尚子『「反日」解剖～歪んだ中国の「愛国」』

ットをとおして中国全土に広がった。また、同じ時期に、日本の企業数社が、中国が問題としている教科書の出版者に資金提供をしているとの誤った情報が流れ、日本製品のボイコット運動が始まった。この2つの出来事が、大規模な反日デモの伏線となった。4月の最初の週末となった2日に成都、3日に深圳で反日デモが行われ、日系スーパーマーケットに被害が生じた。翌週9日には、北京で1万人規模のデモが発生し、日本大使館や市内の日本料理店が、デモ隊の投石などによる被害を受けた。翌10日には、広州、深圳で、デモが行われた。第3週となる16日には、上海で、数万人が参加する最大規模のデモが繰り広げられた。デモ隊は、日本総領事館を取り囲み、石、ペットボトル、卵等を投げ入れ、建物は窓ガラスが割れるなどの被害を被った。日本料理店などにも被害は広がった。17日には、デモは、瀋陽、アモイ、広州、深圳、珠海など全国約10ヶ所に拡大した。

### 3. 仮説

このような行為が行われている中、私が考える暴動の原因をいくつか「仮説」としてあげていくこととする。

(1) 過去の旧日本軍が行った残虐行為に対する憎しみが残っており、「嫌日」といった歴史認識があるから。

(2) 共産党政権を保持・強化を目指し、日本という「悪役」を立て、国民一致団結を図るため。

(3) 日本の悪行を訴えることで、アメリカに「反日」に同調してもらい、日米を隔離し、極東での覇権を握るため。

(4) 以前から暴動はあったが、ここ最近になって日本が大きくメディアで取り上げられるようになったので目立つようになった。

### 4. 仮説検証1 日本に対する憎しみが暴動を引き起こす。

ここでは「反日暴動」自体でも訴えられているとおり、「嫌日」の可能性を検討していくことにする。

まずここで、ある中国人活動家側の意見を紹介していくとしよう<sup>2</sup>。

日本ではわが故郷はかつて「満州」と呼ばれた。日本に侵略され、東京時間に時計

---

<sup>2</sup> 王錦思『中国「反日」活動家の証言』

を合わせることを強いられ、地名まで変えられた。(中略)かつて日本人は初めてその地を踏んだ時、あまりの美しい光景にみなが驚きを隠さずに「ああ！」と驚嘆したという。(中略)日本は中国の東北部を完全に占領するために、あらゆる手を尽くした。長春市を偽満州国の首都とし、関東軍の本拠地にした。近代アジアにおいて長春は東京より進んだ唯一の都市だと自慢した。確かに長春はアジアにおいてほかの都市よりも早くからガスパイプ、水洗式便器が普及した。しかし、これらはあくまでも侵略者の意思に従ってつくられたものであり、長春の人々のための施設ではない。インフラの整備をもって、侵略を正当化してはならない。

その後、抗日戦争の原点である万宝山事件が起こり、それで自信をつけた日本は二ヶ月後、満州事変を起こした。徳恵市に住むある老人に日本軍占領時代の話を書いたことがある。「日本人は悪いよ。中国人を犬以下に見なしていた。」鉄道局で働いていた老人が言うには、鉄道建設中、百人余りの労働者が棒きや体が弱いせいで、生き埋めにされたり、焼き殺されたりした。満鉄で働く中国人たちは髪を伸ばすのをやめた。髪を引っ張られて殴られるのを避けるためだ。日本侵略者はわが家族の食糧も奪った。父母は生まれてすぐ「亡国奴」となった。日本人がくれば、刀を振るって、食糧を探した。苦勞して一年間耕作しても、収穫した食糧は日本人に納めなければならなかった。全ての日本人が悪かったとは限らないと言う人もいる。日本人は厳しかったが、東北を本拠地として文明的に統治し、殺人などもみかけなかった。日本人が山賊を取り締まったおかげで治安もよかった。しかし、このような事例があろうと、中国人が三等公民にされた屈辱を消し去ることはできない。

かつて中国の輝かしい古代文明は遅れて未開な日本に多くの恩恵をもたらして、豊かになる手本であった。しかし、先生を尊敬した日本は怨みをもって徳に報いた。その被害は凄まじいものである。1894年の日清戦争から、1945年の抗日戦争勝利までの約半世紀の間に、日本は中華民族に莫大な災難をもたらした。死傷者は約3500万人。

中国人が綴る、このような日本人による侵略の非道さを訴えた文献は他にも多く存在した。「暴動の原因」と考えたときに、これが表向きの理由であるにしろないにしろ、活動家達は少なからず「嫌日感情」を抱きつつ、暴動に参加しているといえるだろう。しかし、大きく誇張された文献もあるので、丸々鵜呑みにするのは間違いであるとも言える。

更に、アメリカの記者ニコラス・クリストフの朝日新聞での記事でも、この「嫌日感情」が反日暴動の原因として主張されている<sup>3</sup>。

「1989年の天安門事件での民主化運動の活動家に、このあとどのような活動をする

---

<sup>3</sup> 鳥居民『「反日」で生きのびる中国』

かと尋ねたところ、答えは日本人ビジネスマンを殺害して政府を困らせ、経済状況を悪化させる、ということだった。幸い実行されなかったが、この計画は将来の日本にとって重大な問題の所在をはっきり示している。日本の隣国は、日本に対する深い嫌悪感を抱いている。中国勤務から日本に移って以来、中国人の大多数が抱く日本に対する敵意に、大部分の日本人がほとんど気付いていないことに私は衝撃を受けている。日本は普通の中国人が日本に対して抱いている敵意を取り除くようにしなければならない。文化交流や相互留学は日本への理解を深めるだろう。」

ここで嫌日感情が定着した最大の原因ともなっている「江沢民教育」について触れていきたい<sup>4</sup>。なお、ここでは具体的な「江沢民教育」の内容は割愛し、それによる「成果」のみに言及してゆく。

はたして政治思想工作とはどんな具合におこなうのか。およそ政治思想工作らしい政治思想工作、中国共産党の面目を発揮した政治思想工作は1961年から62年におこなわれた。(中略)いよいよいちばん大事なことだった。良くなった根本を探ること、すなわち「過去と現在を比べ、現在の幸福を思い、人々によくなった原因は何かと問い、それはいわずとしれて、「党と毛沢東主席が全国の人民を指導して、地主と資本家、蒋介石反動政府、帝国主義の三つの大敵を打倒し、民主革命の勝利を勝ち取ったこと」にあると教え、そして「党の指導による社会主義革命の勝利、社会主義路線の前進、すなわち、個人農から合作化へ、合作化から人民公社への正しい路線を歩んでいること」を教示した。(中略)繰り返すなら、毛沢東、そして党中央の幹部、地方の党書記たちまで、すべては彼らの誤りが原因で、二千万人以上の人々が餓死してしまったそのとき、かれらが行った政治思想工作とは、そうした大惨劇には全く触れることなく、それより十数年後、二十年前の「階級苦」と「民族苦」を、兵士たちから公社の農民、工場の従業員達までに思い起こさせ、語らせ、聞かせ、そして教え込むことだったのである。1990年代に中国の共産党総書記だった江沢民は、およそ世の常識では考えられない規模の、日本にたいする憎悪を子供から大人までに教え込む大キャンペーンを実施した。その時期に中国駐在大使だった人達、新聞社の中国常駐記者だった人々、そして中国研究者、そのだれもが彼のやったことを見て見ぬふりをした。そしてそのキャンペーンの成果たるや、これまた、誰一人口にしながらないのだが、あるアメリカ人が述べた通り、「日本に対する中国の敵意は深刻で、ぬぐい去るのに何十年もかかるだろう」というほどのものとなってしまい、日本に対する憎悪は中国人の、とりわけ青少年の潜在意識のなかにしっかり組み込まれてしまった。毛沢東は「何十年」さきまで残せるようなことはついに何もできなかった。毛沢東思想は中国人の理念、規範となることなく、彼の死後、たちまちのうちに忘れ去られてしまい、「社会主義文化

---

<sup>4</sup>鳥居民『「反日」で生きのびる中国』

大革命」はいつか禁句となってしまっている。ところが、平平凡凡な人物が、「ぬぐい去るのに何十年もかかる」ことを平然とやってしまったのである。

中国駐在大使だった人達、新聞社の中国常駐記者だった人々、そして中国研究者、かれらは公然とは語らなかったが、人間の憎しみの感情を駆り立てようとして、最も次元の低い訴えを国家規模でやらせた。そして江沢民がやったことは、地主、富農といった、使い物にならなくなった「目に見える敵」の代わりに「近くにいる敵」としての日本を作り上げることだったのである。

このように江沢民教育は、当時の国民の心にしっかりと根付き、絶大な効果を発揮したようである。しかし今現在、そのような効果は持続しているのだろうか。ここで、インターネットから中国国民の反日感情を分析した文献を、新たに引用する<sup>5</sup>。

「中国のインターネットでは反日言論が激しい」「中国政府は反日感情を煽っている」という話をよく耳にしてきた。さらに、日本攻撃の罵詈雑言が前提なき中国ネットの対日言論の全体像として紹介される。それは、問題の解決ができないどころか、そもそも対日言論の緊張関係をより一層白熱化させるしかない。それらの主張と違って、辛辣な日本非難はネット対日言論の表層にすぎず、その本音は決して単純な反日大合唱ではないと指摘しておきたい。

「強国論壇」における対日言論の特徴を2点にまとめてみる。第1点、ネット対日言論は、両国の歴史と現行関係との産物でありながら、変容する中国社会の投影でもある。第2点、ネット対日言論は、ニューメディアならではの性格も見せている。そこでの電子デモクラシーや成熟した議論は、完璧で純粋なアスリートの祭典とは程遠いものなのだ。

	歴史の記述	歴史教育の目的
政府	「聖なる党の栄光を称賛する」	「忠誠」を教える
民衆	普通の兵士に「素朴な敬意及び哀悼」	「事実」をわかる

ここからでも理解できるように、インターネットの普及により、中国国民の日本に対する感情も多様化し、政府からの「思考の独立」が始まっている。

よって、今も江沢民教育時代の受動的な「反日教育」が継続しているとは、インターネット普及の影響もあり、言いにくいといえるだろう。確かに国家によるインターネットの一部情報規制が中国にはあるが、この文献ではその程度では止められないとも記述してあった。中国国民は、日本国民と同じく、自分で多くの情報を集め、自身で能動的に日本を評価しているのだ。

<sup>5</sup> 祁景澄『中国のインターネットにおける対日言論分析』

この章の締めくくりとして、あるデモの参加者達の声を紹介する<sup>6</sup>。

デモの参加者に話を聞いた。1年前の長沙市のデモに参加した電力会社勤務の男性（33）は「釣魚島は中国のものだと叫んだ。みんな興奮していたよ」。男性の祖父は元国民党軍。幼いころから家庭や学校などで、旧日本軍の侵略行為を繰り返し聞かされた。「日本が嫌いなことには変わらない」

中国東北部の遼寧省にある政府系企業で働く20代女性は昨年9月18日、瀋陽市の日本総領事館周辺であった抗議デモに参加した。この日は、満州事変の発端になった柳条湖事件が起きた「国恥の日」。女性は前日、職場の上司から電話で「18日は有給休暇を与えるのでデモに行け」と告げられ、同僚数人と赴いた。

数千人の参加者が総領事館を囲んでいた。女性は2時間ほどいて、一部の参加者が暴徒化して投石を始める前に隊列を離れ、繁華街に買い物に行った。「退屈な仕事を休めてうれしかっただけ。今年も、もし職場が有給休暇をくれるなら参加すると思う」。女性はあっけらかんと話した。

瀋陽の総領事館は今年のデモで石やれんが片などが投げ込まれ、窓ガラスや壁が破損した。約3カ月後に日本側の予算で修理し中国政府に費用の賠償を求めているが、今も応答はない。

## 5. 仮説検証（2）日本と言う「悪役」を立て、共産党の権力保持するため。

この仮説を検証する前に、中国政府にとって反日デモを主導することで生まれるメリットについて見ていきたい<sup>7</sup>。

まず、中国共産党の歴史的に一番大きな業績は何かというと、彼ら自身が宣言するには、日本の軍国主義者、ファシスト勢力を倒して、国民党蒋介石政権も倒して、人民を解放したということである。だから中国共産党としては「共産党のわれわれが中華人民共和国、中国人民の全体をずっと統治していく、しかも永遠に、期限をつけないで統治していく正当性があるのだ、道義的な理由があるのだ」という主張を保つ資格があるということになる。つまりは中国共産党の統治の正当性、支配の正統性である。しかし中国人民もいつまでも自動的にその正当性を受け入れるという状態を続けるわけではない。時には忘れてしまい、共産党の永遠の支配の理由を疑う人たちも出てくることになる。そこで共産党としては自分たちの過去の歴史的業績などをあらためて誇示なくてはならない。そのことを誇示するためには、人民に対して、日本軍がこんなに悪いことをして、それに対して共産党はこんな見事に戦ったのだ、ということをつねに想起させておかなければならない。しかも、日本は今も悪いのだと人民

<sup>6</sup> 朝日新聞 2013年9月13日

<sup>7</sup> 古森義久『中国「反日」の虚妄』

に思わせておくことが、自分たちの統治を堅固にするうえには効果的となる。日本というのは、その過去の悪い行動を反省しない、謝罪もしない、賠償も払わない、つまり日本人は悪い人間であり、悪い民族なのだというメッセージを発信し続けなければならないと考えるわけだ。中国の「反日」のエッセンスは簡単にいうとそういうことなのである。

このように、中国政府が反日暴動をひきおこす「動機」は「統治の正当性と支配の正統性」を保持するためとも予想できる。社会主義国家かつ新疆ウイグル地区などの一種の「爆弾」を抱え、国民が13億人も存在する中国では、国民の志を一つにまとめるのも至難の業である。政府に非難の目が向かないためにも、ガス抜きの意味で日本に攻撃の矛先を向ける必要があるのかもしれない。

これに関する記事を日本経済新聞で見かけたので、引用することとする<sup>8</sup>。

2012年9月18日、満州事変の発端となった柳条湖事件の起きたこの日は、今なお日中関係にとって、重く、敏感な日である。昨年この日はその1週間前に公表された尖閣諸島国有化で、中国の反日機運が盛り上がり、全国100以上の都市で反日デモが起き、一部では暴徒化したデモ隊が日系スーパーや日本企業の工場を襲った。日本人にとっても心の重い日となった。それから1年たった今年の9月18日。中国ではデモなど反日の大衆運動はほぼ皆無だった。尖閣の状況は何も変わっていないにもかかわらず、たった1年の時間を隔てるだけで大きな落差が生じた。一方、尖閣諸島周辺の海域は緊張が続いている。中国の艦艇が領海侵犯を繰り返し、中国漁船も頻繁に出没する。海上保安庁の巡視船とは一触即発の場面もある。上空では多数の中国機が領空を侵犯、中国側は無人偵察機も飛ばし、威嚇行動を続けている。デモも起きなかった中国国内と緊張の続く尖閣諸島。地理的に隔った2つの場所の緊張には大きな落差が生まれた。

この2つの落差こそ、中国が今、直面する深刻な矛盾と問題をあぶり出している。今年、中国国内でデモが起きなかった理由は、当局が昨年のようにデモをたきつけることも、組織することも避けたからだ。昨年は日本に対する圧力として大衆動員が必要であり、またデモを政府への日常的な不満のはけ口として利用した面もあった。だが、今年、中国指導部は反日デモが拡大し、大衆蜂起に発展することを恐れたようにみえる。指導部には反日デモの許容限界点が明らかにある。反日が日本のみを対象としているうちは容認するが、「反日」「釣魚島（尖閣諸島の中国名）」以外の政治主張も混じり始めればストップをかける。反日以外の主張で指導部が恐れたキーワードはまずは従来の「腐敗」「民主化」「自由化」だが、昨年から目立っているのは「毛沢東」であり、「薄熙来」である。薄被告は言うまでもなく、前の重慶市トップであり、

---

<sup>8</sup> 日本経済新聞 2013年10月6日 編集委員 後藤康浩



強力なリーダーシップで、改革を進めた。標榜（ひょうぼう）したのは「打黒（暴力団撲滅）」「唱紅歌（社会主義の古き良き時代を賛美する）」であり、毛沢東的な個人崇拜につなげようとする空気もあったといわれる。こうした薄被告の動きは、経済格差と汚職腐敗に不満を持つ大衆を味方につけ、中央の指導者に挑戦しようとするものだった。だが、共産党中央は薄被告を警戒し、汚職容疑で逮捕することで失脚させた。薄被告は9月に山東省済南市で行われた裁判（一審）で無期懲役の判決を受けた。（中略）薄被告の裁判が続き、石油産業を中心とする巨大汚職の摘発によって、共産党に対する国民の目が厳しいなかで、中国指導部は反日デモを起こさせたくなかったわけだ。他方、「反日デモゼロ」で日本政府が尖閣の問題は峠を越えたとみることも中国側にとって受け入れがたい。尖閣周辺での中国の艦艇、航空機の挑発的行動は「尖閣の現状を中国は容認しない」というメッセージである。去年の9月と今年9月の落差、中国国内と尖閣周辺の落差は、中国指導部が直面する問題を浮き彫りにしている。

この記事でも言及されている通り、確かに「反日デモ」は中国当局がたきつけていると考えることもできると言える。そしてデモを止めることも政府の采配次第なのだ。しかし、多少の後押しをして「たきつけている」だけであり、国民を強制的に暴動に動員させているという記述はない。つまり、直接の暴動の「原因」となっているとは言い難いとも言える。その分では、政府の強制力というのは、デモを規制する面では有効でも、暴動を組織・実行する面ではあまり効力を発揮していないということになる。

確かに近年の大規模抗議活動の予想外の鎮静化に、この現象を見ることができる<sup>9</sup>。

#### ■大規模抗議活動、今年は見られず

中国外務省は11日、強い言葉で日本政府を批判したが、反日デモなどの大規模な抗議活動は行われなかった。背景には、去年のデモが暴徒化し中国のイメージを損ねたことへの官民の反省がある。

同省の洪磊副報道局長は11日の定例会見で、「満1年に際しても日本側が自らの過ちを反省せず、逆に中国の航空機や公船の正常な活動についてデタラメを言っていることに強烈な不満を表明する」と述べた。中国政府の日本に対する不信と反発は薄らいでいない。

ただ、ネット上ではデモの呼びかけは広がっていない。去年のデモ暴徒化で、国際イメージの低下と社会の動揺を恐れた政府当局は暴徒を摘発するなど弾圧姿勢を鮮明にした。民間でも行きすぎた「愛国」への批判が相次ぎ、暴力的な「反日」を戒める空気は広まりつつある。

---

<sup>9</sup> 朝日新聞 2013年9月13日

なお、現在中国政府は協調路線をとり、反日暴動が起きても取り締まるという方向で動いているようだ<sup>10</sup>。

現在、中国政府は歴史を鑑として、未来に向かうべきだと繰り返し強調している。一世紀以上の間、中国が西側諸国と日本に侵略されていたことを、われわれは忘れてはならない。そして、警戒心を持って、新たな侵略を防ぐべきである。中国で日本の侵略をいいたすと多くの人々がすぐ南京大虐殺を連想し、断固として日本を許せない態度を見せる。それですべての日本人を恨んで仇をとろうと誓い、反日行動に走らせてがっている。しかし、日本と衝突したときに、われわれは理性に基づいて、節度を守るべきであると私は思う。歴史は忘れてはならないが、都合よく忘れるのもよくない。日本と西側のマスメディアは「中国政府は国内の社会矛盾から眼をそらせるために反日という民族主義をあおる」とよく言う。日本も少数の例を挙げて、中国が反日宣伝をし、反日を唆したと決めつけ、抗日戦争記念館をなくすべきだなどという要求までする。このような考え方は中国人反日の基本を無視した結果にすぎない。中国人の反日感情は、まず日本の侵略と日本政治家や右翼の挑発によって引き起こされたものである。いまの中国政府はすでに恨み教育をやめて、「調和」社会を目指している。日本への抗議行動は愛国行為だと肯定する一方、違法なデモや日本製品不買運動を支持してはいない。

この仮説のここまでの検証をまとめてみると、中国政府は確かに国民のガス抜きを狙い日本を敵として見立て、反日暴動を見て見ぬふり、もしくは支援する場合がある。しかしそれは強制的ではなく、背中を押す程度の補足的な支援であるので、直接の暴動の「根本の原因」としては弱いものがある。しかしその暴動を抑制するためには惜しみなく力を発揮し、影響力も大きい。

ただし、現在入手できる資料における考察が上記であり、真実と断定することはできないことをご理解いただきたい。情報規制が厳しい分野でもあるため、中国当局がどこまで反日暴動に関わっているかは、正直に言って未知である。

#### 6. 仮説検証（3）日本の悪行を米国に訴え、日米関係解消の後、極東の覇権を握るため。

中国が反日暴動を繰り返すことは、日本を世界の悪役に仕立てあげ、日本の最大の味方であるアメリカを中国側につけることが目的であるというのがこの仮説である。それにより生まれるメリットとしては、中国にとっては脅威の一つである、日本の米軍基地が排除されるなど、極東でより自由で有利な外交が展開できるところにある。

しかし肝心なのはアメリカがこの「反日運動」にどれだけ関心を抱いているかにつき

---

<sup>10</sup>王錦思『中国「反日」活動家の証言』

る。そして更にこの仮説が正しいのであれば、アメリカは中国を擁護する側に存在して  
いなければならない。それでは本題に関する文献を見ていくことにしよう<sup>11</sup>。

こういう状況に対して今、ワシントンでは非常に面白い現象が起きてきた。前章でも  
触れたとおり、現在のブッシュ政権のもとで、アメリカ側がこの中国の反日志向に対し  
て、きわめて批判的になってきたのである。ひとつは2002年2月にブッシュ大統領が中  
国を訪問したときに、清華大学で演説して、これは反日そのものへの批判ではなかった  
けれども、中国の教科書はおかしいということをはっきりと述べたことである。それと  
前後して「ニューヨーク・タイムズ」の中国専門記者でコラムニストのニコラス・クリ  
ストフ氏が中国の日本に対する態度を批判するコラム記事を発表した。「日本に関する中  
国の歴史教育は、次世代の中国人に日本への憎しみを植え付けることが目的なのだ。そ  
れはやめたほうがいい。全体のプロパガンダのネットワークが日本を罵ることに動員さ  
れ、日本への憎悪は危険な状態になっている」もう一人、ハワード・フレンチ氏が2004  
年の12月に以下のような記事を書いた。「中国の教科書は歴史を歪め、削除する。歴史  
認識の誤りなどを口実に、中国というのは日本をたたくことが国民的娯楽なのだ」「中国  
の歴史教育こそ、近代の歴史についてきわめて選別のかつ大幅に歪めた見解を供する断  
片のごたませである」少なくとも日中関係において第3者的な立場にあるアメリカが、  
中国が日本に対してぶつけている非難、誹謗はおかしいのだ、根拠がないのだと断じ、  
しかも中国の反日の教育や宣伝は危険なのだということをはっきり述べているのである。

このように当時アメリカは、反日感情を抱きデモを起こしている中国を批判している  
のである。これが2004年の報道である。それにも関わらず、大規模な反日暴動が起こっ  
たのが翌年2005年である。更に近年のニューヨーク・タイムズでは中国のデモや暴動は、  
「中国当局が権力を維持するためのものである」と冷ややかな目で見られている。つま  
り反日暴動を起こす際に、中国はアメリカのことなど全く考慮していないのだ。よって  
この仮説は適合しないといえる。

反日デモに対するアメリカの反応をもっと詳しく見ていこう<sup>12</sup>。

2005年3月末、アナン国連事務総長の「新常任理事国の一つは日本」との発言をき  
っかけとして、4月、中国各地で3週続けて週末に反日デモが行われ、一部の都市では  
日本大使館・総領事館・日本料理店などが投石による被害を受けると言う異常な事態  
が発生した。群衆が口々に「反日」スローガンを叫び、石やレンガを日本関係の建物  
に投げ入れる姿は、テレビ・新聞等を通して報道され、全世界に衝撃を与えた。

---

<sup>11</sup>古森義久『中国「反日」の虚妄』

<sup>12</sup>中国の反日デモをめぐる諸外国の論調 国立国会図書館  
(<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0483.pdf>)

主要新聞の論調は、中国の非民主的体制と偏向した歴史認識への批判と暴動化したデモの違法性の指摘でほぼ一致している。一方シンクタンクの研究員の間でも、最近の日中関係の状況を極めて深刻なものであるとして懸念する声が多い。ただし、このような状況を引き起こした責任については、日中双方に求める議論と中国のみに求める議論とに分かれているようである。

反日デモの原因としての、日本の責任の重さについては、各紙論調の差があるが、中国側の責任の重さ、デモの暴力行為の違法性を指摘する点は共通している。日本の国連安保理常任理事国入りに反対する議論はほとんど見られない。紙面の都合上、本稿では個別に紹介していないが、デモの真の問題点は、資源問題を含めた日中の東アジアでの覇権争いであり、アメリカが日本を台湾問題に深く関与させたことが、この騒動に火をつけたとする社説が目立った。

#### ワシントン・ポスト紙

近隣諸国への過去の残虐行為について、日本の謝罪を評価し、自衛隊派遣による国際貢献や国連への経済的な貢献を評価した上で、デモの引き金となった日本の常任理事国入りは妥当であると論ずる。昨今中国政府の香港や台湾への態度が強硬になっていることなどから、共産主義国として周囲に与える危機感にも言及している。さらに、今後アメリカが中国に対抗する可能性を示唆している（4月23日付社説）。

#### ワシントン・タイムズ紙

デモの原因とされた日本の教科書の歴史記述や常任理事国入りに対する中国の反対立意見は、特に目新しいものではない。しかし、デモをアジア地域の国際政治への戦略として利用しようとしている点がこれまでの中国の対応とは異なっているとする。「日本が歴史上の失点を言いつくろふことは責められるべきこと」としながらも、日本への反論として政府の扇動による集団暴力は許されないとする。また、デモにより何らかの利益を得るよりも、経済的な損失の方が大きいと強く論ずる（4月19日付社説）

#### クリスチャン・サイエンス・モニター紙

日中関係を独仏の関係に重ね合わせ、歴史的に対立のある二国間の問題がいかに根深いか今回のデモで露呈したとする。日本の政治家による右翼的な言動は、中国政府が内政問題を隠蔽して国民の不満をそらす目的で自国の愛国主義者を煽るためには、格好の標的となると述べる。しかし、現在日中で最重要視されるべきは、経済問題であるとし、両国の経済的な結びつきをデモにより壊すべきではないことを強く指摘している（4月12日付社説）。

#### ロサンゼルス・タイムズ紙

日本は過去の残虐行為について近隣諸国への反省の態度が曖昧であると指摘し、小泉首相の靖国参拝が周辺諸国に不快感を与えていることは確かであると論ずる。一方で、中国政府が自国民への虐待、虐殺や他国への侵攻を行ったことについては、口を閉ざしていることを指摘し、日中の歴史問題を日本への脅しに利用しているとする。中国

の目的は、東アジアでの覇権の拡大と日本の常任理事国入り阻止であるので、日本による「真の謝罪」が行われることにより、中国は「当惑」するであろうとする(4月18日付社説)。

#### シンクタンク

ここでは、全米で有数のシンクタンクである、ブルッキングス研究所とヘリテージ財団に所属する各専門家の見解を紹介する。

#### ブルッキングス研究所

米国のシンクタンクを代表し、政治的には中道に位置づけられるブルッキングス研究所では、マイケル・オハンロン研究員がジョージ・ワシントン大学のマイク・モチヅキ教授とともに、「日中間の亀裂の沈静化」と題する評論をワシントン・タイムズ紙(4月21日付)に寄稿している。オハンロン研究員らは、最近の日中関係を1989年の天安門事件以降で最悪の状況であると分析した上で、この状況を放置しておくことはいずれの国にとっても好ましくないと述べている。またオハンロン研究員らは、この対立が中国国民の先の大戦への記憶という歴史的に根深い要因で生じており、それが中国での反日教育、日本の政治家の謝罪疲れと高まるナショナリズム、そして尖閣諸島をめぐる領土問題などの最近の現象で助長されてきたとしている。以上を述べた後で、オハンロン研究員らは日中関係の一層の悪化を防ぐために、日米中3か国政府に対し次のことを提言している。すなわち、日本政府には日中間での共同教科書委員会を設置すること、中国政府には日本政府による数々の謝罪及び平和志向を維持してきた戦後日本外交の性格を国民に周知すること、そして米国政府には協調的で安定した日中関係を支持すると宣言することを提言している。

#### ヘリテージ財団

保守系最大のシンクタンクで、対中強硬の姿勢で知られるヘリテージ財団では、ピーター・ブルックス研究員が「日本への挑発」と題するレポートを同財団のホームページに掲載している(4月19日付)。まず、ブルックス研究員は中国政府が歴史教科書から国連安保理常任理事国入りに至るあらゆる問題で日本政府を苦しめ、両国関係を1972年の国交正常化以降で最悪な状況にしたと述べている。そしてブルックス研究員は、短期的には日中両政府が個々の問題に何とか対応するであろうが、しかし両国の対立は今後悪化の度を増すのみであり、それはこの地域の安定と米国の利益を損なうことになる旨を指摘する。以上のことから、ブルックス研究員は、米国政府が日中間の高まる対立に深い関心を示すべきであるとし、具体的に米国政府は中国政府に対しこの地域での同国の冒険主義に懸念を表明し、かつ我々が同盟国の日本を支持することを伝えるべきだと述べている。

以上のように、アメリカは極めて客観的に両国を評価しているということがわかるだろう。全面的に片側の国を擁護するのではなく、様々な要素を照らし合わせて、どのよ

うにそれぞれの国が対応するべきか提示している。このアメリカの報道の下、本仮説のような目的を持って中国が反日暴動を起こすとは考えられない。よって繰り返すが、この仮説は間違いであると言える。

しかし、近年ではどうだろうか。2013年12月26日、安倍首相は靖国神社に参拝した。この際、もちろん中国・韓国からは遺憾の意が表明され、反日暴動が以前ほど大規模ではないが、展開された。しかし今回日本のメディアが注目し、国民の度肝を抜いたのは、今まで大々的なコメントを控え、中国を冷めた目で見っていたアメリカが、この参拝を批判したところである。ニューヨーク・タイムズでは「危険な日本のナショナリズム」「平和主義からの離脱」と、ワシントン・ポストでは「挑発的な行動」と報道された。他にも親日的であるフランス・オーストラリア・タイでも日本を批判する報道があった。

この仮説は、2005年や2012年の大規模な反日暴動においては適合していなかったかもしれない。しかし時代が変わり、中国が経済大国としてのし上がり、オバマ大統領が親中路線を取り始めている今、この仮説もあながち間違いではなくなる可能性が出てくる。日本はアメリカが永遠に自身の味方をしてくれるとは決して思わず、国際情勢を見た国政を行うべきである。

#### 7. 仮説検証（4）日本メディアが反日暴動に対して多く報道するようになったから。

そもそも近年、日本のメディアではどれだけ反日暴動を取り上げているのだろうか。

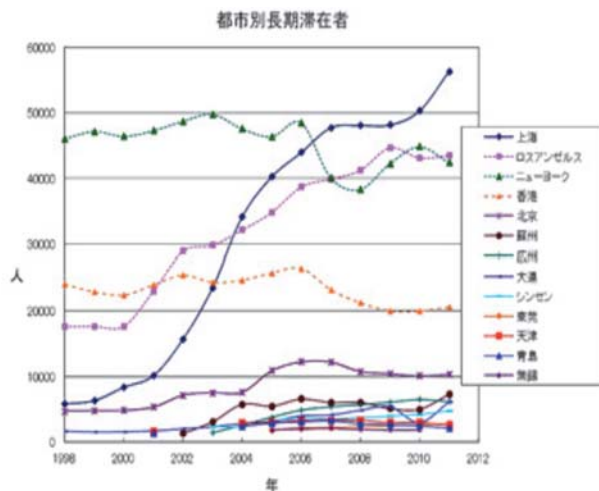
	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13
朝日	1	1	0	0	1	0	1	21	6	4	7	1	2	2	25	7
読売	1	0	0	0	2	2	4	22	4	3	9	2	4	1	11	16

#### 各年の朝日・読売新聞における中国暴動に関する記事数の比較

これを見る限り、2005年を境に記事数が一気に増えている。これは前述の通り、中国でのサッカーアジア杯や、「新常任理事国暴動」がきっかけとなったものである。

しかし、2003年には珠海日本人売春事件がおこり、連日の報道キャンペーンが展開され、反日デモが起きている。これに関しては新聞で特に取り上げられることはなかったのである。この現象が起こっているということは2005年を機に日本メディアが反日暴動に対して注目するようになったからと言ってもよいのではないだろうか。

この仮説を裏付ける方法として、逆から考えていこうと思う。そもそもなぜ2005年までは反日暴動の報道が少なかったのだろうか。



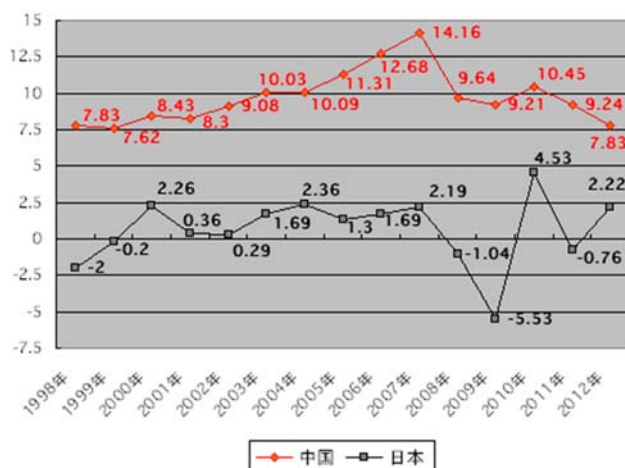
一つに、2005年までは、在中日本人が少なく、日本のメディアの興味関心が中国に対してなかったというところにある。中国の日本人の長期滞在者数は2002年～2005年で急激に増えた。(左図参照)数値としては2001～2011年までの10年で、5万3000人から14万1000人と、約3倍に跳ね上がっている。これはもちろん多くの企業が中国へと進出し、中国で働く日本人が増えたからである。

それに応じて日本では中国国民の動きに敏感になり、報道が多くなったのだ。報道が多くなる時期と、在中日本人が増え始めた時期がほぼ一致するので、この理由は妥当だと言えるだろう。

二つ目の理由は、中国駐在大使や中国駐在記者、中国研究者の存在である。これは文献から引用してゆく<sup>13</sup>。

党の独裁をつづけていくためだけに、過去を謝罪し、友好を願う隣国日本をこの様なやり方で利用し続けるのかと思えば、吐き気がするほどの不快さが先に立ったはずである。だが彼ら(記者達)は黙っていた。彼らの間に「繁栄する隣国こそが、最善の隣国」であるという暗黙の了解、互いにならずきあうだけの「談合」といってよいものがあったのだと私は今考えている。中国を国際秩序に組み入れ、国際的平和と繁栄から利益を得るような国にすることが日本の利益にもなるという長期的思考があつて、その日本憎悪の運動に沈黙を続けたのだらうと私は思っている。

中国のGDP成長率(暦年：%)



これが、本題の「時期」とリンクする。2005年までは、中国を「立派な隣国」に仕上

<sup>13</sup>鳥居民『「反日」で生きのびる中国』

げる期間だったのである。上図<sup>14</sup>を見れば分かるように、2005年からグラフが急激に右上がりになっている。つまり、もはや中国は「繁栄させなければならない隣国」ではなく「繁栄した隣国」へと変化していたのだ。もはや日本憎悪の運動に沈黙することは必要なくなり、これを機に中国のリアルを日本国民に伝え始めたのである。これを突然耳にした日本人は面喰ってしまうというわけだ。

以上二つが、2005年までに反日暴動の報道が少ない理由である。これは本仮説の裏付けとなり得るので、この仮説は妥当性があると言えるだろう。

## 8. 結論

ここで、今まで検証してきた四つの仮説をまとめる。

(1) 過去の旧日本軍が行った残虐行為に対する憎しみが残っており、「嫌日」といった歴史認識があるから

結果は、確かに活動に参加している人々は、多少なりとも日本に「不満」を抱いて、活動に参加しているというものになった。しかし、反日教育と呼ばれた「江沢民教育」が現在まで継続しているとは言い難い。中国国民(暴動に参加・不参加は問わず)は発達したインターネットを駆使して、自分達で日本を捉え直し、その上で嫌日感情を抱く者は抱いているのである。

(2) 共産党政権を保持・強化を目指し、日本という「悪役」を立て、国民一致団結を図るため

確かに中国当局は、国民(特に若者)の様々なうっぷんを晴らせるために、反日運動を見て見ぬ振り、または支援をし、背中を押していると言える。だがそれは強制的ではなく、あくまでも補足的な役割を果たしており、暴動の直接の原因として「政府」は弱いという結論に達した。しかし、暴動の抑制においては、国家は積極的に強制力を発揮するようである。ただし、この結論は資料が限られているということもあり、真実であるとはいいきれないと付け加えておく。

(3) 日本の悪行を訴えることで、アメリカに「反日」に同調してもらい、日米を隔離し、極東での覇権を握るため。

この仮説は、2005年や2012年の大規模な反日暴動においてではあるが、全く適合しないと言い切ることができる。アメリカは予想よりももっと客観的に日中を見ており、中立的な立場を維持しているということが分かった。しかし日本の、周辺アジアを顧みない政治行動によっては、アメリカが中国に肩入れする可能性もあるので、注意が

---

<sup>14</sup> BRICs 辞典(<http://www.brics-jp.com/china/gdp.html>)



必要である。

(4) 以前から暴動はあったが、ここ最近になって日本が大きくメディアで取り上げるようになったので目立つようになった。  
結果的には、この仮説は本題に合致すると言えるだろう。2005年までに反日暴動に関する報道が極端に少なかった理由は、中国の長期滞在者が少なかったからと、中国を「繁栄する隣国」に仕立てなければならなかった、日本の「中国に近い人間」達がいたからである。丁度時期も同じところから、この線が濃厚だと考えることができる。

1~4の仮説を複合して考察してみたい。中国の反日暴動に参加している人々は、それぞれで収集した情報に基づいて、ある程度の自己の考えでデモに参加している。更に、デモに参加すれば政府から賞金がもらえるなどの中国当局からの後押しもあり、より暴動は過激に、大規模に展開されているのである。そして近年になって、この暴動は過激化したように見えるが、これは決して今に始まったことではないのである。この「中国国民の憎しみの無知」を理解していないことこそが、真に危険なことなのだ。

勘違いしている人もいるかもしれないが、中国国民は、私達が思っている程、何も考えないような受動的な人々ではない。今後はより慎重な外交を中国とは行っていかなければならない。しかし、決して下手に出るのではなく、もちろん見下すわけでもなく、過去の歴史を忘れず、知性を持って中国と付き合いゆく。私は中国と本当の国交を結ぶことはそう遠くないと思っている。

参考文献

水谷尚子『「反日」解剖～歪んだ中国の「愛国」』

王錦思『中国「反日」活動家の証言』

鳥居民『「反日」で生きのびる中国』

祁景滢『中国のインターネットにおける対日言論分析

朝日新聞 2013年9月13日

古森義久『中国「反日」の虚妄』

日本経済新聞 2013年10月6日 編集委員 後藤康浩

朝日新聞 2013年9月13日

古森義久『中国「反日」の虚妄』

中国の反日デモをめぐる諸外国の論調 国立国会図書館

(<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0483.pdf>)

BRICs 辞典(<http://www.brics-jp.com/china/gdp.html>)

# 「なぜ、EUはトルコを加盟させないのか？」

2013年2月8日

学習院大学法学部政治学科4年

10-012-184

野中 柚香

## 1 序論

EUは、6カ国の原加盟国の統合以降、6次にわたる拡大を遂げてきている。2004年5月には、戦後の体制、歴史や価値の違いのために難航したとされたが、中・東欧の加盟交渉が進み、一挙に25カ国への拡大を実現した。

そして2013年7月には、クロアチアがEU（欧州連合）に28番目の加盟国として正式加盟した。旧ユーゴスラビアからの独立を巡り、死者2万人を出した激しい内戦（1991年—1995年）を経験したクロアチアにとって、EU加盟は平和の保証を意味するものであった。

一方でトルコは、2005年にはクロアチアと並びEUとの加盟交渉を開始している。トルコの西欧化、すなわち「欧州の仲間入り」に向けた歴史は古く、1963年にはEUの前身であるEEC（欧州経済共同体）へ加盟を申請している。1987年にはEC（欧州共同体）へ加盟申請し、12年後の1999年によりややく正式加盟国として承認された。そしてEUへの加盟交渉は2005年にスタートしたものの、今のところ交渉は停滞しており、加盟の見通しは立っていない。実にトルコは、50年もの間、ヨーロッパへの仲間入りを待ち続けているのである。

本稿では、“トルコ加盟問題”を、“なぜ、EUはトルコを受け入れないのか”という視点から調査する。その中で、「EUのアイデンティティ」や「EUが現在抱えている課題」について明示する。

## 2 EUが目指すべき統合

仮説の検証に入る前に、EUの基本理念、すなわちEUが本来目指すべき統合の形について、明示しておく。

EU全体の人口は、5億800万人にものぼり、現在はアメリカを凌ぐ世界最大の経済

圏になっている。2003年のテッサロニキの欧州理事会において、当時の欧州委員会委員長ロマーノ・プローディは、「バルカン諸国の加盟が実現しない限り欧州の統合は完成しない」と、バルカン地域を欧州連合に引き入れる決意を語った。<sup>1</sup>以後、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア、コソヴォなど、「民族浄化」の戦争と呼ばれて世界を震撼させたバルカン紛争の当事国たちが、次々とEUの仲間入りを果たしている。

これに象徴されるように、EUは独仏和解からバルカンの和解まで、「紛争地を制度の内に取り込み、平和と繁栄の地域を創る」<sup>2</sup>組織であると言える。また、その欧州と欧州連合の豊かさは、何よりもその「多様な歴史風景の中の統一」を基盤としており、文化力・建築・芸術・歴史的人の営みの豊かさ・民族の豊かさを共有することで、「多様性の中の統一」の実現を目指すものである。

### 3 仮説

では、EUがトルコを加盟させない原因について、以下の三つを仮説として挙げ、順に検証していく。

- A) EUの移民政策が整っていないため、人口の多いトルコを受け入れられない。
- B) 拡大による弊害を受けて、EU全体が合理化に向けて動いている。
- C) 加盟国間で「EU統合」に対して温度差があるため、全会一致を実現できない。

### 3. 仮説（A）の検証

#### 3.1 EUの失業問題

EUが内部で抱える問題の一つに、失業問題が挙げられる。世界の金融危機以降、ギリシャ財政問題に端を発し、EU諸国の雇用不安が着目されるようになった

Eurostat (EU統計局)の公表資料によると、2013年5月のEU全体の失業率は11.0%となっており、他の先進諸国(アメリカ7.6%、日本4.1%)と比較しても非常に高いことが伺える。

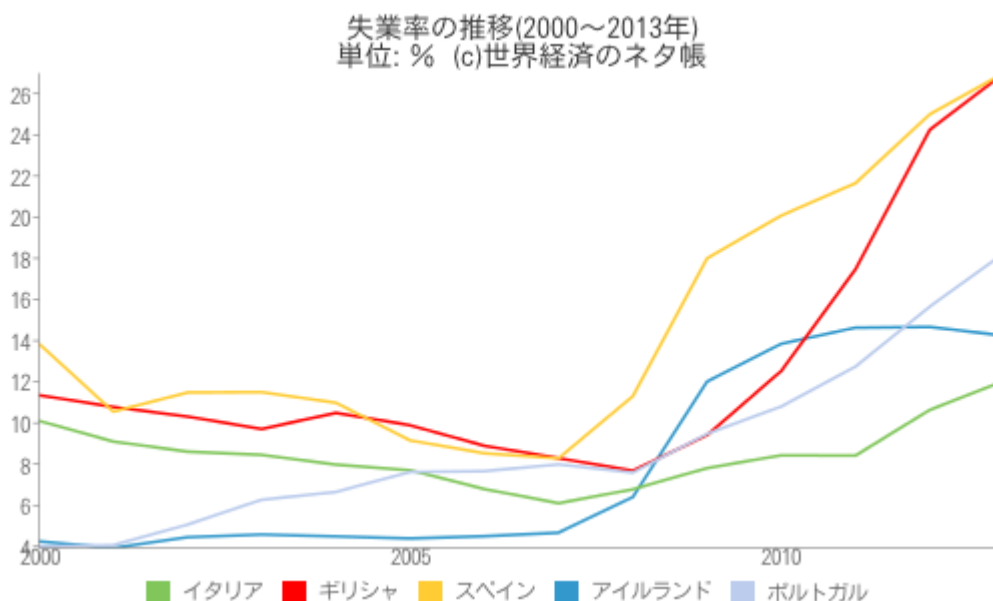
下のグラフは、EUで財政悪化が懸念されるPIIGS(ポルトガル・アイルランド・イ

---

<sup>1</sup>羽場久美子『EU（欧州連合）を知るための63章』 株式会社明石書店、2013年、3頁

<sup>2</sup>羽場久美子『EU（欧州連合）を知るための63章』 6頁

タリア・ギリシャ・スペイン)5ヶ国の失業率の推移を表したものである。



これを見ても明らかなように、金融危機に並んで失業問題も深刻化しており、2010年以降も悪化していることが分かる。

こうした状況下において、EUは若年層の失業対策のために、2014年から7年間で最大80億ユーロ(約1兆円)を投じ、職業訓練や成長産業への開発支援などを通じて、2020年までに2,000万人の雇用増を目指している。<sup>3</sup>

### 3.2 EUの移民政策

こうした失業問題を抱える中、労働力として外国人を受け入れ、難民の人道的受け入れも行い、外国人・移民がその人口の5~10%をなすに至った国は、ドイツを筆頭に十数カ国に達する。すなわち各国は、独自に外国人の受け入れの政策をもちながらそれぞれに展開し、人口約5億人のEUは2012年現在、約3000万人の外国人を擁するまでに至っているのである。これが、ヨーロッパがEUという組織を通して“新移民大陸”と呼ばれるゆえんである。<sup>4</sup>

一方で、外国人の受け入れと規制については、もともと各国家の主権に属するという考えが根強いため、共通の移民政策は成立しがたかった。しかし1997年、アムス

<sup>3</sup> 世界経済のネタ帳HP <http://ecodb.net/article/-/14.html> アクセス日(2月6日)

<sup>4</sup> 羽場久美子『EU(欧州連合)を知るための63章』株式会社明石書店、2013年、330頁

テルダム条約が調印され、99年にこれが発行されると、民族や宗教を理由とする差別、排斥に対処する権限がEUに認められ、また移民・難民に関する政策の策定がEU権限に加えられた。しかし、これは必ずしも一国の行うような直接の具体的な受け入れ、規制、統合などの政策策定が目指されるのではなく、共通政策のガイドラインの作成や反ゼノフォビア（外国人排斥）などのキャンペーンというゆるやかな形式をとるにとどまっており、また自由移動を行える人の範囲が第三国国民にまで拡大されたことから、第三国国民と連合市民とも権利関係が曖昧になったという側面もあった。<sup>5</sup>

EUが重視する点は、外圍国境のコントロールを維持して非正規の移民流入を阻止しながらも、高技能移民や季節労働者の受け入れを積極的に図り、進行するグローバリゼーションに対しEUの経済的競争力を高めることである。しかしこの目標を掲げながらも、他方では移民を巡って差別や紛争も起こるようになっていき、2005年には、日頃の差別に抗議する移民二世世代の若者の「暴動」が大規模に広がった。

EUの課題としては、定住している第三国出身の外国人・移民を、いかに社会的に統合させるのかがかねてからのテーマであり、二世や三世の就労の平等が今や中心の課題になっている。他方、EUのほとんどの国は少子高齢化による労働力減に危機感を抱き、高技能移民だけでなく、非熟練労働力の不足にも懸念をつのらせているものの、これについてEUの政策提案はないのである。

### 3.3 トルコ移民についての対応力

以上のようにEUの課題を探ると、「域内の失業問題への対処に迫られている」「労働力が減少しているものの、共通移民政策はない」「国内の第三国出身外国人に対する不平等が解消されていない」といった問題点が浮かび上がってくる。大規模な移民の流入がEUの混乱を招くことは、十分に予測できる事態であると言えるだろう。

2013年に加盟を果たしたクロアチアと比べると、クロアチアの人口はわずか440万人、EU全体の人口の1パーセント以下であり、国土はわずか5万6,000平方キロメートル。一方でトルコは、人口が約7600万人、国土は78万平方キロメートル。経済水準は比較的高く、一人当たりのGDPは約1万500ドルと、既存加盟国であるハンガリ

---

<sup>5</sup> 香川敏幸・市川顕『グローバルガバナンスとEUの深化』慶応義塾大学出版会株式会社、2011年、270頁

ーやポーランドを上回っている。<sup>6</sup>クロアチアと比較してみれば、トルコのEU加盟がもたらすインパクトの大きさが伺える。トルコの大規模な移民を受け入れられるだけの、「共通移民政策」や「失業問題解消の兆し」が無い事は、トルコの加盟を敬遠させる一つの要因と言えるだろう。

#### 4. 仮説（B）の検証

##### 4.1 東方拡大による弊害

東欧諸国への拡大は、加盟国内の経済格差を生じさせていた。EU域内のGDP、平均所得、失業率に見られる経済格差は、2004年5月の第5次拡大の結果、更に広がることとなり、格差是正のための政策は重要性を増してきている。さらに、EU15カ国と2007年1月に加盟したルーマニア、ブルガリアとの間には第5次加盟国以上の開きがある。また、加盟申請中のクロアチアやマケドニア、トルコも視野に入れて格差問題を考えるならば、今後、EUの加盟国拡大は経済格差の拡大と是正を繰り返しながら展開していかざるを得ないのである。

長期的な傾向としても、所得格差は拡大傾向にあり、また従来から相対的に格差が大きい加盟国（ギリシャやイタリアなど）では、社会システムの成熟とともに格差の縮小がみられる一方、伝統的に平等な状態にあった北欧などで、むしろ所得格差が拡大している。<sup>7</sup>

経済格差は、EUの共同体としての基本原則（域内の人、モノ、資本、サービスの移動の自由の保証）の達成も困難なものとしている。第5次拡大では人の移動に関して一定の制約を設ける国が多数を占め、その時は人の移動に制限を設けなかったイギリスも、2007年の拡大においては一定の制限を設けるとしている。また域内格差は、経済面での障壁を残してしまうだけではなく、行政運営上の障壁、法制度面や、文化的社会的な面での障壁除去を困難なものとしてしまい、EUが本来目指すべき、統合という点において大きな障害となってしまう。また2007年の拡大によって公用語が23カ国になってしまうことも、域内を均衡させることを困難にしている要素なのである。

---

<sup>6</sup>外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/turkey/data.html> アクセス日（2月2日）

<sup>7</sup>労働政策研究・研修機構HP [http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012\\_1/eu\\_01.html](http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012_1/eu_01.html) アクセス日（2月6日）

## 4.2 ゼノフォビアの広がりによる弊害

近年、EU が域内で抱えている問題の一つに、移民に対するゼノフォビアの広がりがある。このゼノフォビアが 21 世紀になってもなお現れてしまうのには、以下の六つの要因がある。

- A. グローバル化
- B. 冷戦の終焉と国境の解放
- C. マーストリヒト条約と地域統合の進展
- D. 民衆化の進展
- E. 移民の流入と格差の広がり
- F. 市民と移民双方の不満の広がり

F について具体的に述べると、市民の側にとっては、統一的なシステムと価値の多元化のなかで、市民中間層の間に自己の既得権益を侵されるのではないかという恐怖が広がっていること。そして移民の側にとっては、期待した権利を得られていないということが挙げられる。

国境線の解放により貧しい地域から豊かな地域に人々が移動することで、ヨーロッパの諸都市内部に賃金格差が生まれ、そうした状況のなかで、市民のあいだに将来の生活に対する不安が広がり、多元化を恐れ拒否することで、階層間格差や若者の失業、さらには頭脳労働者移民の増大が、市民社会を脅かす脅威となってしまうことが、ゼノフォビアという形になって現れてしまうのである。

これを解決する為には、第一に、高い失業率、特に大卒の若者が正規の職場に就職できない状況に対する対策を講じ、雇用を創出すること。第二に非正規雇用者の増大に対しては、正規雇用者と同様の時給、セーフティネットとしての社会保障の補償が必要となる。第三には、福祉政策のなかに移民や非正規労働者を排除せず組み込むこと。いずれも、予算が必要であり、新興国が先進国に賃金の安さという競争力で挑戦を仕掛けてきているときには、容易に改善できる問題ではないが、賃金、雇用、福祉政策と連動せずしてゼノフォビアの解決はない<sup>8</sup>のである。

---

<sup>8</sup> 羽場久美子『EU（欧州連合）を知るための 63 章』 342 頁



#### 4.3 トルコの人口の多さに対する弊害

トルコの人口は前述の通り、ドイツの約 8200 万人に次ぐ規模で、フランスの 6200 万人、イギリスの 6000 万人、イタリアの 5900 万人より多い上に出生率が高く、これがトルコの経済成長を支えていると言われる。

これだけの経済水準と人口規模から考えると、EU の側からすれば、莫大な地域補助金（構造基金）と農業補助金を与えなければならないという懸念が広がる。構造基金は、地域格差の是正に充てられる資金であり、拡大は一時的であれ経済格差を生むのである。

またトルコの人口の多さは、欧州議会への関与の仕方にも不安を生むものである。すなわち、理事会の特定多数決の持ち票と欧州議会の議席数に反映された場合の発言力の大きさや、政治文化の相違によるコンセンサス形成の難しさに対する憂慮が、少なからず存在するのである。

#### 4.4 EU 合理化の必要性

上記のように、EU が東方拡大することによって受けた弊害は大きいものであった。中でも経済格差は、失業問題にも派生し、解決に向けた政策が重要性を増している。そして同時に、市民間での不平不満を煽る要因として、ゼノフォビアという本来 EU が目指すべき“多様性を維持した統合”とは正反対の、複雑な問題を引き起こすきっかけにもなっている。

人口が多いトルコの加盟は、移民問題への対処だけではなく、経済格差から生じる様々な弊害を懸念しなければならないのである。それはまた、クロアチアのような小国以上の費用を要するものであり、域内での是正を優先する限りは、トルコ加盟を阻む一つの要因と捉えられるだろう。

### 5. 仮説（C）の検証

EU の加盟国によって、トルコ加盟についての賛否は分かれている。英やスウェーデンなどの積極的賛成派は、トルコの経済的将来性や EU の政治的な影響力が中東地域で強まるメリットを強調するが、一方で、フランスやドイツでは宗教や文化の違い、大量の移民流入への心配から、正式加盟ではなく特別なパートナーという位置づけに留

めるべきだという意見が出ている。<sup>9</sup>ここでは、各国の意見の食い違いに着目して、トルコ加盟をめぐるヨーロッパの混乱について検証する。

### 5.1 ドイツ・メルケル首相の戦略

2004年2月、当時の野党・キリスト教民主同盟（CDU）の党首だったアンゲラ・メルケルは、トルコに対して正式加盟ではなく「特権的同盟関係」を結ぶことを提案した。この背景には、失業問題を改善できず、前政権の足元が揺るぎ始めたタイミングであったため、失業におびえて移民への嫌悪が生まれてきた国民からの支持拡大を図ったという戦略が存在していた。

トルコの側からすれば、「特権的同盟関係」は加盟できないに等しいものであるが、失業問題を抱えるドイツやフランス、西欧の玄関口であるオーストリアなど移民に不満を抱く西洋諸国にとっては、内政問題での国民の不満を逸らすための絶好の口実であった。すなわち、トルコの加盟を阻害することは、解決すべき内政問題から逃れ、国民の反移民感情に訴えかけることで支持を得るという、ドイツの策略でもあったのである。

### 5.2 欧州憲法条約の批准拒否

フランスはシラク大統領の時代には、トルコが条件を満たせば加盟を認める方針であった。しかし、2005年5月、国民投票によって欧州憲法条約の批准が拒否されるという、衝撃的な出来事が起こってしまう。

欧州憲法条約では、EUに大統領や外相を新設するほか、共通の外交政策や安全保障政策、欧州議会の権限強化などを盛り込んでおり、すでにドイツは批准を決めていた。しかし、国内の政治動向に反映され、EUの原加盟国が初めて今後の統合を拒否する、という結果になってしまったのである。

フランス国民が批准に反対した理由は主に四つある。第一には、シラク政権への不満である。フランスの失業率は、2000年頃から8～9%の高水準で年々上昇し続けている。不況に加え、2005年の東方拡大後はEU域内の経済統合が深まり、企業は賃金の

---

<sup>9</sup> NHK解説委員会HP <http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/600/67289.html> アクセス日（2月6日）

安い中・東欧諸国に拠点を移してしまった。その結果、本国で職に就けない人々が増大したのである。第二には、欧州憲法条約の制定によって域内でさらに自由市場経済が厳しくなることへの恐れである。フランスでは、伝統的に国家が手厚い社会保障を行ってきた。そのため過度の市場自由化や労働力の流入などにより失業や社会福祉の水準が低下することに対して強い不満がある。第三には、フランス共和国が EU に干渉されることや、EU 内でのフランスの影響力が低下することへの反発である。そして第四には、EU 拡大への恐れとトルコへの嫌悪感である。東方拡大でより多くの人の自由移動が実現し国内に移民が増加したことは、フランスの中低所得者層のあいだに不満が高まる要因となった。<sup>10</sup>

オランダでも、同様の現象が起こった。オランダ国民は EU が巨大化することへの警戒心から、欧州憲法条約批准に反対したのである。

すなわち EU が拡大を続ければ、域内の経済格差を埋めるために原加盟国は新規加盟国へ経済的援助をしなければならない。オランダ国民一人あたりの負担額は、加盟国の中でも最大であるものの、その拠出額に対して受け取る金額は非常に少ない。国民は、オランダの発言力の低下と恩恵の少なさに、日頃から不満を抱いていたのである。

### 5.3 EU 理念の不安定化

以上のように、拡大をめぐる食い違いは、国内の政治動向に左右されながら、ヨーロッパの混乱を導く結果となってしまった。しかし、そもそもの EU の理念は、拡大と統合によりかつての「敵」を内に取り込んで平和共存を目指すことにあった。<sup>11</sup>多様性を尊重した上での統合が、本来のあるべき形であるにも関わらず、トルコの加盟をめぐることは、全会一致を実現できないという問題の前に、「敵」を「敵」として利用し、国民の支持を仰ぐ政権の存在や、失業問題を背景に国民の間で排他主義が台頭していた点を指摘しなければならない。

## 6. まとめ

本稿の問いが、「なぜトルコは EU に加盟できないのか」というものであれば、触れるべきポイントも随分と違っていたはずである。すなわち、キプロス・ギリシャとの

---

<sup>10</sup> 内藤正典『激動のトルコ』 株式会社明石書店、2008年、143-144頁

<sup>11</sup>内藤正典『激動のトルコ』 158頁

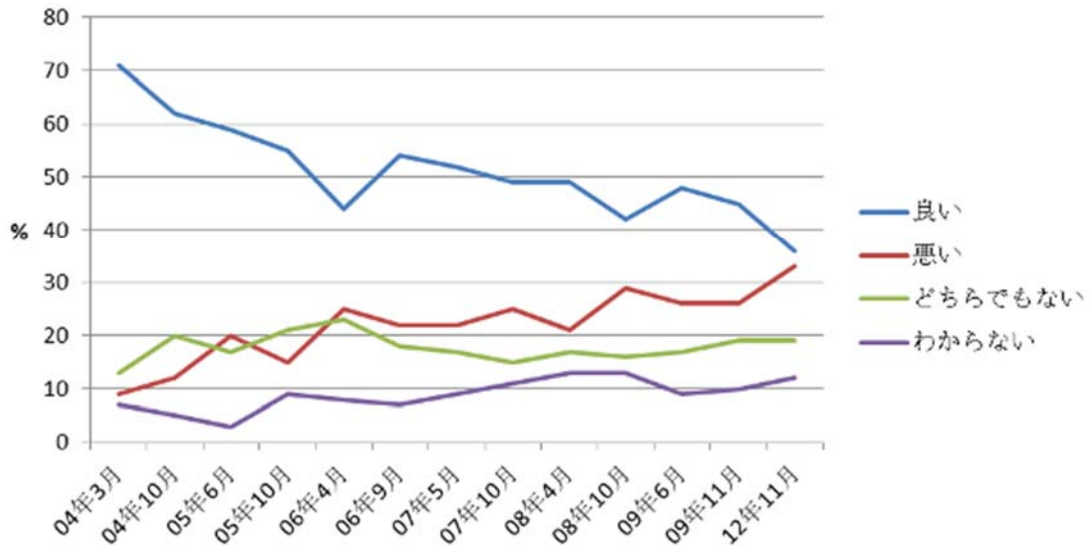
対立関係を抱えてしまっていること、ヨーロッパとしての定義が曖昧で、トルコはそもそもヨーロッパではないという認識があることなど、様々なトルコ側の要因を探る順序であつただろう。しかし、「なぜ EU はトルコを加盟させないのか」という本稿の問いでは、受け入れる側のヨーロッパ視点から見ることで、ヨーロッパが受ける影響を軸にこの問題を検証していく運びとなった。結果的には、「加盟させない」という現状が続いているわけだが、トルコの加盟によって EU 側が受けられるメリットも、十分に予測できるものである。それには、以下の三点、「経済的メリット」「安全保障面」「宗教間対立の解消」が挙げられる。

まず経済的メリットであるが、これはトルコの若年人口の豊かさに起因している。トルコ人が労働力となることで、EU 全体の雇用を健全な形にすることが可能になる。次に安全保障面であるが、これは EU の境界線がイラクにまで及ぶことで実現できるものであり、EU はこの地域での安全保障政策で発言力を強められるようになる。最後の宗教間対立については、人口の大半がムスリムであるトルコの加盟により、9.11 以降益々深まった相互の溝を解消できるというメリットである。

このようなメリットを予測しながらも、それでも加盟に漕ぎ着けることができないのは、EU が経済的に優先すべき課題として、失業問題への対応や経済格差への是正が存在していること、また、移民の社会的統合が実現しないままに、トルコの莫大な数の移民が流入してしまうことが、政府・国民双方にとって大きな脅威であること。更には、加盟国が抱えている内政問題によって、政権が国民の支持を得るために、この問題を利用していることが、要因として挙げられる。

西欧化の一環として、長年 EU への加盟を目標としながら、不運にもヨーロッパの変化のあおりを受けて、ヨーロッパ側の不誠実な態度に直面することになってしまったトルコであるが、このように交渉が難航している間に、世論は少しずつその加盟への熱を冷ましている。

図1: EU加盟に対するトルコ世論の推移



参照：<http://synodos.jp/international/5392/3>

しかし、トルコの近代化・民主化はイスラーム世界の変化と安定の模範となり、ヨーロッパの安全保障にも貢献する。EUが本来目指すべき姿である、“多様性を尊重した統合”を実現するためには、トルコの加盟交渉を無視し続けることはできないはずである。EUがグローバルアクターとして活躍できるかどうか、トルコはそれを決定づける、一つの試金石であると言えるだろう。

【参考文献】

- 外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/turkey/data.html>
- EUROSTAT ホームページ  
<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/eurostat/home/>
- SYNODOS『トルコのEU加盟問題』 <http://synodos.jp/international/5392/3>
- 羽場久美子『EU（欧州連合）を知るための63章』株式会社明石書店、2013年
- 香川敏幸・市川顕『グローバルガバナンスとEUの深化』慶應義塾大学出版会株式会社、2011年

- 庄司克宏『欧州連合～統治の論理とゆくえ～』株式会社岩波出版、2007年
- ジャン＝ドミニック・ジュリアーニ著／本多力訳『拡大ヨーロッパ』株式会社白水社、2006年
- 清水嘉治・石井伸一『新 EU 論』株式会社新評論、2008年
- 片倉もとこ『イスラームの世界観―「移動文化」を考える』株式会社岩波書店、2008年
- 内藤正典『激動のトルコ―9・11 後のイスラームとヨーロッパ』株式会社明石書店、2008年

－反原発運動の差異－  
～日独における事例を中心に～

2013/02/08

10-012-157

4年政治学科 田中 美智生

**1. 序論**

2011年3月11日14時46分、東北沖でマグニチュード9.0規模の大地震が発生した。同じ時間、福島県では震災の影響により、福島第一原発で水素爆発と核燃料棒が露出する炉心融解事故が発生し放射性物質が拡散され、国内での原発は稼働停止を余儀なくされた。しかし、事故から一年も経たない2011年暮れに、当時の民主党政権は福島第一原発における原子炉が冷温停止状態にあるとする「収束宣言」を表明した。さらに、脱原発世論が高まりを見せる中<sup>1</sup>、政府は2012年6月、大飯原発3、4号機の再稼働に踏み切る一方、国内では将来的に原発の数を減らすと表明しながら国外に原発を輸出するダブルスタンダード（二重基準）政策を執り始めた。

一方、ドイツでは福島原発事故後、「安全なエネルギー供給のための倫理委員会」（通称、倫理委員会）を立ち上げ、ドイツの脱原発を倫理的側面から方向づけた。そして、2011年6月、世界で逸早く、メルケル首相が2022年までに原発をゼロにする<sup>2</sup>と宣言した。その後、着々と風力やバイオマスなどの再生可能エネルギー普及に向けて整備を進めている。

日本とドイツは戦後、米国の核の傘のもと経済成長を成し遂げた点や、石油危機を契機とした原発導入過程の背景が類似している。しかし、その後の両国における原発政策には差異が見られる。ドイツが脱原発政策に舵を切った背景には、過去に、国内で環境政党の台頭で反原発を中心とした市民運動が活発になり、脱原発世論の形成に

---

<sup>1</sup> 日本では7割が脱原発を支持：『原発「やめる」7割超す』朝日新聞 2013年2月17日朝刊 政治面 一方、ジャパン・フォー・サステナビリティ（JFS）の2012年度における世論調査でも、日本のエネルギー政策にたいして世界各国の過半数が原発不支持を表明している。（<http://www.enecho.meti.go.jp/info/committe/kihonmondai/31th/31-6-3.pdf> , アクセス日 2013年10月3日）

つながったことが挙げられる。確かに、日本でも 70 年代から 80 年代までに、国内の原発事故をきっかけとする原発立地への反対運動があったものの、原発問題が政治的な争点として採り上げられることはなかった。そこで本研究では、日独間の反原発政策を標榜する市民運動が成り立つ要因を仮説に基づいて究明したい。尚、本稿におけるドイツは西ドイツを指す。

ここであらかじめ断りを入れるが、確かにドイツが脱原発を表明し、再生可能エネルギー政策推進を標榜した背景には、再生可能エネルギーを打ち出すことができる地形的な環境が日本と比べ整っていることが挙げられる。従って、ドイツの脱原発政策のモデルを日本にも導入すべきという結論を容易に下すことはできない。だが、ドイツでの反原発運動は、事実、国内の政策を転換させるまでに至った。今後のエネルギー政策を考える上でも、市民アクターと政治アクターの関係性は抜きにできないと考える。

本研究の問いである反原発運動起因のメカニズムを、原子力施設反対運動に関する先行研究に触れつつ明らかにし、今後の原子力政策における市民アクターの在り方を考察したい。

## 2. 歴史的経緯

以下、日本とドイツにおける原子力政策導入の過程と展開を論じ、その後、反原発運動がどのように巻き起こったか過程に言及する。

### a-1. 日本における原子力政策導入の過程と反対運動の形成

日本では米国による同盟国への原子力技術及び核物質の供給体制の構築に全面的に依存する形で、1954 年から原子力開発が国策として推進されるようになった。しかし、日本と原子力の出会いは、悲惨と言わざるを得なかった。

1945 年 8 月 6 日、9 日の両日、実戦での使用としては世界史上唯一の原爆投下が広島と長崎に対して行われ、9 月までに急性放射線障害などで合計 20 万人以上の死者をもたらした。1950 年までの 5 年間で見ると、合計 34 万人の死者が発生したと推定される。<sup>2</sup>生き残った人々も様々な障害や疾病、社会的差別による苦しみを受けた。占領当局は占領開始直後から、原子力研究の禁止令に加え、反米感情の芽を摘むという観点で、原爆や原爆被害に関する報道も禁止した。冷戦の激化に伴い、原子力に関する報道管制は原爆開発情報がソ連側に漏洩するのを防ぐという観点からも強化された。しかし 1949 年 8 月、ソ連の

---

<sup>2</sup> 岩垂弘『核兵器廃絶のうねり—ドキュメント原水禁運動—』連合出版 1982 7 頁



原爆実験成功によって米国の核兵器独占が崩れると、報道検閲は緩和され、米国の核政策も転換していく。米国はソ連や英国の核兵器保有という現実と直面して、核兵器保有国がその管理下で、それぞれの同盟国に対し、原子力の技術の供与と核物質の供給を行う体制の構築に動き出した。<sup>3</sup>

日本における原子力研究開発は、敗戦と同時に連合軍軍によって全面的に禁止された。その後、1952年の講和条約発効をもって解禁されるまで、日本の原子力研究は停止状態を強いられた。解禁後も、日本の原子力研究開発は一年半の「冬眠状態」を経験する。その後、1954年3月、衆議院予算委員会の席上で戦後日本初の原子力予算が中曽根康弘議員らによって提出、可決され、これによって、日本の原子力研究は、ドイツよりも一足早く、政治家主導のもとで本格的に開始された。<sup>4</sup>中曽根康弘を中心とする改進黨の議員は、自由党及び日本自由党の賛同を得て、1954年度予算に対する3党共同修正案に日本初の原子力予算を盛り込み、1954年3月2日、衆院予算委員会に提出した。<sup>5</sup>基礎研究開発が大半を占めた旧西ドイツの原子力開発初期の連邦予算とは対照的に、日本初の原子力予算では全体の94%が、用途も立っていない原子炉築造費にいきなり当てられ、その額はウラン235にゴロを合わせた2億3500万円とされた。予算の残りはウラン資源の調査費1500万円が占めた。<sup>6</sup>学界は原子力予算の突然の出現に狼狽し、政府の原子力政策の独走に歯止めをかけるため、「原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明」を1954年4月23日、学術政策に関する学界の代表機関である日本学術会議の総会で可決した。この「原子力3原則」はやがて原子力基本法第2条に「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする」という文言で取り入れられた。<sup>7</sup>

その間、政治は全党派を挙げて原子力開発の推進体制の急速な構築に突き進んでいた。1955年10月には、原子力法体系整備のため両院合同の原子力合同委員会が発足し、委員長には中曽根が就任した。委員会のポストは、間もなく自民党と社会党の保革2大政党に合同する4政党、すなわち民主党、自由党、左派社会党、及び右派社会党に平等に配分さ

---

<sup>3</sup> 本田宏 『脱原子力の運動と政治—日本のエネルギー政策の転換は可能か』 北海道大学図書刊行会 2005 47 頁

<sup>4</sup> 吉岡斉 『原子力の社会史 その日本的展開』 朝日新聞社 朝日選書 1999 48-64 頁

<sup>5</sup> 本田 『脱原子力の運動と政治—日本のエネルギー政策の転換は可能か』 2005 47 頁

<sup>6</sup> 本田 『脱原子力の運動と政治—日本のエネルギー政策の転換は可能か』 2005 48 頁

<sup>7</sup> 吉岡 『原子力の社会史 その日本的展開』 1999 68-72 頁

れた。合同委員会の作業の結果、1955年12月16日、原子力基本法、原子力委員会設置法、及び、総理府設置法改正案（総理府内に原子力局を設置）のいわゆる原子力3法案が参院本会議で可決成立し、いずれも1956年1月1日から施行された。これに続き1956年3月から4月にかけて、科学技術庁（総理府原子力局から改組、5月に発足）設置法や、日本原子力研究所法、原子力燃料公社法など、所管官庁や政府系研究開発特殊法人の設置法案が相次いで可決された。日本原子力研究所（原研）の主業務は原子力研究全般と原子炉の設計・建設・運転、原子燃料公社（原燃公社）の主業務は核燃料事業全般と定められた。<sup>8</sup>こうした制度設計には、巨額の原子力開発費用をまかなうため、公的資金の投入を最小限に確保しつつも、公的統制は最小限に抑えたいという、財界の意向が政治家を通じて強く反映されていた。通産省の介入を防ぐために、科技庁や原子力委員会は総理府に下属する形とされた。また初代原子力委員に学者3名（藤岡由夫、湯川秀樹、及び有沢広巳）も含まれていたが、政治家の正力松太郎委員長と経済団体連合会（経団連）の石川一郎という2名の税界出身者の意向が強く反映された。<sup>9</sup>

さらに、原子力政策導入の過程では自民党に合流する保守諸政党の政治家に加え、巨大保守政党結成を後押しした財界も主導権を握っていた。財界は、巨額の原子力開発費用をまかなうための公的資金を最大限確保しながら、特に通産省による公的統制は最小限に抑えることに腐心し、その意向は科学技術庁や原研の設置など、原子力開発の推進体制の制度設計に反映された。<sup>10</sup>このように財閥主導が目立った背景には、GHQの命令で一度解散させられていた財閥が、米軍の占領統治終了後、企業集団として再結集していく契機を、原子力開発が提供したことにあった。<sup>11</sup>ドイツと異なり、日本では財閥解体の際に銀行の集中排除が行われなかったため、占領統治終了後、1950年代前半から銀行主導で旧財閥の企業集団としての再編成が始まる。<sup>12</sup>

## **a-2.第五福竜丸の被ばく事件と反核運動の形成過程**

原爆に関する報道統制は1949年から緩和された。1952年4月28日に講和条約が発効

---

<sup>8</sup>吉岡『原子力の社会史 その日本的展開』1999, 77-79 頁

野村元成 1999, 「原子力と情報公開・非公開」後藤邦夫・吉岡齊編『通史日本の科学技術 第5巻—11巻 国際期1980-1995』学陽書房 947 頁

<sup>9</sup> 本田『脱原子力の運動と政治—日本のエネルギー政策の転換は可能か』2005 49 頁

<sup>10</sup> 本田『脱原子力の運動と政治—日本のエネルギー政策の転換は可能か』2005 66 頁

<sup>11</sup> 高木仁三郎『原子力神話からの解放』光文社 2000 カップブックス 73 頁

<sup>12</sup> 本田『脱原子力の運動と政治—日本のエネルギー政策の転換は可能か』2005 49 頁

し、GHQ のプレス・コードが失効すると、広島・長崎の経験も徐々に国民の間に広がっていた。<sup>13</sup>その間、1950 年 3 月にスウェーデンで開かれた平和擁護世界大会常任委員会の会合で、大量殺戮兵器である核兵器の禁止が呼びかけられると、この「ストックホルム・アピール」を支持する署名運動が全世界で行われ、日本でも米軍占領下の困難な状況下で 645 万の署名が集まった。さらに奇しくも初の原子力予算が衆院本会議で可決される数日前に水爆製造を命じ、1952 年 11 月に米国は世界初の水爆実験を南太平洋エニウェトク環礁で行う。しかし、この時のアメリカの兵器は実用段階に達していなかった。<sup>14</sup>ところが 1953 年 8 月ソ連は初の水爆実験を、しかもより小型の「乾式」で行った。焦りを募らせた米国は航空機でも運搬可能な乾式水爆の開発を急ぎ、その最初の爆発実験を 1954 年 3 月 1 日、南太平洋ビキニ環礁で行った。

この 1954 年にビキニ環礁で生じたマグロ漁船「第五福竜丸」の被ばく事件では、乗組員が被ばくした事実だけでなく、第五福竜丸に積まれたマグロなどの放射能汚染も判明、さらに同船と同時期に近海で操業していた漁船の積荷でも同様の汚染が確認された。<sup>15</sup>その後、マグロの買い控えが全国で発生し、放射性物質が偏西風に乗り、核実験場から遠く離れた日本国内にも雨とともに降り注いでいることが科学者によって明らかにされた。食品の汚染によって日本社会はパニック状態に陥り、核兵器の破壊的性格を全国民に印象づけた。食品の放射能汚染に国民大衆が反応するという行動様式はこのとき形成され、チェルノブイリ原発事故の際に再度意味を持つことになる。そして、第五福竜丸事故による余波は、原水爆禁止運動の形成となって現れ、<sup>16</sup>原水爆禁止運動の流れは東京杉並区から始まり、1955 年 4 月には全国に署名運動が広まった。その後、原水爆禁止世界大会の開催が決定し、同年 8 月に開かれた。

第五福竜丸事件をきっかけに原水爆禁止運動が高揚して以来、原水爆実験の禁止を求める意見は国民アイデンティティの性格を帯び、世論の圧倒的多数を占めるようになった。<sup>16</sup>このように原子力の軍事利用の拒絶が早くから定着したのとは対照的に、原子力の平和利

---

<sup>13</sup> 例えば 1952 年 8 月 6 日には『アサヒクラブ』による原爆被害写真集が発売され（即日売切れ、増刷）、原爆文学、被爆体験記、科学者による啓蒙書なども出版されるようになる。

<sup>14</sup> 液体水素を用いた重量 65t の巨大な爆破実験装置にすぎず、実用段階に達していなかった。本田『脱原子力の運動と政治—日本のエネルギー政策の転換は可能か』 2005 71 頁

<sup>15</sup> 乗組員 23 人は病院で原爆症と診断され、なかでも同漁船の無線長・久保山愛吉は半年後に死亡した。

<sup>16</sup> 柴田鉄治・友清裕昭著 『原発国民世論—世論調査にみる原子力意識の変遷—』 ERC 出版 1999, 12 頁

用への反対意見は 1968 年頃まで世論の中にほとんど表面化しなかった。国民一般の原子力に対する認識は乏しく、その態度は肯定的であった。新聞の論調は、各論は別として「原子力の「平和利用」の歓迎で一致していた。また全国の海岸部の低開発地域では工業立地への要望が強く、初期の原発の建設計画に対しては、道府県知事が市町村を先導する形で原発誘致による地域開発を推進し、町村ぐるみの陳情活動が盛んに行われた。

茨城県東海村に建設された日本初の商業炉は、その安全性をめぐり専門家の間では論争があったが、住民の反対運動には遭わぬまま、1966 年に運転を開始した。その間、1963 年頃から米国の原子炉メーカーが軽水炉の売り込みを本格化させると、電力会社は自力で軽水炉建設に乗り出す。特に福島県と福井県には東電と関電が次々と原発を建設していくが、住民の反対運動はほとんど起こらなかった。<sup>17</sup>

同じ頃の 1964 年 9 月、原燃公社（1967 年に動燃に改組）は茨城県及び東海村に対し、日本初の再処理工場を東海村に建設することを申し入れたが、同年 12 月、まず茨城県議会が、続いて東海村に隣接する勝田市と日立市でも市議会が反対を決議した。米軍水戸対地射撃場の隣接地への再処理工場建設に対する安全上の懸念から、彼らは反対を表明していたが、1970 年 4～5 月にかけて行われた茨城県知事と科技庁との交渉で合意が成立した。その後、東海再処理工場は 1971 年 6 月に着工したが、県漁連は 1974 年 11 月に動燃と漁業補償契約を締結するまで反対運動を続けた。<sup>18</sup>

こうした反対運動はまだ孤立した例外にすぎなかったが、1968 年から反対住民の組織化は徐々に全国各地へと広がっていった。直接のきっかけは、芦浜原発計画の場合も含め、多くの計画時点で誘致の決定が秘密裏に行われ、電力会社や県に対する住民の不信感が強まったことにあった。しかし全般的な背景としては公害問題の激化と反対運動の高揚があった。原子力問題もしばしば「原子力公害」や「放射能公害」と呼ばれ、「公害問題」という既存のフレームで捉えられた。しかし政府が原子力を「無公害エネルギー」として宣伝したように、原子力には「公害問題」として捉えにくい面もあった。「公害」という言葉には可視的な環境汚染や開発による生活環境の破壊というイメージもあったが、放射能汚染は不可視的であり、発電所建設による生活基盤の破壊も含め、被害を具体性のある問題として感じることのできる層は非常に限られていた。

---

<sup>17</sup> 日本原電敦賀原発 1 号機は 1970 年に、東電福島第 1 原発 1 号機は 1971 年に、関電美浜原発 1 号機は 1970 年に、運転を開始した。

<sup>18</sup> 吉岡『原子力の社会史 その日本的展開』1999, 123 頁

1973年に第四次中東戦争が勃発し、世界はエネルギー危機に瀕した。第2次石油危機も同時に併発し、大平正芳内閣発足直後の1978年12月17日、OPECは、1979年中に原油価格を段階的に14.5%まで大幅に引き上げることを発表した。第1次石油危機への対応で、省エネルギーや石油代替エネルギーの開発、エネルギー集約型産業からの構造転換が進められていたため、最初の石油危機ほど急激な打撃は先進工業諸国の政治経済に及ばなかった。しかし、第2次石油危機は中東原油への依存に内在する政治的リスクを再び印象づけるとともに、景気後退を背景としたエネルギー需要の低迷は、電力業界の危機感を高めた。大平・鈴木内閣期に喧伝された「総合安全保障論」は、原子力の強力な推進を重要な構成要素としていた。<sup>19</sup>日本も以前まで中東の原油にエネルギーを依存していたため、代替エネルギーの開発に力が注がれた。そのため、効率的に電力を生み出すことができる原発の開発が進むことになった。もちろん、合間にも反原発運動は起こったが、脱原発世論の高まりは一時的なものであった。

### **a-3.スリーマイル島・チェルノブイリ原発事故による余波**

1979年3月28日に米国ペンシルバニア州ハリスバーグのスリーマイル島(TMI)原発2号炉で起きた炉心融解(メルトダウン)に至る大事故が起きた。<sup>20</sup>事故の余波は日本にも及び、世論が原発推進派の優位から、1986年のチェルノブイリ原発事故を経て、原発反対の優位へと転換していく起点がここにできる。それに加え、すでに1970年代に形成されていた動員基盤を土台に、反原発運動が活発化した。1978年12月から1981年3月までの2年4カ月間、電調審による原発新增設の承認は滞り、原子力推進派の危機感も高まり、推進派と反対派の対立は激化する。

1986年4月26日未明、旧ソ連ウクライナ共和国のチェルノブイリ原発4号炉が大惨事を起こした。原子力施設は暴走事故につながりやすい性質を孕んでおり、保守点検に入る前の最も大量の放射能を内蔵している時期に、停電事故対策として追加された改良を実証する実験が行われた。しかし電力供給上の要請と、実験実施上の措置との間で命令上の混乱があり、これに人為ミスが重なり原子炉が爆発した。事故により、汚染された食品が日

---

<sup>19</sup>本田『脱原子力の運動と政治—日本のエネルギー政策の転換は可能か』2005 150頁

<sup>20</sup>2次冷却系の給水ポンプの故障で増大した1次冷却水の温度と圧力を下げるため、1次系に加圧器の圧局逃し弁が開いた。しかしこの弁が開いたまま固着したため、1次冷却水が流出して炉心の空炊きが進行、これに機器の故障や捜査員のミスが加わり、炉心融解に至った。

本に輸入され、放射能の影響を国内に及ぼした。食品の放射能汚染の問題は、原水爆禁止運動の台頭以来、強い動員潜在力を持っており、子供を持つ主婦層の不安をかきたて、原子力問題の当事者性を実感させた。台頭してきた高学歴の主婦層は、時間的余裕を活用して生協活動や市民運動に積極的に参加するようになり、新しい反原発運動の中心的担い手となった。

こうして、1980年代前半を通して、原発の一層の推進に反対の世論が次第に増加し、女性の間では早くも1984年末に、男性の間では1988年に多数派に転じた。こうした中で、1988年春、四国電力による伊方原発の出力調整試験を契機に、新しい動員の波が劇的に表面化する。加えて、社会党は1986年夏に誕生した新しい女性党首の下、女性票や、生協運動などからの女性候補者の発掘に努め、労働運動の外に支持層を広げ、思いがけない復活を享受した。また基本政策の現実路線化にもブレーキをかけたため、反原発運動に追い風となった。橋本政権下でも原子力政策に関する情報公開も進み、推進派・反対派の対話も奨励された。

その後、1995年12月に発生したFBR「もんじゅ」のナトリウム漏れ・火災事故とMOX燃料の不正疑惑発覚により、原発反対運動はさらに活発になる。その後、1997年3月に動燃の東海再処理工場で火災が発生、動燃は再び不適切な対応を示した。1999年JCOの東海村の再転換工場における臨界事故が発生した。作業員3名が急性放射線障害の重傷を負い、うち1人は2カ月後に、もう1人は7カ月後に死亡した。住民の間で原子力批判が表面化し、国策への協力を要請されていた県の当局も、原発立地やプルサーマルの受け入れの見直しを公然と表明するようになる。しかし、活発になった運動は下火になっていく。というのも、地球温暖化という問題が争点化し、「原子カルネサンス」といわれる動きが世界で加速すると同時に原発は「クリーン」な発電として推進されたからだ。

#### **a-4.福島第一原発事故後の運動**

そのような状況下で2011年3月11日、東日本大震災が発生した。同時に、福島第一原発で炉心融解が発生し、大量の放射性物質が拡散された。この影響により、同年3月20日に東京・渋谷で行われた脱原発デモを皮切りに、各地に反対運動が波及していくことになる。<sup>21</sup>

---

<sup>21</sup> [http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2011&d=0322&f=national\\_0322\\_014.shtml](http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2011&d=0322&f=national_0322_014.shtml)  
サーチナ (SBIサーチナ). (2011年3月22日). 2013年2月5日閲覧

4月10日には高円寺でデモが開催され、主催者発表によると1万5千人が集まった。さらに、6月11日は全国で合わせて7万9千人、そして9月19日の明治公園に6万人集まった。<sup>22</sup>

#### a-5.大飯原発、再稼働反対デモ

2012年（平成24年）7月16日「さようなら原発10万人集会」と銘打ったデモが、東京都渋谷区の代々木公園で開かれ、主催者発表で約17万人、警視庁関係者によると約7万5千人が参加した<sup>23</sup>

2012年、反原発運動はピークを迎える。当時の民主党政権の野田佳彦首相が決定した大飯原発再稼働に反対するデモは、首相官邸前で行われた。デモ主催者発表によると4万5000人が、警視庁の調べでは1万1000人が集まった。<sup>24</sup>下記の表は、首相官邸前で行われたデモを各紙の新聞社がどれだけ扱ったかを表している。このことから、マスメディアからも大飯原発再稼働問題に関心が高まっていたことがわかる。

(表2) 「首相官邸前の抗議集会」記事数

本記	関連記事	合計	その他	
(本記と関連記事)				
朝日新聞	19	16	35	6
	(1面 3)	(1面 0)	(1面 3)	
	(写真 21)	(写真 4)	(写真 25)	
読売新聞	4	2	6	1
	(1面 0)	(1面 0)	(1面 0)	
	(写真 1)	(写真 1)	(写真 2)	

(2012年6月16日～7月17日)

<sup>22</sup> [http://www.asahi.com/culture/news\\_culture/TKY201110190199.html](http://www.asahi.com/culture/news_culture/TKY201110190199.html) 朝日新聞 2011年10月19日

<sup>23</sup> 東京新聞 TOKYO Web (中日新聞社). (2012年7月16日). <http://www.tokyo-np.co.jp/article/feature/nucerror/list/CK2012071702000189.html> 2014年2月3日閲覧

<sup>24</sup> 各全国紙によって、デモ参加者の数字に違いが見られた。本研究では警視庁・主催者発表による2つの数字を載せ、できるだけ客観的な統計を表すようにする。

( [http://www.lib.chikushi-u.ac.jp/kiyo/8\\_8.pdf#search='%E5%8E%9F%E7%99%BA+%E5%A0%B1%E9%81%93+%E5%9B%9E%E6%95%B0'](http://www.lib.chikushi-u.ac.jp/kiyo/8_8.pdf#search='%E5%8E%9F%E7%99%BA+%E5%A0%B1%E9%81%93+%E5%9B%9E%E6%95%B0') )

## **b.ドイツにおける原子力政策の変遷と原子力施設反対運動の展開**

他方、西ドイツのエネルギー政策において原子力の将来性が注目され始めたのは、1950年代前半のことであった。それ以来、ドイツの原子力政策は、各年代において国際的・国内的な政治状況や事件を反映し、また敗戦国ゆえのドイツ特有の事情を反映しながら、以下のような変遷を見せた。

### **b-1.軽水炉開発から商業用へ**

第二次世界大戦直後、敗戦国であった西ドイツの核エネルギー研究は連合国による厳しい制限下に置かれ、核分裂物質の入手が禁止されていた。このため、西ドイツで初めて核エネルギーの専門的研究グループが形成されたのは1949年のことであったが、その研究活動が実質的に開始されたのは、1952年になってからであった。<sup>25</sup>その後、日本と同様、アメリカ大統領アイゼンハワーによる「平和のための原子力 (Atoms for peace)」提唱 (1953年12月) やアメリカ原子力法の改正 (1954年) といった核兵器保有国の主導のもとで、原子力の「平和」利用に向けた国際的な環境が整っていく。

1955年5月、西ドイツの国家主権回復や再軍備、NATO および西欧同盟 (Western European Union: WEU) への加盟を認めたパリ諸条約 (1954年10月調印) が発効し、西ドイツは連合国から本格的な原子力研究開発を正式に許可された。こうして、すでに着手されていた学術的な研究に加え、従来の商業化を視野に入れた原子力開発が、西ドイツにおいて開始された。<sup>26</sup>

原子力研究開発の解禁を受け、西ドイツでは原子力の研究開発体制の構築が開始される。連邦政府は55年10月、原子力に関して連邦と州、民間企業の間関係を調整するため、連邦原子力問題省を設置した。56年1月には、産業界・学会・政府の代表から構成される諮問機関としてドイツ原子力委員会が発足した。59年12月には、「原子力の平和利用及びその危険の防止に関する法律」(原子力法) が成立した。原子力施設の許認可手続令が、同年6月には放射線防護令が、62年2月には原子力損害賠償令が發布された。その間、西ドイツ

<sup>25</sup> 青木聡子著『ドイツにおける原子力施設反対運動の展開:—環境志向型社会へのイニシアティブ』ミネルヴァ書房2013 49頁

<sup>26</sup> 本田宏 2000 「原子力をめぐるドイツの紛争的政治過程 (1) ——反原発運動史 (1954-74)」『北海学園大学法学研究所』51頁



は英国（56年7月）や米国（57年7月）との二国間原子力協定の締結や、58年に発足した欧州原子力共同体（ユーラトム）を通じて、核燃料の供給や原子力技術の提供を受けた。一方、産業界では最大の電力消費産業である化学産業や、電器産業、及び鉄鋼業界が、55年5月に原子力開発の展望を探るための研究班を設置している。59年には、原子力の振興と広報活動を担う利益団体として、ドイツ原子力会議が設立され、ドイツの原子力開発利用に携わる産官学の団体・個人が加盟した。<sup>27</sup> 西ドイツの原子力政策は日本と同様、「国策民営」の特徴を持つが、そのニュアンスは異なる。西ドイツや日本では、一部の政治家や官僚の核武装論は影響力を持たず、軍事利用の選択肢は60年代末の核不拡散条約調印で事実上閉ざされた。このため「国策」の論理は相対的に弱まらざるをえなかった。西ドイツの場合、ときおり「国策」の論理が強まる時期があるものの、全体的には「民営」の論理が土台にあった。しかもこの「民営」は日本と比べ、より「市場」を意識し、国家からの独立と採算性を重視する傾向を示していたといえる。

西ドイツの原子力政策を貫いていた採算重視の政策思想は、戦後復興期に形成された、全般的な経済政策の教義を背景としている。というのも、冷戦対立が激化すると、東ドイツの社会主義体制に対抗するため、西ドイツでは社会政策を加味した自由主義経済が反共主義とともに西ドイツの公式教義となり、私企業に対する公的統制の考えは決定的に弱まったと言えるからだ。こうした経済政策の公式教義は、アデナウアーとエアハルトの二代の首相とそのキリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）主導の保守政権下で、60年代半ばまで強い影響力を持っていた。しかし、60年代前半までの原子力開発は、少なくとも商業利用に耐え得る自主炉型の実用化に成功しなかった。そこで第二次原子力計画（計画年次63—67年）では、政府主導の重点開発に転換し、商業炉の型は、世界中で有望視され始めていた米国型の軽水炉に、また新型炉は高速増殖炉と高温ガス炉に絞り込まれた。西ドイツ初の発電炉となったのは、ライン・ヴェストファーレン電力会社（RWE）とバイエルン電力（BAG）が58年に共同で発注した軽水炉の実験炉で、バイエルン州のカールに建設され、61年から運転を開始した。これ以後、大手電力会社による単独または二社共同での軽水炉発注が本格化していく。その後、核燃料サイクル諸部門も本格的に開発され、西ドイツの原子力産業は全盛期を迎えた。

また、西ドイツの原子力産業の急速な発展を規定した要因には国際環境も指摘できる。

---

<sup>27</sup> 若尾祐司・本田宏編『反核から脱原発へ ドイツとヨーロッパ諸国の選択』昭和堂 2012 70頁

西ドイツは NATO の一員として、英国や米国との二国間原子力協定を通して核物質や原子力技術の提供を受けることができ、また欧州共同体・ユーラトムの加盟国として国際提携先を多元化できた。ドイツではまた、州など公共機関が大手電力会社の株主になっている。

### **b-2.石油危機による原子力拡大政策への転換**

ドイツ国内の石炭はエネルギー構成の主力として戦後経済復興に寄与した。しかし、原油価格の大幅な低下をとまなう世界のエネルギー市場の構造転換が進み、57年から68年までの間に石炭産業の雇用は27万2000人へと激減した。そこで、CDU 主導の連邦政府は、関税導入や石炭排除を狙った政策を行い、石油への燃料転換を促した。そして、西ドイツの一次エネルギー消費に占める石炭の割合は65年から50%を切り、逆に輸入石油はその割合を57年の6%から72年の55%に増やした。<sup>28</sup>

社会民主党 (SPD) が CDU・CSU との大連合の形で初めて選挙に参加すると、ドイツ国内で社会主義思想が広まる機運が高まったが、内政改革への期待は冷めていった。そんな中、SPD は56年、ミュンヘンでの党大会において、原子力の軍事利用を否定する一方で「平和利用」に賛意を表明していた。その後、第4次中東戦争が発生し、原油価格が依然と比べ4倍になった。このため、連邦政府は総エネルギー消費に占める石油の比率を1973年実績の55%から1985年までに44%へ削減する目標を定めた後、原子力を主要なエネルギー産業に位置付けた。

### **b-3.原子力施設立地反対運動の勃発**

50年代から原発立地に反対する運動は巻き起こっていたが、この頃の住民運動の抗議手段は穏健で、主に立地手続の進行に応じた異議申し立てのための署名集めや行政訴訟、小規模なデモに限られていた。ところが70年代に入ると、米国における原子力安全論争が西ドイツにも紹介され、批判的専門家による原子力批判書が多数出版されるようになった。環境問題への意識の高まりとともに、専門家の批判は次第に共鳴を呼ぶようになる。やがて全国各地の原発立地闘争において、反対派と批判的専門家の連携の動きも出てくるようになった。

中でも1975年2月にバーデン・ヴュルテンベルク州南部のヴィール村で起きた反対派住民による原発予定地の占拠は、原発地域闘争を全国的な運動へ発展させる契機となった。

---

<sup>28</sup> 若尾・本田編『反核から脱原発へ ドイツとヨーロッパ諸国の選択』70頁

市民運動が求心力のある争点を手にするようになるうえに、68年の学生反乱を経験した新中間層の若年世代を引きつけた。60年代に青年に達した高学歴の若者は、冷戦下とはいえ全般的には安定した政治環境と経済的繁栄の下で育ち、高等教育の普及やメディアの発達の中で政治意識や行動力を身につけてきていた。彼らの参加は、反原発運動自身の性格も変えていき、運動をより普遍的で開かれた志向をもつものにしていく。

#### **b-4.緑の党結成へ**

同時に、反原発のキャンペーンは他の社会運動の活動家の受け皿ともなり、緑の党結成の契機にもなったことで、かつては権威主義的とされた西ドイツの政治文化に、「下からの」民主主義の要素を付け加えたのである。緑の党は、まず各地域でその前身となる政党や組織の結成が先行し、それが連合して全国政党の結成につながった経緯があるからである。

緑の党結成の決定的要因となったのが、70年代後半に各州を統治していた社会民主党が原発問題をめぐって割れたことだ。生活水準の上昇と雇用の安定のためにも経済成長が第一義的に追及されねばならず原子力の利用は必要であるというエコノミー派と、エネルギーの節約を求め、原発の新規建設は中止すべきと訴えるエコロジー派に分かれた。<sup>29</sup> その後、各地で原発闘争を先導した新左翼とエコロジー派が結びつき、緑の党結成の土台が作られることになる。

#### **b-5.スリーマイル島・チェルノブイリ原発事故**

アメリカでのスリーマイル島事故や1986年のチェルノブイリ原発事故をきっかけに、国全体が反原発に方針を転換したと言われている。事故公表後、大気、土壌、食料の放射能の値をめぐって大きな混乱が生じた。政治レベルでの影響では、1986年6月に連邦環境省が設立されたが、原子力推進の方針は保たれ続けた。原子力をめぐる議論は基本的に事故前を同様だが、それまで相対的に曖昧だった聞き式が明確になり、ドイツ労働総同盟に加えて教会関係者らを明確な反原発へと促した。

一方の市民社会の動きは、第一に大規模なデモなどによる抗議行動、第二に放射能に汚染されていない食料や日々のためのイニシアチブ、第3に再生可能エネルギー利用促進への模索などが数えられる。第一に、反原発運動が、その回数でも参加者の数でも目に見えて増加した。それまでには、1977年にドイツ西部カルカーで高速増殖炉に反対して5万人

<sup>29</sup> 仲井 斌『西ドイツの社会民主主義』岩波新書 1979 163-187頁

以上が集まったものが 70 年代最後の大きな反原発デモだった。しかし 1986 年、チェルノブイリ事故の 1 カ月半後、4 万人がドイツ北部にあるブロクドルフ原発の反対運動に集まった。<sup>30</sup> その後、各地で抗議行動が活発になり、次第には暴力行為にまで及ぶ者も出てくる。デモ激化の背景には、納得のいく説明がなされないまま、行政側が原子力施設設計画を推進したことがある。2000 年には脱原発を正式に表明している。

### **b-6.シュレーダー政権下での脱原発合意、東日本大震災以降のメルケル政権の対応**

90 年代後半、ドイツでは毎年のように、使用済み核燃料に抗議する大規模なデモが行われた。<sup>31</sup> 1998 年選挙後のシュレーダー政権下の赤緑連立連邦政府の成立は、ドイツ政治の転換点となった。即時撤退を主張する緑の党と 30 年程度の猶予期間を求める SPD との間に温度差があったのは事実だが、ここにはじめて脱原発が連邦政府の目標として掲げられる。2000 年には、電力業界との間で、原発からの漸次的撤退を求めた合意が成立する。

2005 年、メルケル政権が誕生すると同時に、一旦は原発運転期間が延長されるが、福島原発事故を受けて、2022 年までに原発から撤退することを宣言した。ドイツでは、再生可能エネルギーが比較的順調な伸びを見せた。2010 年までには、総発電量のうち原子力が 21.7%、化石燃料（石炭、石油、ガス等）が 60.3%、再生可能エネルギーが 18%となっていた。原子力依存度が極端に高くなく、世論には脱原発を受け入れる一定程度の素地があったことも、路線転換を容易にした重要な要因である。

## **3. 他国の事例**

他にドイツと日本に類似している国として、それぞれイタリアと韓国を挙げたい。

### **a-1 イタリアの事例**

イタリアでは「核の平和利用」演説に基づく米国の戦略に乗り、いち早く原発建設に着手した。1956-58 年に異なる型の 3 基の原発を発注、1963 年-64 年に送電を開始、合計 56 万 kw を発電し、当時は米英に次ぐ第 3 位の「原発大国」になった。

1978 年には 4 基目の出力 86 万 kw、当時最大のカオルソ（Caorso）原発が送電を開始した。第一次石油ショック後の 1975 年の全国エネルギー計画では、1985 年に原子力を

<sup>30</sup> 若尾・本田編『反核から脱原発へ ドイツとヨーロッパ諸国の選択』202 頁

<sup>31</sup> 中でも中間貯蔵施設である「ゴアレーベン」と放射性物質輸送保存容器の「CASTOR」に対する運動は原子力反対派の象徴となった。

1900万kwとしていた。その後、この計画は完全に頓挫した。それをもたらしたのは、反原発の国民投票であった。イタリアにはこれまでに2度、国民投票で原子力発電所を拒否した。1度目は、チェルノブイリ事故の翌年の1987年11月、2度目はフクシマ原発事故後の2011年6月である。<sup>32</sup>

1987年の国民投票は、急進党、プロレタリア民主党、「緑の人々」などの小政党や環境保護団体が中心となって推進した。<sup>33</sup>その後、原発廃止が国民投票で可決された。しかし2000年代に入ると米国のブッシュ政権の原子力推進政策の影響を受け、当時のベルルスコーニ政権は原発再開に舵を切った。これに対し環境団体などが原発建設法の廃止を求めて国民投票の署名運動を展開し、70万人の署名を集めた。<sup>34</sup>そして、このような状況下で福島原発事故が発生し、原発賛成派が全て90%を超え、廃止が決定された。このように、イタリアで反原発運動が盛んになった背景には、緑の党のような環境政党の台頭とあいまった市民運動のうねりがある。

#### **a-2.原発立地推進者と自治体関係者の関係**

イタリアでは日本に似て、個々の発電所の建設が計画（PEN、エネルギー計画：日本の電源開発基本計画に相当）段階から国によって進められる。イタリアの電源立地手続きは、イタリア電力公社（ENEL）と産業商工大臣が経済計画関連閣僚委員会（CIPE、日本の電調審に相当）に発電所建設計画を提出することで始まる。この委員会では建設候補地の適地が存在すると考えられる州を選定し、該当する州政府に通知する。州政府は通知後150日以内に州内2ヵ所以上の候補地を選定してENELに伝え、ENELは現地調査を行い、適地と判断すれば建設に着手する。以上の手続きは1975年8月2日制定の法第393号に規定されているが、この手続きでは州政府が建設候補地の選定を拒むか、住民の反対に直面して選定できなくなると、発電所建設計画が立ち往生する。そこで1983年1月10日に制定された法第8号、「炭化水素以外を燃料とする発電所の立地州・市町村優遇法」は、州が150日以内に候補地を選定できない場合はCIPEが決定できるとし、立地を受け入れた自治体に対する補償金の交付も定めた。この制度では、発電に使われる燃料の種類によって交付金の単価が決められており、発電量によって交付金の額も決まるが、リスクの大きい原発は交付金の単価も大きかった。これは日本の電源三法と同じ発想である。国際原

---

<sup>32</sup>高橋進「脱原発とイタリア・デモクラシー：伊独日仏の比較のために」龍国大学法学会著『龍谷法学』龍谷大学法学会2012 175頁

<sup>33</sup>高橋進「脱原発とイタリア・デモクラシー：伊独日仏の比較のために」176頁

<sup>34</sup>高橋進「脱原発とイタリア・デモクラシー：伊独日仏の比較のために」176頁

子力体制では法制度についても情報が定期的に交換されているので、日本の制度が参考にされた可能性もある。<sup>35</sup>

しかし、物質補償を受け入れる素地は共通していても、地方の自律性は伝統的にイタリアの方がはるかに強かったので、一時的な効果は別として、電源立地交付金制度は強い違和感をもって受け取られたようである。結局、原発建設候補地決定に対する CIPE の権限と原発立地交付金制度は、フランスなどとの FRB 共同開発への参加とともに、1987年11月8日に行われた3つの国民投票にかけられ、いずれも投票者の7割以上が廃止に賛成票を投じたことで、廃止に追い込まれた（船田 1990, 158-162, 243 頁）。しかし西欧とは対照的に、原子力を積極的に推進してきている韓国では 1990 年代に電源三法に似た制度を導入したという。（長谷川 1996, 254-255 頁）

#### **b-1. 韓国の事例**

一方、韓国でも原発が導入された過程は日本、ドイツ、イタリアにおけるものとほぼ同一だ。アイゼンハワー元大統領の「核の平和利用」の演説以降、米国から韓国への原子力導入が本格的に開始された。50年代半ばの韓国では、平和と軍事の2つの面から原子力への期待が公然と語られた。<sup>36</sup>その後には 1972 年に韓米原子力協定が締結され、米国の核技術を韓国へ導入することがより可能になった。自国の研究者を育成することから始め、アメリカからの原子炉輸入によって 1978 年のコリ原発 1 号機（釜山市機張部）が初めて稼働し、以降、現在は、コリ、ウォルソン（慶尚北道慶州市）、ウルジン（慶尚北道ウルジン郡）、ヨンガン（全羅南道ヨンガン郡）の 4 地域で計 23 基の原発を数える（現在 9 基休止）。

<sup>37</sup>

韓国が国策民営として原発推進政策に力を入れる背景には、国内の逼迫したエネルギー事情がある。また、中央集権型の電力供給システムを掲げていることも原発政策推進の要因のうちの1つだ。このことから、地方で脱原発運動が生じても中央に原発立地権限が委譲されているため、脱原発の動きが低下するといえる。<sup>38</sup>

<sup>35</sup> 本田『脱原子力の運動と政治——日本のエネルギー政策の転換は可能か』 111 頁

<sup>36</sup> 小林聡明著「原発大国化阻む韓米協定に不満 再燃した核武装論と韓国メディア」朝日新聞社編『Journalism』朝日新聞社ジャーナリスト学校 2013 107 頁

<sup>37</sup> 川瀬俊治著「脱原発を日韓の市民運動の連帯で：アジア平和日韓市民ツアーから」『部落解放』解放出版社 2013 年 67 頁

<sup>38</sup> 石 光勲著「海外から 韓国の原子力産業と抵抗運動の歴史」特集 原発震災が迫っている『理戦』実践社 2002 93 頁

## **b-2.韓国国内のマスコミの報道統制**

また、スリーマイル島原発事故（1979年）、旧ソ連のチェルノブイリ原発事故（1986年）などについて、当時の韓国は、軍事政権によってマスコミが部分的に統制されていたうえ、社会運動も「独裁」に抵抗し、「民主化」運動に専念していたため、核問題の本質を掘り下げようとする動きはほとんどなかった。したがって、ほとんども韓国市民にとっては、日本の福島原発事故が「初めて遭遇した」原発事故であり、「原発は危ない」という事実初めて気付く事故となった。<sup>39</sup>

## **4. 社会運動の定義**

そもそも社会運動とはどのようなものと考えられ、どのように捉えられてきたのであろうか。代表的な定義を挙げたうえで、環境というイシューと関連付けながら簡単に整理する。

長谷川公一は、「現状への不満や予想される事態に関する不満に基づいてなされる変革志向的な集合行為である」<sup>40</sup>と、片桐新自は、「公的な状況の一部ないしは全体を変革しようとする非制度的な組織的活動」<sup>41</sup>とそれぞれ社会活動を定義している。言い回しは異なっているが、双方の定義は、「不満」と「変革志向性」と「集合性」という三点において共通の指摘をしている。

「不満」の中心は、身のまわりの環境が破壊や汚染されることに対する危機感や、自ら負うことになるであろう環境リスクへの不安であるだろう。しかしそれだけではない。「なぜ私（たち）が環境リスクを負わなければならないのか」といった不公平なリスク配分に対する疑念や、「なぜ私（たち）の言い分を聞かないまま勝手に決定してしまうのか」といった不公正感によって、人々の「不満」は増幅する。留意したいのは、たとえば大規模公共事業を環境破壊ととらえる人もいれば経済発展の起爆剤ととらえる人もいるように、ある状況をめぐる人々の認識が多様にあることである。

次に長谷川と片桐のいずれの定義においても言及されていたのが、社会運動の変革志向

---

<sup>39</sup> 事鍾鏡著『韓国の原発政策と反核運動の現状』インバクシオン 185号、2012年6月号 33頁

<sup>40</sup> 長谷川公一 1993 「環境問題と社会運動」飯島伸子『環境社会学』有斐閣 147頁

<sup>41</sup> 片桐新自 1995 『社会運動の中範囲理論——資源動員論からの展開』東京大学出版会 73頁

性、すなわち、社会運動は公的な状況の一部ないしは全体を変えることを志向して形成され展開されるということである。この場合の「変革」には、身のまわりの生活環境の改善から、法・政治・経済の諸制度や価値・規範といった社会システムの一部を変えようとする事、さらには社会システム全体を一変させることまで含まれる。身のまわりのことであれ、社会システムというとても大きな対象であれ、社会運動とは、従来おこなわれてきたことを変えるという目的をもった人々の行為といえる。環境をめぐる社会運動では、身のまわりの具体的な問題の解決を目指す住民運動として開始される場合が一般的である。必ずしも議会制民主主義という政治システムや資本主義経済という経済システムそのものを否定するわけではなく、環境をめぐる社会運動の場合、個別具体的な問題を解決した時点で目標を達成したとして活動を縮小させ終息に向かう運動も多くみられる。しかし、その一方で、運動を展開していくうちに新たな目標を見出す人々も少なくない。<sup>42</sup>

最後に「集合性」についてである。社会運動は人々の集合行為である。運動体が形成され、組織として運動を展開していくことで、その行為はもはや個人的・散発的な行為ではなく社会運動（の一部）と位置付けられる。環境問題は、たとえば公害問題における被害者救済やその後の地域再生にみられるように、個人レベルでは解決されがたく、組織的・継続的な取り組みを要するイシューである。加えて、環境問題にともなう負担や環境リスクは、すでに述べたように、マイノリティや社会的弱者に偏って押し付けられる傾向にある。その押し付けに抗する際にカギとなるのが「集合性」である。個人レベルでは社会的影響が弱くとも、同じ問題意識をもつ人々と運動体を形成してメンバーを獲得したり他からの支援を受けたりすることで、社会的なインパクトを増大させ、最終的には自らに降りかかろうとしていた問題の回避に成功する場合もありうるためである。<sup>43</sup>

以上、両者の定義を踏まえ、本研究では社会運動を「各々の不満を解消させるために、変革志向性を持った、集合的なアクターが起こす行動」を社会運動として定義する。

## 5. 仮説の検証

---

<sup>42</sup> たとえば、地域内のゴミ問題に取り組んでいた人々が、その背景にある浪費型生活スタイルという新たな問題に気づき、こうした生活スタイルの見直しを求める活動へと運動の幅を拡大させるケースもあるし、さらには、浪費型生活スタイルの根本にある資本主義経済そのものを批判するに至る場合もある。

<sup>43</sup> 青木『ドイツにおける原子力施設反対運動の展開：——環境志向型社会へのイニシアティブ』20・21頁



ではここから、仮説の検証を行う。まずは政策科学のアプローチから、社会運動が生じるメカニズムを考察する。

**a, 新興政党の政権参加を促す選挙制度・政党活動文化の違いにより、市民の政治参加にも両国で温度差が見られたため。**

西欧4カ国の社会運動を比較したクリージによると、二大政党の環境では左右陣営の対立が強く残り、政治制度が閉鎖的になり、左翼政党や労組が外部の市民抗議運動を利用する傾向が強い。そのため、左翼政党は新しい争点が浮上しても、それを左右のイデオロギー対立の枠組みにはめこもうとするので、支援を受ける社会運動の行動余地は制約をうけかねない。一方、共産党が実質的に禁止され、東ドイツとの対抗も余儀なくされた旧西ドイツでは、比例代表制が敷かれ、小政党が乱立した。それゆえ、各政党のイデオロギーも弱くなった。つまり、社民党は議会外の運動に好意的にはならないが、ニューレフトの影響を受けた若手党員の流入や、外部の新党（緑の党）からの挑戦を受けると、新しい社会運動に好意的になる余地がある。<sup>44</sup> また、ドイツでは緑の党と社会民主党が連立政権を組み、脱原発を掲げる政党の動きが活発になった。このことから、旧西ドイツの既成政党であったキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）と社民党（SPD）以外にも新興政党が台頭できる政治制度が整うことが市民運動の活発化につながるといえる。

一方の日本では1960年代以降、小政党などの新興政党が台頭する基盤はあった。しかし、本田宏が「ただ日本は、保守一党優位制下で野党が多党化傾向を強めたのが特徴であり」<sup>45</sup>とも述べているように、いかなる原子力政策に反対を打ち出していた社会党・総評の反原発路線は、70年代には反原発運動に組織動員力と正当性を与え、80年代後半には社会党の党勢拡大に寄与した一方で、政権獲得への展望は高めなかった。つまり、ドイツと異なり、反原発政策を掲げる各政党が「大連立」する動きが生まれず、それぞれ別個に反原発路線を選んだ。従って、反原発の争点に関しては全野党が共闘しない限り、政権獲得が困難な状況であったため、日本では反原発運動の動きが抑制されたといえる。

しかし、緑の党の出現など市民運動を活発にする要因は、これらの政治制度だけでは説明できない。事実、反原発運動が盛んになったイタリアでは、旧来の大政党が内部対立や支持団体との関係から党内の意見を統一できず、政府及び有力諸政党と国民意識との乖離

<sup>44</sup> 本田宏著 「実証的比較研究.ドイツと日本の反原発運動と政治」日本比較政治学会編『日本政治を比較する』早稲田大学出版部 2005 69-70 頁

<sup>45</sup> 本田著「実証的比較研究.ドイツと日本の反原発運動と政治」 70 頁

と対立が生じ、議会を通じての意思決定ができない状態にあった。<sup>46</sup>従って、反原発運動を促進する議会制度の土壌が不十分だった。そこで次は、両国の自治制度に焦点を当てたい。

**b, 原子力行政が中央集権制度に支えられており、地方単位で反原発運動が盛り上がりを見せても活性化しなかったため。**

#### **b-1、地方分権が進むドイツ**

ドイツでは、連邦制の国家構造が紛争の展開を強く規定した。ドイツの連邦制の下では原発建設の許認可権限や、抗議行動に備えた現地の警備が州政府の仕事である。州の与党は、地域闘争の紛糾が州議会選挙に影響するのを避けるため、中央政府の推進する原子力政策の執行にしばしば二の足を踏む。加えて、ドイツの原発立地手続きでは、許認可が事業計画の部分ごとに細切れに出され、行政訴訟が起こされると裁判所が工事の中断を命ずるのが通例となっていた。原子力施設に対する許認可権限の大部分は、計画地点の州政府に委ねられている。第2に、商業用施設の立地計画に対する電力会社の裁量も大きいことが指摘できる。日本の電源開発調査審議会のように個別立地計画を国策として承認する中央政府機関は存在せず、反対運動や採算性の低下に直面した場合の原発計画の続行・撤回は、電力会社自身の決定にまかされている。第3に、原発立地手続の多段階性が挙げられる。西ドイツでは原子力施設の許可手続きは日本のように施設全体について一括して行われるのではない。事業者は重要な工期毎に部分許可を得なければならず、運動側はその都度、異議申立や聴聞会、行政訴訟の機会を得ることになる。

第4の特徴は、裁判所の役割である。日本と異なり、原発の設置許可を争う行政訴訟の提訴は原則として行政処分の執行停止命令をとまなう。このため訴訟の長期化は、ドイツではむしろ事業者側に不利に働く。しかもドイツでは、1975年のヴィール原発をめぐる裁判所の決定を境に、裁判所が原子力紛争における対立激化の緩衝材としての役割を積極的に果たそうとする傾向に転じた。司法消極主義を唱える最高裁判所による下級審への統制が効いている日本とは大きな違いである。こうして多くの原発の建設工事が中断に追い込まれた。運動が直接行動や裁判闘争からの戦略転換を模索するようになると、政党政治への参入を図る動きも出てきた。この制度により、緑の党の定着が進んだ。<sup>47</sup>

<sup>46</sup>高橋進「脱原発とイタリア・デモクラシー：伊独日仏の比較のために」196頁

<sup>47</sup> 本田著「実証的比較研究.ドイツと日本の反原発運動と政治」76頁

## **b-2.中央に主導権を握られる日本の原発立地地域**

一方、日本では、原子力行政は中央集権的に進められる。原発の立地する海岸部の漁業権を有する漁協への保障や、地権者からの用地買収、および知事の同意が確保されれば、原発立地過程を阻むものはほとんどない。司法消極主義をとる裁判所が原発計画の差し止めを認めることもなく、訴訟が起こされると立地手続きが中断する仕組みもなかった。<sup>48</sup> 中央政権の政策により原発が導入される過程で、交付金の助成なども行われた。例えば、1980年代、浜岡原発がある旧静岡県浜松町（現御前崎市）と中部電力（名古屋市）の間で、公にした寄付金 36 億円と別に 53 億円を支払う約束を、中部電力と町が結んでいた。<sup>49</sup> 当時の町長は「金額を大きく見せたくなかった」と話し、寄付金と別の「分担金及び負担金」の項目で会計処理していた。同社と町は増設同意時に、3号機の 82年8月に 18億7200万円、4号機の 86年4月に 18億円の寄付金（協定書上は協力費）を同社が町に支払うとの協定書を公表していた。また、この協定書と別に、確認書と覚書も存在する。3号機の協定書と同じ日に、別に 29億2800万円を支払う確認書が交わされた。町の地域医療の整備計画が具体化した時点で「応分の協力措置をとる」との記述があり、84年2月に覚書を交わした 17億円の寄付は、確認書に沿ったとみられる。4号機でも同様に、6億8100万円の確認書と 17億円の覚書を交わした。

立地地域の財政悪化につけこみ、寄付金を助成する電力会社もいる。中国地方の祝島では、過疎化と高齢化が急激に進む。2000年4月に 780人を数えた島民は、昨年4月には 466人にまで減少した。うち 65歳以上は 384人に上り、高齢化率は 7割を超える。さらに、祝島の漁業は年々苦しさを増している。ここ数年は赤字が続き、組合員が穴埋めしなければならない運営費は 11年度が 1人当たり 8万3千円、12年度は 13万5千円、13年度は 20万円近くになるとみられる。<sup>50</sup>

朝日新聞の調べによると、2004年度（予算ベース）での電源三法交付金は約 824億円に上るとされている。うち、福島第一、第二原発を抱える福島県では約 130億円、柏崎刈羽原発を抱える新潟県では約 121億円、敦賀、美浜、大飯、高浜原発を抱える福井県では約 113億円、玄海を抱える佐賀県では約 100億円、六ヶ所村核燃料再処理施設や放射性廃

---

<sup>48</sup> 本田著「実証的比較研究.ドイツと日本の反原発運動と政治」76頁

<sup>49</sup> 東京新聞 1月1日

<sup>50</sup> 東京新聞 1月12日 25面

棄物管理施設を抱える青森県では約 89 億円となっている。<sup>51</sup>

### **b-3.立地自治体によって異なる助成金への姿勢**

しかし、立地自治体によって、助成金に対する姿勢の違いが見られるのも事実だ。原発立地の補償金は支払われていない。事実、1990 年代後半から、原発立地県で保守系の知事が拒否権を発動し、住民投票運動も起きるようになる。原子力施設の建設やプルサーマルの実施に際して、知事の同意を確保する慣行が形成されてきた。原発の建設は既設地点への増設に依存しているため、立地県の知事による批判は、政府に原子力政策の見直しを促す一定の圧力となった。<sup>52</sup>

そこで最後に、社会学的アプローチからの仮説を提示したい。具体的には、メディアと社会運動の観点から仮説を提唱して、日独を比較・検証する。

### **c.原発問題を提起するメディアの報道姿勢が日独で違い、反原発世論が喚起されなかったため。**

日本では元来メディアの報道により、原子力政策が核の平和利用の一環として宣伝されてきた。原爆の時に経験した苦い記憶がメディア報道により根付いた。つまり集合的アイデンティティが強化されたのだ。そして長年、その報道体制が続いたことで、反原発運動や電力会社の不祥事が生じて国民に正確な情報が伝えられず、脱原発世論も高まらなかったことから、市民運動の質においても、ドイツと差が生まれたと考えられる。

環境ジャーナリストの川名英之氏は著書の中で『環境 NGO、BUND のフーベルト・ヴァイガー代表（ミュンヘン大学教授）は国会議員会館でドイツの脱原発に至る環境 NGO の取り組みなどについて講演、その中で「ドイツではこれまでマスメディアが原発反対運動や脱原発に味方をしてくれた。このことがドイツの脱原発実現にプラスした」と語った。日本のマスメディアはどうだったか。地震学の観点から日本の原発立地を厳しく批判してきた石橋克彦神戸大学名誉教授は新潟県中越地震で東電柏崎刈羽原発の全 7 基の原子炉が強震動被害を受けた時のマスメディアの対応について、著書『原発を終わらせる』（岩波書店、2011 年）の中で、『もし、日本社会がこのとき理性と感性と創造力を最大限に働かせていれば、運転歴 30 年を超える福島第一原発の全 6 基は運転終了したかもしれない。痛

<sup>51</sup> 『核燃マネー』 朝日新聞青森総局著 岩波書店 2005 年 ISBN 4000224530

<sup>52</sup> 本田著「実証的比較研究.ドイツと日本の反原発運動と政治」86 頁

恨のきわみである。柏崎刈羽原発の運転再開を急ぐ東京電力や政府の「用心棒」を務めた理学・工学の大勢の専門家と、批判精神を失って原発推進の広報と随した大多数のマスメディアの責任は非常に重い」原発裁判の判決などでもマスメディアは電力会社側の肩を持つような解説記事を書いた。電力会社が作った安全神話はマスメディアにも深く根を張っていたと言わなければならない』と、メディアと電力会社の癒着がもたらす危険を指摘した。<sup>53</sup>事実、ドイツの編集部綱領では、上司の内部的自由が確保されており、原発立地当時から積極的な反原発報道がされた。<sup>54</sup> この違いがどこから来るのか、まずは従来から日本のメディアの問題点と言われる、メディアとスポンサー企業との関係と放送権の許認可制度について触れることにする。

### **c-1.放送免許と総務省、日本におけるメディアと電力会社の関係**

日本では、放送免許権は総務省が握っている。従って、政権に楯突くような報道がしにくいという現状がある。東京電力からメディア産業に多額の広告費が譲渡されているデータもある。例えば、2010年度で東京電力が会社名で朝日新聞に出した広告は合計13本。ほかに電事連名義のものや、日本原子力文化振興財団などの広告も大量にあるが、それを除いてもかなりの数である。掲載された面によって価格は違うが、朝日の規定の広告料に従って計算すると、その合計は2億3000万円あまりになる。<sup>55</sup>朝日新聞は70年代に社論を統一し、「イエス・バット」（基本的に原発を容認）とした。その背景には、東電からの広告受け入れや、東電幹部からの接待、出張費肩代わりなどがあつたと、元朝日新聞経済部記者の志村嘉一郎が近著で証言している。<sup>56</sup>

報道体質にも日独で差異が見られる。日本人環境ジャーナリストの村上敦氏は『たとえば東電や保安院の会見の取材において、原子力に関する専門知識をもたない記者が配置され、せつかくの専門家（あるいは専門家に近い）からの一時情報の提供の機会が、効率的に運営されていないことです。また、東電や保安院の会見での情報提供者の専門性にも、

---

<sup>53</sup> 川名英之『なぜドイツは脱原発を選んだのか 巨大事故・市民運動・国家』2013 合同出版 91-92 頁

<sup>54</sup> OurPlanet-TV ドイツの原発報道の実態

<http://www.ourplanet-tv.org/files/hizumi.pdf#search='%E3%83%89%E3%82%A4%E3%83%84+%E6%97%A5%E6%9C%AC+%E5%8E%9F%E7%99%BA%E5%A0%B1%E9%81%93'> アクセス日 2013年11月4日

<sup>55</sup> (<http://gendai.ismedia.jp/articles/-/16494>) ,アクセス日 2013年11月22日

<sup>56</sup> 同掲 アクセス日 2013年11月22日

疑問符が付きます』と日本の報道体制における問題点を指摘している。<sup>57</sup>

また、同氏は、『そしてメディアは、そうして得られた一次情報を元に、記事を作り、その担当記者が直接、あるいは司会者を通して、一般市民に理解できる内容の報道が行われるわけですが、当然、その際には、別の立場の専門家による解説が行われることとなります』と述べている。<sup>58</sup>

補足として、イタリアと韓国の事例を見てみる。高橋進氏が『第六に、「原子力利益共同体」が脆弱あるいは新たな形成途中であり、政界、産業界、労働界、学会、マスコミ等の政治・社会・経済勢力を全面的に取り込むまでに至っていなかった。』<sup>59</sup>と述べているように、イタリアでもマスメディアと電力業界の癒着があまり浸透してこなかったといえる。その一方で韓国では上記に述べた通り、政府とメディアの姿勢は旧態依然としている。<sup>60</sup>このことから、マスメディアによる隠蔽体質が維持され、原発事故が生じても国民に情報が届かない構造が成り立っているといえる。

## **c-2 ドイツのメディア体制**

初めに、欧州のメディア制度について触れる。ヨーロッパのメディア制度は、米国や日本と対照的で民間放送の導入が遅く、それまでは公共放送、国営放送が中心だった。ではドイツの報道体制についてだが、1982年にドイツ社会党からキリスト教民主同盟へと政権放送が移ったのをきっかけに民間商業放送の導入の動きが本格化した。また、放送の分野においても地方分権が徹底されている。ドイツは過去のナチズムによるメディア支配への反省から、国家や大資本など特定の勢力がメディアを支配することへの警戒感が強い。そのため、集中原則の排除によって放送の多元性を確保する機構が高度に発達しているのである。さらに公共放送協会の内部に多様な社会層を代表する人々からなるチェック機関が設けられているという「内部的多元主義」(Binnenpluralismus)の方針が追及されていた。

61

---

<sup>57</sup> <http://www.ourplanet-tv.org/files/hizumi.pdf>, アクセス日 2013年11月22日

<sup>58</sup> 同掲 アクセス日 11月22日

<sup>59</sup> 高橋進著 前掲 211頁

<sup>60</sup> 李 憲錫著 ピープルズプラン研究所編「韓国の脱原発は可能か」『ピープルズプラン』現代企画室 2011 63頁

<sup>61</sup> 松浦さと子・川島隆編著『コミュニティメディアの未来—新しい声を伝える経路—』晃洋書房 2010 169頁

ヨーロッパ全体で市民メディアという概念が強い。この背景には、商業主義的なメディアに対する警戒感がどの国でも強く、非営利的なメディアを確保しないといけないという考え方が広まっていることがある。市民のメディアの活動を支えるための財源確保などの公的な制度からバックアップしていく制度が作られることになる。ドイツに関して言えば国民が納める放送の受信料から市民メディアの活動に支出されないといけない体制が1970年代に築かれることになる。

ドイツの非営利のメディアは原発運動と密接に関わることになる。当時、環境破壊の進行に伴い、環境保護の運動が全国で起こった。中でも、原発が建設される中で環境保護運動が活発になる。例えば、フランス/ドイツの国境付近の街フェッセンハイムには、フランス国内で最も早くから稼働を始めた原子力発電所の1つがあり、また同じ地域のドイツ側でも原発の建設計画が持ち上がっていたことから、この地域の反原発運動は国境をまたいで行われていた。この地で、「緑のラジオ・フェッセンハイム」(Radio Verte Fessenheim)が1977年に放送を開始する。<sup>62</sup> この海賊放送局は、活動家の情報発信手段となっていった。また、放送の運営に携わるメンバー間の意識決定は平等性が保たれ、一切の上下関係が排除される。この方式は「底辺民主主義」と呼ばれ、この時期に力を伸ばした環境政党である緑の党の基本理念になっていく。その後も、大手マスメディアが伝えない少数者の声を電波に乗せる「自由ラジオ」などの無免許で放送するラジオ局が生まれ、反原発運動を指導するようになる。ただ、市民メディアが制度化する前に、ほとんど全ての放送局が短時間で放送を終えることになる。

現在、ドイツの緑の党が躍進する契機になったのが、緑のラジオ・自由ラジオの活動にあると考えることができる。人々が主体的に民主主義的なメディアを作り、そこの周囲で運動を展開するモデルを展開した所から、緑の党が形作られる基盤が生まれる。最初は非合法だったラジオも社会運動により制度化を経て、人々が気軽に参加できるようなメディアがドイツだけでなくヨーロッパ全体で生起する。また、ドイツ各地で市民放送局・オープンチャンネルと呼ばれるが、放送の受信料を誰でも安く、誰でも発信できる体制が作られ、主張を持つ市民団体が発信できるような体制が作られることになる。

さらに補足として、イタリアでもドイツと同様、非営利のメディアが数多く台頭し、地方単位ごとにその数は増していった。その理由として、1つは、1968年以降も学生と労働者の共闘が比較的うまくいき、また同時期に女性運動も伸展したことから、1970年代から

---

<sup>62</sup> 松浦・川島編『コミュニティメディアの未来—新しい声を伝える経路—』147頁

1980年代の前半にかけて「アウトノミア」と呼ばれる大衆運動が形成されていたこと。もう1つは、ここがヨーロッパにあって比較的早く電波の自由化が実現した地だったということである。<sup>63</sup>

### **c-3.福島原発事故以降の日本における原発報道**

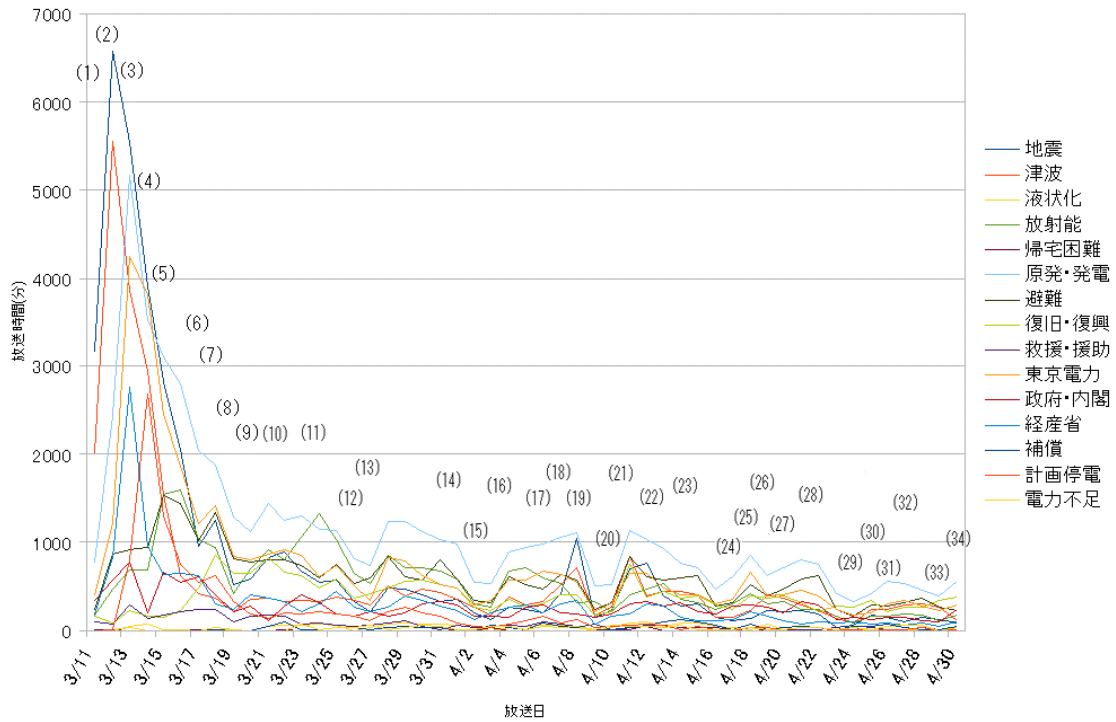
しかし、原発事故以降、メディアで連日、原発に関する報道がされることで、人々の原発に対する関心も高まっていく。例えば、震災時の報道では、水素爆発で原発の建屋が吹き飛ばす映像が連日沢山流された。このことで、メディアの議題設定効果が働き、情報の受け手側が「原発＝危険」という認識を抱き、原発反対の世論が高まったと考えることもできる。下記の図は、震災当時、どの項目が放送されていたか、JCCが調査した図表である。水色の項目である「原発・発電」の様子が放送されていたことがわかる。3月13日には一日5000回の放送を超えていることから、マスメディアの関心が高まっていたことが伺うことができる。

---

<sup>63</sup> 松浦・川島編『コミュニティメディアの未来—新しい声を伝える経路—』145頁



キーワード別放送時間



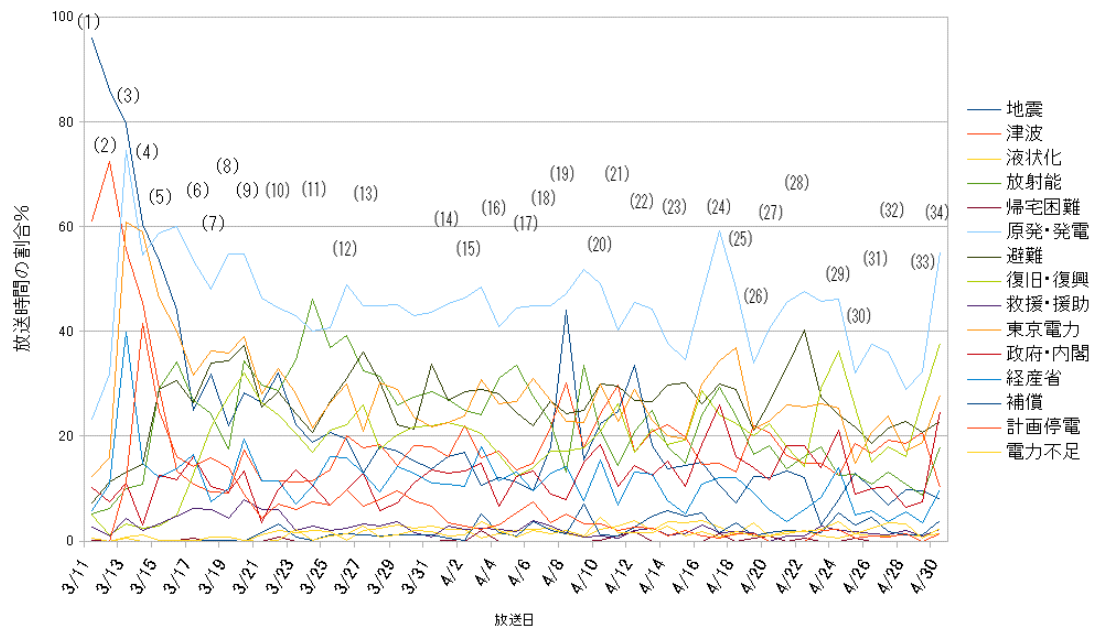
( [http://www.jcc.co.jp/business/docuana\\_20110510.pdf#search='%E3%83%86%E3%83%AC%E3%83%93%E5%A0%B1%E9%81%93%E3%81%8B%E3%82%89%E8%A6%8B%E3%82%8B%E6%9D%B1%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%A4%A7%E9%9C%87%E7%81%BD'](http://www.jcc.co.jp/business/docuana_20110510.pdf#search='%E3%83%86%E3%83%AC%E3%83%93%E5%A0%B1%E9%81%93%E3%81%8B%E3%82%89%E8%A6%8B%E3%82%8B%E6%9D%B1%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%A4%A7%E9%9C%87%E7%81%BD') 'テレビ報道から見る「東日本大震災」 JCCによる調査) 64

さらに、キーワードを区分化したのが、下の図である。この図でも、「原発・発電」がテレビでかなり報道されていたことが伺える。緑色の「放射能」の項目も微量ながら、数値は平均をマークしていることから、マスメディアの関心が高かったと考えることができる。

64

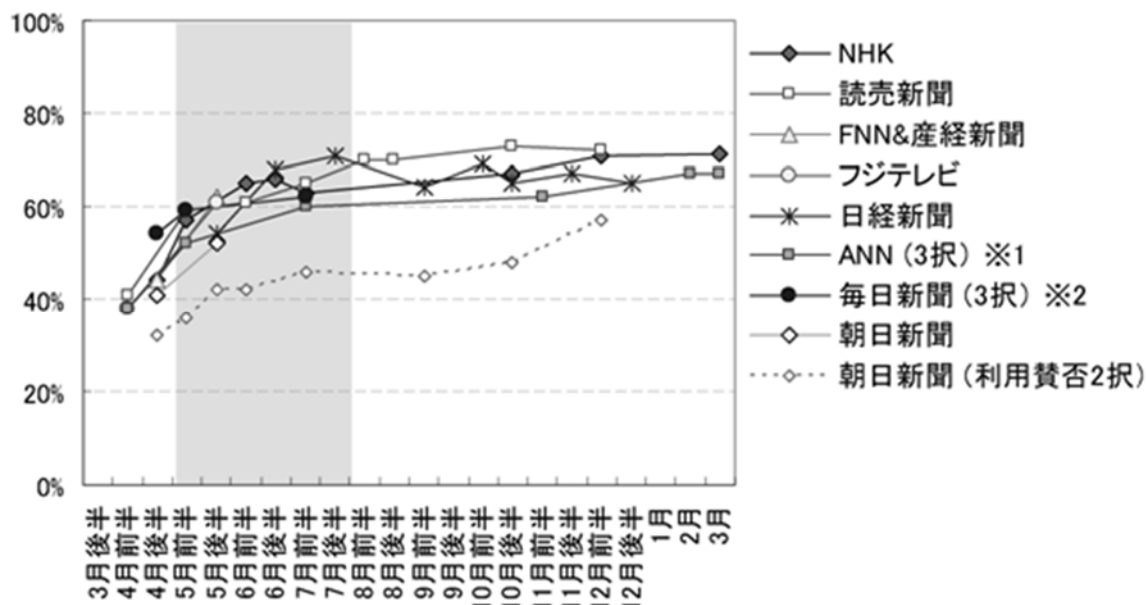
[http://www.jcc.co.jp/business/docuana\\_20110510.pdf#search='%E3%83%86%E3%83%AC%E3%83%93%E5%A0%B1%E9%81%93%E3%81%8B%E3%82%89%E8%A6%8B%E3%82%8B%E6%9D%B1%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%A4%A7%E9%9C%87%E7%81%BD'](http://www.jcc.co.jp/business/docuana_20110510.pdf#search='%E3%83%86%E3%83%AC%E3%83%93%E5%A0%B1%E9%81%93%E3%81%8B%E3%82%89%E8%A6%8B%E3%82%8B%E6%9D%B1%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%A4%A7%E9%9C%87%E7%81%BD') 2014年2月7日閲覧

キーワード別報道時間の割合



([http://www.icc.co.jp/business/docuana\\_20110510.pdf#search='%E3%83%86%E3%83%AC%E3%83%93%E5%A0%B1%E9%81%93%E3%81%8B%E3%82%89%E8%A6%8B%E3%82%8B%E6%9D%B1%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%A4%A7%E9%9C%87%E7%81%BD'](http://www.icc.co.jp/business/docuana_20110510.pdf#search='%E3%83%86%E3%83%AC%E3%83%93%E5%A0%B1%E9%81%93%E3%81%8B%E3%82%89%E8%A6%8B%E3%82%8B%E6%9D%B1%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%A4%A7%E9%9C%87%E7%81%BD') テレビ報道から見る「東日本大震災」JCCによる調査)

そして下記の図が、福島第一原発事故以降に各マスメディアが集計した原発に関する世論調査である。



([https://www.jstage.jst.go.jp/article/taesj/12/3/12\\_J12.039/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/taesj/12/3/12_J12.039/_pdf) 日本原子力学会和文論文誌 『継続調査でみる原子力発電に対する世論過去30年と福島第一原子力発電所事故後の変化』北田淳子著 福島原発事故以降の原子力発電否定意見の推移 ※1 ANNは「増やしていく・減らしていく・現状を維持する」の3択 ※2 毎日新聞は「やむをえない・減らすべき・全て廃止すべき」の3択 ※3 NHK(6月まで), 読売新聞(8月まで), FNN & 産経新聞, 日経新聞, 毎日新聞は, 質問文で「電力の3割を原子力で賄ってきた」と言及している。) <sup>65</sup>

最初は各社とも、反対派の割合は過半数を下回っていた。しかし、4月の後半に入ると、各社が軒並み、反対派が50%を上回る値を記録する。以上のことから、原発問題がマスメディアで繰り返し報道されることで「議題・設定効果」が生まれ、反対派の世論が高まりを見せたと言することができる。しかし、実際にマスメディアの報道が視聴者にどれだけの心理的影響を与えたかはこれだけではわからない。そのうえ、この当時はソーシャルネットワークを中心としたネットメディアの需要が高まりを見せており、既存メディア中心となり、原発世論に影響を与えたと結論づけることは早計だろう。そこで、次はSNSと原発世論の高まりの関連について述べる。特に、平林祐子は震災以降のデモについて、興味深い示唆を投げかけている。

<sup>65</sup> [https://www.jstage.jst.go.jp/article/taesj/12/3/12\\_J12.039/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/taesj/12/3/12_J12.039/_pdf) 2014年2月7日閲覧

「第一に、デモ参加者の多くは、これまで運動に参加したことがなかった人びとである。デモ参加は初めてという人が、6月11日には実に48%、9月でも35%を占めた。初参加者は4割から5割が30代以下とデモ経験者に比べて若い。第二に、利用されているメディアがまさに今日的である。デモを知った情報源のトップ3は、インターネット、ツイッター、知人からの口コミで、これらで約7割を占め、チラシや新聞・TV等の伝統的メディアは合わせてわずか5%程度にとどまる。第三に、3・11以降の脱原発運動は社会の多様な層に広がっている。6月、9月とも、都内の三つのデモ（パレード）について調査したが、参加者の性別や年齢層、運動参加経験等は互いに大きく異なった。既存の反原発運動が動員力を発揮するいっぽう、新しい人々がそれぞれの個性を活かして街頭行動を展開している。新たな参加者がデモの主催までやれてしまう背景には、いくつかの要因がある。2000年代の反貧困、イラク反戦等の運動の積み上げ。デモの音楽やラップ、持ち物、衣装、ウェブサイトまで「表現としてのデモ」という運動文化の浸透。原発批判派の専門家たちを擁するNPO・NGOの定着などだ」<sup>66</sup>と、新興メディアであるインターネットがデモを推し進めたと述べている。つまり、ネットを介した情報流通の速さと容易さが、既存組織なしで数百人から数万人の参加者を集めることを可能にした。そして、デモの中継、ツイッターやブログでの発信など、既存マスメディアに代わって自分たちがメディアの役割を担いメッセージを主体的に発信できるようになった。

しかし、既に述べたように、インターネットが発達しなかった70年代のドイツでは、市民が主体的に情報を発信し、原発運動を牽引していた。この要因を明らかにするのに最も適切なものが、次に述べる集合的記憶の論理である。

#### **c-4. ナチスへの反省、中央に振り回されないという集合的記憶**

集合的記憶とは、個人の記憶と国家的な出来事によって形成されていく連続的な思考の流れのことを指し、フランスの社会学者モーリス・アルヴァックスが提唱した概念だ。<sup>67</sup>この議論に即し、原発運動に携わった住民の動機を分析していく。

---

<sup>66</sup> [http://www.asahi.com/culture/news\\_culture/TKY201110190199.html](http://www.asahi.com/culture/news_culture/TKY201110190199.html) asahi.com (朝日新聞社). (2011年10月19日). 2014年2月7日閲覧

<sup>67</sup> アルヴァックスは集合的記憶を、ある一定の人々の意識のなかで保持されてきた「連続的な思考の流れ」であり、日常の営みのなかで折に触れ想起され継承されるものと定義した。

原発闘争が過激になったオーバーライン地方では、「ドイツ農民戦争」と「1848/49年の革命」がよく言及される。その際に、「国家権力の廃棄」、「租税・地代の廃止」、「共同地の解放」という急進的な要求を掲げて農民を率いたのが、指導者ヨス・フリッツ (Jos Fritz) という人物である。これらの郷土の歴史は地元住民のあいだで語り継がれ、同時に、オーバーライン地方の住民は、自らを「抑圧されながらも権力に屈しない存在」として語り継いできた。<sup>68</sup> これらの権力にあらがったかつての英雄の伝承や蜂起した民衆の伝承、さらには中央から翻弄され続けたという記憶を認知的基盤として共有する地元住民によって、ヴィール原発建設計画がふたたび抗うべき機会ととらえたのである。

同時にヴィールでは、「三角地帯ラジオ (Radio Dreyeckland)」などが、占拠参加者や地元住民にとってのコミュニケーションの場となった。このような、ニューズレターの発行や独自のラジオ局の開設といった手法は、1980年代以降の原子力反対運動に引き継がれ、一般的な抗議形態として連邦各地でもちいられることになった。<sup>69</sup>そして、敷地占拠終了後も、ミニコミ誌の発行やラジオ放送、「市民大学」の開催といった活動がヴィールおよびその周辺で続けられ、抗議集会やデモ行進といった直接行動も頻繁に展開された。<sup>70</sup> 反原子力を訴える超域的なニューズレターや雑誌の創刊が相次いだのも1980年代前半である。<sup>71</sup>

次にヴァッカーズドルフ使用済み核燃料再処理施設反対運動における運動の成立過程を見てみる。ヴァッカーズドルフにおける反対運動では、運動に活用されうる地域の集合的記憶が存在したにもかかわらず、それらは積極的に活用されなかった。代わりに人々を運動へと向かわせたのは、担い手団体が運動当初に掲げた地元を重視し非暴力に徹するという運動像であったが、その運動像が現実の運動と矛盾するようになったにもかかわらず多くの住民運動が闘争の現場に向かった。それは、地元住民が自らの正当性が国家権力に揺さぶられていることに危機感を覚え、実体験を通じて新たな運動像を形成したためである。

---

<sup>68</sup> 青木聡子『ドイツにおける原子力施設反対運動の担い手たち——人々はなぜ運動に身を投じて来たのか?』79頁2013

<sup>69</sup> 青木『ドイツにおける原子力施設反対運動の展開:——環境志向型社会へのイニシアティブ』104頁

<sup>70</sup> 青木『ドイツにおける原子力施設反対運動の展開:——環境志向型社会へのイニシアティブ』106頁

<sup>71</sup> 青木『ドイツにおける原子力施設反対運動の展開:——環境志向型社会へのイニシアティブ』79頁

る。<sup>72</sup>1985年12月21日、ヴァッカーズドルフ村内で開催された抗議集会の参加者4万人のうち、約2000人が建設予定地に移動し「団結村」を形成した。「ヴァッカーラント自由共和国(Freie Republic Wackerland)」と名付けられたこの選挙地には20戸ほどの小屋が建てられたほか、共同の炊事場、情報局、集会所などが設けられた。ラジオ局も併設され、自主制作の放送が短波で放送された。<sup>73</sup>また、若者の運動参加がもたらしたヴィール闘争の展開過程への影響として、ミニコミ誌の発行やラジオ局の開設などの対抗メディアの形成が挙げられる。<sup>74</sup>1973年7月19日、バーテンヴェルク社(BW社)がブライザッハの北北東約15キロメートルに位置するヴィールの森を新たな立地点としたことがラジオ番組のスクープによって明らかになり、ここにヴィール闘争が幕を開けることになった。<sup>75</sup>

「市民大学」という情報を交換する場以外にも、ヴィールにはマルコスハイムの敷地占拠から引き継がれたニューズレター「われわれが望むこと」や新たに開設されたラジオ局  
ヴァッカーズドルフにおける反対闘争では、ビラやパンフレットの他にも、市民団体による意見広告が地方紙『中部バイエルン新聞(Mittelbayerische Zeitung)』に頻繁に掲載され、計画反対派の物理学者や化学者も再処理施設のリスクを強調した。BISはまず、「原子力施設のリスクから地域を守るための正統な闘い」という集合行為フレームを提示することで、地元住民の動員拡大を目指したのである。こうした活動によって、地元住民のあいだでBISへの理解が進み、BISは会員数を増やしていった。<sup>76</sup>

ドイツ＝ナチスドイツへの反省＋地方は抑圧されるべきではない→原発を押しつけるな。  
市民が主体的に発信するコミュニティメディアが台頭？

## c-5.集合的記憶の構築、広島・長崎からヒロシマ・ナガサキへ

---

<sup>72</sup> 青木『ドイツにおける原子力施設反対運動の展開:—環境志向型社会へのイニシアティブ』89頁

<sup>73</sup> 青木『ドイツにおける原子力施設反対運動の展開:—環境志向型社会へのイニシアティブ』157-158頁

<sup>74</sup> 青木『ドイツにおける原子力施設反対運動の展開:—環境志向型社会へのイニシアティブ』136頁

<sup>75</sup> 青木『ドイツにおける原子力施設反対運動の展開:—環境志向型社会へのイニシアティブ』95頁

<sup>76</sup> 青木『ドイツにおける原子力施設反対運動の展開:—環境志向型社会へのイニシアティブ』155頁

原爆の被害者としての個人的記憶がメディア報道で、集合的記憶にまで普遍化された。山本昭宏は集合的記憶の議論を援用し、1945年から1960年の一連の原子力に関するメディアの報道を分析し、そこから、広島・長崎で被爆した人々の記憶がメディアの一連の報道により被害者意識が増幅され、ナショナルアイデンティティとして国民が認識するようになったと論じている。また、第五福竜丸事件の影響で、核の軍事利用＝悪という認識もメディアによって増幅され、集合化された「被害の記憶」と、核の平和利用を推し進める「原子力の夢」が共存したと述べている。「1952年の夏には、センセーショナルな被爆写真の公開によって、視覚のレベルにおいても言説のレベルにおいても「被爆の記憶」が編成された。「被爆の記憶」が原水爆反対の文脈におかれることで、「軍事利用」への拒否感は科学者から国民大衆にいたるまで広がりつつあった一方で、「原子力の夢」は実現を目指して膨らんでいった。<sup>77</sup>」ことで、原子力の平和利用を肯定する意識が人々に根付き、その後、「第五福竜丸事件を契機に、反核運動が広島・長崎とビキニとを接続することで、第五福竜丸事件が「被爆の記憶」に編入されるとともに、「死の灰」への恐怖から原水爆に反対する心情が定着した。<sup>78</sup>第五福竜丸を伝えたのは主にラジオ放送だった。ラジオと新聞によって繰り返し報じられ、核の平和利用がナショナルイシューとなったのである。<sup>79</sup>

確かに、第五福竜丸事件のインパクトと原水爆禁止運動の高まりを受けて、数は少ないながらも原子力発電の推進に対する疑義が呈されていた。しかし、進行していた「平和利用」報道キャンペーンによって、この疑義は飲み込まれていく。

日本における平和利用キャンペーンの先駆けといえるのが、『読売新聞』に掲載された解説記事「ついに太陽をとらえた」（1954年1月1日から同年2月9日までの全31回）である。この連載の直後、第五福竜丸事件が起こり、読売新聞は再び平和利用キャンペーン歩道をしていく。「平和利用」の推進派新聞紙上だけでなく、展覧会・博覧会形式のキャンペーンでも行われた。読売新聞は「だれにもわかる原子力展」を開催した。被爆遺構を展示することによって「被爆の記憶」を呼び起こし、さらに第五福竜丸の舵の展示で原水爆の恐怖をそこに付け加え、それらすべてを「原子力の夢」へと持続させるというストーリー

---

<sup>77</sup> 核エネルギー言説の戦後史 1945-1960—「被爆の記憶」と「原子力の夢」 山本昭宏 2012 人文書院 298頁

<sup>78</sup> 同系 299頁

<sup>79</sup> 1954年の朝日新聞の世論調査でも、第五福竜丸事件を受けて、70%が原爆や水爆の被害

一を描いたと考えられる。以後、新聞社主催の原子力「平和利用」キャンペーンは全国展開を開始し、展示会が収束した後も、産業界がキャンペーンを引き継いだ。

さらに、広島ブロック紙である『中国新聞』の社説は、原子力を応用した兵器の使用禁止を要請するには、原子力に関する真の知識を獲得する必要がある、そうすることで「平和利用」も進むという論理を展開した。<sup>80</sup>被爆者の間でも、「被爆の記憶」を「原子力の夢」へと接続させようとする言説が受け入れられたと考えることができる。

「平和利用」キャンペーンが長く続けられたことを考えると、メディアが原発問題を争点化せず、スポンサーである電力会社と癒着していた構図も説明することができる。

しかし、上記にも記したとおり、3. 11以降、メディアの影響で原発問題が過熱する。+インターネットでメッセージが発信できるようになった。→ドイツのコミュニティメディアのように、市民が主体的に発信できる土台が作られたことを可能にした環境ができあがった？平和利用の記憶に抵抗できる素地が整ったと考えられる。

以上みてきたように、①公正な報道ができるメディアの体制（スポンサーメディア間の関係・公平性が担保される制度）、②メディアと集合的記憶の違いに基づき、日独の比較を行った。しかし、紹介した事例が反原発運動を生じさせる全てのケースに当てはまるとは限らない。例えば、ナチスドイツへの反省が高まったのは、ヴィール地方に特有の例かもしれない。今後研究内容を深めるためにも、さらなる精査が必要である。

## 6. 結論、まとめ

本研究では、日本とドイツで原発運動の差異が生じた理由を、先行研究に基づきながら比較分析を行った。

仮説1・2では、政策科学・社会学のアプローチを用いて研究を行い、それぞれ政治制度・中央集権・地方分権の違いに焦点をあて、分析を進めた。3つ目の仮説では、メディアと社会運動の関連性について分析を行った。それぞれ、両国のメディア制度の違いに触れ、その後はアルヴァックスが提唱した集合的記憶の論理を援用して、仮説の検証を行った。すなわち、ドイツではナチスへの反省から、メディアや社会運動に中央に振り回されないよう地方が自分たちのアイデンティティを表明した記憶が喚起され、地方分権へと進み、反原発運動が活発になった。

---

<sup>80</sup> 「原子力委員会の公聴会 コールダーホール改良型原子炉の安全性」『科学朝日』1959年10月号 41頁



他方の日本では、広島・長崎で被爆した記憶がメディアの報道で集合的記憶となり、平和利用推進のキャンペーン報道と一体になり、「原子力の夢」がナショナルアイデンティティとして根付いていった。原子力の平和利用がメディアの報道で推進されることで、メディアと電力会社の癒着などが起こり、原発問題が喚起されることも少なかった。従って、ドイツと比べ、反原発運動が活発にならなかったといえよう。

しかし、集合的記憶の領域に関しては、依然として解明すべき面も多い。今後、研究に深みを持たせるためにも、戦後の20年のメディアと集合的記憶の関連性だけでなく、その後から現在までも視野に入れて、分析を進めていく必要がある。また、ドイツの例に関しても、ヴィール地方とヴァッカーズドルフにおける集合的記憶の事例が、原発運動の起きた他の地域における事例にも援用できるかどうか、研究を進めていく必要がある。

本研究は、原子力政策に反対する運動に、市民アクターが携わっていく過程や要因を日独の比較を中心に分析した。今後の原子力政策を考える上でも、市民がどう主体的に政治に関わっていくかを示す有効な研究になると考える。

#### 【参考文献】

- (1) 若尾祐司、本田宏編『反核から脱原発へ ドイツとヨーロッパ諸国の選択』昭和堂 2012
- (2) 川名英之著『なぜドイツは脱原発を選んだのか』合同出版 2013
- (3) 本田宏著 『脱原子力の運動と政治——日本のエネルギー政策の転換は可能か』北海道大学図書刊行会 2005
- (4) 青木聡子著『ドイツにおける原子力施設反対運動の展開:——環境志向型社会へのイニシアティブ』MINERVA 社会学叢書 2013
- (5) 神田啓治・中込良廣編『原子力政策学』京都大学学術出版会 2009
- (6) 松浦さと子・川島隆編著『コミュニティメディアの未来—新しい声を伝える経路—』晃洋書房 2010
- (7) 山本昭宏 『核エネルギー言説の戦後史 1945-1960——「被爆の記憶」と「原子力の夢」』人文書院 2012

(8) 奥田博子著『原爆の記憶 ヒロシマ/ナガサキの思想』慶應義塾大学出版会 2010

イギリス発祥の「オフショア市場」が世界中に普及した理由とは

学習院大学法学部政治学科

グローバル・ガバナンス論ゼミナール

10012243 山田昌司

(1) はじめに：金融立国イギリスの成立の発端は何年か

第二次世界大戦において、イギリスは連合国の一員としてその勝利に貢献した。しかし、この戦争がイギリスに与えた影響は決して好ましいものではなかった。まず経済面では、所持していた約 11 億ポンドの海外資産を全て失い、戦争開始時の七億六千万ポンドであった対外債務は、終戦時には三十三億ポンドに増加していた<sup>1</sup>。

イギリスは政治面でも苦境に立たされた。これらの事態により、イギリスはその植民地をこれ以上維持することが困難になった。こうしたイギリスの情勢に合わせ、各植民地では独立運動が本格化、多くの地域がイギリスからの独立を勝ち取った。こうした要因が重なり、大英帝国は崩壊したとされている。

第二次世界大戦後のイギリス政治は、一般的には「ゆりかごから墓場まで」と称される高福祉政策と、電気、水道などの基幹産業の国有化といった政策で知られる。しかし、これらの政策を採用することによって、イギリスは社会保障負担の増加や国民の勤労意欲低下<sup>2</sup>、既得権益の発生<sup>3</sup>などに代表される「英国病」に悩まされることとなる。そしてこれによって、製造業における設備投資が減退し、他国に技術開発に遅れを取るようになり、産業革命以来の伝統を誇るイギリスの製造業は壊滅状態に陥った。

<sup>1</sup> 中西輝政『大英帝国衰亡史』、PHP 研究所 1997 年 307-308 頁

<sup>2</sup> 月刊基礎知識 自由国民社 2002 年 4 月号「英国病 ('76)」

([http://www.jiyu.co.jp/GN/cdv/backnumber/200204/topics01/topics01\\_1.html](http://www.jiyu.co.jp/GN/cdv/backnumber/200204/topics01/topics01_1.html) 2014 年 1 月 12 日)

<sup>3</sup> 月刊基礎知識 自由国民社 2002 年 4 月号「英国病 ('86)」

([http://www.jiyu.co.jp/GN/cdv/backnumber/200204/topics01/topics01\\_1.html](http://www.jiyu.co.jp/GN/cdv/backnumber/200204/topics01/topics01_1.html) 2014 年 1 月 12 日)

この状況を打破したのが、イギリスの 80 年代を代表する保守党の政治家サッチャーである。彼女の経済政策「サッチャリズム」は、国有企業の民営化や税制改革、財政支出の削減などを行ったものとして知られる。その後のメージャー内閣を経て、1997 年には保守党から政権を奪回した労働党のブレア内閣は、サッチャー内閣の基本路線を踏襲しつつも是正する政策を行っていった。これによって「英国病」は改善されていったと言われる。

イギリスが「英国病」を克服した事を述べる際によく語られるのが、同国の「金融立国化」である。これはロンドン証券取引委員会が 1986 年に行った「ビックバン」という金融規制の全面自由化政策によって実現した現象であり、具体例としては売買手数料の自由化や株式売買におけるコンピュータの導入、取引所会員権の解放による銀行資本の市場参加などが挙げられる。これによって、イギリスの実質 GDP は前年の 772.66 から 805.91 に増加した<sup>4</sup>。また、この改革をきっかけに、ゴールドマン・サックスに代表されるアメリカ系の巨大金融資本を始めとする外国資本がこの地に進出した。日本企業でも野村証券が、この年にロンドン証券取引所の会員権を取得している<sup>5</sup>。2009 年におけるイギリス経済の GNP の 2.5 は、ロンドン証券取引所の所在地であるイギリスの金融特区・シティによるものである<sup>6</sup>。

こうした「金融立国化」を機に、イギリスは国力を回復することに成功した。これ自体は紛れもない事実である。ただ本論文では、イギリスの「金融立国化」の発端をサッチャー政権に求めない。1955 年に同国の銀行であるミッドランド銀行が、貿易上の実務取引とは無関係の米ドル預金を外国から高金利で受け入れた事に求める。これはイギリスの為替管理法違反であった<sup>7</sup>が、イギリスの国営銀行であるイングランド銀行はこれを新しい金融ビジネスの芽と捉えこれを黙認する方向に動いた。これは「ユーロ市場」もしくは「オフショア市場」と呼ばれ、後に世界中に渡る金融ネットワークとして普及していく。

---

<sup>4</sup> イギリスの実質 GDP は、1981 年から 90 年までの 10 年間常に上昇を続けている。

<sup>5</sup> 野村ホールディングス | 沿革

(<http://www.nomuraholdings.com/jp/company/group/holdings/history.html>

2014 年 1 月 12 日)

<sup>6</sup> CITYOFLONDON 「Key facts about the City of London and the 'Square Mile」

(<http://archive.is/9vR8> 2014 年 1 月 12 日)

<sup>7</sup> 藤井巖喜『アングラマネー タックスヘイブンから見た世界経済入門』

幻冬舎 2013 年 99 頁

では、イギリスがこの金融ネットワークを築き上げる事が可能であったのか。本論文では、この原因を検証することを目的とする。

なお、「ユーロ市場」と「オフショア市場」は同じ意味で使われる事も多いが、本論文ではユーロ市場はオフショア市場の分類の1つとして扱い、その表記は基本的に後者で統一する。また「オフショア」と「タックスヘイブン」の2つの意味も似通っているのだが、これについても表記は基本的に後者で統一する。

## (2) 「オフショア市場」の発達

### ①オフショア市場とは

ミッドランド銀行が行ったビジネスとは、バーミンガム大学国際経済学教授であるロナン・パランの言葉を借りれば「ユーロ市場もしくはオフショア金融市場と呼ばれる規制の真空地帯」というもの<sup>8</sup>である。それでは、ユーロ市場およびオフショア金融市場とは何か。

まず、後者のオフショア金融市場について述べる。オフショアとは、外国人に対する租税環境が優遇されている国や地域のことで、この優遇が行われている国や地域に本拠地をおく海外の会社や個人は、その口座にある資産や投資や事業によって得た収益に対してほとんどの場合税金がかからない。税金の負担を回避できるため、タックスヘイブン(租税回避地)と呼ばれることもある。スイスや英国領バージン諸島、ケイマン諸島の他、先述したシティなどが有名である。多くのファンドや金融機関がこれらに本拠地を置くため、このような国や地域はオフショア金融センターとも呼ばれることがある<sup>9</sup>。

もっとも、タックスヘイブンとオフショアは使われ方が異なる場合があるので注意を要する。前者の意味に関しては先述しているが、オフショアについて理解するには、まず金融システムに対する規制の重要性を念頭に置く必要がある。「金融は経済の血液」と呼ばれるが、仮に金融システムが機能不全に陥った場合、実体経済は取り返しのつ

---

<sup>8</sup> ニコラス・シャクソン著 藤井清美訳『タックスヘイブンの闇 世界の富は盗まれている!』朝日新聞出版 2012年 129頁

<sup>9</sup> マネー辞典 m-words 「オフショア 【offshore】 タックスヘイブン / tax haven」  
(<http://m-words.jp/w/E382AAE38395E382B7E383A7E382A2.html>  
2014年1月12日)

かないダメージを受ける。このため、行政側は金融取引について規制をかけるのが一般的である。

この金融取引は、以下の3つに分類<sup>10</sup>できる。

- ・国内の業者同士の取引
- ・国内業者と国外業者の取引
- ・国外業者同士の取引

前者2つを「オンショア」と呼び、最後の国外業者同士の取引を「オフショア」と呼ぶ。そして、この「オフショア」に関しては、特例を設けて規制を緩和する場合がある。なぜこうした優遇措置が施されるのかというと、国外業者にこうした場を提供してマネーを呼び込むことで、国内マーケットが潤う場合があるからである。「オフショア」とは、こうした優遇措置が施されている市場の総称のことなのである。

また、このオフショアに関しても、オンショアと明確に区別されているか否かで2つの類型<sup>11</sup>がある。

- ・オンショアとオフショアが明確に区別されているもの
- ・オンショアとオフショアの区別がないもの

前者のオフショア代表例としては、ニューヨークの International Banking Facility (IBF) や東京の特別国際金融取引勘定など<sup>12</sup>が挙げられる。「金融は経済の血液」であり、金融システムが機能不全に陥ると実体経済は大きなダメージを受けるため、行政が金融取引について規制を設けていることは先述した。だが、こうした規制を外れた取引を行いたいと考える業者も少なからず存在するのである。また、これらの取引が国内で行われる事により、マネーが国内に流入しマーケットが潤うという長所も、先述した通り存在する。こうした両者の思惑が合致して、先述した2つのオンショア

---

<sup>10</sup> 志賀櫻『タックス・ヘイブン——逃げていく税金』岩波書店 2013年 45頁

<sup>11</sup> 志賀櫻『タックス・ヘイブン——逃げていく税金』岩波書店 2013年 47頁

<sup>12</sup> 志賀櫻『タックス・ヘイブン——逃げていく税金』岩波書店 2013年 47頁

マーケットとは別に、外国人同士が取引を行うオフショアが創設されたのである。

そして後者の代表例が、イギリスの金融特区・シティある。シティにおけるオフショアがユーロ市場であり、先述したミッドランド銀行が米ドル預金を高金利で受けて入れた事を具体的に述べたものである。以下で詳しく述べる。

## ②ユーロ市場とは

ユーロ市場とは、自国の市場以外で取引されるその国の通貨を扱う市場のことである。また、そうした通貨を「ユーロマネー」と呼ぶ。この「ユーロマネー」に関し、その国の金融当局は規制を及ぼすことは出来ない。例えば「自国＝アメリカ」とすると、アメリカ領以外で預け入れや貸し付けが行われる米ドルである「ユーロドル」の取引が行われる市場のことになる。そしてこの「ユーロドル」については、アメリカの金融当局は一切の影響を与える事は出来ないのである。

ユーロとは通常、欧州のことを指すが、ユーロ市場の起源が欧州であることからこのような名前になっているだけである。即ちこの「ユーロ市場」という言葉は、実際には誤称であり、この市場は通貨のユーロとは何の関係もない。現在では、母国以外に滞留している通貨には、全て頭に「ユーロ」が冠されている。そして今日では、世界の全ての主要通貨がこのような形で取引されているのである。

シティにおけるユーロ市場は、(1)で先述した通り、同国の為替管理法違反という純然たる違法行為のもとに成立した。当時の市場は、グローバルな金融取引を野放しにしたら諸国の手足を縛る事になるという認識に基づくケインズの理論が影響力を持っていた。そのため銀行が外貨を取り扱うのは、顧客の具体的な取引に資金を用立てる時のみと定めており、そのため外貨による預金受け入れは許されていなかった<sup>13</sup>のである。

## ③オフショア市場がイギリスで成立した背景

話は変わるが、当時のイギリスの状態はどのようなものであったか。ミッドランド銀行が外貨取引を行っていた 1955 年には各地の旧植民地の多くが独立を達成しており、大英帝国の崩壊は明らかになっていた。インドは 1947 年に独立しており、マレ

---

<sup>13</sup> ニコラス・シャクソン著 藤井清美訳『タックスヘイブンの闇 世界の富は盗まれている！』朝日新聞出版 2012年 117-118頁

一半島やスーダンではイギリス支配から逃れるための戦いが繰り広げられていた。この2年後にはエジプトのナセルによるスエズ運河国有化声明が出されることになる。

このような状況下でも、イギリスの通貨・ポンドは世界の貿易の40%で使われており、この状態をイングランド銀行は維持したいと考えていた<sup>14</sup>。同行の幹部であるジョージ・ポルトンは「イギリスは、国際通貨としてのポンドの役割を維持・発展させることを引き続き断固としてめざしている」と語っている。当時のイングランド銀行はポルトンの強い影響力にあったが、彼は規制に対して嫌悪感を抱く「グローバル自由企業の旗手」であった。

そのような中で、1955年の6月、ミッドランド銀行が先述した外貨取引を行っているのをイギリスの中央銀行であるイングランド銀行の職員が発見した。イングランド銀行は、このオフショア市場を規制しようと思えば出来たにも関わらず、これを行おうとはしなかった。その背景は諸説あって、当時の「グローバル自由企業の旗手」ことジョージ・ポルトンの影響下を指摘する説や、イギリスの大蔵省が規制をかけないことの問題点を理解しておらず、これに気付いた時にはオフショア市場はシティを潤すまでに発展を遂げていた<sup>15</sup>というものが挙げられる。他には、イングランド銀行自体がシティの下部機構の1つ<sup>16</sup><sup>17</sup>でしかなく、同国の政治家がこの問題に対し口を出す事ができなかったという説もある。シティはイギリスの首都・ロンドンにある金融特区の事だが、その背景にはシティが国家から金融面に関する自治権を与えられているため、同国の政治家はこの銀行の内実をコントロールできないという背景がある。

#### ④オフショア市場の爆発的な成長

イングランド銀行の黙認は、結果としてシティのオフショア市場を爆発的に成長させる事となった。その具体的な変遷を、イギリスの王立国際問題研究所に所属するジャーナリストであるニコラス・シャクソンは著書で以下のように示している。

---

<sup>14</sup> ニコラス・シャクソン著 藤井清美訳『タックスヘイブンの闇 世界の富は盗まれている！』朝日新聞出版 2012年 126頁

<sup>15</sup> 志賀櫻『タックス・ヘイブン——逃げていく税金』岩波書店 2013年 49頁

<sup>16</sup> 藤井厳喜『アングラマネー タックスヘイブンから見た世界経済入門』幻冬舎 2013年 101頁 イングランド

<sup>17</sup> イングランド銀行は1694年にシティの銀行のクラブとして創立されており、当初からシティとの関係性が強い。また1946年の国有化後も、同行はシティの金融業界から人材を引き抜いてその幹部に登用してきた。



- ・ 1959 年：2 億ドル
- ・ 1960 年：10 億ドル<sup>18</sup>
- ・ 1961 年：30 億ドル<sup>19</sup>
- ・ 1970 年：460 億ドル
- ・ 1980 年：5000 億ドル
- ・ 1988 年：2 兆 6000 億ドル（純流入額）
- ・ 1997 年：国際融資の 90%がこの市場を経由するようになる<sup>20</sup>

こうしたオフショア市場の爆発的な成長について、シティのスポークスマンであるティム・コンドンは以下のように述べている。

「サッチャー政権によるビッグバンは、国際金融を過去 25 年にわたって変貌させてきた、はるかに大規模なビッグバンの付け足しであり、実際、その副産物に近い。ビッグバンは、あらゆる妥当な基準で見ても、ビッグバンの数倍の大きさだ」

「異常な状況が生まれている。取引所の建物という物理的な実体がなく、広く認められている法規さえないユーロ市場が、世界最大の資本供給源になっている、という状況が」

イギリス初のオフショア市場は、全世界の銀行資産の 3 分の 1 以上を占有する<sup>21</sup>まで成長を遂げたのである。では、この発展が可能であった背景には何があったのだろうか。本論文では、同国におけるオフショア市場の成長の背景「アメリカの政治的支配からの逃避によるもの」「世界各地の領土および旧植民地の活用によるもの」「イギリス国内の慣習を原因とするもの」の 3 つを仮説とし、その検証を行っていく。

### （3）仮説とその検証

<sup>18</sup> 当時のイギリスの GDP は 700 億ドルを越える規模であり、この時点でオフショアが同国に GDP に与える影響は微々たるものであった。

<sup>19</sup> 1963 年には、規制のないオフショア金融商品である「ユーロボンド」が誕生し、オフショア市場はさらに活気づいた。この無記名債権はしばしば脱税に利用された。

<sup>20</sup> この段階になると、国際決済銀行もその正確な数値を把握することを諦めた。

<sup>21</sup> 藤井巖喜『アングラマネー タックスヘイブンから見た世界経済入門』  
幻冬舎 2013 年 78 頁

### ①アメリカの政治的支配からの逃避によるもの

シティのオフショア市場成長の原因となった要因として、まずアメリカの政治的支配からの逃避が挙げられる。そして、その端緒となったのは冷戦構造であり、ソ連であった。1950年代の半ば、ソ連はニューヨークに多額のドルを保有していたのだが、冷戦が深刻化するにつれてアメリカに差し押さえられる危険があり、ドルの保管場所を探していたのだ。こうした背景のもと、1957年にモスクワ・ナロードニキ銀行が数十万ドルを預金したのを機に、ソ連の資金がシティに流入するようになった<sup>22</sup>のである。

アメリカから資本を移転させたのはソ連だけではなく、自国の金融規制からの逃避を試みるアメリカの銀行も含まれていた。当時のアメリカには銀行に対する規制がいくつか存在したが、その中で最も有名なのが1933年に制定された「グラス・スティーガル法」である。この法律は、銀行業務と証券業務の明確な分離を定めたことで知られており、その制定の背景には1929年の大恐慌への反省があった。証券取引は価格変動のリスクが大きく、時に大損するリスクもあるので、個人の預金を預かって金融の仕組みの中心を担う商業銀行は参入すべきではないとの考えに基づいた法律である。長年、この法律の決まりの下にあったアメリカの銀行は、シティのオフショア市場が自国のウォールストリートより遥かに金融規制が少ない市場であること、そしてこの地に自らの資金を移せば、こうした規制の影響を受けずにすむ事に気付いたのである。

これらの傾向に拍車をかけたのが、1963年にケネディ政権が導入した利子平衡税<sup>23</sup>である。この制度は、自国の投資家にとっての外国証券の魅力を削ぐ事を目的として制定されたもので、この証券から得た利子の15%の税金を課すものであった。ケネディ政権は、この税によってアメリカからの資本の流出を阻止できるものと考えたが、その結果は意図していた事とは反対の方向へ向かう。アメリカ企業は、利子平衡税の支払いを回避するためその資金をシティに移し、これによって企業はオフショア市場が自国の金融規制を逃れる事が可能なシステムだと気付いたのである。そしてアメリ

---

<sup>22</sup> ニコラス・シャクソン他『タックスヘイブンの闇 世界の富は盗まれている!』朝日新聞出版 2012年 131頁

<sup>23</sup> ロナン・パラン他『【徹底解明】タックスヘイブン グローバル経済の見えざる中心のメカニズムと実態』作品社 2013年 230頁

カの銀行は、シティにおいてはグラス・スティーガル法の影響を受けずに大規模な多角的銀行を設立できると気付いたのである。

やがてアメリカの銀行は、シティのオフショア市場を構成しているカリブ海諸島に支店を開設する。1964年までには「三大銀行」と言われるシティバンク、チェーズ・マンハッタン、バンク・オブ・アメリカがこの地に進出<sup>24</sup>しており、これらのタックスヘイブンとユーロ市場の相乗効果による恩恵を受け始めた。ロンドンやニューヨークなどの主要金融センターで行われる取引を、カリブ海諸島で行われたという風に記帳出来るようになったのである。

こうした島々の代表的な成功例がケイマン諸島で、1976年には秘密関係保護法が施行され、金融専門家が機密情報を開示する必要になった他、66年に制定された為替管理規制法が撤廃された。その結果、ケイマンは2008年でこの島は世界で4番目に大きな金融センターとなった。06年末までに同島に登録されていた法人の数は8万1783社<sup>25</sup>で、1兆4000億ドル規模の期間ファンドが存在<sup>26</sup>している。

## ②世界各地の領土および旧植民地の活用によるもの

イギリスはかつて全世界に領土を保有していた経緯がある。そして現在でも一部の地域は、国民投票などでイギリスの支配下に留まる事を選んでいる。またイギリス支配の脱却を選んだ旧植民地も、独立後も「イギリス連邦」として旧宗主国との繋がりを保っている地域も多い。いずれにせよ、イギリスとの繋がりが残っている事に関しては両者共に同じである。

この「繋がり」には金融面によるものも含まれる。そして金融面におけるこうした繋がりは、シティを中心とする4重のタックスヘイブン・ネットワークとして同国のオフショア市場発展の一因の1つとなり、その影響力を国際社会に対して与え続けてきた。

このネットワークは、シティを中心に以下の3つに分類されている。

---

<sup>24</sup> ロナン・パラン他『【徹底解明】タックスヘイブン グローバル経済の見えざる中心のメカニズムと実態』作品社 2013年 233頁

<sup>25</sup> 2005年から27%増加している。

<sup>26</sup> ロナン・パラン他『【徹底解明】タックスヘイブン グローバル経済の見えざる中心のメカニズムと実態』作品社 2013年 235頁

- ・王室属領：ジャージー島、ガーンジー島、マン島
- ・英国海外領：ケイマン諸島、バミューダ諸島、ジブラルタル、他 11 の領土
- ・旧英国植民地（現在は独立済み）：香港、シンガポール など

はじめの王室属領はヨーロッパに位置しており、この地域の顧客をターゲットとしている。これら 3 島は 2009 年の第 4 半期だけで 3325 億ドルもの資金がイギリスに流入している。またアメリカの権威ある税務関係の雑誌は「2007 年に英王室属領は、脱税の可能性がある資産を少なくとも約 1 兆ドル受け入れている」と推定している<sup>27</sup>。

二つ目の英国海外領については この海外領の多くがカリブ海に位置しており、アメリカの顧客層を取り込む事を狙っている。このうち最も有名なのが先述したケイマン諸島で、1 兆 2000 億円の預金が存在するとされる。日本の年金資金 2000 億円を消失させてしまったとされる AIJ 投資顧問も、その資産運用の拠点はケイマン諸島にあった<sup>28</sup>。

そして、こうした地域の中で一般的にも知名度が高いのは旧英国植民地の香港とシンガポールであろう。両者は、シティのユーロ市場とアジアの金融市場の仲介として機能するオフショア金融センターとして発展してきた。

そのうちの 1 つ、香港は 1970 年代までは金融自由化を推進してはならず、外資系銀行の新設を認めてこなかった経緯がある。だが、1978 年に中国が「改革・開放」政策を発表した事を機に、銀行新設が許可されるようになった。82 年には外国通貨立て預金の利子源泉課税が廃止され、89 年には利子にかかるあらゆる形態の税が廃止された。こうした香港の発展について、アメリカの捜査官、ジャック・ブラムは「イギリスはこのタックスヘイブンを『何でもまかり通る規制のない世界』として設立していた」と述べている。その結果、1996 年までに、香港はアジア太平洋地域で 2 番目に大きな国際金融センターとなったのである。

1997 年に中国へ変換されても、香港とシティの結びつきは強かった。その中で大きな役割を果たしたのはイギリス最大の銀行である HSBC である。1865 年に香港で設

<sup>27</sup> 藤井巖喜『アングラマネー タックスヘイブンから見た世界経済入門』  
幻冬舎 2013 年 79 頁

<sup>28</sup> 藤井巖喜『アングラマネー タックスヘイブンから見た世界経済入門』  
幻冬舎 2013 年 80 頁

立された香港上海銀行を源流とする同行は、香港変換による政治リスクを懸念し海外投資を活発化させた事により急成長を遂げた。2010年には、香港により重点を置く<sup>29</sup>ため、CEOをロンドンから香港に移転させている。

もう1つのオフショアであるシンガポールの発端は、1968年に「アジア通貨市場」(ACU)という金融センターを創設した事にある。その背景にあったのは、1960年代半ばから始まったインドシナ戦争によるこの地域の外為支出の増加と、67年と68年の2回にわたって行われた信用引き締め<sup>30</sup>の2点である。その結果、この地域のドル残高が多く銀行をひきつけ、中でもバンク・オブ・アメリカは、他行に先駆けてACUに非居住者向け取引を扱う特別国際部門を設立した。その後もシンガポールは金融分野における成長を続けており、1984年には、アジア初の金融先物取引所であるシンガポール国際金融取引所(SIMEX)を設立した。

また、1998年のアジア金融危機を機に、時の政府はシンガポールをアジアの金融資本拠点にする決定を下した。その結果、1998年に同国が保有していた1500億ドルの金融資産は、2007年末には1兆1730億ドルに増加<sup>31</sup>している。

シンガポールでオフショア市場が発達したのは、70年代までの香港で、外国通貨立て預金の利子源泉課税の廃止などの金融自由化が行われなかった事による。これによって、70年代以降のシンガポールのオフショアは急速な発展に成功したのである。このように、シンガポールのオフショアは香港のそれと補完関係にあったとする見方もあり、これは「調達のシンガポール、運用の香港」という一文<sup>32</sup>にも表れている。即ち、預金金利がゼロであるシンガポールで資金調達を行い、その運用を香港で行うという意味である。もっとも現在では、シンガポールの法人税引き下げや、香港の非居住者外貨預金の源泉税撤廃などにより、両者間で制度的な相違は殆ど見られないようになった。

---

<sup>29</sup> イギリス部門における収益は総収益の20%なのに対し、香港部門における収益は22%であった。

<sup>30</sup> ロナン・パラン他『【徹底解明】タックスヘイブン グローバル経済の見えざる中心のメカニズムと実態』作品社 2013年 242頁

<sup>31</sup> ロナン・パラン他『【徹底解明】タックスヘイブン グローバル経済の見えざる中心のメカニズムと実態』作品社 2013年 243頁

<sup>32</sup> 平成9年 年次世界経済報告「第2章 金融制度の改革」

(<http://m-words.jp/w/E382AAE38395E382B7E383A7E382A2.html>)

(2014年1月14日)

### ③イギリス国内の慣習を原因とするもの

イギリス国内の慣習も、同国のオフショア市場が発展した原因に含められる。そのうちの1つが「ノンドミサイル・ステイタス」という、イギリス法特有の法的地位である<sup>33</sup>。ノンドミサイルとは「非永住者」のことであり、これになる事で合法的な節税が可能となる。

この仕組みは外国人のみならず、イギリス人も利用できる。具体的には、住民登録をロンドンで行う一方で、本籍地はイギリスの海外領土、例えば英領バージン諸島としておくのである。そして、すべての所得をイギリス国外で計上しておけば、この制度を利用した者は例えイギリスに住んでいたとしても、その税金を同国に収める必要はなくなるのである。

この「ノンドミサイル」の制度は、もとは同国の差別構造を表したものであった。インドなど、旧植民地出身の者がイギリスに居住する場合、彼の「ドミサイル」はその地で登録され、イギリス市民と同等の権利を享受出来ないようになっていた。しかし、1914年に税法の巧みな解釈により、この制度が脱税の手段として利用されるようになったのである。この制度は100年経った今も続いており、現在イギリスには約6万人の「ノンドミサイル」が今日中しており、その中には世界最大の鉄鋼メーカー「アルセロール・ミッタル」のCEOラクシュミー・ミッタルも含まれている。

そしてもう1つ挙げられるのがコモンローである。コモンローとは不文法のことで、イギリスでは文章化された法律や条文が存在しないのだが、このコモンローはオフショア市場を発展させる際に使われる「抜け穴」の創出に非常に有効<sup>34</sup>であった。同国の植民地への入植者は本国の法体系を明確に適用する事が可能でない限りこれらの地域には適応されないようにしたのである。その結果、これらの地域において租税回避に必要な抜け穴が生まれたのである。前述した香港やシンガポールを始め、かつてイギリスの植民地支配を受けた多くの国の法律が、コモンローの影響を強く受けている。

またシティそのものの発展にコモンローが不可欠であったとする見方もある。この地がイギリス領、ロンドンの一部なのは言うまでもなく、それゆえシティはこれらが定める規則に従う必要がある。だが、金融分野に関しての自治権をシティは持ってお

---

<sup>33</sup> 藤井巖喜『アングラマナー タックスヘイブンから見た世界経済入門』  
幻冬舎 2013年 105-106頁

<sup>34</sup> ロナン・パラシ他『【徹底解剖】タックスヘイブン グローバル経済の見えざる中心のメカニズムと実態』作品社 2013年 214頁

り、これに関してイギリスやロンドンからの規制を受けることはない<sup>35</sup>のである。これは条文で書かれているのではなく、シティが千年ほど前から王室の財政を支援してきた対価として受け取ったものであり、いわば慣習と言えるものなのである。

#### (4) おわりに：オフショア市場が世界に与える影響

以上、イギリス・シティオブロンドンにおけるオフショア市場が拡大した原因について仮説を用いて検証し、一定の妥当性を確かめる事ができた。第二次世界大戦後のイギリスはその国力を大幅に低下させており、これを大英帝国の崩壊と捉える風潮は強かった。しかし実際には、同国が国際社会に与える影響の強さ自体は何も変わってはいない。影響を与える手段が政治から金融へ変化しただけだと言える。

近年、シティが国際社会に与えた悪影響としては、2008年のリーマンショックが挙げられる。この事件の原因は諸説あるものの、先述したアメリカの「三大銀行」であるシティバンク、チェーズ・マンハッタン、バンク・オブ・アメリカの子会社が「飛ばし<sup>36</sup>」という、バランスシート上の負債がないように装う行為を行った事を指摘する声もある。2009年には、当時のブラウン首相が「タックスヘイブンの終わりは、まだ始まったばかり」と述べ、王室属領の取り締まりを行おうとしたが肝心のシティには何も手をつけられず、自身のスキャンダルもあり翌年にはその座を辞任した。国際政治学者の藤井巖喜氏はこれについて「タックスヘイブン支持者からの逆襲が、様々な形で彼を襲ったことは間違いない<sup>37</sup>」と述べている。イギリスが自国の強みである金融を手放すのは、当分先のことになるであろう。

---

<sup>35</sup> 橘玲の世界投資見聞録

「金融立国イギリスの中心地・シティがウォール街に対抗できる理由」

(<http://diamond.jp/articles/-/43490> 2014年1月14日)

<sup>36</sup> 志賀櫻『タックス・ヘイブン——逃げていく税金』岩波書店 2013年 96頁

<sup>37</sup> 藤井巖喜『アングラマネー タックスヘイブンから見た世界経済入門』  
幻冬舎 2013年 86頁

## 【参考文献】

- ・中西輝政『大英帝国衰亡史』PHP 研究所 1997 年
- ・月刊基礎知識 自由国民社 2002 年 4 月号「英国病（'76）」  
([http://www.jiyu.co.jp/GN/cdv/backnumber/200204/topics01/topics01\\_1.html](http://www.jiyu.co.jp/GN/cdv/backnumber/200204/topics01/topics01_1.html) 2014 年 1 月 12 日)
- ・月刊基礎知識 自由国民社 2002 年 4 月号「英国病（'86）」  
([http://www.jiyu.co.jp/GN/cdv/backnumber/200204/topics01/topics01\\_1.html](http://www.jiyu.co.jp/GN/cdv/backnumber/200204/topics01/topics01_1.html) 2014 年 1 月 12 日)
- ・野村ホールディングス | 沿革  
(<http://www.nomuraholdings.com/jp/company/group/holdings/history.html> 2014 年 1 月 12 日)
- ・CITYOFLONDON 「Key facts about the City of London and the 'Square Mile」  
(<http://archive.is/9vR8> 2014 年 1 月 12 日)
- ・藤井巖喜『アングラマネー タックスヘイブンから見た世界経済入門』  
幻冬舎 2013 年
- ・ニコラス・シャクソン著 藤井清美訳  
『タックスヘイブンの闇 世界の富は盗まれている！』朝日新聞出版 2012 年
- ・マネー辞典 m-words 「オフショア【offshore】タックスヘイブン / tax haven」  
(<http://m-words.jp/w/E382AAE38395E382B7E383A7E382A2.html> 2014 年 1 月 12 日)
- ・志賀櫻『タックス・ヘイブン——逃げていく税金』岩波書店 2013 年
- ・平成 9 年 年次世界経済報告「第 2 章 金融制度の改革」  
(<http://m-words.jp/w/E382AAE38395E382B7E383A7E382A2.html> 2014 年 1 月 14 日)
- ・ロナン・パラン他『【徹底解明】タックスヘイブン グローバル経済の見えざる中心のメカニズムと実態』作品社 2013 年 214 頁
- ・橘玲の世界投資見聞録「金融立国イギリスの中心地・シティがウォール街に対抗できる理由」(<http://diamond.jp/articles/-/43490> 2014 年 1 月 14 日)



# なぜインドの所得格差はなくなるのか

法学部政治学科 4 年  
山根弓奈

## 1. はじめに

現在、先進国各国の間で、有望な投資先国として、面積が広く、資源の多い「BRICS」（ブラジル、ロシア、インド、中国、サウジアラビア）への関心が高まっている。中でも、中国とインドは将来の2大大国と言われており、その急成長している巨大市場をターゲットに多くの先進国企業が進出している。今回は、その中でもインドに注目をして研究をしていきたい。というのも、従来のインドは農業を主体とする経済で、大規模な食糧不足に見舞われ、貧困が深刻で、識字率が極端に低く、保健指標は憂慮すべき水準であったが、今や食糧は自給され、絶対的貧困状態にある人々の人口比率は劇的に低下し、識字率も上昇し、保健指標も向上している、世界でも屈指の急成長国であるからである<sup>1</sup>。今後インドがよりいっそうグローバル的に成長するためにはどうすればいいのか、という点をインドの課題の一つであると考え、富裕層と貧困層の格差からみていきたい。

インドでの GDP（国内総生産）は約 6009 億ドルであり、BRICS の中では中国に次ぎ 2 番目に高い数値であるが、人口一人当たりの GDP でみると一番低いのが現実である。これは 1 日の生活費が 1.25 ドル未満である「絶対的貧困層の人々」（定義：世界銀行）が全人口の 36%にも及ぶためであると考えられる。

絶対的貧困とはなにか。現在、一般に知られている絶対的貧困の定義は世界銀行によるもので、2008年以來、購買力平価換算で1日あたりの生活費が1.25ドル未満で生活している人を絶対的貧困層と定義している<sup>2</sup>。つまり、人間として生存するために最低限必要とされる食糧と食糧以外のものが購入できるだけの所得または支出水準（＝貧困線）に達して

---

<sup>1</sup> 国際開発協会 参照

<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/EXTABOUTUS/EXTIDAJAPANESE/0,,contentMDK:21618717~menuPK:3412946~pagePK:51236175~piPK:437394~theSitePK:3359127,00.html>

<sup>2</sup> CSR Magazine : 「絶対的貧困層」 引用 [http://csr-magazine.com/archives/knowledge/q\\_07.html](http://csr-magazine.com/archives/knowledge/q_07.html)

いない状態を絶対的貧困というのである<sup>3</sup>。

インドの大半を占める南アジア地域では 1 日 1.25 ドル未満 (約 65 ルピー/1 ルピー=約 1.49 円) の貧困層の割合は 1981 年の 61% から 2005 年は 39% に低下し、2005 年から 2010 年にかけては 6% 低下している。とはいえども、インド がその大半を占める南アジアの貧困層は 4 億 4620 万人と、とても多い。世界では 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々が 2005 年で約 14 億人いるといわれており、その 3 分の 1 がインドの絶対的貧困層に該当することになる。

それに比べ、インドと並び、将来の二大大国と言われている中国の貧困率の変動をみると、1981 年は 84% と国民の大多数が該当していたが、1990 年には 60%、1999 年は 36%、1910 年は 12% とインドを上回るペースで減少しているのである<sup>4</sup>。

## 2. インドについて

インドは 2012 年時点では、12 億 5,840 万人であり、中国について世界で 2 位に人口の多い国である。また、面積は 328 万 7,263 平方キロメートル (インド政府資料: パキスタン、中国との係争地を含む) であり、世界で 7 番目に広い面積である<sup>5</sup>。

宗教は、ヒンドゥー教徒 80.5%、イスラム教徒 13.4%、キリスト教徒 2.3%、シク教徒 1.9%、仏教徒 0.8%、ジャイナ教徒 0.4% であり、ヒンドゥー教徒が多いが他宗教である。主要産業としては、農業、工業、鉱業、IT 産業であり、一人あたり GDP は 1,509 ドル (2011 年: 世銀資料) であり、1980 年の 276,78 ドルと比べると約 7 倍まで伸びている<sup>6</sup>。

前述で、インドの絶対的貧困層について軽く記述したが、インド国内での所得の差をみていきたい。

国立応用経済研究所「NCAER: National Council for Applied Economic Research」は、所得階層について、2004 年から 2005 年の全国消費実態調査に基づき、年間所得額 2001 年から 2002 年価格 (1 ルピー=約 1.49 円 (2012 年 1 月 13 日時点)) について以下として

---

<sup>3</sup> 国際協力機構「2012 年度貧困プロファイル」参照

[http://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/ku57pq00001ctw9q-att/india\\_2012\\_Jreport.pdf#search=%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89+%E8%B2%A7%E5%9B%B0'](http://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/ku57pq00001ctw9q-att/india_2012_Jreport.pdf#search=%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89+%E8%B2%A7%E5%9B%B0)

<sup>4</sup> ・インド新聞 「世界の貧困層、3 人に 1 人はインド人」参照 <http://indonews.jp/2013/04/31-10.html>

・内藤雅雄・中村平治編『南アジアの歴史 — 複合的社会的歴史と文化 —』

<sup>5</sup> 外務省「インド基礎データ」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/data.html#01>

<sup>6</sup> 世界の経済、統計、情報サイト参照 [http://ecodb.net/country/IN/imf\\_gdp2.html](http://ecodb.net/country/IN/imf_gdp2.html)

いる。

- 富裕層 Rich (100 万ルピー超の世帯)
- 中間層 Middle Class (20～100 万ルピー)
- 上位貧困層 Aspires (9～20 万ルピー)
- 貧困層 Deprived (9 万ルピー未満)

所得は雇用形態により差がある。全国消費実態調査 2004 年から 2005 年によれば、雇用形態別の平均年収は、給与所得者である 110,334 ルピーが最も高く、続いて、自営業—非農業 95,020 ルピー、自営業—農業 55,653 ルピー、労働者 35,957 ルピーの順となっている。給与所得者の年収は労働者の約 3 倍である。また、自営業の 55,653 ルピーから貧困層に割り当てられ、労働者と比べ、約 3 倍もある給与所得者などあわせ、全てで割っても全体的には貧困層にわりあてられることになる。

	平均世帯年収 (ルピー)
給与所得者	110,334
自営業 (非農業)	95,020
自営業	55,653
労働者	35,957
その他	75,468
全体	65,041

資料：全国消費実態調査 2004/05 年：NCAER-CMCR

このように見ると、2010 年には、総世帯数の約半数の 51.5%は貧困層であり、33.9%が上位貧困層、12.8%が中間層、1.7%が富裕層である。つまり、絶対的貧困層 (33%) を含め、インド内の貧困は半分も占めることになる<sup>7</sup>。

この貧困層の原因は何か。今回は、インドのヒンドゥー教特有のカースト制度と広い面積である土地に注目していきたい。

<sup>7</sup> ①日本貿易振興機構 「インド市場と市場開拓」参照、一部引用

[http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000866/in\\_market\\_development.pdf#search=%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89+%E8%81%B7%E6%A5%AD%E3%81%94%E3%81%A8+%E5%8F%8E%E5%85%A5](http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000866/in_market_development.pdf#search=%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89+%E8%81%B7%E6%A5%AD%E3%81%94%E3%81%A8+%E5%8F%8E%E5%85%A5)

②An update to the World Bank's estimates of consumption poverty in the developing world\*[http://siteresources.worldbank.org/INTPOVCALNET/Resources/Global\\_Poverty\\_Update\\_2012\\_02-29-12.pdf](http://siteresources.worldbank.org/INTPOVCALNET/Resources/Global_Poverty_Update_2012_02-29-12.pdf)

### 3. カースト制度がまだ残っているため

インドは他宗教で成り立っている。その中でも、ヒンドゥー教徒が 80.5%と最も多く、次いでイスラム教徒 13.4%、キリスト教徒 2.3%、シク教徒 1.9%、仏教徒 0.8%、ジャイナ教徒 0.4%という統計になっている。(2001 年国勢調査)<sup>8</sup>

ヒンドゥー教にはカーストという身分制度がある。大きく分け、バラモン (僧侶、司祭階層)・クシャトリア (王侯、武士階層)・ヴァイシャ (平民階層)・シュードラ (被征服民)の 4つの身分をヴァルナという。

このカースト制度が富裕層と貧困層の原因になっていると考える。このカーストの成り立ちから現在、カーストの特徴、カーストの変容の 3つに分け、見ていきたいと思う。

#### 【1】カーストの成り立ちから現在

カースト制度のもともとの起源は 3000 年ほど前にさかのぼる。現在のヨーロッパ人と同じルーツの白色人種系であったアーリア人は北インドに侵略してきたのである。彼らは北インドに在住し、その支配を固めるにつれ、ヴァルナという身分制度を作り上げた。「ヴァルナ」という言葉はサンスクリットで「色」を示す。つまり、肌の色による身分の上下区分を作り上げた。肌色が白い人たちを支配者である上位に置き、被支配民族を下に置いたのである。

その後、アーリア人の中でも社会的機能による区分が出来始めた。それが前述でも述べた、ヴァルナにあたり、バラモン、クシャトリア、ヴァイシャ、シュードラの 4つの階級である。さらに、ヴァイシャとシュードラはそれぞれ職業ごとにさらに細分化されてゆき、やがて 2000 ともいわれる多数の区分が、中世的身分制度として固定されることとなった。

また、7世紀以降、定着農耕社会のいっそう顕著な拡大がみられ、各地に自立的な村落共同体が形成されていった際、山間地に居住していた諸部族が農村集落に吸収され、皮革細工や集落の清掃などに従事するようになった。そして、彼らはカースト制度の枠外において、不可触民として社会的に位置づけられるようになった。カースト制度でも特に問題視されるのは、この不可触民の存在である。カースト内の位置すら与えられておらず、触れただけ、目にしただけでも汚れるものとして、差別されてきた。1 億人近くといわれる不可触民は、社会の底辺で大きな労働力を提供しているのに、社会的地位は非常に低いままなのである。

このカースト制度は 1950 年にインド憲法が制定されることにより廃止されることになる。インド憲法は、第 17 条 (不可触民制の廃止) において「不可触民制は廃止され、いかなる形式におけるその慣行も禁止される。不可触民制より生ずる無資格を強制する事は、法律

<sup>8</sup> 外務省ホームページ「インド基礎データ」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/data.html#01>

により処罰される犯罪である。」とし、不可触民制を禁止し、カーストによる差別も禁止した。その他にも不可触民への保護条項、違反者への処罰等を含ませている。

また、1976年に制定された公民権法では、社会差別から不可触民を守るよう、細かく規定している。1989年には、指定カースト／指定民族に対する虐待を防止し、この法に基づく犯罪を審理するための特別裁判所を設置し、虐待の被害者を救済することを目的として、「指定カースト及び指定民族(虐待 atrocity 防止)法」が制定されている。しかしながら、1950年にインドの司法運営は実質的には上位カーストに支配されているため、機能していない。それ以前に、社会慣行として「カースト制度」は根強く残っている<sup>9</sup>。

## 【2】カーストの特徴

カースト制とは、世襲制である。日常生活において、職業・地縁・血縁的社会集団、階層を示す用語をジャーティという。

ジャーティは内婚集団であり、世襲制と婚姻によって継承されてきたと言われている。この内婚制度は現在でも厳格に守られている。例えば、デリーなどの大都市では、同業者街が形成されているという。彼らは、同じ店をもつ、いわば親戚同士のようなものである。ジャーティは、このように日常的には職業別集団として存在している。

この職業は世襲制であるが故に、転職は許されず、他人の職業範囲を犯してもならないのである。したがって、1つの村落内に多数のジャーティが存在することになる。

このジャーティは、世間的には人間への差別として非難されるが、現実のヒンドゥー教社会ではこのジャーティを受け入れ、その内部でのそれぞれの分を守ることによって、生活を保障されている面もあり、同一カースト内では互いに助け合う共同体的な機能も持っている。ジャーティはヒンドゥー教と深く結びついているため、ヒンドゥー教徒の意識を根本から改革するのを困難にしている。

婚姻する上でも、ジャーティ両者のバランスが問題視される。実際に、インドの新聞の日曜版には、求婚覧が一大特集となるのが恒例となっており、姓名、年齢、身体的特徴、学歴、職業、年収などとならび、ジャーティが記されている。最近では、この覧がインターネット上にまで展開されているという。結婚に際して、男性側のジャーティが高い場合は、バランスが少し崩れてもあまり問題視されない。反対に、女性のほうが高いということは絶対に許されない。結婚ができたとしても、生まれた子どもはどのコミュニティにも属することができない。不可触民として扱われるのである<sup>10</sup>。

---

<sup>9</sup> 国際協力機構「2012年度貧困プロファイル」一部引用

[http://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/ku57pq00001ctw9q-att/india\\_2012\\_Jreport.pdf#search=%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89+%E8%B2%A7%E5%9B%B0'](http://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/ku57pq00001ctw9q-att/india_2012_Jreport.pdf#search=%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89+%E8%B2%A7%E5%9B%B0)

<sup>10</sup> オントラック一部引用 <http://www.ontrackindia.com/japan/embassies/>

### 【3】 カースト制の変容

最近では政府が積極的改善策をとりはじめている。すなわち「結果の平等」を実現するためには、教育と就職と議会で「優先措置」をとることが必要だという考え方である。

これは、指定カーストや指定民族、おもにシュードラの下層ジャーティである「後進階級」に対して、高等教育への入学枠や公務員の採用枠などを留保しておくというものである。すなわち、学校・大学への入学枠と公務員職の採用枠のうち約 25%を不可触民および先住民族を採用することを保証している。なお、「後進階級」の地域格差が大きかったため、各州政府が独自に留保制度を制定することになった。この留保制度の下で被差別民層から大学への進学者が徐々に増え、やがて被差別民出身の知識階級も形成されるようになった。

1990年代になると、自由経済体制への転換や文化面の開放政策も相まって留保制度の効果が顕在化し、差別民出身者の上級公務員・弁護士・医師・教師が増えた。公務員 2,000万人のうち 300万人超を被差別民出身者が占めるようにもなった。ジャーティを超えた人材の流動化が徐々に進み、IT サービス業など新しい産業の台頭をもたらした。下位ジャーティ出身の中間所得層も増えている。すなわち、カースト制が形骸化に向かい始めたからこそ、経済成長率も上向いてきたのである。

また、カースト制の下で二重の差別を受けてきた女性の解放運動も進み、識字率上昇や上記職業への進出も目立つようになった。さらに外国製品と文化の本格的な流入がインド社会に衝撃を与え、カースト制と諸習慣に反発する人、疑問を持つ人が増えていったといえる<sup>11</sup>。

不可触民の解放運動においても、21世紀に入って大きな変化がでてきた。それは、NGOによる世界的な反差別／人権運動との連携である。そのために、近年の不可触民による人権活動は、主に『職業と世系による差別』という表記を用いるようになってきている。2001年9月の初めに南アフリカのダーバンで国連の主導で開催された World Conference Against Racism (WCAR) には、いくつかの不可触民の NGO が、不可触民に対する差別

---

<sup>11</sup> ①国際協力機構「2012年度貧困プロフィール」引用

[http://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/ku57pq00001ctw9q-att/india\\_2012\\_Jreport.pdf#search=%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89+%E8%B2%A7%E5%9B%B0'](http://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/ku57pq00001ctw9q-att/india_2012_Jreport.pdf#search=%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89+%E8%B2%A7%E5%9B%B0)

②オントラック一部引用

<http://www.ontrackindia.com/japan/embassies/>

### 【その他】

・朝日新聞 知恵蔵 2008

を含むカースト問題自体を、最終決議文のなかに盛り込もうと働きかけた。この試み自体は、インド政府やその他の意見と合意をみることができず、実現させることができなかった。

しかし、この会議にも参加していた NDHRC (National Dalit Human Rights Campaign) は、会議の後、ラジャースタン州における抗議行動計画を発表する。ラジャースタン州は、インドでもっともカースト制度が深く根付いている地域だからであった。その内容は、(1) 不可触民の地位向上とともに不可触民に対する意識の改善を図ること、(2) 警察と政府役人たちに対し、民法や、いわゆるカースト保護法などの社会福祉法を教育させて、不可触民への態度を改善させること、(3) 法律相談所 (Social Justice Cells) を州内の各地区に設置し、不可触民に対する残虐行為と人権侵害を監視し、州政府と協力してそれらの事件を公の場で議論することであった。

そのような結果、2002年の国連人種差別撤廃委員会における会合で、一般的勧告 29『世界系に基づく差別』が策定され、インドのカースト差別を含む差別が、国際人権法にいわれるところの人種差別の一つであることが明記された。現在、この差別を撤廃していくための原則と指針の作成が進んでいる。

このように、長い歴史をもつカースト制度は現在徐々に薄れてきているといえる。それは、カースト制度に疑問をもつ人々の努力であり、グローバル化に伴う環境の変化ともいえる。

しかしながら、約 3000 年ほどの歴史を持つカースト制度はヒンドゥー教徒の生活になじんでしまっており、彼らの社会規範であり、彼らの常識になってしまっている。また、インド人の 80% を占める人々が彼ら自身のジャーティを持つことで習慣化されてしまっている。このことはインドの制度や法を変えただけではすぐに変えることはできず、ジャーティで良い職業についている人々はそのままの生活を望んでいるのである。このことを変えるためには、グローバル化がさらに進み、インドの人々への職業の変化が大幅に変わる、もしくはより多くのインドの人々が教育を受ける機会が設けられることがその変化にもつながるのではないかと思う。

以上のことから、貧困層が未だに存在するのはカーストの影響があるといえる。

#### 4. 土地が広いため、州ごとに産業の偏りがあるため

インドの面積は世界で 7 番目に広い。328 万 7,263 平方キロメートルの面積があれば、産業が偏るのは当然であり、そのために所得の格差が広がっているのではないかという疑問を今回は検証する。

まずは各州の貧困率を見ていきたい。Planning Commission (2012) 'Press Note on Poverty Estimates, 2009-10'によると(下表)を見てみると、各州ごとに貧困層の大きな偏りがある。

2009年から2010年でインドで最も貧困率が高いのはビハール州の53.5%である。チャッティースガル州が48.7%、マニプール州が47.1%、ジャールカンド州が39.1%が続いている。ただし、各州の貧困状況には異なる特徴が見られる。最も貧困率が高いビハール州は農村部の貧困率が55.3%、都市部の貧困率が39.4%でその差は約15%である。他方、マニプール州は都市部と農村部でほとんど貧困率に差がなく、都市部に限ればマニプール州がインド全国の中で最も都市部の貧困が深刻な州となっている。

2004-2005年からの改善度を見ると、ヒマーチャル・プラデシュ州、マディヤ・プラデシュ州、マハラシュトラ州、オリッサ州、シッキム州、タミル・ナド州、カルナタカ州、ウッタラーカンド州では、約10%か、それ以上に貧困率が改善しているとわかる。他方、アッサム州、マニプール州、メガラヤ州、ミゾラム州、ナガランド州では貧困率が高まっている。その他、ビハール州、チャッティースガル州、ウッタル・プラデシュ州では貧困率が微減にとどまるなど、州によって貧困の改善状況に差が生じている。

State. Number	States	2004-2005			2009-2010		
		Rural Poverty %	Urban Poverty %	Total Poverty %	Rural Poverty %	Urban Poverty %	Total Poverty %
1	Andhra Pradesh	32.3	23.4	29.6	22.8	17.7	21.1
2	Arunachal Pradesh	33.6	23.5	31.4	26.2	24.9	25.9
3	Assam	36.4	21.8	34.4	39.9	26.1	37.9
4	Bihar	55.7	43.7	54.4	55.3	39.4	53.5
5	Chhattisgarh	55.1	28.4	49.4	56.1	23.8	48.7
6	Delhi	15.6	12.9	13	7.7	14.4	14.2
7	Goa	28.1	22.2	24.9	11.5	6.9	8.7
8	Gujarat	39.1	20.1	31.6	26.7	17.9	23.0
9	Haryana	24.8	22.4	24.1	18.6	23.0	20.1
10	Himachal Pradesh	25	4.6	22.9	9.1	12.6	9.5



11	Jammu & Kashmir	14.1	10.4	13.1	8.1	12.8	9.4
12	Jharkhand	51.6	23.8	45.3	41.6	31.1	39.1
13	Karnataka	37.5	25.9	33.3	26.1	19.6	23.6
14	Kerala	20.2	18.4	19.6	12.0	12.1	12.0
15	Madhya Pradesh	53.6	35.1	48.6	42.0	22.9	36.7
16	Maharashtra	47.9	25.6	38.2	29.5	18.3	24.5
17	Manipur	39.3	34.5	37.9	47.4	46.4	47.1
18	Meghalaya	14	24.7	16.1	15.3	24.1	17.1
19	Mizoram	23	7.9	15.4	31.1	11.5	21.1
20	Nagaland	10	4.3	8.8	19.3	25.0	20.9
21	Orissa	60.8	37.6	57.2	39.2	25.9	37.0
22	Puducherry	22.9	9.9	14.2	0.2	1.6	1.2
23	Punjab	22.1	18.7	20.9	14.6	18.1	15.9
24	Rajasthan	35.8	29.7	34.4	26.4	19.9	24.8
25	Sikkim	31.8	25.9	30.9	15.5	5.0	13.1
26	Tamil Nadu	37.5	19.7	29.4	21.2	12.8	17.1
27	Tripura	44.5	22.5	40	19.8	10.0	17.4
28	Uttar Pradesh	42.7	34.1	40.9	39.4	31.7	37.7
29	Uttarakhand	35.1	26.2	32.7	14.9	25.2	18.0
30	West Bengal	38.2	24.4	34.2	28.8	22.0	26.7
31	Andaman	4.1	0.8	3	0.4	0.3	0.4

	n & Nicobar Island						
32	Chandigarh	34.7	10.1	11.6	10.3	9.2	9.2
33	Dadra and Nagar	63.6	17.8	49.3	55.9	17.7	39.1
34	Daman and Diu	2.6	14.4	8.8	34.2	33.0	33.3
35	Lakshadweep	0.4	10.5	6.4	22.2	1.7	6.8
	All India	42	25.5	37.2	33.8	20.9	29.8

(引用) Planning Commission (2012) 'Press Note on Poverty Estimates, 2009-10 より作成。

[http://planningcommission.nic.in/news/press\\_pov1903.pdf](http://planningcommission.nic.in/news/press_pov1903.pdf)

ここでわかることであるが、州ごとに産業の偏りがあるとわかるまえに、州自体にも農村部と都市部での差があることである。

ということで、都市部と農村部での貧困率が高いビハール州、都市部と農村部で貧困率があまりないマニプール州、都市部と農村部において貧富の差があまりない上に 2004 から 2005 年、2009 から 2010 年のうちに貧困率を下げたケララ州、アッサムティーなどで名が知れているにも関わらず、貧困率が高まっているアッサム、の 4 州に目を向けてみていきたい。

ビハール州はインド北東部の州であり、面積 9 万 4163km<sup>2</sup>、人口約 1.04 億の州である。識字率は 64%である。特に産業などは特になく観光名所が多い。ナーランダー僧院やガウタマ・シッダールタが悟りを開いたとされるブッダガヤなどがある。財源が乏しいビハールは、開発支出がなく、よってインフラ整備が遅れている。進出済み日経企業は保険業界 2 社を含めた 4 社<sup>12</sup>。

12

[http://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/Indian\\_Economy/3\(r\).pdf#search='%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89+%E8%B2%A7%E5%9B%B0%E5%89%B2%E5%90%88'](http://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/Indian_Economy/3(r).pdf#search='%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89+%E8%B2%A7%E5%9B%B0%E5%89%B2%E5%90%88')

②JETRO ビハール州参照

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/regional/pdf/bihar.pdf#search='%E3%83%93%E3%83%8F%E3%83%BC%E3%83%AB%E5%B7%9E+%E8%AD%98%E5%AD%97%E7%8E%87+JETRO'>

マニプール州はインド東部にある州であり、面積2万2327km<sup>2</sup>、人口約300万人、である。識字率80%。農業が中心で、盆地の沖積平野や山岳地帯の段々畑で、主産物の米、麦、豆類が栽培される。工業は手工業で養蚕とマニプル手織り綿布は名高い。マニプール州の2009年度における州内総生産は831億4,190万ルピーであり、インド全体GDPの0.13%を占めた。最近の2012年の州議会選挙では、与党の国民会議派が定数60の過半数を超える42議席を獲得。政権の座を守り、オクラム・イボビ・シン首相が3期連続で首相に就任した<sup>13</sup>。

ケララ州は南インドに位置する州であり、面積3万8863km<sup>2</sup>、人口は約3300万人、識字率は94%。先進国レベルの健康管理システムを備えており、インドのほかの州と比べて、幼児死亡率は最低、平均寿命は最長である。国内では最も健康な州といえる。州の政治体制では、共産党政権が州政府の主導権を握っており、共産党の活動により読み書きの教育や福利厚生 の普及が推進されてきた。1957年3月に初めて選挙が行われ、インド共産党が総会の60議席全てを占めた。2011年州選挙では、統一民主戦線（インド国民会議派によって統率されるUDF）及びインド共産党に統率される左翼民主戦線の2大政党となった。

しかし、他の州のように農業はあまり盛んではないため、観光産業などサービス業への依存傾向が高い。最近では製造業が急激な発展を遂げており、2004年度から2009年度までの製造業の年間成長率は17%であった。（主要産業：コイヤ、手織業及び機械織業）情報技術進出済み日系企業数は2011年10月時点では47社となった<sup>14</sup>。

アッサム州はインド北東部にある州であり、面積7万8438km<sup>2</sup>、人口は約3100万人の州である。識字率は73%。石油とお茶で有名な土地であり、アッサム州の議会で多数を占めるのは全国政党であり、現在はインド国民会議派が政権を有している。他方、州政府は、アッサム統一解放戦線（ULFA）による攻撃やその他の分離派組織による過激な活動への対応に苦慮している<sup>15</sup>。

この4州からわかることでは、政治体制が整ってきている州ほど、都市部と農村部の貧富

---

<sup>13</sup> JETRO マニプール州参照

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/regional/pdf/manipur.pdf#search='%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%97%E3%83%BC%E3%83%AB'>

<sup>14</sup> JETRO アッサム州参照

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/regional/pdf/assam.pdf#search='%E3%82%A2%E3%83%83%E3%82%B5%E3%83%A0%E5%B7%9E+%E8%AD%98%E5%AD%97%E7%8E%87'>

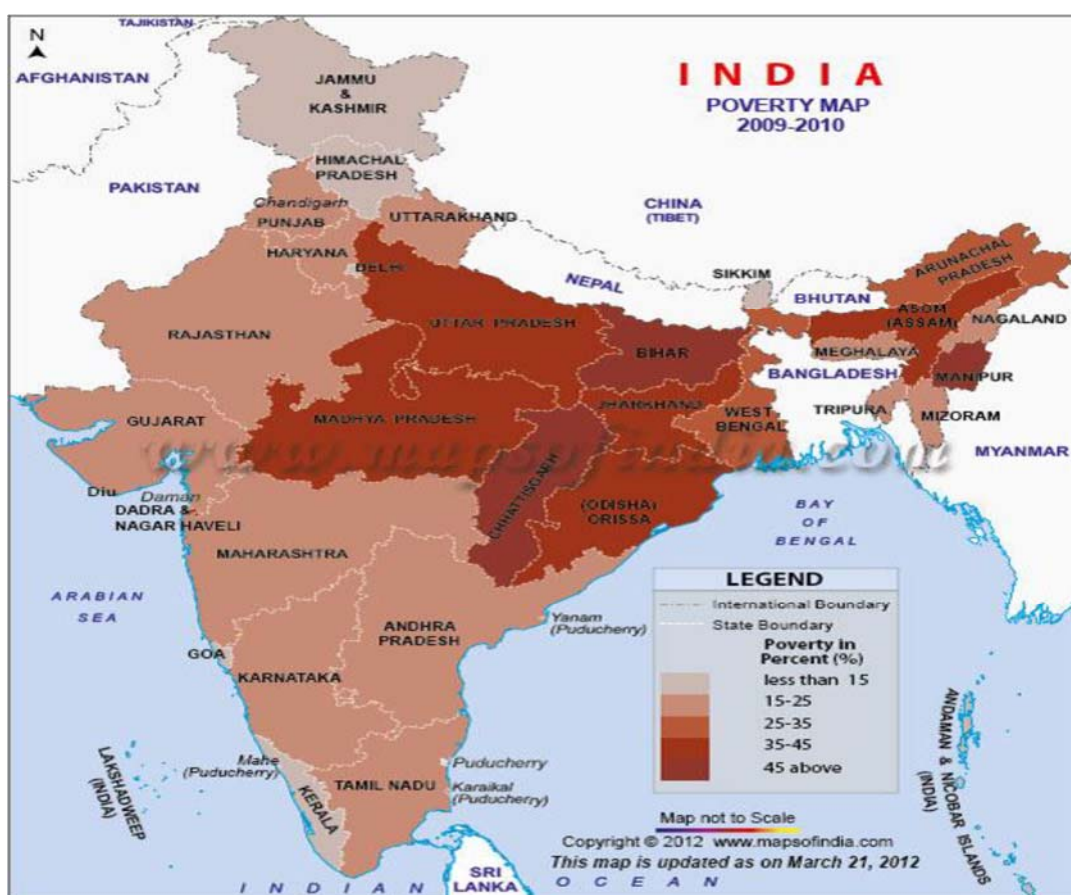
<sup>15</sup> ケララ州参照

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/regional/pdf/kerala.pdf#search='%E3%82%B1%E3%83%A9%E3%83%A9%E5%B7%9E+%E8%AD%98%E5%AD%97%E7%8E%87+JETRO'>

の差は小さく、識字率が高いことである。（ケララ州とマニプール州）政治体制がきちんと整っておらず、独立運動の動きがあるアッサム州では都市部と農村部の貧富の差は広がる。

また、州ごとの貧富の差であるが、インドの面積は広いため、各地での気候が変わり、生産物がかわってくるのは仕方がない。しかしながら、ケララ州のように観光を重視しており、インフラ整備が整っており、教育なども進み識字率が高ければ、主な生産物はなくとも、海外からの企業が参入することで、豊かな州になり得る。

現在、インド国外の様々な国がインドを拠点とした拠点が aumentando。今後のインドにとってはインフラを整備し、教育を進めていけば、州の中の都市部と農村部の貧富の差がなくなり、さらにインドは急成長をとげるのではないかと考える。



#### 4. まとめ

調べていくうちに、インドは他の国にない独特の文化や問題があり、大変奥深いと感じた。時間の関係上、今回は州ごとの産業の調査が大変薄くなってしまった。他の州を密に調査し、衛生面、食、人々の支出などについても調べられたらおもしろかったのではない

かと思う。

個人的なイメージでは、インドは数字に強いため、頭の回転が速く、物覚えも良いというイメージがある。実際に、近年では欧米企業、日系企業などがインド人の IT 技術者を雇うケースが増えているという。それは、人件費の削減にもなるからである。

そのことは、逆にインドの国内経済の観点からすれば、優秀な人材が欧米諸国に流出して、空洞化現象が起こりうると感じた。

インドの富裕層と貧困層の格差は問題解決のためにももちろんだが、インド国内のインフラ整備を整え、インド内でできることをより増やし、優秀な人材が海外に逃げてしまわないようにすることが大切であると思った。

#### 【参考文献】

・『[インドの社会経済発展とカースト](#)』 押川文子/1990年 ジェトロ

・ Nancy Birdsall フィリピン講演

<http://www.brookings.edu/es/dynamics/papers/middleclass/midclass.pdf#search='Nancy+Birdsall+Finland+report'>

・ 外務省インド <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/>

・ インド新聞 <http://indonews.jp/2013/04/31-10.html>

・ JETRO <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

・ IDA

<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/EXTABOUTUS/EXTIDAJAPANESE/0,,menuPK:3359218~pagePK:118644~piPK:51236156~theSitePK:3359127,00.html>

・ JICA <http://www.jica.go.jp/>

## なぜ中国は援助政策においてアフリカを重視するのか

学習院大学法学部政治学科 3年

11-012-231 福田 のぞみ

### 1. はじめに

近年、中国の対外援助は国際的な関心を集めている。世界経済における中国の存在感は改めて述べるまでもなく、規模の大きな援助は被援助国からも称賛されている。一方で、OECD-DACに加盟国の多い西欧ドナーをはじめ、アフリカ諸国からは非難の声も上がっている。

そのような中国の援助政策を分析すると、日本のODA政策との類似点を多く見ることができる。特に1990年代からの中国の対外援助は貿易・投資・援助の「三位一体」アプローチをとり、日本のODA政策と同様の柱を立てている。

両者の間で大きく異なる点としては、日本はアジアに対するODA拠出が多いのに対し、中国はかつてからアフリカを伝統的な援助重点地域としてきた点である。1956年からアフリカ向け援助を供給し始め、60年代後期から80年代初期にかけて、毎年1億ドル程度を提供してきた<sup>1</sup>。そして、2009年にはアフリカへの援助は45.7%を占めている。また、韓国も日本と同様にアジア向け援助が大半を占めていることから戦後賠償の観点だけでは語ることはできない中国の特質性を見ることができる<sup>2</sup>。

ではなぜ中国は今なお援助政策においてアフリカを重視しているのであろうか。この疑問について以下で3つの仮説を提示し、検討していく。この問いを検証することで、今後の日本の援助政策について考えていきたい。

### 2. 概論

仮説検証の前に、現在に至るまでの中国によるアフリカ援助の歴史、欧州や日本の援助政策との相違点等に言及する。なお、本論ではアフリカを国際連合の分類に基づくアフリカ大陸およびその周辺の島嶼を含む地域とする<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> 下村恭民・大橋英夫＋日本国際問題研究所編『中国の対外援助』日本経済評論社、2013年、162頁

<sup>2</sup> 下村・大橋＋日本国際問題研究所編『中国の対外援助』201頁

<sup>3</sup> United Nations Statistics Division 「Composition of macro geographical (continental) regions, geographical sub-regions, and selected economic and other groupings」 United Nations, 2013(<http://unstats.un.org/unsd/methods/m49/m49regin.htm>, 16 February 2014)

## 2-1. 中国のアフリカへの援助の歴史

中国によるアフリカの援助政策の発端は1955年に開かれた「アジア・アフリカ会議」に見ることができる。この会議はアジア・アフリカから29か国が参加し、初めて西側先進国が参加しない、アジア・アフリカ諸国が自ら開催した国際会議であった。開会2日目には周恩来首相が登壇しており、アジア諸国の共有する中国に対する不信感への外交的配慮を示している。またこのバンドン会議の歴史的意義について、周恩来は帰国後の全国人民代表大会常務委員会第15回拡大会議で言及している。全部で7点について述べているが、特にアフリカへの援助と関係が深いのは以下の2点である。1つ目は、「アジア・アフリカ各国の人民は、植民地主義の害悪を取り除き、経済建設を實行し、人民の生活水準を引き上げるために、平和な国際環境を緊急に必要としており、相互の支持と援助の必要をますます痛感している<sup>4)</sup>」という点である。2つ目は、「アジア・アフリカ各国は経済後進性のために、アジア・アフリカ地域以外の国から長期にわたって不平等な過酷な条件でいわゆる援助を受け継いだ。アジア・アフリカ会議の経済協力は、互惠と国家主権の相互尊重の基礎の上に行われるべきであるとしている<sup>5)</sup>」という点である。そして、この発言を裏付けるように1956年11月に中国はエジプトに対し2000万スイスフランの無償援助を行い、その後もアルジェリアへ7000万元余りの物資等の援助をしている<sup>6)</sup>。

ここでバンドン会議の成功を受けて、アフリカは民族独立解放運動が高揚する時期を迎える。1950年代後期から1960年代末までの間にアフリカ植民地体系は次々と崩壊していくことになる。こうした中、まず中国は独立したギニアに対し、1959年に5000トンの米の無償贈与を行った<sup>7)</sup>。そして、数度にわたる食糧援助の後、1960年に「経済技術協力協定」が結ばれ、2500万ドル相当の無利子借款を實行している<sup>8)</sup>。この経済技術協力協定は、中国にとってアフリカにおける最初の対外援助規定である。これに倣い、「経済技術協力協定」が次々と締結され、1960年にはガーナとの間で1950万ドルの無利子借款<sup>9)</sup>が、1961年にはマリとの間で700万英ポンドの無利子借款<sup>10)</sup>が行われている。

また1963年の12月中旬から1964年2月上旬にかけて、周恩来ら中国政府首脳はアフリカ諸国を訪問している。これは中国の国家指導者による初めての公式アフリカ訪問であった。その中で、1964年1月には訪問先のガーナにおいて、今なお中国の援助指針となっている「対外援助8原則」を公表した<sup>11)</sup>。

4 岡田実『「対外援助国」中国の創成と変容 1949-1964』御茶の水書房、2011年、146頁

5 岡田『「対外援助国」中国の創成と変容』146頁

6 岡田『「対外援助国」中国の創成と変容』147頁

7 岡田『「対外援助国」中国の創成と変容』181頁

8 岡田『「対外援助国」中国の創成と変容』184頁

9 岡田『「対外援助国」中国の創成と変容』187頁

10 岡田『「対外援助国」中国の創成と変容』191頁

11 岡田『「対外援助国」中国の創成と変容』226頁

それ以後、アフリカへの援助は一層拡大し、1963年末までの被援助国はエジプト、ギニア、マリ、ガーナ、ソマリアなどの6か国であったが、1964年から1970年までに新たにケニア、タンザニア、コンゴ、中央アフリカ、ウガンダ、ザンビアなどの8か国が加わった<sup>12</sup>。

しかし、1975年に中国の援助政策は一旦調整期に入る。この背景には、当時、発展途上国であった中国の国家財政支出の6~7%を対外援助が占めてしまっていたことがあった。そこで中国共産党指導部は国家財政支出に占める対外援助の割合を6.3%から5%へと引き下げた。また1977年の「対外援助活動をよりよく遂行することに関する報告」以後、特別な事情の場合以外は財政支出に占める対外援助の割合を4%へさらに引き下げた<sup>13</sup>。

これらの結果、アフリカへの援助は一時的に減少した。しかし、1982年末から1983年初めにかけて趙紫陽総理はアフリカ11か国を訪問し、引き続きアフリカに対して積極的に支援をしていく姿勢を明らかにしている<sup>14</sup>。そして、これら一連の政策を通じて中国は新たなwin-winの共同発展型の対外援助政策を推し進めていくことになる。これが1990年代以降に見られ、今なお続く中国の援助政策の姿である。この点に関しては、後の節で詳細に見ていくこととする。

## 2-2. 欧州ドナーとの援助政策の比較

前節で見たように、中国は戦後から長い間継続してアフリカに援助を行っている。同じようにアフリカに対して、長期にわたって援助を進めているのはイギリスやフランスなどの西欧ドナーである。西欧ドナーは、旧植民地であったアフリカ諸国を中心に、経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC)の政府開発援助(ODA)の概念に基づき、援助政策を実施している。一方の中国はOECDに加盟していないため、ODAの概念に準じてはいない。そのため、以下のような違いが生じている。

まず、ODAの概念から西欧ドナーは基礎教育や保健等の社会セクターに重心を置いて援助をしている。これらが目指すところは2009年に国連ミレニアム・サミットで採択されたミレニアム開発目標(MDGs)達成である。MDGsは貧困や飢餓の撲滅など2015年までに達成すべき8つの目標を掲げており、また2015年以降の指針としてポスト2015年開発目標(ポストMDGs)の議論もされているところである。一方の中国はインフラや経済・生産セクターを重視している<sup>15</sup>。

次に政策コンディショナリティに相違がある。西欧ドナーはグッド・ガバナンスを優

<sup>12</sup> 下村・大橋+日本国際問題研究所編『中国の対外援助』32頁

<sup>13</sup> 下村・大橋+日本国際問題研究所編『中国の対外援助』33-34頁

<sup>14</sup> 下村・大橋+日本国際問題研究所編『中国の対外援助』35頁

<sup>15</sup> 外務省「国際協力 政府開発援助 ODA ホームページ ミレニアム開発目標 (MDGs), ポスト2015年開発目標 (ポストMDGs)」

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.htm>, 2014年2月12日)



先しているが、中国は内政不干渉の姿勢を採っている。グッド・ガバナンスとは、DAC のアドホック・グループによって 1993 年の『「参加型開発及びグッド・ガバナンス」に関する報告書』で言及された概念である。発展途上国の持続可能な開発を可能にするためには、①法の支配、②公共部門管理、③腐敗の抑止、④過剰な軍事費の削減の 4 つを重要な要素として挙げており、これらを整えることができる見込みがある国に対して援助を行うべきであるというものである<sup>16</sup>。

そして、援助形態においてはプログラム型援助を西欧ドナーが行っているのに対し、中国はプロジェクト型援助を実行している。プログラム型援助とは被援助国が実施したいと考えている複数の政策に向けて支援をすることを言う。利点としては、被援助国政府に例えば知的財産権の保護などの政策を直接要請することもできる点、また世界銀行や諸外国の機関と一緒にプログラムを遂行していくことでその政府と関わりが持てるようになる点である。プロジェクト型援助とは、橋の造設や病院の設立など単発の政策に向けて、援助をすることである。造営物の設置など目で見える結果を伴うため、期間の設定などが容易であることが利点の 1 つである<sup>17</sup>。

これらの特徴から西欧ドナーと中国はアフリカへの援助重視という点では類似しているもの、他の特徴は大きく異なっていることがわかる。

### 2-3. 日本の ODA 政策との比較

---

<sup>16</sup> 外務省「国際協力 政府開発援助 ODA ホームページ 分野別開発政策 グッド・ガバナンス」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/>, 2014 年 2 月 16 日)

<sup>17</sup> 独立行政法人 経済産業研究所「国際的な援助潮流と我が国の ODA の今後」2005 年 5 月 12 日(<http://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/05051201.html>, 2014 年 2 月 16 日)

表序-1 中国の対外援助の構成（日本との対比）

		中国	日本
二国間援助	贈与	無償援助 技術協力 債務減免	無償資金協力 技術協力 債務救済
	政府貸付	無利子貸付 特惠貸付	円借款
多国間援助		国際機関への拠出・ 出資	国際機関への拠出・ 出資

出所：筆者作成。

Figure 1 下村恭民・大橋英夫＋日本国際問題研究所編『中国の対外援助』日本経済評論社，2013年，2頁

では、中国の援助に近い形態を採っている国は存在しないのか。そのような観点から日本の ODA 政策と比較をすることにする。

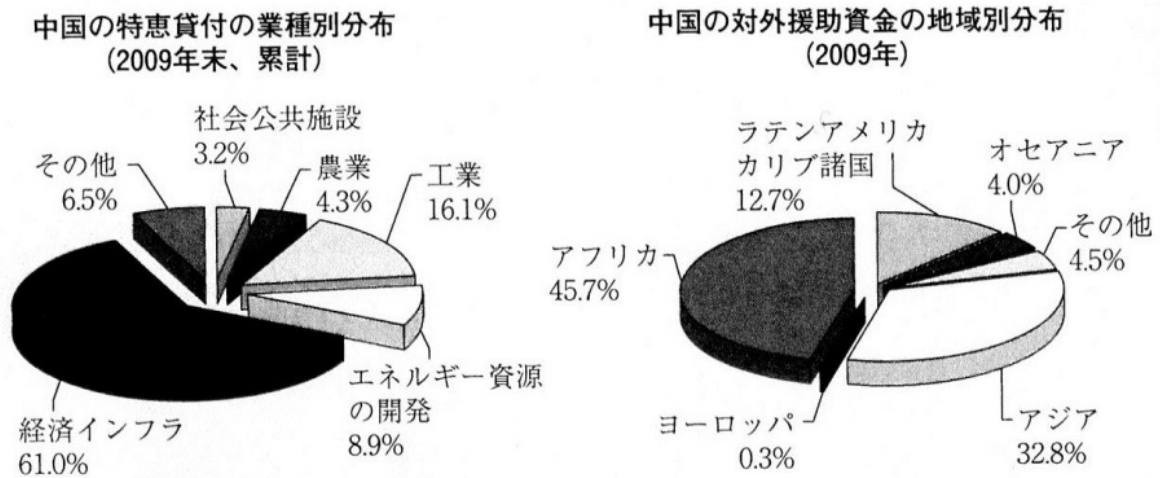
日本は 1964 年の OECD 加盟に先立ち、DAC の前身である開発援助グループ(DAG)に 1960 年に加盟した。DAG は 1961 年に OECD 発足に伴い、傘下の委員会の一つとなり、DAC に改組されている<sup>18</sup>。

このように日本は DAC に加盟し、ODA の概念も共有されている。そのような中で日本の ODA 政策は西欧ドナーとは異なった形態を用いている。それが「貿易・投資・援助の三位一体型アプローチ」である。日本は当初から道路や港湾、空港、運輸、電力等のインフラの整備を行うことによって被援助国の生活基盤を整えるとともに、産業活動の基礎を作り、投資を呼び込むことを目標としている。このような援助形態は賛否両論が続いているが、一つの方法として確立されていることは事実である。1990 年以降の中国の援助はこの「貿易・投資・援助の三位一体型アプローチ」に極めて近い形を採っている<sup>19</sup>。

<sup>18</sup> 外務省「国際協力 政府開発援助 ODA ホームページ OECD 開発援助委員会 (DAC) の概要」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/dac/dac\\_gaiyo.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/dac/dac_gaiyo.html), 2014 年 2 月 12 日)

<sup>19</sup> 下村・大橋＋日本国際問題研究所編『中国の対外援助』167 頁

図 9-1 中国援助の地域別・分野別配分



出所：国務院報道弁公室 [2011] 図 1 (10 頁)、図 2 (27 頁)。

Figure 2 下村恭民・大橋英夫+日本国際問題研究所編『中国の対外援助』日本経済評論社, 2013 年, 201 頁

表 9-2 米国・英国・日本・韓国の ODA の特徴

	米国	英国	日本	韓国
援助額 (ODA/GNI) 2010 年支出純額ベース	30,353 百万ドル (0.21%)	13,053 百万ドル (0.57%)	11,021 百万ドル (0.20%)	1,174 百万ドル (0.12%)
地域配分 2009~10 年：支出総額 に占める比率	1. サハラ以南ア フリカ (37.0%) 2. 南・中央アジ ア (24.7%)	1. サハラ以南ア フリカ (53.0%) 2. 南・中央アジ ア (31.7%)	1. 東アジア・大 洋州 (43.6%) 2. 南・中央アジ ア (25.2%)	1. 東アジア・大 洋州 (29.7%) 2. 南・中央アジ ア (28.3%)
対象分野 2009~10 年： 二国間 ODA コミットメ ント総額に占める比率	1. 社会・行政イ ンフラ (50.7%) 2. 人道援助 (16.3%)	1. 社会・行政イ ンフラ (44.5%) 2. 経済インフラ (10.6%)	1. 経済インフラ (41.3%) 2. 社会・行政イ ンフラ (25.8%)	1. 経済インフラ (45.6%) 2. 社会・行政イ ンフラ (40.1%)
グラント比率 2009~10 年： ODA コミットメント総 額に占める比率	100%	95.1%	52.3%	45.7%

出所：OECD DAC [2011] をもとに、筆者作成。

Figure 3 下村恭民・大橋英夫+日本国際問題研究所編『中国の対外援助』日本経済評論社, 2013 年, 201 頁

しかし、中国と日本の援助には 1 点大きな違いが生じている。それは日本はアジアに

対する援助額が群を抜いているが、中国はアフリカに対する援助額が多いことである。日本は 2009 年における対外援助額の 68.8% をアジア地域に向けて支出している。一方の中国は 2009 年の対外援助資金の 45.7% をアフリカが占めている。これら日本のアジア重視の援助政策は、戦後賠償の観点から語られていることも事実である。実際、1954 年に日本はビルマとの間に「日本・ビルマ平和条約及び賠償・経済協力協定」を結んだが、このことが ODA の始まりだと言われている。その後、アジアの国々と同様の経済協力協定を次々と結び、今に至っている。だが、韓国も同様にアジア向けの援助額が 58.0% を占めていることに着目すると、必ずしも戦後賠償の観点からだけではこの相違点は説明できないといえる<sup>20</sup>。

### 3. 仮説

前章から中国は援助形態においては日本と類似した方針を採っているが、重点的に援助している地域に違いがあることがわかった。では、なぜ中国はアフリカを重視しているのかという疑問に対して、以下の 3 つの仮説を検証していくこととする。

- (1) アフリカに存在する天然資源の獲得を目的としているから
- (2) アフリカには人的資源を投入しやすく、企業の対外進出基盤を広げることができるから
- (3) アフリカに対して中国が政治的圧力をかけやすいから

#### 3-1. 仮説 1 の検証

1 つ目の仮説は「アフリカに存在する天然資源の獲得を目的としているから」というものである。

中国は 1990 年代から、中国経済の発展に必要なエネルギー資源を確保するために援助を行うべきであるといった議論が公式的に言及されている。また、1994 年からはじまった中国輸入銀行による優遇借款の拡大によって、資源獲得の拡大が顕著になっているとの意見もある<sup>21</sup>。そして近年、注目されているのは「中国・アフリカ協力フォーラム」である。第一回が 2000 年に開催され、アフリカ諸国への無償援助、優遇借款、無利子借款などの方式での援助を約束した。その後、2003 年に第 2 回が、2006 年には第 3 回が開催され、アフリカに対し今後 2000 年以内に約 30 億ドルの優遇借款をすることを発表している<sup>22</sup>。

---

<sup>20</sup> 下村・大橋＋日本国際問題研究所編『中国の対外援助』201 頁

<sup>21</sup> 下村・大橋＋日本国際問題研究所編『中国の対外援助』108-109 頁

<sup>22</sup> 柴田明夫『資源争奪戦—最新レポート 2030 年の危機—』かんき出版、2010 年、79 頁

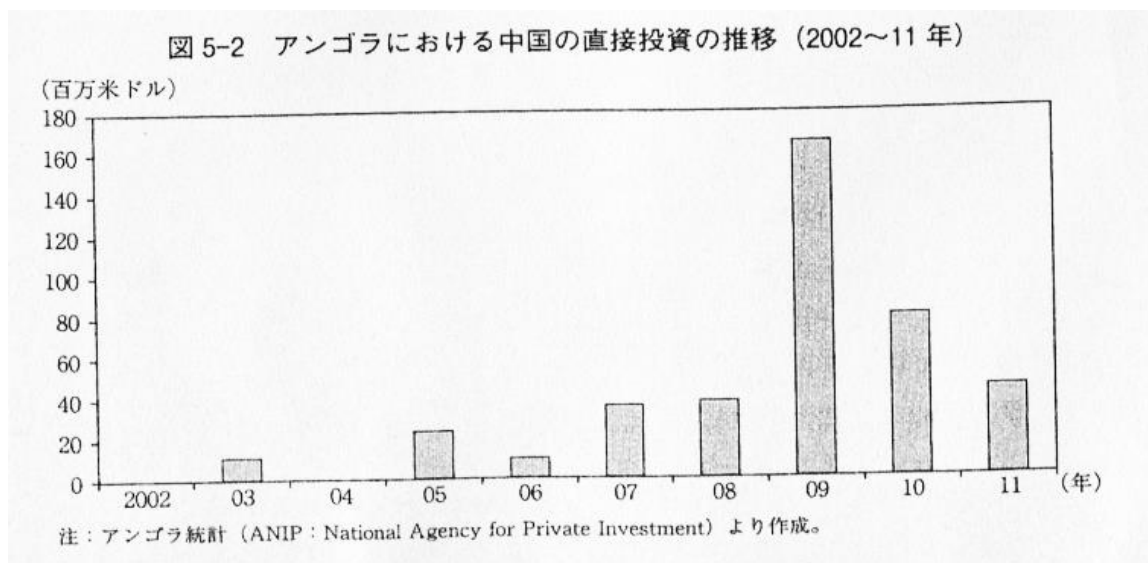


Figure 4 下村恭民・大橋英夫＋日本国際問題研究所編『中国の対外援助』日本経済評論社，2013年，114頁

このような資源獲得の流れの具体例として「アンゴラ・モデル」がある。アンゴラに対し、中国は2004年に約20億ドル、2007年に約20億ドル、2008年に約25億ドル、2009年に約20億と立て続けに中国輸出入銀行および中国建設銀行による大型借款が供与されている。こうした借款の返済の多くはアンゴラで産出された石油を中国に輸入する代金によって返済する契約になっている。同じような契約はスーダンやナイジェリアなどの国でも同様にとられており、中国の典型的な援助形態であるといえる<sup>23</sup>。スーダンには1996年と比較的早い段階から進出し、約40億の援助の代わりにナイル川奥地油田から紅海沿岸までのパイプライン建設事業の権益を取得している。また、アフリカ最大の産油国であるナイジェリアに対しては2006年に胡錦濤国家主席が訪問し、ナイジェリアから400億ドルに上る4つの石油採掘権を取得している<sup>24</sup>。

上記で述べたようにアフリカに期待する天然資源として中国は特に石油を重視している。中国の原油輸入量に占めるアフリカのシェアは1995年には10%程度であったが、2006年には31.5%に達している<sup>25</sup>。この背景には、国内の石炭問題がある。従来から石炭は中国の主要な第一次エネルギーであり、2012年も変わらず18.7億トンと世界第1位の消費量を図っている。世界の総量の50.2%を占め、国内生産量でも18.3億トンと他を圧倒している<sup>26</sup>。しかしながら、中国はエネルギー効率が悪く、脱硫装置の不備などで

<sup>23</sup> 下村・大橋＋日本国際問題研究所編『中国の対外援助』112頁

<sup>24</sup> 柴田『資源争奪戦』78頁

<sup>25</sup> 柴田『資源争奪戦』84頁

<sup>26</sup> 北村豊「ついに世界の半分を超えた中国の石炭消費量—景気低迷で国内石炭産業は淘汰の嵐—」日経ビジネス，2013年7月19日

(<http://business.nikkeibp.co.jp/article/world/20130717/251218/?rt=ocnt>，2014年2月14日)

酸性雨等の環境汚染を引き起こす石炭産業を 1990 年代後半以降には斜陽産業として政府は捉えていた。そのため、北部を中心とする 3 万社を超える石炭企業は大半が年産 5 万トンに満たない零細炭鉱となっており、経営が苦しくなり閉鎖する炭鉱も増えてきている。そこで、中国はエネルギー需要の 7 割を占めていた石炭から新たな第一次エネルギーとして石油に力を注いでいるのである<sup>27</sup>。

このような観点から中国は石油獲得に力を入れていると言えるが、一つ言及しなければならないのは中国の輸入原油の中東依存度は約 5 割程度と他国に比べて非常に低い点である。中東の石油生産量は 730 億 bbl. とアフリカの 150 億 bbl. に比べてはるかに大きい<sup>28</sup>。それにも関わらず、中東への依存度が低いことから見ると、この仮説のみでは検証できない他の理由もあると推測できる。

### 3-2. 仮説 2 の検証

2 つ目の仮説は「アフリカには人的資源を投入しやすく、企業の対外進出基盤を広げることができるから」という点を提示したい。

中国の援助形態は上記でも述べたように「三位一体型アプローチ」を採っている。その中で官民一体的な協調行動、いわゆる「対外経済合作」は注目すべき点である。対外経済合作は発展途上国に対する経済援助の一体系であり、2010 年までに契約件数は累計 130 万件、契約金額は 7754 億ドル、完成営業額は直接投資を大幅に上回る 5092 億ドルに達している。その内容を詳細に見ていくと、第一に対外工事請負がある。これは中国の建設・土木請負業者が実施するプロジェクトであり、対外経済合作の中心的業務といえる。第二に対外労務協力がある。これは給与や賃金の見返りとして、雇用者・請負業者に技術・労働サービスを提供する活動のことをいう。第三に対外設計コンサルティングがある。これは国外の業者に対し、提供された技術サービスに対する収入であり、地形図作成や地質資源調査などが含まれる。これらは対外援助の延長線上に位置し、様々に比較することで中国の援助実態を見ることができる<sup>29</sup>。

では、「中国統計年鑑 2011 年版」と「中国商務年間 2010 年版」を元に作成された資料に基づき、検証していきたい。まず対外経済合作に占める合計金額の割合はアジアが約 460 億ドルで全体の 45.5%、アフリカが約 362 億ドル 35.9% である。そして工事請負の割合はアジアが 46.3%、アフリカが 38.9% と合計金額とほぼ比例しているといえる。しかし、労務協力において両者は大きな差が生み出されている。アジアは 37.2%、アフリカは 4.7% とその差は約 8 倍である<sup>30</sup>。このような点から中国はアフリカへ多くの人員を派遣していると推測できる。

<sup>27</sup> 柴田『資源争奪戦』85 頁

<sup>28</sup> 西山考・別所昌彦『統計データからみる 地球環境・資源エネルギー論』丸善出版, 2011 年, 19 頁

<sup>29</sup> 下村・大橋+日本国際問題研究所編『中国の対外援助』64-66 頁

<sup>30</sup> 下村・大橋+日本国際問題研究所編『中国の対外援助』74-75 頁

また、「対外工事請負完成営業額・対外労務協力派遣人数—省・市・自治区別ランキング(2011年)—」によると、地方企業に関して対外工事請負完成額ではほぼ地方の経済力が反映されているのに対して、対外労務協力派遣人数では労働力の豊富な地域が上位に位置していることが読み取れる<sup>31</sup>。

これら中国のアフリカへの積極的な人的投資の裏側では現地アフリカの人々との間で様々な問題が生じてきている。李克強総理は2013年6月23日のエチオピア首相のハイレマリアム氏との会談において「アフリカに投資する自国の企業と国民に対して、受け入れ国の法律を遵守し、現地の習慣を尊重するよう求めている」と述べている<sup>32</sup>。この背景には2010年から表面化しているザンビアでの問題が影響している。ザンビアは南部アフリカの中で中国と1番早く国交を結んだ国であり、1970年からザンビアとタンザニアを結ぶタンザン鉄道の建設を中国が全面援助したことにより、両国は極めて親密な関係を築いている。その中で中国が資本を持つコラム炭鉱において、ザンビアで定められた新たな最低賃金の適用を守っていないとして、デモを起こした現地労働者との間で衝突がありケガ人が出ている。この問題は解決が図られず、2012年にも再びデモ衝突が起こり、中国人責任者が1名死亡している<sup>33</sup>。そして、2013年2月にザンビア政府はこの炭鉱の管理権を中国から剥奪したと発表した。安全と環境の両面で必要な水準を満たしていなかったことが明らかになったからだとしている。この問題には国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチも調査に加わっており、1日18時間労働が行われていたと公表している<sup>34</sup>。また、2014年2月には河南省の採石会社が設立した現地法人でも中国人と現地労働者の対立が起こり、複数の死傷者が出ている<sup>35</sup>。

### 3-3. 仮説3の検証

3つ目の仮説は「アフリカに対して中国が政治的圧力をかけやすいから」というものである。

2-1において中国のアフリカに対する援助について辿ってきたが、その中で注目すべきは援助の条件として「一つの中国」の原則的立場の支持というものがあった。「一つの中国」とは中華民国政府の合法性を認めず、台湾やマカオ、香港は中華人民共和国の

---

<sup>31</sup> 下村・大橋+日本国際問題研究所編『中国の対外援助』72頁

<sup>32</sup> 人民網日本語版「李克強総理：中国は対アフリカ援助に政治的條件つけず」人民日報社、2013年6月14日(<http://j.people.com.cn/94474/8284762.html> , 2014年2月15日)

<sup>33</sup> Record China「中国資本の鉱山で賃上げ要求デモ、中国人責任者1人が死亡—ザンビア」2012年8月6日(<http://www.recordchina.co.jp/group.php?groupid=63550>, 2014年2月15日)

<sup>34</sup> 時事通信「【ザンビア】中国所有の炭鉱から管理権を剥奪—殺人事件発生など安全・環境で必要水準満たさず」2013年2月20日(<http://blog.livedoor.jp/ishigamikazumi/archives/23764829.html>, 2013年10月4日)

<sup>35</sup> サーチナ「ザンビアで武装集団が中国人襲撃、反撃により双方に死者」2014年2月14日(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20140214-00000051-scen-int>, 2014年2月15日)

一部だとする、中華人民共和国側のイデオロギー上の立場を表す。中国は1956年にエジプトとシリア、1958年にアルジェリアとモロッコ、1959年にスーダン、1964年にチュニジアと国交を結ぶと同時に多額の援助を約束してきた。これらの国々は「一つの中国」原則を受け入れ、さらにアルジェリアやスーダン、シリアは中国の国連での合法的議席回復の提案を支持している。また、他のアフリカ諸国との間でも次々と外交関係の樹立が成されたが、その度に中国はこの「一つの中国」原則の支持を必要条件として提示してきた。現在、54か国から成るアフリカは国際連合での票数を積み重ねる上で重要である。国連での「一つの中国」原則の表明と合法的議席の回復は国際舞台での中国の後ろ盾のために重要なことであった。援助の見返りとして政治的に圧力をかけやすい状況を長い歴史をかけて作りあげて行ったと言えるであろう。その結果として、アフリカ54か国の内、中国承認国は50か国、台湾承認国は4か国のみに留まっている<sup>36</sup>。

また、ここで仮説1の検証で疑問点として挙げた中東との関係性について触れる。1956年のバンドン会議以降、中東への関心は当然ながら高まった。毛沢東はナショナリズムと社会主義の傾向が強かった中東地域を現状の変革を期待しうる「革命地域」と捉え、アフリカと同様に1956年にイエメン、1958年にはイラク、1967年には南イエメンと外交関係を樹立し、「一つの中国」原則を受け入れさせていった。これらを足がかりに中東への進出を計画していた中国であったが、徐々にソ連が同様の地域に進出していくこととなった。ソ連の膨大な援助量と政治的地位に対し、まだ発展途上であった中国は太刀打ちができず、中東への影響力は次第に失われていった。その後も資源獲得等の利益は冷戦を通し、アメリカとソ連のイデオロギー対立も含めて複雑なものへと進行していった。そのため中東へ政治的圧力をかけることは、中国にとって困難なことであり、その状況は今なお続いていると言える。近年では、中国の経済規模を背景に中東への投資は増加傾向にあるが、歴史的にはとても浅いものである<sup>37</sup>。

さらにアフリカには独裁政治体制を敷いている国が今なお多くある。2012年世界民主主義指数ランキングは世界166か国を対象に「選挙手続きと多元主義」「政府の機能」「政治への参加」「政治文化」「市民の自由」の5つの要素から評価した指数を用いて、各国を4つに分類している。民主主義により近い方から「完全な民主主義」「欠陥のある民主主義」「混合政治体制」「独裁政治体制」と分類されているが、「独裁政治体制」にある50か国の内25か国がアフリカにある国である<sup>38</sup>。これらの国に対し、西欧ドナーは人権侵害を理由に援助を積極的に行うことはできない。しかしながら、中国はDACに加盟せず、ODA概念に基づいていないためにこれらの国に盛んに援助を行っている。Aid Dataによ

<sup>36</sup> 岡田『「対外援助国」中国の創成と変容』170-171頁

<sup>37</sup> 岡田『「対外援助国」中国の創成と変容』170-173頁

<sup>38</sup> The Economist Intelligence Unit「Democracy index 2012 –Democracy at a standstill A report from The Economist Intelligence Unit-」The Economist,20 March 2013([https://portoncv.gov.cv/dhub/porton.por\\_global.open\\_file?p\\_doc\\_id=1034](https://portoncv.gov.cv/dhub/porton.por_global.open_file?p_doc_id=1034) , 15 February 2014)



ると中国が公式に発表している援助政策の中で、これら「独裁政治体制」当たるアフリカ 25 か国が占めるプロジェクト数は 1990 件の内 823 件を占めている。西欧ドナーからの援助が見込めないこれらの国は、中国からの援助に頼らざるを得ない面が生じる。そのような国に対して多額の援助を継続的に行うことで、アフリカにおける政治的地位を高めようとしているといえる<sup>39</sup>。

---

<sup>39</sup> Aid Data 「Tracking Chinese Development Finance to Africa-Search Projects」  
(<http://china.aiddata.org/projects> , 15 February 2014)

### 【参考文献】

- ・ Aid Data 「Tracking Chinese Development Finance to Africa-Search Projects」  
(<http://china.aiddata.org/projects> , 15 February 2014)
- ・ 独立行政法人 経済産業研究所「国際的な援助潮流と我が国の ODA の今後」2005 年 5 月 12 日(<http://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/05051201.html>, 2014 年 2 月 16 日)
- ・ 外務省「国際協力 政府開発援助 ODA ホームページ 分野別開発政策 グッド・ガバナンス」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/> , 2014 年 2 月 16 日)
- ・ 外務省「国際協力 政府開発援助 ODA ホームページ ミレニアム開発目標 (MDGs), ポスト 2015 年開発目標 (ポスト MDGs)」  
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html>, 2014 年 2 月 12 日)
- ・ 外務省「国際協力 政府開発援助 ODA ホームページ OECD 開発援助委員会 (DAC) の概要」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/dac/dac\\_gaiyo.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/dac/dac_gaiyo.html), 2014 年 2 月 12 日)
- ・ 北村豊「ついに世界の半分を超えた中国の石炭消費量—景気低迷で国内石炭産業は淘汰の嵐—」日経ビジネス, 2013 年 7 月 19 日  
(<http://business.nikkeibp.co.jp/article/world/20130717/251218/?rt=ocnt>, 2014 年 2 月 14 日)
- ・ 西山考・別所昌彦『統計データからみる 地球環境・資源エネルギー論』丸善出版, 2011 年
- ・ 岡田実『「対外援助国」中国の創成と変容 1949-1964』御茶の水書房, 2011 年
- ・ Record China「中国資本の鉱山で賃上げ要求デモ、中国人責任者 1 人が死亡—ザンビア」2012 年 8 月 6 日(<http://www.recordchina.co.jp/group.php?groupid=63550>, 2014 年 2 月 15 日)
- ・ サーチナ「ザンビアで武装集団が中国人襲撃、反撃により双方に死者」2014 年 2 月 14 日(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20140214-00000051-scen-int>, 2014 年 2 月 15 日)
- ・ 柴田明夫『資源争奪戦—最新レポート 2030 年の危機—』かんき出版, 2010 年
- ・ 下村恭民・大橋英夫+日本国際問題研究所編『中国の対外援助』日本経済評論社, 2013 年
- ・ The Economist Intelligence Unit 「Democracy index 2012 -Democracy at a standstill A report from The Economist Intelligence Unit-」 The Economist,20 March 2013([https://portoncv.gov.cv/dhub/porton.por\\_global.open\\_file?p\\_doc\\_id=1034](https://portoncv.gov.cv/dhub/porton.por_global.open_file?p_doc_id=1034) ,15 February 2014)
- ・ United Nations Statistics Division 「Composition of macro geographical (continental) regions, geographical sub-regions, and selected economic and other groupings」 United Nations ,2013(<http://unstats.un.org/unsd/methods/m49/m49regin.htm> ,16 February 2014)
- ・ 時事通信 「【ザンビア】中国所有の炭鉱から管理権を剥奪—殺人事件発生など安全・環境

#### 4. 結論

以上のように「なぜ中国は援助政策においてアフリカを重視するのか」という問いに対し3つの仮説の有効性を検証してきた。

「アフリカに存在する天然資源の獲得を目的としているから」という仮説1は、1990年代に入ってから「三位一体型アプローチ」を基に中国が公式に発表している援助政策の核を成すものであった。今や名目GDP世界第2位を誇る中国の膨大な援助額はアフリカ諸国へ大きな影響を与えていた。特に石炭に代わる新たなエネルギーとして、石油獲得に向けて動いている姿が表面的になっている。しかしながら、この仮説だけでは証明できない点も同時に明らかになった。石油産出量1位を誇る中東地域への援助は、アフリカには遠く及ばないものとなっていることから資源獲得の観点だけでは中国がアフリカへの援助を重視している点を説明しきれなかった。

「アフリカには人的資源を投入しやすく、企業の対外進出基盤を広げることができるから」という仮説2は、近年中国が得ることになった利点でもあり、欠点を抱える部分でもあった。「対外経済合作」という手段を用いて、官民一体となったアフリカへの援助は多くの中国人労働者をアフリカに派遣し、アフリカのインフラの構築に努めていた。アフリカと中国の双方が利益を得ることができる「win-winの関係」を築くことに成功しているといえる。だが、アフリカへ派遣された中国人労働者と現地の労働者の間では賃金や安全、環境面等の労働条件に基づく争いが頻発するようになっており、政府間での協議が重ねられているところでもある。

「アフリカに対して中国が政治的圧力をかけやすいから」という仮説3は、第二次世界大戦後、中国とアフリカとの間で築かれた長い歴史に端を成すものであった。独立間もないアフリカ諸国に対し、援助を積極的に行う代わりに、「一つの中国」原則の受け入れや国連での合法的議席回復の提案を支持してもらっていた。一方で、ソ連の影響が強かった中東地域に対しては、積極的に援助を行うことができず、政治的に優位な地位を築き上げることができなかった。また、被援助国への内政不干渉の立場を表明している中国は、独裁政治体制を採っているアフリカの多くの国々へ多額の援助を行っている。グッド・ガバナンスの概念に制約される西欧ドナーに代わって、アフリカでの影響力を強める形となった。

#### 5. おわりに

本論を通して中国のアフリカに対する援助政策を追いながら、援助の背景にある様々な目的や問題点に触れてきた。援助は一か国で進められるものではなく、被援助国との

---

で必要水準満たさず」2013年2月20日

(<http://blog.livedoor.jp/ishigamikazumi/archives/23764829.html>, 2013年10月4日)

・人民網日本語版「李克強総理：中国は対アフリカ援助に政治的条件つけず」人民日報社, 2013年6月14日(<http://j.people.com.cn/94474/8284762.html>, 2014年2月15日)

間での度重なる協議の上に成り立っている。これは中国とアフリカとの関係に留まらず、西欧ドナーや日本など世界中の国々で考えていかなければならない問題である。そのためには、先行事例への正確な検証が重要になるであろう。現在の中国の援助政策は、日本が中国に向けて戦後に実施してきた ODA 政策の経験と反省を活かしたものとなっている。今後、日本はアジアへの援助の継続はもちろん、アフリカへの援助も積極果敢になっていく。その際には ODA 概念に基づいたグッド・ガバナンス重視の西欧ドナーの事例に加え、新たな形態を見せている中国の援助に対しても詳細な分析を重ねていくことが不可欠であろう。このように一步一步を積み重ねることによって、世界中が最も望む援助に辿り着くのではないだろうか。

### 【参考文献】

- ・ Aid Data 「Tracking Chinese Development Finance to Africa-Search Projects」(<http://china.aiddata.org/projects>, 15 February 2014)
- ・ 独立行政法人 経済産業研究所「国際的な援助潮流と我が国の ODA の今後」2005 年 5 月 12 日(<http://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/05051201.html>, 2014 年 2 月 16 日)
- ・ 外務省「国際協力 政府開発援助 ODA ホームページ 分野別開発政策 グッド・ガバナンス」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/>, 2014 年 2 月 16 日)
- ・ 外務省「国際協力 政府開発援助 ODA ホームページ ミレニアム開発目標 (MDGs), ポスト 2015 年開発目標 (ポスト MDGs)」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html>, 2014 年 2 月 12 日)
- ・ 外務省「国際協力 政府開発援助 ODA ホームページ OECD 開発援助委員会 (DAC) の概要」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/dac/dac\\_gaiyo.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/dac/dac_gaiyo.html), 2014 年 2 月 12 日)
- ・ 北村豊「ついに世界の半分を超えた中国の石炭消費量—景気低迷で国内石炭産業は淘汰の嵐—」日経ビジネス, 2013 年 7 月 19 日  
(<http://business.nikkeibp.co.jp/article/world/20130717/251218/?rt=nocnt>, 2014 年 2 月 14 日)
- ・ 西山考・別所昌彦『統計データからみる 地球環境・資源エネルギー論』丸善出版, 2011 年
- ・ 岡田実『「対外援助国」中国の創成と変容 1949-1964』御茶の水書房, 2011 年
- ・ Record China「中国資本の鉱山で賃上げ要求デモ、中国人責任者 1 人が死亡—ザンビア」2012 年 8 月 6 日(<http://www.recordchina.co.jp/group.php?groupid=63550>, 2014 年 2 月 15 日)
- ・ サーチナ「ザンビアで武装集団が中国人襲撃、反撃により双方に死者」2014 年 2 月 14 日(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20140214-00000051-scn-int>, 2014 年 2 月 15 日)
- ・ 柴田明夫『資源争奪戦—最新レポート 2030 年の危機—』かんき出版, 2010 年
- ・ 下村恭民・大橋英夫+日本国際問題研究所編『中国の対外援助』日本経済評論社, 2013 年
- ・ The Economist Intelligence Unit 「Democracy index 2012 -Democracy at a standstill A report from The Economist Intelligence Unit-」 The Economist,20 March 2013([https://portoncv.gov.cv/dhub/porton.por\\_global.open\\_file?p\\_doc\\_id=1034](https://portoncv.gov.cv/dhub/porton.por_global.open_file?p_doc_id=1034), 15 February 2014)
- ・ United Nations Statistics Division 「Composition of macro geographical (continental)

regions, geographical sub-regions, and selected economic and other groupings」 United Nations ,2013(<http://unstats.un.org/unsd/methods/m49/m49regin.htm> ,16 February 2014)

・時事通信「【ザンビア】中国所有の炭鉱から管理権を剥奪—殺人事件発生など安全・環境で必要水準満たさず」2013年2月20日

(<http://blog.livedoor.jp/ishigamikazumi/archives/23764829.html>, 2013年10月4日)

・人民網日本語版「李克強総理：中国は対アフリカ援助に政治的條件つけず」人民日報社, 2013年6月14日(<http://j.people.com.cn/94474/8284762.html>, 2014年2月15日)

## 先進国においてなぜアメリカでは国民皆保険の導入が難航しているのか

学習院大学政治学科 3年 11-012-074 華原 佑奈

2010年3月にオバマ政権の下で可決された医療保険改革法（オバマケア）だが、ロイター通信によると米下院は10月29日、医療保険改革法の1年延期を盛り込んだ2014年度暫定予算案の再修正案を賛成多数で可決した<sup>1</sup>。医療保険改革法とはいっても、民間保険の加入基準の緩和によって加入率を引き上げることを目的としており、公的な医療保険とは程遠い。1912年にセオドア・ルーズベルト大統領が選挙公約に公的医療保険を掲げてから約100年の間に何回か導入の試みはあったものの今も大きな進展は見られない。労働に参加しているにも関わらず、下部に入ることさえできずに医療へのアクセスに大きな制約を受けている無保険者が数多く存在することは、アメリカ・モデルの重大な欠点となりえる。それでは一体なぜ先進国の中でアメリカは国民皆保険の導入に難航しているのか。国民皆保険の導入に成功した国、アメリカ国内の利益集団、そして政党対立を踏まえて検証を進めていきたい。

### 国民皆保険の定義とは

国民皆保険制度とは、すべての国民が何らかの公的な医療保険に加入しているということである。日本では公的な医療保険は大きく二つに分けられ、一つは会社員が加入する健康保険、公務員の共済保険、船員の船員保険のように、組織に雇用されている人を対象とする「被用者保険」であり、もう一つは、自営業者や被用者保険の退職者などを対象とした「国民健康保険」である<sup>2</sup>。日本で公的医療保険制度が初めて制定されたのは1922年のことで、途中第2次世界大戦によって加入率が一時減少したが、その後1961年に国民皆保険制度を実現した。諸外国をみると、米国を除いて、ほとんどの先進国は何らかの国民皆保険制度を有している。先進国の定義について以下で述べる。

### 先進国の定義...OECD加盟国

ここでは先進国の定義をOECD34ヶ国に絞る。米国、トルコ、メキシコ以外のOECD

---

<sup>1</sup> ロイター通信 「米下院が暫定予算案を可決、政府機関閉鎖に現実味」

(<http://jp.reuters.com/article/jpUSPolitics/idJPTYE98S00U20130929>

2014年2月5日)

<sup>2</sup> 全日本病院協会「医療費の仕組み-国民皆保険とは？」

(<http://www.ajha.or.jp/topics/guide/1.html> 2014年2月7日)

加盟国では、国民皆保険制度やそれに近い制度の整備が進められており、多くの国で国民は基本的な医療サービスを受けやすくなっている。OECDが出している、2011年時点でのOECD諸国の医療費対GDP比率をみると、アメリカが17.7%と中で一位を占めており、トルコ、メキシコはそれぞれ6.2%で33位、6.1%で34位となっている<sup>3</sup>。断トツの一位を占めるアメリカに焦点を当て、医療保険改革の難航の要因について、いくつか仮説を挙げ検証をしていきたい。

### アメリカにおける医療保険の現状

アメリカの医療保険は第一に公的・民間医療保険のパッチワークである。前者にはメディケア、メディケイド、州児童医療保険プログラムがあり、これは連邦・州政府が高齢者や低所得者・障害者に提供するものである。そして大半の個人、企業は民間の保険会社と契約している。企業は一般に大部分の非正社員には医療保険を提供していない。非正社員とはパートタイム社員や契約社員が含まれる。そのために非正社員は個人医療保険を購入しなければならないのだが、一般的に低所得であるために購入の余裕がなく大部分が無保険者である。個人の経済状況で受けられる医療が大きく左右されるというのが第二の特徴である。アメリカの場合、医療保険の加入については雇用者が最大の医療費負担者となっている。

### 国民皆保険導入の試みとなった契機

アメリカの医療保障システムの中核は雇用主提供医療保険であり、1980年代以降顕著となった医療費の膨張と保険料の高騰は企業の人件費コストの膨張としても顕在化し、グローバルな競争が激化する状況下で医療保障に対してもコスト節約圧力が強められた。非高齢者が民間医療保障に依存しており、民間医療保障を得られる層と、貧困などで医療扶助の受給資格を得られる層との間には固定的な無保険者加入者の層が必然的に存在する。この状況を前提に進められたのがオバマの医療保険改革（オバマケア）のである。しかし法案の可決に難航したと共に、成立した法案は政府による一元的な医療保険提供を放棄した、当初の目的とは大きくかけ離れたものとなった。そして民主・共和両党からの反対意見は激化し、施行に当たり難航している。ここから読み取れるのは、20世紀後半に確立した民間ベースでの医療保障というアメリカ的枠組み、つまり選択の自由の堅持による問題解決の困難性である。

### 無保険者の現状

アメリカ疾病予防管理センター(U.S. Centers for Disease Control and Prevention)の一

---

<sup>3</sup> OECD 東京センター「OECDヘルスデータ2010」  
(<http://www.oecd-tokyo.org/theme/hea/2010/20100629healthdata.html> 2014年2月5日)

部門である 全米保健医療統計センター(National Center for Health Statistics)によると 2011 年時点の統計で 5000 万人以上が保険未加入である。

雇用主が提供している民間医療保険と公的医療扶助のどちらも受けていない人を無保険者ここでは定義する。U.S. Census Bureau, Current Population Survey, 1988-2005 によると、アメリカ国民に占める無保険者数は 1990 年代以降、1999 年と 2000 年を例外に上昇を続けている。以下に説明を加えるが、65 歳以上の高齢者はメディケアという公的医療保険の対象者であるため、無保険の層に入るのはもっぱら 65 歳未満の非高齢者である<sup>4</sup>。もちろん、原因の全てが国民皆保険制度の不備の点にあるとは言えない。雇用構造の変化が引き起こす雇用主提供医療保険の空洞化や加入率の低下、被用者の医療保障の不安定化なども一因と考えられる。既存の制度が抱える問題点をまとめると、莫大な費用、非効率で不十分な医療の二点が挙げられる。

### アメリカという国の成り立ち

国民皆保険が根付かない要因としてアメリカの「自己責任」という考え方も少なからず関係している。その考えが生まれた背景には国の成り立ちがある。アメリカの歴史は植民地開拓から始まる。13 の植民地がアメリカの端緒となり、独立革命、南北戦争を経て建国に至った。アメリカ社会の基盤を構成しているものとしては大きく 4 つに分けることができる。一つ目は共同社会の特殊性だ。未開の新天地に人為的に形成された社会であるために、宗教、人種、職業、階層に寛容な相互扶助的な考えが根付いている。

第二に経済面においては自由競争を重視し、貧困や競争脱落者、腐敗や犯罪の蓄積に代表されるように個人主義的要素も含んでいる。そのようになった契機は、「黄金の時代」の市場における苛烈な自由競争による富の蓄積と独占の成功にある。第三に政治面ではアメリカ社会は中世的、封建的なものをヨーロッパから切り離して意識的に形成された社会である。そのためアメリカ社会は健全かつ理想的なものでありそれを全世界に拡張し、従わせる必要があるという社会意識を多数の人が持っている。最後に、文化の特性の内部に矛盾を抱えている。一方において尊厳、人権、自由、平等などの自由主義の価値を重視するとともに、他方においては人種、民族、宗教、階層などに関わって社会的弱者を差別し、排除しようとする傾向を共存させている<sup>5</sup>。強制を嫌い、自主性を強調すると同時に、失敗しても自己責任であるという考えが市民の社会的性格のなかに存在する。

### メディケア、メディケイド、州児童医療保険とは

---

<sup>4</sup> 渋谷 隆 C ウェザーズ 「アメリカの貧困と福祉」日本経済評論社 90 頁

<sup>5</sup> 仲村 優一 「世界の社会福祉 9 アメリカ・カナダ」旬報社 2002 年 29~31 頁

メディケアとは 1965 年に社会保障法 (Social Security Act) 第 18 章に規定され、65 歳以上の高齢者のために導入された公的医療保険である。メディケアは連邦政府 (社会保障省) に属する CMS (Center for Medicare & Medicaid Service) によって運営され、パート A とパート B の二つの部分から構成されている。前者は強制適用の保険で、入院費用などを保障するものであり、一般国民に対する社会保障税が財源になっている。後者は外来時の医師に対する診療報酬を支給するもので、任意加入の補足的な保険である。

これは加入者が月々払う保険料と連邦政府の補助金を財源としており、病院保険を補足するものである。はじめメディケアは 65 歳以上の高齢者のみを対象としていたが、1973 年には障害者や腎臓移植、人工透析が必要な末期腎臓病患者に適用対象を拡大した<sup>6</sup>。しかしパート A・B とも処方薬に対する給付が少ないため、高齢者の多くは民間医療保険にも加入している。2010 年末に適用者数は 4,750 万人にまで達した。2010 年の時点で、公的医療保険のカバー人口の割合は 31% となっており、2008、2009 年と比べ緩やかに増加している。

メディケイドとは低所得者のための医療扶助である。1965 年社会保障修正法(第 19 編)によって創設され、翌年から実施された。州政府は連邦法と連邦規則が定めるガイドラインに従って支給資格要件、サービスの種類、医療提供者への報酬を定めているがこれは州によって大きく異なっており、条件は全体的に厳しいものになっている。

州児童医療保険プログラムとは 1997 年に均衡予算法によって社会保障法に第 21 編が追加されたものである。州政府がメディケイドの支給資格を有しない低所得世帯の子供(19 歳未満)に医療保険を提供する目的で設立された。連邦政府の補助金と州政府の自主財源でまかなわれており、児童医療保険プログラムを実施するかどうかは州政府の裁量である。

## 国民皆保険導入国 (イギリス、ドイツ、カナダの例)

### イギリスの例

OECD 加盟国であり、国民皆保険の導入をしているいくつかの国の例を挙げる。イギリスでは 1948 年に医療費が全額無料で、適切な医療を国民すべてに提供する医療システムである国民皆保険制度 (NHS) が成立した<sup>7</sup>。成立する過程には 1940 年のフランス降伏が影響した。1942 年にビバレッジ報告が出され、社会保障の三つの方法として基本的な

---

<sup>6</sup> 仲村 「世界の社会福祉 9 アメリカ・カナダ」 90~91 頁

<sup>7</sup> 在英国在日国大使館 「NHS 医療 (国営保健サービス)」 <http://www.uk.emb-japan.go.jp/jp/index.html>  
2014 年 2 月 5 日



ニードに対する社会保険、特別なケースにおける国民扶助、基本的な措置に付加するものとしての任意保険が含められた。このベバレッジ報告は、「戦争で危機に陥った時にイギリスは全国民を支えます」と国民に約束するための、国の忠誠心を表すものであった。それが基盤になり NHS が設立された。社会保障の制度でイギリスと比較して挙げられる相違点には、アメリカ社会保障法が医療保険を欠落させて成立したこと以外に、失業保険に労働者の抛出がないという点がある。

1935 年に制定された社会保障法において当初見込まれていた医療保険制度がローズベルトにより最終的に実現を放棄された原因とその過程の分析を後に行う。

### ドイツの例

1522 年貧民救済条例が出され、内容は市町村団体が地方救貧協会を設立し、救貧費を負担するというものであった。19 世紀の自由主義改革を経て 1844 年「働く者の階層のための福祉を目的とする中央組合」が成立しこれは生活保障、社会保険の第一ステップとなった。1853 年には新救貧制度ができ公的に救済事業を行った。この制度は日本にも導入された。そしてドイツはイギリスやフランスから遅れた工業化を果たし、人口の都市部への集中→物価高、低賃金→労働争議→暴動の頻発→労働者の海保といった流れがおこり 1878 年に社会主義鎮圧法でビスマルクが反体制運動を弾圧し 1880 年代の社会保険三部作で労働者階級を体制内化させるために、国家の恩恵的制度として一連の社会保険を立法化した。

### カナダの例

アメリカと似たような比較的地理的条件を持ち、多様の民族から構成されており、先進国であるカナダはどうであろうか。まずはカナダの歴史からみてみよう。約 2 万年前にインディアンが今のカナダである大陸に住みついたのが始まりで、イギリス領北アメリカの指導者たちが 1867 年に大同団結してイギリス君主を自らの君主とする議会内閣制の連邦国家を創設し、これが現在のカナダと呼ばれる国の誕生となる。アメリカ独立革命から約 90 年後のことである。次にカナダにおいて国民皆保険が成立した歴史をみる。保険制度ができる前は病院や医療はそれほど費用のかからない地域の慈善事業の一つであり、施設規模も小さく病院は死を迎えに行くところであり病気を治すところではないという認識が一般的であった。カナダは現在州ごとの皆保険制度をもとに連邦として国民皆保険が施行されているがその成立過程は複雑だ。1950 年以来いくつかの法案が連邦政府で通過し、そのもっとも重要な法案が「病院保険及び病院での診断のためのサービス法」である。61 年までにカナダの州と準州で導入され、これによりカナダの人口の 99% が病院保険でカバーされることになった。1961 年にサスカチュアン州で医師の費用をカバーする保険をつくらうとしたが医師たちの強力な反対にあい、話し合いは進まなかった。念願の成立は 1966 年であった。一部の委員会がどのような方法で、どのようにして各州に医療保険制度を導入した

らよいか検討していたうちに、カナダの国民の私的医療保険などを含めた調査を行った。その結果 30%程度の不適切な保障があったことが判明し、委員会は連邦政府の強いリーダーシップをもった運営が重要であると判断し協議を行った結果医療保険法が通過し施行に至った<sup>8</sup>。

### 仮説1 利益集団（医師会、民間保険会社）と政府の利害の不一致があったから

アメリカの社会保険制度は、拠出に基づく社会保険を主とし、税金を財源とする公的扶助を劣位におくという特徴を有している。利益団体と政府間での利害の不一致が原因で公的医療保険の制度が見送られた例に 1935 年の社会保障法の事例がある。これはニューディール政策（新規巻き戻し）の一環である。アメリカは 1920 年代を通じて「永遠の繁栄」と呼ばれる経済的好況を謳歌したが、29 年秋の世界恐慌により大打撃をうけた。それがもたらした失業や貧困などの社会問題に対処しようとして連邦政府が打ち出したのがこのニューディールと呼ばれる政策である。33 年春にフーバーの後を継いだフランクリンローズベルトは就任以後の百日議会において矢継ぎ早に不況対策を展開した。

#### 医師会の強力な抵抗により挫折

当時ニューディール政策の重要課題として公的保険の導入が検討されていたにも関わらず頓挫してしまったのはアメリカ医師会（American Medical Association）を中心とした医師たちが「医師の社会化」に反対したためであるとされている。医師会が強力な圧力団体になっていくと同時に医療保険の提唱は政治的抵抗に直面することになる。医師会による「医療の社会化」への反対が挫折の大部分を占めたことは後にアメリカにおける医療保険をめぐる議論を大きく制約することとなった。もちろん反対したのは医師だけではない。民間の大企業からは、「医療を政府にゆだねることで政府の干渉が民間経済の分野に及ぶのではないか」や民間の保険会社からは「新たなビジネスが生まれることを快く思わない」との反対意見があった。民間の保険会社と提携していた製薬会社は医療費が高いことで利益を上げられていたため、国民皆保険の導入により利益が減るのを恐れ反対した<sup>9</sup>。最終的に医師会の圧力を主として、その他の民間保険会社や製薬会社などの反対も含めてすべてが要因になり、頓挫に至る。

#### サイデンストリッカーとフォークの取り組み

最終的に 1935 年社会保障法に公的医療の導入は果たされなかったが、ローズベルトに直接公的医療保険の必要性を訴え、行動に移した人としてサイデンストリッカーとフォーク

<sup>8</sup> 仲村 「世界の社会福祉 9 アメリカ・カナダ」 395~401 頁

<sup>9</sup> 佐藤 千登勢 「アメリカ型福祉国家の形成」筑波大学出版社 2013 年 135~136 頁

の二人がいる。この二人は公衆衛生学者であり、社会保障法案のために設立された経済保障委員会（Committee on Economic Security :CES）に、「賃金労働者の疾病と医療」の分野の立案を進める専門スタッフとして出向した。彼らは、医学が進歩し医療が専門化することにつれて医療費が高騰し、ある程度の収入がある者でも医療費の支払いに苦慮していることが大きな問題であると認識していた。

そのため制度導入に人一倍熱心に取り組みをし、患者側の利便だけではなく、大恐慌により経営が難しくなっている開業医や病院の収入確保という点からも、健康保険の導入が望ましいと信じていた。しかし二人の存在が公になると政府への講抗議が殺到した。二人が医師ではなく公衆衛生の専門家であったことは、医療現場を知らない門外漢が健康保険という政府の医療への介入に直接関わる問題について重大な決定をしようとしていることへの反発を引き起こしたのである。1934年に医療諮問会で議論が行われ、出された最終報告書では保険導入について異論はあるものの順調に進めていることを広く国民にアピールしたが、その2日後にローズベルトは演説で「今後も専門家による検討を続けるが、私は現時点では導入を進めない」と述べたのだ。その後何度も議論を重ねたが医師会との歩み寄りも果たせず、政府も導入する意思を示さず、渋り続けた。最終報告書においては公的保険制度の設立は見送られ、一般財源による公衆衛生事業が代替として成立することになった<sup>10</sup>。低所得者には公的な保険ではなく福祉の一環として医療費の扶助が行われればよいというコンセンサスを国民の間に作り出すことになった。

国民皆保険制度導入をすると仮定した場合に、利益団体が得られる利益が減ってしまうことが大きく影響し、導入は難航している。古くから民間企業が中心になり国を支えてきたために、アメリカでの利益団体は政策に対する影響力をも十分に持っている。より仮説は成り立つ。

## 仮説2 保守派（小さな政府を主張）の反対とオバマ大統領の譲歩があったから

オバマ大統領は最終的に法案の大幅変更や民間保険会社を利用した実質的な国民皆保険の実現にシフトをした。11月18日、日本経済新聞朝刊の掲載によると、米ギャラップ社の調査から、米国民約6割が国民皆保険に反対していることが分かった。

### オバマ大統領の譲歩と代替案の提示

オバマ大統領は過去に共和党が提案した医療保険制度改革案を代替案として提示した。一つ目に経済的余裕がある国民は民間保険に加入せねばならず、しない場合には罰金。二つ目に保険加入に余裕がない人には政府が補助金を支給する。三つ目に既往症、重篤な病気・怪我を理由に保険会社が保険適用を拒否することを禁止する。という内容であった。

<sup>10</sup> 佐藤 「アメリカ型福祉国家の形成」137~142頁

政府による一元的な医療保険の提供はあきらめるが、民間保険会社を利用し、実質的な国民皆保険を実現するというプラグマティックな判断であった。

### 民主・共和両党から出る反対意見

民主党からはオバマ大統領が単一支払い皆保険制度を放棄したこと、共和党からは大きな政府に移行することと政府債務増大への懸念、違法入国した人にもお金使うのかといった反対意見がでていいる。共和党の反対意見は激化し続けており、「自由の国アメリカで国民皆保険加入をさせるのは医療保険の社会主義化である」「ただでさえアメリカの企業は弱っているし、アメリカ財政も悪化している。それなのにオバマケアは企業負担を増やし、財政をさらに悪化させる」「アメリカは日本とは違う。どんどん貧しい移民がやってくる。人口はこれからも増えていく。自分の国で生きていけない人たちまでアメリカが面倒を見る余裕はない。」などの厳しい意見が出ていいる。

### 民主党共和党の対立の歴史（医療に関しては1960年代から激化していた）

実はジョンソン政権の時代にも民主党は「国民皆保険」を提案していたが、これに対して共和党は「医療保険の社会主義化に反対」という言い方で反対してきた。これに対して民主党は、1993年にはヒラリー・クリントンが責任者になって「国民皆保険」を模索したが、これも共和党の激しい反対により断念している。つまり、この医療保険の問題は半世紀以上も民主党と共和党の「対立点」になって来ているのだ。イデオロギー的分極化は激化している。ティーパーティー運動の圧力により共和党議員の保守化はますます進んでいる。

よって長年続いている両党の意見対立が導入の難航に大きく影響しているといえる。こちらの仮説も成り立つ。

### 考察

アメリカ型医療保障システムは、無保険者をつねに抱えてきたが1990年代以降、雇用や経済状況が大きく変化することでますます無保険者を増加させていいる。アメリカが現在のような民間医療保険中心であり、国民皆保険の導入に難航している状態にあることはアメリカ国家の成立までの過程、アメリカ資本主義の拡大そしてそれがもたらした大きな成功を経験したことに大きく関係している。自由の国アメリカでは相互扶助という考えも近年根付いてきたとはいえ、核心的な部分では成功も失敗も自己責任であり個人と個人の競争で生きていいるという考えから離れられない。そのため、自力で一から始め、成功した民間保険会社、医師が今でも政治分野において力を持っている傾向にあるのだ。個人ではどうにもならない時の最終的な補助をする役割が国家である。そんなところに国民皆保険の話を持ちだせば、もちろん無保険者は賛成するが、国民の大部分をしめる民間会社、医師のネットワークは依然として強く、自分たちの利益に影響するものだからそう簡単には受け

入れないのも当然だろう。

アメリカの今後の発展を考える際に無保険者の現状は切り離すことができない。国民皆保険という形をとらなくても、無保険者を減らすためには民主、共和両党の協力と譲歩、利益団体を視野に入れての話し合いが今後ますます必要になるであろう。

#### 【参考文献】

- 長谷川 千春 『アメリカの医療保障』 昭和堂 2010年  
櫻井 潤 『アメリカの医療保障と地域』 日本経済評論社 2012年  
ジョナサン・コーン 『アメリカの医療破綻』 東洋経済新報社 2011年  
日本比較政治学会 『事例比較からみる福祉政治』 ミネルヴァ書房 2013年  
佐藤 千登勢 『アメリカ型福祉国家の形成』 筑波大学出版社 2013年  
中浜 隆 『アメリカの民間医療保険』 日本経済評論社 2006年  
渋谷 隆 『アメリカの年金と医療』 昭和堂 2006年  
渋谷 隆 C ウェザーズ 『アメリカの貧困と福祉』 日本経済評論社 2006年  
仲村 優一 『世界の社会福祉9 アメリカ・カナダ』 旬報社 2002年

#### 【参考 web サイト】

- ・厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/> 閲覧日 2014年2月5日
- ・OECD Health Data (June 2013) <http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/1890.html>  
閲覧日 2014年2月5日
- OECDHealthData(2012)<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken11/dl/02.pdf#search='oecd%E5%8A%A0%E7%9B%9F%E5%9B%BD+%E5%9B%BD%E6%B0%91%E7%9A%86%E4%BF%9D%E9%99%BA'> 閲覧日 2014年2月5日
- ・ニューズウェーク <http://www.newsweekjapan.jp/> 閲覧日 2014年2月8日
- ・コトバンク <http://kotobank.jp/> 閲覧日 2014年2月7日
- ・外務省ホームページ [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page2\\_000009.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page2_000009.html)  
閲覧日 2014年2月4日
- ・健康保険組合連合会「ドイツの医療保険制度改革追跡調査 報告書平成21年6月」  
[http://www.kenporen.com/include/outline/pdf/chosa20\\_01\\_kaigai.pdf#search='%E3%83%89%E3%82%A4%E3%83%84+%E5%8C%BB%E7%99%82%E4%BF%9D%E9%99%BA'](http://www.kenporen.com/include/outline/pdf/chosa20_01_kaigai.pdf#search='%E3%83%89%E3%82%A4%E3%83%84+%E5%8C%BB%E7%99%82%E4%BF%9D%E9%99%BA')  
閲覧日 2014年2月5日
- ・ヘルスケアプログラムホームページ  
「海外の医療事情」 (<http://www.hcpg.jp/medicalinfo>) 閲覧日 2月5日

## 国際連合が PKO を行わない紛争が存在するのはなぜか ——スリランカ内戦とソマリア内戦を比較して——

2014年2月17日  
グローバルガバナンス論演習  
学習院大学法学部政治学科3年  
11012068 笠原 響子

### 序章 はじめに

世界には、数多くの紛争が存在し、これにより多くの人々が殺害、人権侵害をされている。しかし、国際連合はすべての内戦や紛争において PKO の設置、介入を行っているわけではない。

現在でも、アルジェリア・スリランカ・カシミールなど、国際連合の介入がないままに内戦を続けている国は存在している。<sup>1</sup>多くの犠牲者を出している内戦に、なぜ国際連合は介入しないのか。内戦への国際連合の意識に対する問題意識により、この論文を書くに至った。過去の事例を検証することにより、現在の問題解決につなげるためである。

1983年から2009年にかけて起きたスリランカ内戦では、ノルウェーによる介入は行われたものの、国際連合は報告書を作るのみで、PKOの設置や介入は行わなかった。

しかし、ほぼ同時期の1988年から続くソマリア内戦においては、国連ソマリア活動(UNOSOM I・II)が結成され、国際連合による介入が行われている。

このような国際連合の介入の是非は、何を原因として存在するのか。

同時期に起きている内戦・紛争で、PKOが設置、介入されなかったもので行われたものの比較をしていきたいと思う。

分析していくにあたって、まず用語の定義付けを行う。

人道的介入の定義は、<sup>2</sup>「ある国で著しい人権侵害が行われているときに、それを阻止し、被害を救済するために、他国もしくは国際社会が内政に介入すること。

人権侵害に対して、国際社会は国家主権の不可侵性の原則を越えて、外部から介入する権利、ひいては義務があるという考え方を含む用語。

具体的には、当地の政府や非政府組織の軍事的抑圧から特定の住民集団を保護し、安全地帯の設定、疎開、移住などが主な内容。」とされている。本論文では、この定義に加え、国

---

<sup>1</sup> 『世界の紛争マップ—google マップ』(最終閲覧日時 2014年2月6日)  
<https://maps.google.co.jp/maps/ms?msa=0&msid=103861223870745229972.00044a9c2b f6676bc06b1>

<sup>2</sup> 『weblio 辞書 人権啓発用語辞典 人道的介入』(最終閲覧日時 2014年2月8日)  
<http://www.weblio.jp/content/%E4%BA%BA%E9%81%93%E7%9A%84%E4%BB%8B%E5%85%A5>

際連合が関わった PKO が行ったものに限定して「介入」と記す。また、PKO が行った軍事監視団、平和維持隊から、人道支援、UNISOM II のような強制行動、武力行使が許されたもの、すべてを含むこととする。

上記のような用語の定義を踏まえた上で、「国際連合が PKO を行わない紛争が存在するのはなぜか」ということを分析していきたい。

## 第 1 章 PKO の活動と内戦

<sup>3</sup>平和維持活動(PKO)とは、国連が武力紛争の(未然)防止と武力紛争後の停戦監視や紛争地域の秩序維持のため、更に選挙や関係地域住民の民意確認など新たな政治形態の樹立のために行う活動のことである。

<sup>4</sup>PKO の始まりは、国連停戦監視機構(UNTSO)からはじまる。PKO が設置される契機となったのは、パレスチナにおけるアラブ＝イスラエル間の紛争であり、1995 年までに 38 設立されている。44～85 年までの冷戦期の 40 年間における PKO の数は 13 であるのに対し、冷戦崩壊直前期(88 年)以降から 1995 年までの 7 年間で 25 も設置されており、ポスト冷戦に PKO の需要が高まったのが読み取れる。<sup>5</sup>また、44 年から 2014 年現在では、69 まで増えている。よって、この研究では 88－2014 年現在までの紛争、PKO を扱う。

多くの紛争が行われているにも関わらず、国際連合が関わらず、PKO も行わない、介入もしない、という状況あるのは序章にも述べた。

では、本当にそうなのだろうか。

章末に、1988～2014 年内に起きた主な紛争をまとめた表を載せた。(表 1)

紛争の起きた時期、紛争の名称、PKO の介入の有無を記載した。<sup>69</sup>すべての PKO、当時起こった紛争を記載しているわけではないが、参考にしてほしい。上記に述べたように、冷戦崩壊直前期から、PKO が増えているのがわかる。しかし、多くの内戦、紛争には国際連合は関わらず、PKO も派遣されていないことがわかる。この事実を前提として、PKO が派遣される紛争、されない紛争の差異を検証していきたいと思う。すべての紛争を検証していくわけにはいかないため、今回は時期が近く、資料がある程度あるものを例として取り上げて検証していく。主に PKO が介入しなかったスリランカ内戦に注目してみたいため、比較するものは同じ内戦であるソマリア内戦、スリランカ内戦のほぼ同時期に起こっ

<sup>3</sup> 広瀬善男『国連の平和維持活動』1992 年、p113

<sup>4</sup> 神余隆博『国際平和協力入門』1995 年、p16-17

<sup>5</sup> 『Wikipedia 国際連合平和維持活動の一覧』(最終閲覧日時 2014 年 2 月 12 日)

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E9%80%A3%E5%90%88%E5%B9%B3%E5%92%8C%E7%B6%AD%E6%8C%81%E6%B4%BB%E5%8B%95%E3%81%AE%E4%B8%80%E8%A6%A7>

た第二次スーダン内戦も見ていこうと思う。

検証していく上で、4つの仮説を立てた。

仮説 1、紛争の被害の程度に差があり、介入の必要がないと判断したから。

仮説 2、当事国の拒否により、介入することが出来なかったから。

仮説 3、介入しても PKO に参加する国が利益を得られない。

仮説 4、地理的条件により、介入することが出来なかったから。

上記の仮説を、スリランカ内戦に焦点を当て、主にソマリア内戦、補足的に第二次スーダン内戦と比較して検証していく。

時期	名称	PKOの有無
69～98	北アイルランド紛争	
69～	フィリピン紛争	
71～92	カンボジア内戦	UNAMIC, UNTAC
71～	カシミール紛争	
75～89	ナミビア独立戦争	UNTAG
75～2002	アンゴラ内戦	UNAVEM I・II、MONUA
79～	西サハラ紛争	
79～89	ソ連のアフガニスタン侵攻	
79～90	ニカラグア内戦	ONUCA
80～92	エルサルバドル内戦	ONUSAL
80～88	イラン・イラク戦争	UNIIMOG
80～	ペルー紛争	
83～2004	第二次スーダン内戦	UNMIS
83～2002	スリランカ内戦	
87～	ブルンジ内戦	ONUB
88～	ナゴルノ・カラバフ紛争	
89～2001	アフガニスタン内戦	UNGOMAP
89～92	南オセチア紛争	
89	パナマ侵攻	
89～90	エチオピア内戦	
89～96	リベリア内戦	UNOMIL
90～94	ルワンダ紛争	UNOMUR・UNAMIR
90～91	湾岸戦争	UNIKOM
91～2001	シエラレオネ紛争	UNOMSIL、UNAMSIL



91～2000	ユーゴスラビア紛争	UNCRO,UNMIBH,UNPREDEP,etc
91～2001	ジブチ内戦	
91～	ソマリア内戦	UNOSOM I・II
91～	カザマンス紛争	
92～	オセチア・イングーシ紛争	
92～94	アブハジア紛争	
92～	アルジェリア紛争	
94	イエメン内戦	
94～96	第一次チェチェン紛争	
95～98	ハニーシュ群島紛争	
96～98	第一次コンゴ戦争	
98～2000	エチオピア・エリトリア国境紛争	UNMEE
98～2002	第二次コンゴ戦争(アフリカ大戦)	MONUC,MONUSCO
98～2001	ボソ宗教戦争	
99～2009	第二次チェチェン紛争	
99	東ティモール紛争	
99	カルギル紛争	
2000～	インドネシア紛争	
2001～	アフガニスタン侵攻	
2001～	パキスタン紛争	
2002～2003	コートジボワール内戦	UNOCI
2003	リベリア内戦	UNMIL
2003～10	イラク戦争	
2003～	ダルフル紛争	MINURCAT,UNAMID
2004～	サリン紛争	
2004～	タイ紛争	
2004～	ワジリスタン紛争	
2006	東ティモール内乱	
2006	ガザ侵攻・レバノン侵攻	
2006	ソマリア侵攻	
2006～09	スリランカ内戦	
2008	第二次南オセチア紛争(グルジア紛争)	
2008～09	ガザ紛争	
2011～	シリア内戦	

表1、紛争と介入の有無

参考:<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%88%A6%E4%BA%89%E4%B8%80%E8%A6%A7>

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E9%80%A3%E5%90%88%E5%B9%B3%E5%92%8C%E7%B6%AD%E6%8C%81%E6%B4%BB%E5%8B%95%E3%81%AE%E4%B8%80%E8%A6%A7>

## 第2章 各紛争の背景

仮説を検証する前に、まず各国の背景、紛争について見ていきたいと思う。

まずはスリランカからである。

現在、スリランカ社会主義民主共和国は、<sup>6</sup>人口約 2,063 万人(2010 年央推計)の独立国家である。南アジア・インド半島の南東沖、インド洋上に浮かぶ島国。本島といくつかの小島から構成されており、議会や大統領は国民投票により決定される。シンハラ人 (74%、主に仏教) やタミル人 (18%、主にヒンドゥー教)、スリランカ・ムーア人などが住む多民族国家である。

<sup>7</sup>スリランカ内戦は、シンハラ人とタミル人の対立により起きたものである。元々、タミル人は紀元前 483 年に北インドから上陸したアーリア系(インド・ヨーロッパ語族)の民族とされ、タミル人は主に南インドに住むドラヴィダ系の民族で、紀元前 2 世紀中頃にセイロン島北部に到来したり、英国植民地時代に紅茶などのプランテーション労働者として強制移住させられたりし、定住するようになったという。1815 年から、イギリスの植民地として支配されるようになり、慣習的な居住地域の境界線は無視され、統一的に支配されることになった。対立の火種となったのは、イギリスが少数派のタミル人を行政府官吏に重用し、シンハラ人を統治させたことである。その後、1948 年にスリランカは英連邦自治領「セイロン」として独立した。1951 年にスリランカ自由党 (SLFP) を創設したバンダラナイケが、シンハラ人の利益を尊重する政策を打ち出したことにより、1956 年の選挙で圧勝、良俗の対立は激化した。1983 年より、本格的な内戦に突入し、以後終結までに約 7 万人が死亡したとされている。1987 年には隣国であるインドが平和維持軍(IPKF)を派遣し、仲介に乗り出すが、事態は改善されないまま、1990 年に撤退している。その後、2001 年に起きた米国同時多発テロ事件による「テロとの闘い」を背景とし、ノルウェーが仲介に入り、

---

<sup>6</sup> 『スリランカ政府観光局 スリランカ旅行の基本情報』(最終閲覧日時 2014 年 2 月 13 日)

<http://travel-srilanka.jp/information/>

<sup>7</sup> 『外務省 わかる! 国際情勢 Vol.40 スリランカ内戦の終結～シンハラ人とタミル人の和解に向けて』(最終閲覧日時 2014 年 2 月 13 日)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol40/>

2002年、一時的に停戦合意がなされた。<sup>8</sup>国際的な仲介作業の中心として活動しているノルウェーが主に活動し、スウェーデン、フィンランド、アイスランド、ノルウェー人の軍出身、あるいは警察などの文民出身の56名ほどからなるスリランカ停戦監視団が各地に派遣され、停戦が実施された。

以上がスリランカ内戦の概要である。この内戦は主に、民族対立から始まり、近隣国インドからの介入を受けたものの、<sup>9</sup>結局20年近くの内戦の末、6万2000人以上の命が失われた。国際連合のPKOは設置されなかったのである。

次に、ソマリア内戦を見ていくこととする。

<sup>10</sup>現在ソマリアは、東アフリカに位置され、「アフリカの角」と呼ばれている。人口は913万人（2009年：国連）とされ、ソマリ族が住んでいる。1969年のクーデターにより政権を掌握していたバレ政権が、1991年に崩壊して以来、ソマリアは、全土を実効的に支配する政府が存在しない状態に陥っている。

1960年に伊信託領および英領がそれぞれ独立し、合併して「ソマリア共和国」が形成された。その後1969年にバレがクーデターにより、最高革命評議会議長に就任、大統領となる。しかし、1991年には反政府勢力統一ソマリア会議(USC)によりバレが追放され、アリ・マハディ・モハメドが暫定大統領となる。これにより各勢力の内部抗争が表面化し、北部旧英領がソマリランド共和国として独立を宣言し、再び南北は分裂化した。USC内部でもモハメド派とアリ・マハディ・アイディード將軍派との対立が起こり、モハメドは国連に対して1991年12月にPKO部隊の派遣を要求、国連ソマリア活動（UNOSOM）、米を中心とする統一タスクフォース（UNITAF）が活動開始する。しかし、UNISOMは1995年に武装勢力の激しい抗争により完全撤退をした。その後2005年に、周辺関係国の仲介により、ケニアにおいて暫定連邦「政府」（TFG: Transitional Federal Government）が樹立した。新設されたTFG議会でユスフTFG初代「大統領」が選出され、TFGの拠点はケニアからソマリア国内に移されたが、TFGに反対する勢力の抵抗は継続した。2008年に、TFGは、反TFG勢力の穏健派と「ジブチ合意」に署名をする、アフリカ連合ソマリアミッション（ANISOM）の派遣を行うなどし、和平の後押しをするが、反TFG武装勢力による激しい抵抗により、TFGの実効支配地域は限定された。2012年8月まではソマリアには暫定政府のみが存在していたが、国連や国際社会の後押しを受け、8月に暫定憲法を採択し、新連邦議会が招集、9月にハッサン・シェイク・モハムッド大統領が選出、10月にアブディ・ファラ・シルドン首相が就任、11月に新内閣が発足し、過去21年間で初めて統一政府が樹立した。内戦での推定戦死者は30～40万人である。ソマリア内戦では、成功の有無にかかわらず、国際連合はUNOSOMを派遣し、内戦に介入している。

---

<sup>8</sup> 川島耕司『スリランカと民族——シンハラ・ナショナリズムの形成とマイノリティ集団』2006年、p242

<sup>9</sup> 川島、2006年、p220

<sup>10</sup> 『ソマリア連邦共和国:外務省』（最終閲覧日時 2014年2月13日）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/somali/>

最後に、第二次スーダン内戦である。

まず、<sup>11</sup>スーダンは人口 3700 万人のアフリカ大陸の北東部に位置する国である。

<sup>12</sup>1995 年に、北のムスリムのアラブ系による支配への南の不満が、エカトリア地方での南部の部隊による反抗となって表れたのが、第一次スーダン内戦である。第二次スーダン内戦は、その続きであり、1983 年、当時のヌメイリ政権が国政にイスラム法を導入したことに、南部の非アラブ系住民（大半がアニミズム、一部キリスト教徒）が反発し勃発し、発生した。衝突した勢力は、スーダン政府軍と非アラブ系黒人主体で「新スーダン」建設を掲げる反政府組織スーダン人民解放軍/運動 (SPLA/M) である。約 190 万人以上が死亡したと言われる、かなり大規模な内戦となった。<sup>13</sup>2005 年に停戦監視のために国際連合スーダン派遣団(UNMIS)が派遣され、2011 年に南スーダン共和国が成立したことにより解散している。

以上が、各国、各紛争の概要である。

スリランカ内戦では、国際連合は介入、監視などを一切行っていない。対し、ソマリア内戦においては UNOSOM、スーダン内戦においては UNMIS が派遣されている。

なお、この研究では PKO に介入、監視が成功したかしないかに関わらず、介入や設置自体を行ったか行っていないかに焦点を当てて検証していく。

### 第 3 章 仮説検証

各紛争の背景、PKO 設置の有無を確認したところで、主にスリランカ内戦、ソマリア内戦を比較しながら仮説を検証していきたい。

#### ・ 3-1 紛争の被害の程度に差があり、介入の必要がないと判断したから

まず、仮説 1 から検証する。

各紛争国の人口、紛争期間、推定犠牲者数を表 2 にまとめた。人口は現在のものであり、犠牲者とは、紛争で死亡した人数のことである。この研究では、被害の程度を、「紛争の機

---

<sup>11</sup> 『スーダン共和国大使館 OFFICIAL PAGE スーダンの国情報』(最終閲覧日時 2014 年 2 月 14 日)

[http://www.sudanembassy.jp/sudan\\_info.htm](http://www.sudanembassy.jp/sudan_info.htm)

<sup>12</sup> 『Wikipedia 第二次スーダン内戦』(最終閲覧日時 2014 年 2 月 14 日)

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%AC%AC%E4%BA%8C%E6%AC%A1%E3%82%B9%E3%83%BC%E3%83%80%E3%83%B3%E5%86%85%E6%88%A6>

<sup>13</sup> 『Wikipedia 国際連合スーダン派遣団』(最終閲覧日時 2014 年 2 月 14 日)

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E9%80%A3%E5%90%88%E3%82%B9%E3%83%BC%E3%83%80%E3%83%B3%E6%B4%BE%E9%81%A3%E5%9B%A3>

関の長さ」「人口に対する犠牲者の割合」で見えていく。

まず紛争の長さから比較していく。スリランカ内戦は1983～2002年の19年間、ソマリア内戦は23年間、21年間行われており、現在は紛争の期間に大差はない。次に、人口に対する死者の割合はどうだろうか。ソマリア内戦では、人口に対する死者の割合は0.3パーセント程度である。対し、ソマリア内戦は3～4パーセントと、スリランカ内戦の10倍以上である。第二次スーダン内戦の犠牲者は、約5パーセントと3つの中では最も高くなっている。念のため、表以外の紛争でも確認する。時期や期間が大きく外れず、内戦となっているものを選択すると、アルジェリア内戦と、シエラレオネ内戦となった。PKOが設置されなかった、1992年から続いているアルジェリア内戦では人口3600万人に対し、犠牲者10万人程度として0.2パーセント、PKOが介入している1991～2001年のシエラレオネ内戦では、人口約600万人に対し犠牲者が約7万5000人、約1パーセントとなっている。PKOが介入、設置されている紛争は、されていない紛争に比べると、どれも人口に対する犠牲者の割合が高い。よって、紛争の被害に差があり、介入の必要がないと判断した、という仮説は成り立つ。国際連合は、紛争の程度によって介入、PKOの設置の有無を決める傾向にあると言える。

名称	時期	人口(現在)	犠牲者(推定)
スリランカ内戦	1983～2002	2000万人	7万人以上
ソマリア内戦	1991～2014 現在	955万人	30～40万人
第二次スーダン内戦	1983～2004	3400万人	190万人以上

表2 紛争被害の程度について

・3-2 当事国の拒否により、介入することが出来なかったから。

<sup>14</sup>PKOは、派遣する際に通常「同意原則」が適用されている。PKOを派遣する際に、紛争当事国に受入れのための同意が必要となる、というものである。

これを踏まえれば、もし、スリランカ、アルジェリアが国際連合に対して反抗的で、PKOの受け入れを同意していなかったとしたら、それが原因でPKOが設置、介入されなかったという説が成り立つ。

<sup>15</sup>スリランカは1955年、アルジェリアは1962年に国際連合に加盟している。両国ともに国連から脱退したという記述はなく、国連に反発していたわけではなさそうである。

ソマリアに関しては、元大統領が国際連合にPKO派遣を要請した、という記述がみられ

<sup>14</sup> 広瀬、1992年、p116-117

<sup>15</sup> 『国連広報センター 国連加盟国加盟年順序』(最終閲覧日時 2014年2月16日)  
[http://www.unic.or.jp/info/un/un\\_organization/member\\_nations/chronologicalorder/](http://www.unic.or.jp/info/un/un_organization/member_nations/chronologicalorder/)

た。一方、スリランカは国際連合の介入を拒否した、という記述は見られなかった。そもそも、国際連合が介入しようとした、という事実は、参考文献である『スリランカと民族』には記述されていない。また、PKO 要請をしたという記述もなく、隣国であるインドが何よりも早く介入している。このいち早いインドの介入が、国連の PKO 派遣を踏みとどまらせ、そして 1980 年代のインドの介入後、実績を持つノルウェーが、国連が動き出す前に介入している。スリランカ内戦に関しては、この 2 国の介入も、PKO が設置されなかったことに大きな影響を与えている可能性がある。

また、<sup>16</sup>国連がスリランカに対する民間人の保護責任を果たしていなかったと結論付けた国連の内部調査委員会による報告書草案の内容が 13 日、英国放送協会 (BBC) によって明らかにされている。スリランカの最大種とコロンボに滞在していた国連上級職員が、民間人の殺害阻止を自分たちの責任だと思っておらず、また、国連本部もスリランカ事務所にこれを指示していなかった。

アルジェリアに関する資料は見つけられなかったが、国際連合が介入しようとした、という事実は確認できなかった。これについては今後調査をしていきたい。

この仮説に関して、主にスリランカの例にはなるが、近隣諸国の介入があったにせよ、国連が介入しようとした形跡は見られなかった。そして、後のノルウェーの仲介を拒まなかったことを考えると、スリランカが拒否し、国連が関われなかったのではなく、関わらなかったということが分かった。

よって、仮説 2 は成り立たないこととする。

- ・ 3-3 介入しても PKO に参加する国が利益を得られない。

この仮説については、まず、国際連合は利益を求める集団であるのか、という疑問点から始まる。

まず、<sup>17</sup>国連憲章を見てみよう。以下、国連憲章からの抜粋である。

国連憲章が定める国連の目的は、次の通りである。

- ・ 国際の平和と安全を維持すること。
- ・ 人民の同権および自決の原則の尊重に基礎において諸国間の友好関係を発展させること。
- ・ 経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決し、かつ人権および基本的自由の尊重を促進することについて協力すること。

---

<sup>16</sup> 『AFPBB News 「国連のスリランカ内戦対応は失敗」』(最終閲覧日時 2014 年 2 月 16 日)

<http://www.afpbb.com/articles/-/2912012>

<sup>17</sup> 『国連広報センター 目的と原則』(最終閲覧日時 2014 年 2 月 16 日)

[http://www.unic.or.jp/info/un/charter/purposes\\_principles/](http://www.unic.or.jp/info/un/charter/purposes_principles/)

・これらの共通の目的を達成するにあたって諸国の行動を調和するための中心となること。

国際連合は次の原則にしたがって行動しなければならない。

- ・国連はすべての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている。
- ・すべての加盟国は憲章に従って負っている義務を誠実に履行しなければならない。
- ・加盟国は、国際紛争を平和的手段によって国際の平和および安全ならびに正義を危うくしないように解決しなければならない。
- ・加盟国はいかなる国に対しても武力による威嚇もしくは武力の行使を慎まなければならない。
- ・加盟国は、国連がこの憲章に従ってとるいかなる行動についてもあらゆる援助を与え、かつ国連の防止行動または強制行動の対象となっている国に対しては援助を慎まなければならない。
- ・憲章のいかなる規定も本質的に国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国連に与えるものではない。

以上である。

国際の平和と安全を維持するのが国連であり、義務を誠実に履行する、とある。

また、これに加え、<sup>18</sup>各国の PKO 要員派遣数を考える。

1995 年時点では、フランスが 5149 人と圧倒的に多く、パキスタン、英国、ヨルダン、米国と続いた。<sup>19</sup>そして 2014 年時点で、パキスタン、バングラデシュ、インド、エチオピア、ナイジェリアの順に変化している。

<sup>20</sup>PKO への軍隊あるいは人員提供は、事務総長の要請にこたえて加盟国が自発的に行うこととなっている。

PKO は、元々利益を求めた集団ではなく、国際的平和を構築するために活動してきた。PKO を行うことによる利益を求めた集団ではなく、また、加盟国に要請をして軍隊や要員を収集している。そして、要員派遣を行っている国は、現在ではインドなどの南アジア諸国が多くなるほどである。5 大国が利益を求めて PKO 要員を派遣しているわけではない。

以上から、仮説 3 はもともと成り立たないこととなってしまった。

・ 3-4 地理的条件により、介入することが出来なかったから。

最後に、仮説 4 を検証する。

スリランカとソマリアは、それぞれアジアとアフリカの地域に位置してはいるものの、

---

<sup>18</sup> 神余、1995、p299、資料③

<sup>19</sup> 『外務省 国際平和維持活動』（最終閲覧日時 2014 年 2 月 16 日）

[国連ミッションへの軍事要員・警察要員の派遣状況～上位 5 か国、G8 諸国及び近隣アジア諸国～ \(PDF\)](#)

<sup>20</sup> 福田菊『国連と PKO——「戦わざる軍隊」のすべて～第二版～』1994、p246

お互いの距離はあまり大きく開いてはいない。(図 1、2)但し、スリランカは島国であり、隣国がインドのみである。一方ソマリアは、隣接する国がケニア、エチオピア、ジブチの三国である。また、スーダンもソマリアと同じく隣接した国が多く、エジプト、リビア、チャド、中央アフリカ、南スーダン、エチオピア、エリトリアとなっている。また、PKOの介入、設置があったソマリア、スーダンに共通して言えるのは、2国ともほぼ同時期に隣接国でも紛争が起きているということである。ソマリア紛争に関して言えば、91年から隣国のジブチにおいてジブチ内戦が行っている。スーダンでは、89～90年にエチオピアでエチオピア内戦が起きている。一方、スリランカの唯一の隣接国インドでは、1999年にカルギル紛争が起こったものの、目立って大きな紛争は起っていない。

しかし、PKOが介入していないアルジェリアも隣接している国は多く、モロッコ、モーリタニア、マリ、ニジェール、リビア、チュニジアとなっている。アルジェリアは、北アフリカのマグリブに位置している。<sup>21</sup>アルジェリアに隣接しているリビアでは、内戦が起こり、2014年現在も国内では混乱が続いている。一方、介入されているシエラレオネは隣国がリベリア、ギニアのみである。シエラレオネは西アフリカの西部、大西洋岸に位置する。こちらも近隣国リベリアにおいて、シエラレオネ内戦と同時期にリベリア内戦(1989～96)が行われていた。

以上を踏まえると、PKOの介入、設置については、世界的な位置や隣国はあまり関係ないように思われる。また、近隣国で紛争が同時期に起きているか、いないかということも、あまり介入の有無には関連していない。よって、仮説4は成り立たない。



(図1 スリランカ民主社会主義共和国:外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofai/area/srilanka/>)

<sup>21</sup> 『MSN産経ニュース 誘拐相次ぐリビア、暴走する“革命戦士”』(最終閲覧日時 2014年2月16日)  
<http://sankei.jp.msn.com/world/news/140215/mds14021507010000-n1.htm>





(図2 ソマリア連邦共和国;外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/somali/>)



(図3 スーダン共和国;外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sudan/>)

## 終章 考察

以上の仮説検証を基に、考察を行う。

仮説 1「紛争の被害の程度に差があり、介入の必要がないと判断したから」は、確かに PKO が設置、介入した紛争の規模の方が、犠牲者という面から検証していくと大きく、設置、介入がされていない紛争は、それらと比較すると規模が小さい傾向にあった。そのため、この仮説は成立すると言えた。

仮説 2「当事国の拒否により、介入することが出来なかったから」は、紛争当事国が介入を拒否したことよりも、そもそも国連が PKO の設置、介入を行おうとしていなかったことが、スリランカ内戦の事例により検証された。よってこの仮説は成り立たなかった。

仮説 3「介入しても PKO に参加する国が利益を得られないから」は、そもそも国連は利益を追求する集団ではなく、<sup>22</sup>新たな集団安全保障体制の構築を目的としていた。また、PKO は加盟国に要請をして、自発的に派遣されるものであり、国連を利益集団と捉えてしまっているこの仮説は成り立たない。

仮説 4「地理的条件により、介入することが出来なかったから」は、世界的な地理的位置や、近隣諸国の数、紛争当時の近隣諸国内での紛争の有無を比較しても、PKO の設置、介

<sup>22</sup> 川端清隆・持田繁『PKO 新時代 国連安保理からの証言』1997年、p3

入が行われた国、行われなかった国、それぞれの中での目立った共通点はなかった。よって、この仮説も成立しないと言える。

よって、「国際連合が PKO を行わない紛争が存在するのはなぜか」という問いに対して成り立つ答えは、「紛争の被害の程度に差があり、介入の必要がないと判断したから」である。国連は、紛争の程度によって PKO の設置、介入の有無を決める傾向にあると言える。

今回の研究では、PKO の変遷について深く言及していないため、PKO の定義が揺らいだ時代のことなどを考慮に入れることが出来なかった点、また、すべての PKO について言及できていない点で、検証が不十分なところがあり、今後も研究を続けていく必要がある。PKO 以外の介入、例を挙げると、スリランカにおけるインド、ノルウェーなどについても深く研究できていない。PKO 以外の諸外国や機関の介入についても研究していく必要があると感じた。

紛争の程度で PKO の設置、介入の要不要を判断し、行動するようでは、国連や PKO ははたして国際的な平和を構築することが出来るのかは甚だ疑問である。人道的介入がどこまで行えるのか、内政不干渉の原則など、様々な問題を抱えているのは確かである。しかし、いまだ紛争が続き、虐殺が起き、多くの民間人が被害を受けている状況は、武力を使ってでもどうにかするべきではないのだろうか。国連は、意識を変える必要があるだろう。今後の紛争、それに対する国連の動きも注意して見ていかなければならない。

#### <参考文献一覧>

川島耕司『スリランカと民族——シンハラ・ナショナリズムの形成とマイノリティ集団』

2006 年

川端清隆・持田繁『PKO 新時代 国連安保理からの証言』1997 年

神余隆博『国際平和協力入門』1995 年

広瀬善男『国連の平和維持活動』1992 年

福田菊『国連と PKO——「戦わざる軍隊」のすべて～第二版～』

## なぜシリアでは政権が倒れないのか？

### ■ はじめに

2011年1月から2月にかけて、チュニジアとエジプトで長年にわたった権威主義体制が、市民による抗議デモに屈するかたちで立て続けに崩壊した。これを受けて同年3月に南部の都市ダルアアで始まった抗議デモは、やがて地方都市を中心にシリアの各地に広がっていった。自由が制限され腐敗が横行する政治だけではなく、貧富の格差が開き続ける経済に対する不満や危機感が高まっていたからだ。しかしながら、国民の意思とは裏腹にいまだアサド政権はチュニジアやエジプトのように政権は打倒されず、いまだ内戦状態が続いている。

独立を果たせた国と、独立を果たせなかった国、同じ中東に位置するのにも関わらず、なぜこのような差が生じたのか疑問に思ったのが今回研究をしようと思ったきっかけである。また、周辺諸国との関係も見ていくことで周辺各国及び世界においてシリアはどのような影響を与えているのか調べていきたい。

また、シリアの国内情勢を基に導き出せる仮説と国家間関係を基に導き出せる仮説を考え、それぞれ中東諸国と比較し、検証していく。

比較する中東諸国は主にエジプト、リビア、

いずれもエジプト2011年2月、リビア2011年8月に政権が打倒されている。

<http://www2m.biglobe.ne.jp/~ZenTech/asia/syria.htm>

参照



## ■ 仮説

### 国内情勢からの仮説

#### ✓ 非公的な政治主体と軍が政権に忠実である

政治主体と軍が政権に忠実であるのか検証する判断基準として軍や政治主体が政権の意向に忠実に動いているか、軍の存在意義が政権維持のためであるかを条件とする。

#### ✓ 反対勢力がアサド政権に対抗できるほどの組織になっていない

反対勢力内のコンセンサスがなく、イデオロギーの対立が起こっているのではないか。

### 国際関係からの仮説

#### ✓ 中国とソ連がシリアの支援を行っている

シリア政権の暴力行為をやめるように安保理は「安保理決議」を出そうとするが、ソ連・中国の拒否権により、拘束力のない「議長声明」とどまってしまった。このことから中国やソ連にとってシリア政権が倒れることは望ましくないため軍事援助や資金援助を行っているのではないか。

## ■ 仮説検証

### ① 非公的な政治主体と軍が政権に忠実である<sup>1</sup>

シリアの政治体制における最大の特徴は「目に見える権力」と「隠された権力」という二つの権力が存在する「権力の二層構造」を持つ点にある。

「目に見える権力」は、三権分立の法治国家としての体裁をとる現下のシリアの政治体制のもとで合法的に行使される「公法的」権力を意味し、内閣、人民議会など、いわゆる「名目的権力装置」によって担われている。この権力はシリアに「民主的」、「多元的」な外見を付与し、権威主義を隠蔽するために行使されているに過ぎず、何の実体もない。

これに対し、「隠された権力」がシリアの「唯一にして真の権力」であり、「公的生活や公的活動の背後で社会的・政治的諸状況のすべての枝葉末節に密かに浸透している」。この権力はムハーバラート(諜報機関、治安維持警察、武装治安組織の総称)や軍といった「真の権力装置」によって「非公的」に担われている。

法治国家の体裁をとる今日のシリアにおいて、ムハーバラートと軍の政治への介入は通常法の枠組みのなかで行われるのではなく、戒厳令によって例外的に認められているに過ぎない。

そしてアサド政権率いるバアス党は人民議会において過半数の議席を占め、主要閣僚

---

<sup>1</sup> 混乱するシリア～歴史と政治過程から読み解く～ 著者 青山弘之 2012年

ポストを独占することで「名目的権力装置」を統括する一方、「バアス党は社会と国家を指導する党である」という憲法第8条の規定に依拠し、超法規的な措置を通じて自らの政治目的を達成できる。またムハーバラートや軍の幹部に党内の責任ある地位を与えることで、「隠された権力」の「合法的」な行使にも寄与している。

両権力装置の頂点には大統領が君臨する。ハーフィズ・アサド前大統領は「名目的権力装置」において、大将、軍・武装部隊総司令官、バアス党民族指導部書記長、同シリア地域指導部書記長、進歩国民戦線中央指導部書記長を兼務し、権力のピラミッドの頂点を制度的に確保してきた。またバッシュアール・アサド大統領も父の公職のうち民族指導部書記長職以外を継承している。しかし彼らの絶対的な指導力はこれらの「公的」な「地位」のみによって付与されているのではなく、ムハーバラートや軍の幹部との個人的関係（地縁・血縁関係、信頼関係、さらには「恐畏」の念（「恐れ」と「畏れ」が相半ばした念）に基づく個人的関係）を通じて得られる「非公的」な「立場」によって与えられている。

以上のことから考えるとアサド政権は独裁体制を作り上げたことにより、党、軍、国民に対して絶対的な権力を行使していたと言える。

### エジプトとの比較<sup>2</sup>

エジプトもシリアのアサド政権と同様に一党独裁であったが、エジプトでは軍の裏切りが大きかった。今まで軍の介入が行われる時は、大統領個人や政権を擁護するためでなく、治安の回復を目的とした場合のみだった。ムバーラクの長男であるガマルを中心とした政治経済体制によって軍が脅かされる不安や政権と大実業家の癒着、特定の産業の独占に対する不安から軍のプロフェッショナリズムに反して判断したことがエジプト軍が裏切ったとされる理由である。

要するにエジプトと比べシリアの国軍は、<sup>3</sup>アサド大統領の親族や側近に率いられた「家産的な軍」であり、軍組織内部での政敵の排除と忠実な士官の登用を通して徐々に築き上げられてきたものであった。そのため、アサド大統領旗下の精鋭部隊は、自由シリア軍との戦闘を忠実に実行していったとされる。しかしながら、軍や非公的主体による過酷な弾圧は、シリア市民の心をアサド政権から引き離していった。その結果、抗議デモの発生から2ヶ月が経った2011年5月には、アサド政権の打倒を叫ぶ声がシリア国内で高まることとなった。それにともない、抗議デモの側にも治安部隊や政権支持者に対する暴力の行使が見られるようになった。その結果、国軍・治安部隊と反体制武装勢力との暴力の応酬が始まり、「血のラマダーン」と呼ばれた2011年8月には激しい弾圧が敢行された。

軍や非公的主体の力が大きいとしても、国民たちはデモを行うことで抵抗をしているため、

---

<sup>2</sup>中東政治学 酒井啓子 2012年

<sup>3</sup>シリア アサド政権の40年史 国枝昌樹 2012年

軍や非公的主体の力の大きさがシリア政権が倒れない理由に大きく結び付くと考えるのは不十分である。

そこで次の仮説で検証を進めていこうと思う。

## ② 反対勢力がアサド政権に対抗できるほどの組織になっていない

まず、抗議デモの発生からまもなくして、「包括的改革プログラム」と呼ばれる一連の政治改革が実施された。アサド政権は、内閣の総辞職（2011年4月）、政党法の整備、地方分権化の促進、言論と報道の自由化の推進（以上、同年8月）、さらには憲法の改正（2012年5月）までをも行い、国民対話を呼びかけながら抗議デモの沈静化に努めた。だが、その一方で、抗議デモの拡大を阻止するための過酷な弾圧も行った。アサド大統領の実弟マーヒル・アサド大佐率いる第四機甲師団や大統領直轄の共和国防衛隊を中心に、ダルアー、バーニヤース、ヒムス（ホムス）などで武装・非武装の市民に対する激しい弾圧を行った。しかしながら、いまだ政権打倒できない理由として反政権側にも問題があるようだ。

<sup>4</sup>2011年の夏以降、アサド政権に対峙する勢力としての主導権を握ったのは、長年にわたり英国やトルコ、ヨルダンといったシリア国外で活動してきた古参の反体制派諸組織であった。弾圧によって国外での亡命生活を余儀なくされたこれらの組織は、シリア国内での抗議デモの発生を祖国復帰・政権奪取の好機と捉え、国際的な承認と支援を取り付けるための外交活動に奔走した。そして、2011年10月に反体制勢力の「正式な代表」となる組織「シリア国民評議会」の結成に踏み切った。アサド政権の退陣を訴える諸国の多くが同評議会を承認した。こうした「海外組」の外交活動が「国内組」に武器や資金をもたらしている。しかし実際に、この紛争で実際に血を流しているのは「国内組」である。彼らから見れば、古参の「海外組」は血を流さないどころか、「アサド後」の権力を横取りしようとしている。そもそも、在外の反体制派諸組織は長年の亡命生活によってシリア国内での支持基盤を失っていた。つまり、当初から「国内組」と「海外組」との間には埋めがたい溝があった。

それだけではない。溝は「海外組」の内部にも存在しており、在外の反体制諸組織は「アサド後」を見越した権力闘争に明け暮れている。シリア国民評議会、そしてその後に結成された「シリア革命反体制勢力国民連立（通称シリア国民連合）」においても、「アサド後」のシリアの姿をめぐる組織間での不一致が続いている。<sup>3</sup>

また、2011年9月に結成された反体制勢力の武装集団である自由シリア軍は、国軍・治安部隊から離叛した上級士官や兵士を中心に様々な背景を有する人びとの寄り合い所帯であった。そのため、<sup>5</sup>さまざまな集団が国内を含むさまざまな場所で「司令部」が乱立して統制を失い、要員の士気と規律の低下により2012年夏過ぎにはかなり広範囲で人心の離反を

<sup>4</sup> <http://synodos.jp/international/5339/3>

<sup>5</sup> <http://synodos.jp/international/4734>

招いた。そして、これに代わり士気・規律そして装備が比較的良好なイスラーム過激派が戦闘の主役となった。

しかし、イスラーム過激派も、2013年4月に主力を担ってきた「ヌスラ戦線」が、イラクでの日本人殺害などの陰惨な実績に事欠かない「イラク・イスラーム国」の一部に過ぎなかったという実態が明らかになり、シリア人民だけでなく武装勢力の戦闘員や、武装反体制運動の支援国からも不興を買った。すなわち、反体制派は政治面でも軍事面でも、シリア人民の民心をつかんでいない上、外部から寄せられる支持の受け皿ともなりえていないのである。

### リビアとの比較

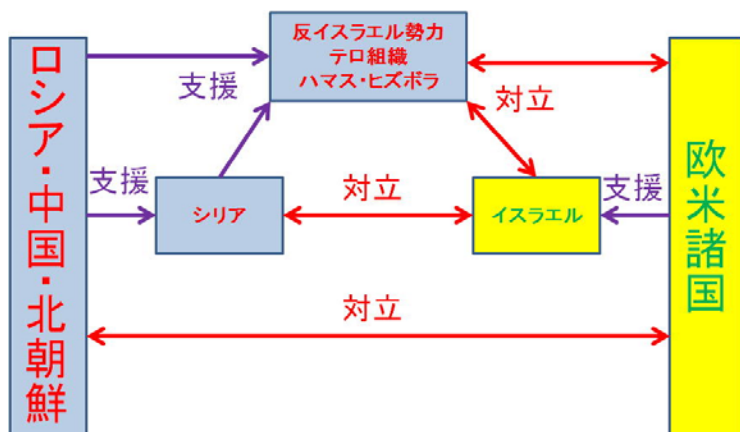
<sup>6</sup>リビアとシリアの共通点は「反政府勢力」が、組織も、軍事力も、弱すぎる点。

民衆に対するカダフィ政権の容赦ない姿勢がある。しかしながら、このような状態であっても、リビア政権は崩壊している。そのため、反対勢力がアサド政権に対抗できるほどの組織になっていないからシリア政権が倒れないと考えるのは不十分だといえる。

そこで次の仮説検証へ移りたい。

### ③ 中国とソ連がシリアの支援を行っている

まず、シリアを取り巻く国家間関係を見ていく。



■ [http://www.geocities.jp/teru\\_teru\\_funi/siria.html](http://www.geocities.jp/teru_teru_funi/siria.html) 参照

アサド政権の打倒を目指す国家には、米国、英国、フランス、ドイツ、ポルトガルなどの欧米諸国、湾岸アラブ諸国のサウジアラビアとカタール、それからトルコが挙げられる。これらの諸国は、シリアの民主化を是とする点で一致し、外交圧力や経済・金融制裁などを通してアサド政権に対する包囲網を狭める一方で、反体制勢力に対しては様々な支援をしている。例えば、欧米諸国は、基本的に避難民や反体制勢力に対する非軍事の援助物資

<sup>6</sup> <http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/79915.html>

の提供を行ってきたとされるが、米国も EU も 2013 年に入ってから反体制勢力への武器提供を正式に決定している。サウジアラビアとカタールは、アラブ連盟での反アサド陣営を主導しながら反体制勢力への武器や資金の提供を拡大している。トルコは、南部のシリアとの国境地帯から自由シリア軍や避難民を支援してきた。逆にロシアや中国等がシリアのアサド政権に武器提供を通して援助をしている。

以下で詳しく見ていく。

#### ロシアがシリアの支援を行っている理由 (新聞の記事から引用)

<sup>7</sup>ロシアのプーチン大統領は 17 日の米ロ首脳会談で、内戦が続くシリア情勢を巡る議論で歩み寄りの姿勢を見せず、アサド政権の打倒を目指す欧米諸国をけん制した。人道的介入を狙う欧米に対し、「内政干渉」と批判するロシア。外交の原則を巡る深い溝に加え、プーチン政権は国内への影響も懸念しており、シリア問題で簡単には譲れない事情がある。

「外部から介入してはならない」。プーチン大統領は 6 月 11 日、ロシアの国営テレビで、欧米諸国がシリア反体制派への支援を強化しないようにくぎを刺した。ロシアは 2 月公表の外交方針文書「外交概念」で、「内政問題への介入」に反対する原則を繰り返し強調。最重要の外交方針としている。

プーチン政権は、欧米によるシリアへの介入がロシアの国益に反すると判断している。

中東や北アフリカでは、欧米の軍事介入の結果、イラクやリビアなど親ロ政権が相次ぎ倒れた。数少なくなった友好国のシリアも失えば、ロシアが冷戦時代から維持してきた地域での影響力が一段と低下。各地で勢力図が親欧米に塗り替わる。

内政干渉を容認すれば、ロシアの内政にも影響が波及しかねない。

プーチン政権は 2011 年 12 月にモスクワなど都市部で始まったプーチン氏辞任を求める「反プーチン・デモ」に、米務省など欧米の支援資金が流れていると批判。シリアなど外国で「内政干渉」を認めれば、ロシア国内への欧米の介入を許し、自らの政権基盤に響く懸念が出ている。

さらにプーチン大統領は「(中東・北アフリカ) 地域全体が少なくとも先行き不透明で紛争の状態にあり、そこにシリアも加わる」ことも警戒。欧米による軍事介入の結果、イラクやリビアでは政治混乱やテロが続いている。地理的に近いロシア南西部でもイスラム過激派のテロ活動が活発で、中東の混乱拡大が飛び火する恐れがある。

シリアで親欧米政権が樹立されれば、ロシアは軍事的な利権も手放さざるを得なくなる。シリアとの武器輸出契約残高は 40 億ドル (約 3800 億円) 弱と契約残高全体の 1 割近くを占める。

さらにロシア海軍はシリアの地中海沿岸に旧ソ連圏外で唯一の基地を保持。「浮棧橋や倉庫など簡単な施設しかないため、代替は可能で、アサド政権支援の代償を払ってまで確

---

<sup>7</sup> 日本経済新聞 6 月 19 日 記事



保する意味はない」（エフゲニー・サタノフスキー中東研究所所長）とされるが、失えばプーチン政権を支持する軍など保守派の反発を招きそうだ。

<sup>8</sup>ロシアとシリアはソ連時代から密接な関係を維持し、現在もシリアはロシアにとって重要な中東の友好国であり、その戦略的意義は極めて高い。ロシアは CIS 諸国外で唯一の自国の軍事基地をシリアのタルトゥス港に維持している。また、戦車、航空機、対空防衛システム、そして最新鋭の弾道ミサイル等の兵器・武器をシリアに供与してきた。

しかし、ロシアにとって、シリアとの関係は決して理想的なものではないという説もある。何故なら、ロシアはシリアに武器を売却する際に、武器購入資金としてクレジットを提供しなければならなかったし、ソビエト期の約 134 億米ドルにおよぶシリアの債務のうち 73%に相当する 98 億米ドルを帳消しにすることも合意しなければならなかったからだ。

また、ロシアのメドヴェージェフ大統領（当時）が 2010 年にシリアに訪問した際には、シリアに原子力発電所を建設することを提案しているが、結局、何も進展は見られていない。そのため、両国の関係の基盤となっているのは、軍関係者、政治高官、武器・兵器の取引業者などのもっとミクロなレベルの関係だという論者もいる。

#### 中国が制裁に対して拒否権を出す理由

<sup>9</sup>2011 年 10 月 4 日、国連安全保障理事会のシリア制裁決議案で、中国とロシアが拒否権を行使したことを受け、ドイツの放送局ドイチェ・ヴェレの中国語版ウェブサイトは「中国はなぜシリアへの制裁を反対するのか」と題した記事を掲載した。6 日付で環球網が伝えた。以下はその内容。

<sup>10</sup>アサド政権の反体制派への弾圧が続くシリアに対する制裁決議案の採決は中国とロシアが拒否権を行使したため、否決された。中国政府の李保東（リー・バオドン）代表によると、制裁は問題の解決にならないというのがその理由らしい。国際社会はシリアに建設的な援助を行うべきで、内政干渉すべきではないというものだ。

拒否権の行使は中国の「他国に内政干渉しない」という政策と完全に合致する。だからこそ、中国政府は世界中のいかなる第 3 国に対する制裁も阻止しようとするのだ。それがたとえ、北朝鮮やイラン、シリアだったとしても。それは中国政府も一貫して他国からの批判や内政干渉を拒絶しているからにほかならない。

だが、シリア問題では、中国にとってかなりの利益が絡んでいたことも確かだ。両国の関係は密接で、シリアは中国の中東の重要な盟友。中国が国際社会から非難を浴びていた時も、シリアはずっと中国の味方をしてきた。2008 年春、チベットでデモが起きた時もシリアは中国に強い声援を送った。アサド政権も中国の台湾問題に対する立場を支持している。

---

<sup>8</sup> <http://wedge.ismedia.jp/articles/-/2027?page=4>

<sup>9</sup> <http://news.livedoor.com/article/detail/5921039/>

このような親密さは経済面にも反映されている。中国はシリアの主要貿易パートナーで、2009年の双方の貿易総額は22億ドル。ほぼすべてが中国からシリアへの輸出だった。中国最大の石油会社、中国石油天然気集团公司（ペトロチャイナ）は中東に数億ドルを投じ、油田開発などを行っている。このほか、紡績、電力、電信、交通、観光などにも中国企業が進出している。

シリアで政変が起き、民主政権が誕生するようなことになれば、中国の投資にも影響が出る可能性が高い。そればかりでなく、中国は盟友を失うことになるかもしれないのだ。

### 欧米が軍事介入できない理由

<sup>11</sup> 国際社会が十分に動けないのは、シリアが地域の秩序の要にあるためだ。シリアは長年イスラエルと対峙するレバノンのシーア派ヒズボラを支援してきた。その後ろにはイランがいる。アサド政権が倒れると、ヒズボラが動きだし紛争が他の地域に拡大する危険がある。イスラエルの元情報機関の長も「シリアに権力の空白が生まれると、国際社会は深刻な事態に直面するだろう」という。ヒズボラを抑えるシリアの役割はそのままにしておきたい。

加えて、宗派間の対立が事態を複雑にしている。アルカイダの指導者ザワヒリが「シリアの同胞を救え」と声明を出した。すでに昨年暮れからシリア国内で爆弾テロが続く。アサドの「敵はテロリスト」が現出したのだ。

湾岸諸国はスンニ派が多数で、シリアのスンニ派住民を支援しているが、アサド政権が倒れば「アラブの春」は次に湾岸諸国に及ぶだろう。一方、イランにしても、ヒズボラ支援はイスラエルを動きにくくするためだ。そのヒズボラが動き出せば自らも火の粉をかぶることになりかねない。

青山准教授「西欧諸国も、リビアと違って、シリアには軍事介入しないという前提だから、暴力をやめさせる圧力になっていない」

### リビアとの比較

リビアに対する軍事介入は2011年3月に成立した国連安保理決議1973号を法的基盤としてなされた。もともとリビアに対する介入には及び腰だった中ロだったが、同決議の性格は、リビアの民間人の保護を求め、そのための必要な行動を国連加盟国に認めるものだとされていたため、中ロも拒否権を行使しなかったという経緯がある。

だが、介入は大規模に行われ、民間人保護という目的を超え、結局、カダフィ政権が転覆するまで攻撃が続けられたのだった。それは、中ロにとってみれば、国連決議の前提を大幅に超えた介入であり、裏切られたと感じたことは間違いない。結果、ロシアは友好的

---

<sup>11</sup> <http://www.j-cast.com/tv/s/2012/02/18122587.html?p=all>

関係にあったカダフィ政権を喪失した。また、ロシアは反体制派とは関係を構築していなかったため、リビアに影響を行使できなくなってしまったのである。

同じ轍を踏まないためにも、そして大統領に再就任したばかりのプーチン氏は「強い大統領・強いロシア」を内外にアピールする必要があることから、シリアでは欧米に妥協することなく、拠点を確保したいと考えている違いない。

以上の検証から考えると、ロシア・中国の援助がシリア政権存続の大きな要因になっていると考えられる。

## ■ まとめ

シリアで起こった「アラブの春」が軍事化・国際化したのは、一言で言えば、シリアが今日の中東地域を舞台とした国際政治の覇権争いの要に位置するためである。その覇権争いとは、米国およびその同盟国による覇権拡大とそれに抵抗しようとする諸国が対峙する構図をとる。

この「30年戦争」の構図は、今から約30年前、1970年代末から80年代初頭の時期に起こった一連の出来事により生まれた。1978年、エジプトはイスラエルとの単独和平に踏み切った（キャンプ・デーヴィッド合意）。一方で、1979年、イランはイラン・イスラーム革命を成就させ、それまでの親米・新イスラエル路線から反米・反イスラエル路線へと180度転換した。その結果、イスラエルとの戦争状態にあったシリアは、エジプトに代わる新たな同盟者として、革命イランへと接近していった。

つまり、エジプトを中心としたアラブ諸国がイスラエルに対峙する構図から、イランとシリアの戦略的同盟関係がイスラエルとその最大の支援国である米国の覇権拡大を阻止しようとする構図へと変わったのである。こうして生まれたシリアとイランの戦略的同盟関係は、イラン・イラク戦争（1980～88年）とレバノン戦争（1982～85年）のなかで、「敵の敵は味方」の論理に基づき強固なものとなっていった。

こうした中東地域の対立構図の変化は大国の外交戦略にも強く影響した。とりわけ、イスラエルと米国の覇権拡大を望まないソ連（後のロシア）や中国が、イランとともにシリアへの支援を強めることは道理であった。冷戦終結後もロシアはシリアを中東における戦略的資産として捉え続け、外交、経済、軍事などの様々な分野での協力関係を築いていった。要するに、仮にアサド政権が崩壊したとすれば、それはこの「30年戦争」の構図全体の崩壊を意味することになる。そのため、イラン、ロシア、中国はこの構図を維持するためにアサド政権への支援を続けているのである。

## ■ 参考文献

混迷するシリア～歴史と政治過程から読み解く～ 青山弘之 2012年

中東政治学 酒井啓子 2012年

シリア アサド政権の40年史 国枝昌樹 2012年

シリア・レバノンを知るための64章 黒木英充 2013年

<http://synodos.jp/international/5339/3>

日本経済新聞 6月19日 記事

<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/2027?page=4>

<http://news.livedoor.com/article/detail/5921039/>

<http://www.j-cast.com/tv/s/2012/02/18122587.html?p=all>

<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/79915.html>

2014年2月17日

中邨 まい(11012201)

## TPPにおいてアメリカが積極的な姿勢を示しているのはなぜか

### 1、はじめに

急成長を遂げているアジア太平洋地域ではすでに 170 もの経済連携協定が結ばれている。そのほとんどから締め出されているのが実はアメリカであり、そうした危機感を抱くアメリカが起死回生を狙って打ち出した戦略が「TPP 推進」である。このことから TPP は、アメリカがそれを通じて今後の成長が見込まれるアジア太平洋地域への輸出拡大をテコにした経済成長と雇用拡大をめざしているもの、要するに「米国の対アジア戦略」であるといわれている。そのため、自国に有利な内容で TPP のルール作りを推進するのではないかと危惧されている。オバマ政権は 2008 年 9 月 16 日の「リーマンショック」後の恐慌を経て、アメリカ経済を本格的に立ち直らせるために、「アジアの成長力」を取り入れることを狙っていた。そこで、TPP は軍事面でも力をつける中国を、アメリカが日本やオーストラリアなどの「親米国」で取り囲んで圧力をかける構図をつくるという安全保障上の意味合いももっているといわれている。

### 2、仮説

#### ①経済上の利益のため

近年、アジア太平洋地域では急激な経済成長が実現し、ASEAN を中心に、アジア各国の域内連携も強まる一方で、関係国の中で 170 を超える経済協定が結ばれているが、実はアメリカはそのほとんどから排除されている。要は最も経済成長が期待できるアジア太平洋地域から締め出されたとの認識が急速に芽生えたのである。そこで、アメリカはアジアとの経済並びに戦略的な関係強化こそが、自国の経済発展につながり、アメリカが 21 世紀に生き残る最大の道筋になると考えた。

#### ②対中国同盟

①で示したアジア太平洋地域では、中国の存在感が日増しに大きくなっている。アメリカは軍事戦略的な観点からも中国の不穏な動きに神経をとがらせる局面もふえてきており、軍事・経済の両面から、中国の台頭を可能な限り封じ込める必要性を感じているに違いない。勿怪の幸いとして、アメリカは中国抜きで TPP を推し進めようとしているようにみえる。

#### ③機能不全の WTO の代わり

戦後、WTO を中心に自由貿易が進められてきた。WTO に参加していることが、国がオープンになっているというステータスでもあった。また、紛争処理も WTO で行ってきた。

しかし、近年、WTOにより多くの途上国が参加し、より難しいテーマで交渉を続けるようになったことで、交渉を合意にこぎ着けるのが難しくなってきた。このようにマルチの交渉の場であるWTOが機能しなくなっているとき、それに代わる役割を持ち始めたのが、自由貿易協定や経済連携協定などの、地域経済協定なのである

### 3、検証方法

TPPにおいてアメリカの戦略下におかれているとされているアジア太平洋地域の現状、アメリカの対中国政策をアメリカとアジア太平洋地域の関係、アメリカと中国の関係から検証、また、リアリズム・リベラリズムの観点からも検証していきたいと思う。

### 4、検証

まずは①アメリカの経済上の利益のため、アメリカが TPP において主導権を発揮するようになったという仮説を検証したいと思う。ここでは、アジア太平洋地域との関係に注目して検証していく。アメリカは現在、国内総生産の 8 割以上、雇用の 9 割以上をサービス産業に依存している。アメリカにとって、このサービス産業を海外市場に売り込んでいくことが今後の経済戦略にとって欠かせない条件になってくるのだ。その上、貿易拡大と投資のリターンが期待できる最大の市場がアジアなのである。先にも述べたが、近年アジア太平洋諸国では急激な経済成長が実現し、ASEAN を中心に、アジア各国の域内連携も強まる一方である。この地域では、日本の含め関係国の間で 170 を超える経済協定が網の目のように結ばれているが、アメリカはそのほとんどから排除されているのだ。イラクやアフガニスタンでの長引く戦争やテロに足元をすくわれ、アメリカはかつてのようにアジア地域におけるプレゼンスを維持できなくなっているのである。そしてアジアの国々もそうした地域におけるアメリカの状況に敏感に反応し、アメリカ頼みの体制から脱却する動きを強めてきた。そうした情勢を踏まえ、アメリカでは議会が中心となり、アジア太平洋地域との新たな関係強化に取り組まなければアメリカの景気回復も見込めないとの結論に至ったのである。要するに、最も経済成長が期待できるアジア太平洋地域から締め出されたとの認識がアメリカの中枢に急速に芽生えてきたのだ。そしてアジアとの経済並びに戦略的な関係強化こそが、アメリカにとって 21 世紀に生き残る最大の道筋なのである。2006 年 5 月、当初「P4」と呼ばれるシンガポール、チリ、ブルネイ、ニュージーランドの 4 か国でスタートした TPP は、2008 年アメリカが参加表明した結果、オーストラリア、ペルー、マレーシア、ベトナムを含む 9 か国に拡大しつつある。アメリカの議会調査局はこの路線拡大をさらに強化すべきだと提言している。言い換えれば、東アジアサミット (EAS) に参加を表明してきたアメリカにとって、TPP は欠かせない舞台と受け止められているわけである。もともと EAS はその名が示すように、東アジア諸国での政治、経済、文化などあらゆる課題を協議する場である。そこにアメリカが参加の意向を示したことで、既存の ASEAN という枠組みを、さらに戦略的に高めようとする独特の色彩が加わったといえるだ

ろう。とはいえ、かつてほどの政治的影響力や軍事的優位性を誇示することのできないアメリカが、どこまで東アジア・サミットの一員として受け入れられるかどうかは、大いに疑問視されていた。しかし、背に腹は代えられぬと言わんばかりに、アメリカはなりふり構わず、アジア太平洋地域の一翼を担う国として EAS への参加の道筋をつけ、参加のための新たな試みとして TPP を推進する戦略を立てたのである。いずれにせよ、アジア太平洋地域はすでにアメリカの貿易、安全保障にとって死活的な重要性を持つに至っている。米通商代表部（USTR）によれば、アジア太平洋地域は全世界の国内総生産（GDP）の 60% を占め、また、国際貿易の 50% 近くがこの地域で営まれているという。アジア太平洋地域における貿易について詳しくみてみると、1990 年以降、アジア太平洋地域における域内の貿易額は 3 倍に拡大し、世界各国からこの地域に投資された資金総額は 4 倍に膨れ上がった。このことから、アメリカがこのアジア太平洋地域との経済連携を抜きにしては、自国の経済発展はありえないとの認識に至ったのも当然であるといえるだろう<sup>1</sup>。

## アジア太平洋の 経済連携の動き

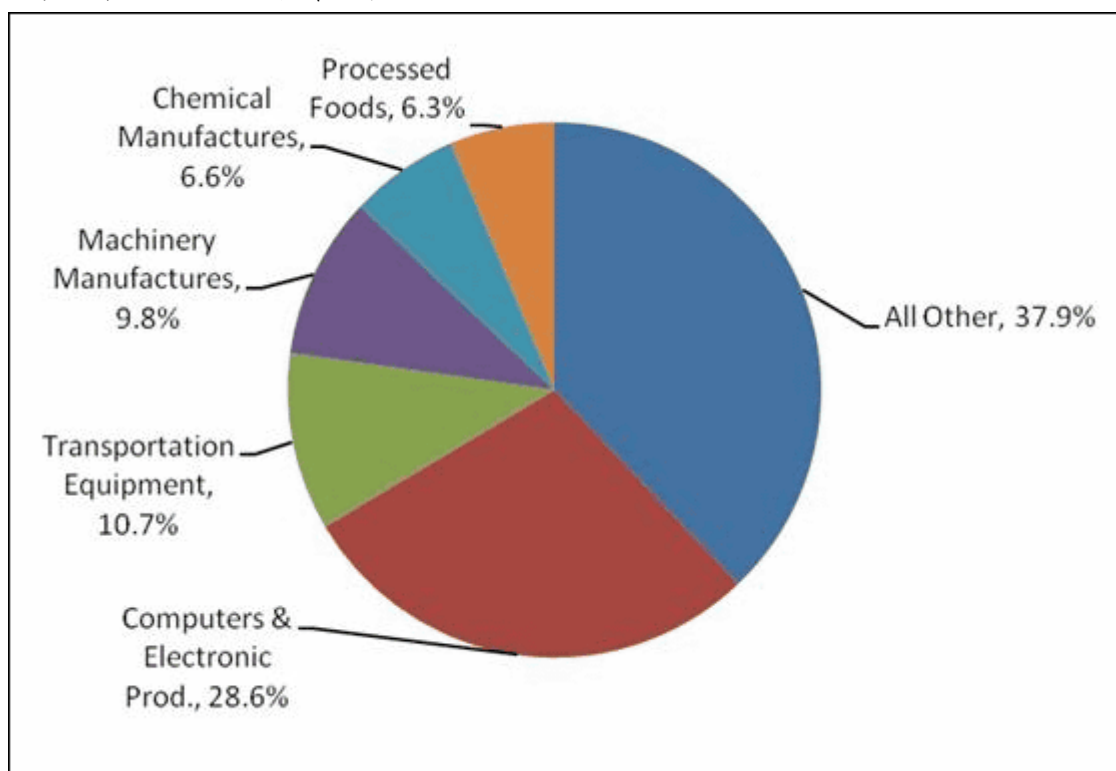


アジア太平洋地域の経済連携協定 出典：朝日新聞

<sup>1</sup> 「恐るべき TPP の正体—アメリカの陰謀を暴く—」 第 3 章

そしてアメリカの中でも特にカリフォルニア州は、世界市場（特にアジア）に依存しているといえる。2009年のカリフォルニア州の輸出入出荷台数による金額は1200億ドル(約9.3兆円)となった。カリフォルニア州の総輸出額の829億ドル(約6.4兆円)、または69%はアジア太平洋地域の市場に行き、2009年に輸出したTPPのメンバーにおけるトップ3つの製品カテゴリは、コンピュータと電子機器、運送設備、機械類製造であった。そしてカリフォルニア州は2009年にアジア太平洋諸国へ829億ドル(約6.4兆円)の財貨を輸出している。

カリフォルニア TPP チャート



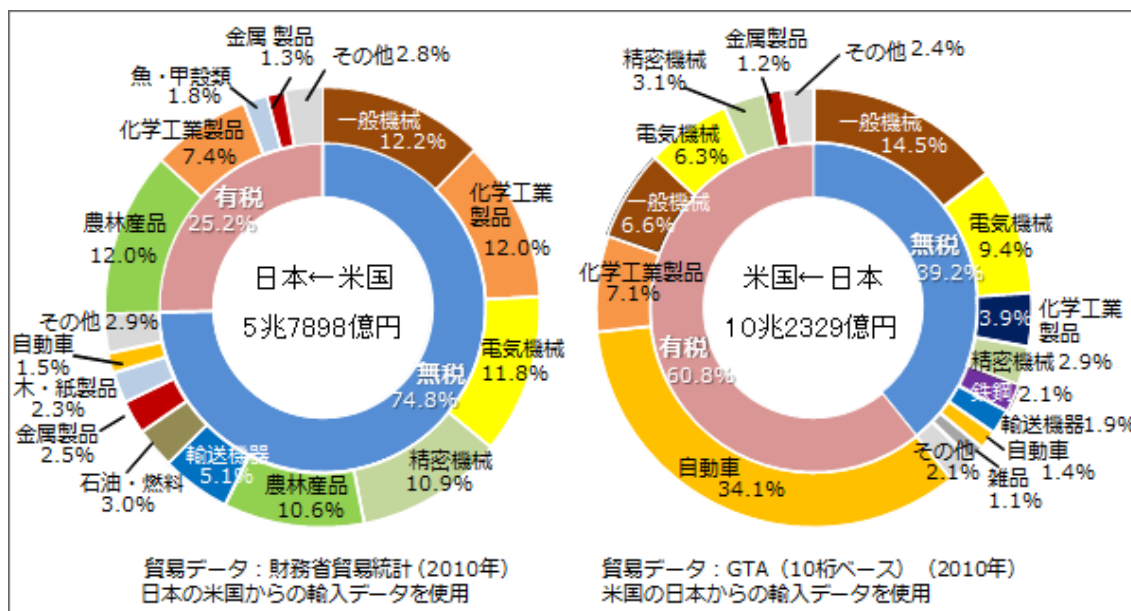
出典：米国商務省、米国通商代表

また、アメリカはカリフォルニア州の輸出に支えられ、雇用の数は82万1000程度と推定されている。また、カリフォルニア州の製造業の輸出は、製造業生産高の20.4%を占めており、カリフォルニア州内のすべての製造業労働者のほぼ4分の1(23.7%)が輸出する仕事に依存している。測定されていないが、カリフォルニア州の輸出サービスに支えられた、追加雇用もあるのである。そして輸出は何千ものカリフォルニアのビジネスを支えており、合計5万5878もの会社が、2007年にカリフォルニアから品物を輸出した。これらのうち、5万3323(95%)未満が従業員500人の中小企業(SME)であった。このことから、カリフォルニアの中小企業はTPPの条項から利益を得るといえる。中小企業は2007年にカリフォルニアの商品の輸出総額の5分の2以上(44%)を作り出した。特に中小企業は自由貿易協定の関税削減条件から利益を得ており、特に税関の章において透明性の義務は、慣習や



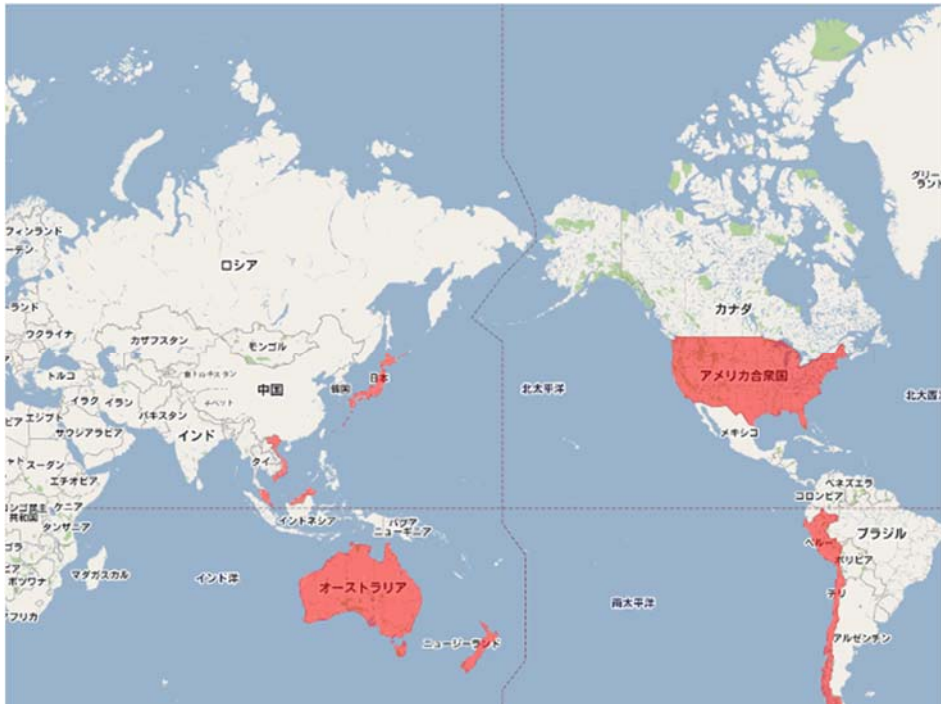
規制の官僚的形式主義の中を案内するためのリソースがない可能性がある中小企業には不可欠である。ほかの州においても大体似たようなことが書かれており、とにかくアメリカの各州において利益が出るのだということを具体的数値やグラフを上げて示しており、雇用も創出できると力説されている<sup>2</sup>。

では次にこの中でも日本とアメリカの関係に注目して見てみようと思う。先にも述べたように、TPP はオバマ米大統領の輸出倍増計画の一環では？といわれているが、実際はどのようなのだろうか。これについてはアメリカのオバマ大統領が輸出倍増を掲げ、TPP をその有力な手段としていることは事実である。しかし、日本の工業品関税は既に低く（平均2.5%）、また日本の国内需要が急に増えるわけではないので、日本の輸入量が2倍になることはない。むしろ、TPP に入れば、日本からアメリカへの輸出を増やすことができる。よってTPP はお互いにとって利益となるということができる。



出典：経済産業省資料

<sup>2</sup> 「アメリカ合衆国通商代表部」



上記の画像は TPP 参加国である。日本が入れば GDP 比で日本とアメリカで 90%を超える。つまりアメリカと日本の自由貿易となりうる。TPP はさらに農産物だけでなく農産物加工業も医療や保険や金融関係にもアメリカ資本が入ってくるというものである。農産物もアメリカやオーストラリアから関税無しで入ってくる上にルールもアメリカのものを適用。リーマンショックを含めて、これまでグローバル化という名目で日本にどれほどのメリットはあったのだろうか。ほとんどがアメリカナイズでアメリカ主導＝アメリカの利益優先ということになったのではないだろうか。最後に、このことをリアリズムの観点から見ると、アメリカは覇権国、大国であるから強いということが言える<sup>3</sup>。

次に②TPP は対中国同盟であるという仮説を検証してみようと思う。TPP の狙いは、中国をアジア太平洋地域の中で、さらに世界の中で孤立させることであり、それをアメリカが主導している。アメリカは、中国をアメリカ化したいのである。という説がある。それについて、かつての日本を見てみよう。かつて、日本は ABCD 包囲網に囲まれて、世界の中で孤立させられた。当時、アメリカ (A) と英国 (B) と中国 (C) とオランダ (D) が共同して、日本を包囲し、日本のアジア侵略を食い止ようとした。日本は孤立に耐えかねて、あの悲惨な戦争に踏み切った。そして、敗戦後アメリカ化された。TPP には「価値観を共にする」国々が加盟しているし、加盟させようとしている。日本もその有力な候補の 1 つである。そうして「価値観が違う」中国を孤立させ、アメリカと同じ価値観に変えさせようとしている。日本が、このような狙いを持つ TPP に加盟することは、中国と

<sup>3</sup> 「TPP ターゲット」第 1 章

敵対することになるのである<sup>4</sup>。

アメリカ農業は、開拓の歴史だった。それまでの原野や森林を切り拓いて、豊かな、そして広大な畑地や牧草地、放牧地に変えてきた。それは、それまで住んでいた先住民を無法に放逐した歴史でもあった。その上で大規模な農業を営んできた。それは、世界の農業の中でみると、カナダや南米やオーストラリアなどと同じ新大陸型の大規模農業である。

大規模なのでコストが低く、世界の他の旧開国との競争で常に勝ってきた。アメリカ農業のキーワードは競争である。それは、努力した者が報われる、という公正な社会である。すくなくとも建て前はそうである。

それは個人間の競争である。他人と同じことをしていたのでは勝てない。また、公正な競争のためには、競争の場である市場には過度な制約がなく、原則は自由でなければならない。だから、アメリカ主導のTPPは、すべての農産物の関税をゼロにする、という無謀な原則もっている。

一方、中国農業は、水田開発の歴史である。「水を制する者は国を制する」という言葉は、中国からきている。それは治水だけでなく、黄河や揚子江の流域の水田開発でもある。

水田農業には、用水を確保するための共同作業が不可欠である。水を制御し、利用するのは個人ではできない。他人と互いに協力しあわねばならない。日本も同じだが、中国を中心にする東アジアの水田農業のキーワードは協同である。これは、農業だけでなく、東アジア社会のキーワードでもある。それは、絆の社会であるし、思いやりの社会である。

アメリカ民主党政権でしばしば政府高官を務めるアメリカの国際政治学者ジョセフ・ナイがニューヨークタイムズに掲載した論文より、ナイが提案している戦略を一言で言えば、「二重の封じ込め」だ。これは冷戦期にアメリカがソ連に対抗するために採用した戦略である。アメリカは戦後、ソ連を抑え込むために西ドイツの経済復興を必要としていた。しかし、ドイツの復興はヨーロッパ諸国ならびにアメリカ自身にも脅威となる可能性があった。そこで、ドイツに米軍を駐留させ、さらには北大西洋条約を締結することで（当初ドイツは参加していない）、ドイツの封じ込めをも図ったのである。具体的にナイの論文を見ていこう。ナイは日中戦争を煽るような言説や、アメリカで台頭しつつある中国封じ込め論を批判しつつ、米中間の協力関係が重要だと述べている。そのために、太平洋における軍事演習に中国を参加させるべきだとし、さらには条件さえ整えば中国にもTPPに参加するよう主張している。その一方で、アジアは一枚岩ではないと述べ、日本やインド、ベトナムについて言及し、アジアにおけるパワーバランスがアメリカの戦略のカギを握っていると主張する。これは、ナイも官僚として参加したクリントン政権が採用していた戦略でもある。アメリカは当時、中国のWTOへの加盟を支援し、中国から人や物を受け入れる一方で、日米安保条約が戦後の東アジアの安定した秩序の基盤であることを再確認し、さらには中国に対抗するためにインドとの関係改善も進めていた。このように、アメリカは現

---

<sup>4</sup> 週刊文集 WEB <http://shukan.bunshun.jp/articles/-/2764>

在、中国との関係を深めつつ中国を抑え込もうとしている。そのため、日本と中国が軍事衝突を起こすといったようなことは出来るだけ回避したいと考えている<sup>5</sup>。

では、アメリカが封じ込めようとしている中国はどのように TPP を受け止めているのだろうか。中国社会科学院アジア太平洋研究所長・李向陽氏によれば、「TPP は経済的に見れば、金融危機以降、急速な発展の舞台となったアジアの活力を取り込みたいアメリカの思惑が色濃く投影されている交渉にほかならない。この地域で台頭しつつある中国を抑制しようとしているに違いない」「我々の戦略は、多国間の枠組みよりも 2 国間での FTA のネットワークを広げることにある。その意味で、中国が TPP に参加する可能性や予定については短期的にはありえない。中国にとっての優先順位は低い。万が一、中国がすべての条件を満たすから TPP に加入したいと申し出たとしても、アメリカは中国に対し無理な条件を押し付け、加入を認めようとしなないだろう。なぜなら、なぜなら、アメリカは TPP に限らず、経済連携については常に安全保障的な意味を付与したいと考えているからである。結論的にアジアの経済にとって最も望ましいシナリオは、日本、韓国、中国による FTA を実現することである」と述べている。これに対し、中国外務省も李所長の主張を裏付けており、「TPP に関しては経済発展の地域格差と多様性を十分に考慮すべきであり、アジア太平洋地域における経済一体化のプロセスは順を追って段階的に進めるべきだ」と述べている。要するに、アメリカが進めるような、TPP による急速な環太平洋、アジアの経済統合を牽制するという立場にほかならないのである。その背景として、TPP では関税撤廃の例外品目がわずかにしか認められないため、中国とすれば自国の農業が激しい競争にさらされることを懸念しているに違いないと思われる。また、アメリカがこの地域の経済連携構想において主導権を握ろうとしていることに対する警戒心も強い。結果的に、中国外務省はアメリカが入りたくても入れない ASEAN などの枠組みを軸にした経済連携強化を進める方針を固めようとしているようである。そのような中 2013 年 6 月の米中首脳会談の前に、中国が TPP（環太平洋経済連携協定）に参加する可能性が急浮上してた。中国商務省の報道官は「TPP の利点や問題点および参加の可能性について分析する」と、前向きなコメントを発表している。日本でさえ反対が根強い TPP に、共産主義国である中国が参加することなどあり得るのだろうか？「米中首脳会談を控え、“開かれた中国”を示すジェスチャーにすぎない」（外資系証券エコノミスト）との冷めた見方が大勢だが、「中国は本気だ」（他の外資系証券エコノミスト）との声も聞かれる。中国政府関係者によると、今年 3 月以降、中国を訪問した米国の元高官を通じて TPP 参加の働き掛けがあった。これを受け、李克強首相は具体的な検討を進めるよう担当者に指示したという。じつは同じようなことが日本でもあった。国会で TPP の集中審議が行われていた 2011 年 11 月 11 日、ヘンリー・キッシンジャー元国務長官が来日し、野田佳彦首相（当時）と会談した。TPP 交渉参加表明に呻吟する野田首相にキッシンジャー氏は、「『ゆくゆくは中国も TPP に入ってくる』と説いた」（民主党議員）と言う。だが、中国の TPP 参加は容易なことではない。「TPP の本質は

<sup>5</sup> 農業協同組合新聞 <http://www.jacom.or.jp/column/nouseiron/nouseiron120206-16105.php>

自由経済のルールを迫ることにある」(商社エコノミスト) ためだ。自由経済のベースは私的財産権の保証にあるが、中国は個人の土地所有すら認めていない。そして最大の焦点は、国営企業の民営化にある。中国の企業は実質的にすべて国営企業である。実際、米国議会では中国の国営企業群が議論的になっている。昨年1月の米下院歳入委貿易小委公聴会では、マランティス次席通商代表が「TPPはアジア太平洋地域統合のプラットフォームであり、中国を含む他の国にもこれを広げていきたい。今世紀型の貿易協定にふさわしく、国営企業やイノベーション政策に関する内容も盛り込んでいる」と、TPPが中国を変える武器となりうることを示唆している。もし中国がTPPに参加して国営企業群が民営化されれば、その破壊力はソ連崩壊にも匹敵する。米国はそこまで見据えた戦略を展開しているのだ。様々な視点から述べてきたが、アメリカの最大の目的である中国を封じ込めるためにはやはり、韓国、日本、そしてカナダやメキシコ、そのほか交渉に参加していない国々に対する働きかけが欠かせないのである。最後に、これはリベラリズム的観点から説明できる。中国抜きでTPPを推進しようとするアメリカ、TPPに加入する意向はない中国、この二つはWIN-WIN関係であるといえるのである<sup>6</sup>。

次に、③TPPが機能不全のWTOの代わりであるという仮説を検証しようと思う。

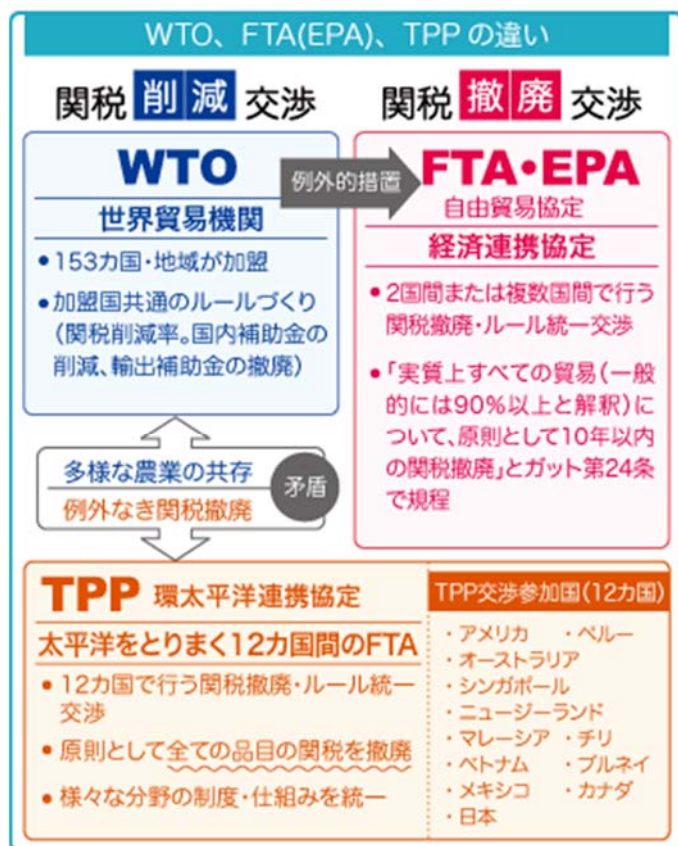
まず、機能不全となったWTOについて、そしてその経緯について述べようと思う。

WTO(世界貿易機関)は、それまでのGATT(関税と貿易に関する一般協定)に代わり、1995年1月に発足した。本部はスイス・ジュネーブにあり、2008年11月現在で153ヶ国・地域が加盟している。WTOは、各国が自由にモノ・サービスなどの貿易ができるようになるためのルール(=各種の協定)を決め、貿易障壁を削減・撤廃するために、加盟国間の貿易交渉の場を提供する国際機関である。また、WTOには貿易に関する国際紛争を解決するためのシステムが設けられている。戦後、WTOを中心に自由貿易、紛争処理が進められてきたため、WTOに参加していることが、国がオープンになっているというステータスでもあった。しかし、近年、WTOにより多くの途上国が参加し、より難しいテーマで交渉を続けるようになったことで、交渉を合意にこぎつけるのが難しくなってきた。このようなWTOについて、ジュネーブで開かれていた世界貿易機関(WTO)公式閣僚会議は2011年12月、停滞している新多角的貿易交渉(ドーハ・ラウンド)について農業、工業品などすべての交渉分野での「近い将来」の一括妥結を断念する異例の議長声明を発表し、閉幕した。先進国と新興国の対立が解けないため、世界貿易のルールをつくるWTOの「立法機能」は不全状態に陥った。会議は、経済力が特に弱い後発発展途上国に対する加盟手続きの簡素化など支援強化策を採択。事態打開を図る。閉幕後に記者会見したWTOのラミー事務局長は「(ラウンドは)頓挫している」と明言した。このようにマルチの交渉の場であるWTOが機能しなくなっているとき、それに代わる役割を持ち始めたのが、自由

---

<sup>6</sup> 「恐るべきTPPの正体—アメリカの陰謀を暴く—」第2章

貿易や経済連携協定などの、地域経済協定なのである<sup>7</sup>。



出典 [www.think-tpp.jp](http://www.think-tpp.jp)

そうはいっても自由貿易を促進するという中で、公平な国際協定はWTOである。TPPは、アメリカの息のかかった貿易協定であり、WTOに頭を押さえつけられてきたアメリカがTPPという抜け道を見つけたとも言える。WTO(世界貿易機関)は、不公正な貿易行為について、アメリカに対しても厳しい裁定を下してきた。そのため、TPPが急に浮上した背景は、なし崩し的にWTOを終焉させ、自国に有利な貿易体制をつくらうとする米国の戦略ではないかと言われているのである。それはあたかもなし崩し的に日米安保条約を変更し、日米同盟という名の対米戦争協力に日本を巻き込もうとする米国の戦略と共通する。

## 5、おわりに

TPP交渉の最終目的は三つにおかれているとされる。(1)できる限り早期に関税の実質的な撤廃を図る(2)あらゆる製品、サービスの分野に例外を設けない究極のFTAの実現を図る(3)交渉そのもののプロセスを透明化し、現存する規制を撤廃する。ここから見えてくるアメリカの究極の狙いは、アメリカ式のビジネスモデルを世界で最も急成長が確

<sup>7</sup> 経済産業省 HP <http://www.meti.go.jp/>

実視されているアジア太平洋地域に広め、最終的には、世界をアメリカ式モデルに標準化させることにあるといえるだろう。2008年に米通商代表部のスーザン・シュワブ代表がTPP参加表明をして以来、アメリカ政府は着々とその布石を打ってきた。オバマ大統領も就任早々、TPP参加交渉の方針を議会に伝えている。当時のホワイトハウスの声明では、「TPPはこれまでのいかなる貿易協定と比べても、最も中身のあるものだ」と高らかに宣言している。2009年11月に東京で行ったオバマ大統領のスピーチでも、自らの体験に言及しながら、21世紀のアメリカにとって、アジア太平洋地域がいかに重要であるかということを繰り返し述べていた。しかし、そうしたアジア重視の演説やアプローチも、最終的にTPPを実現するための、欠かせないステップと見なしているとしか思えないのである。アメリカの多くの産業界からは、TPPを通じて自由で公正な貿易という大原則を確立し、アメリカがアジアとの連携を再構築するチャンスにすべきであるとの考えが寄せられる。これこそ全米商工会議所が進めているTPP推進の動きの背景に隠された思想的背景のようなものである。簡単にいえば、TPPをアジア太平洋地域の自由貿易圏に進化させることで、アメリカの経済権益を確保せよという発想である。

とはいえ、経済規模や貿易に対する考え方が必ずしも一様ではないアジア太平洋の国々と関税ゼロに向けての交渉を進めることは、アメリカにとっても容易な作業ではないはずである。

## 6、考察

TPPにおいてアメリカが積極的な姿勢を示しているのはなぜかについて検証してきたが、①経済上の利益については、近年、急速な経済発展を遂げているアジア太平洋地域との関係強化が重要であり、この仮説はアメリカ＝大国＝強いというリアリズム的な観点から考えることができることが分かった。次に、②対中国同盟については、①で示したアジア太平洋地域において存在感を増してきている中国を封じ込めるため、アメリカは中国抜きでTPPを推し進めているが、中国もTPPに入る意思は現状低く、この二つはWIN-WIN関係であり、リベラリズムの観点から考えることができると分かった。③TPPが機能不全のWTOの代わりであるということについては、なし崩し的にWTOを終焉させ、自国に有利な貿易体制をつくらうとする米国の戦略ではないかということがわかった。以上のことから、アメリカがTPPにおいて積極的な姿勢を示しているのは、近年急速に成長するアジア太平洋地域にアメリカ式のビジネスモデルを広め、最終的には、世界をアメリカ式モデルに標準化させるためであるといえるだろう。

## 7、参考文献

「恐るべきTPPの正体～アメリカの陰謀を暴く～」 浜田和幸 角川MKTG 2011

「世界一わかりやすいTPP」 TPP問題研究会 総合法令出版 2012

「TPPターゲットアメリカの「モクロミ」と日本の進むべき道」 佐藤洋 新日本出

版社 2011

ニューヨークタイムズ

経済産業省 HP <http://www.meti.go.jp/>

DIAMOND online <http://diamond.jp/list/welcome>

出典 [www.think-tpp.jp](http://www.think-tpp.jp)

アメリカ合衆国通商代表部

[http://www.ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/trans-pacific-partnership/  
state-benefits-tpp](http://www.ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/trans-pacific-partnership/state-benefits-tpp)

週刊文集 WEB <http://shukan.bunshun.jp/articles/-/2764>

農業協同組合新聞

<http://www.jacom.or.jp/column/nouseiron/nouseiron120206-16105.php>



## アメリカにおける同性婚合法化の要因は何か

学習院大学法学部政治学科  
グローバルガバナンス論ゼミ 3年  
11-012-202 中村 碧

### 1、序論

#### ・イントロダクション

2004年にアメリカのマサチューセッツ州で同性婚が合法化されたのをはじめ、現在アメリカの18の州とワシントン D.C.で同性婚が合法化されている。特に2012年と2013年だけでもアメリカの10もの州で同性婚が合法化されていることからわかるように、近年になって同性婚を合法化する動きが急速に強まっている。

しかしながら、今から約50年ほど前のアメリカでは、同性愛者は軽蔑され嘲笑されていたうえに、市民権すら制度的に剥奪されていた。つまり、結社の自由、公的な施設を利用する自由、表現の自由、報道の自由、そして自分自身が欲する親密さの形を選択する自由を剥奪されていたのである<sup>1</sup>。そのうえ同性愛者は、ゲイ男性であること／レズビアンであることを理由に公的な政策として解雇されることさえも多々あった<sup>2</sup>。また、激しい取締りや嫌がらせにも直面していた。つまり50年前のアメリカでは、同性愛者は結婚の権利を獲得できそうな兆候はわずかすらもなかったといえるだろう。

ではなぜ、近年アメリカにおいて同性婚を合法化する流れができていたのだろうか。また、その流れを受容する州（すなわち同性婚を合法化する州）とその流れを受容しない州（すなわち同性婚を合法化しない州）の差は一体何なのだろうか。国際的要因と国内的要因、また、州内部の要因にも着目して分析していく。

また本論に入る前に、この論文においてキーワードとなる「同性婚合法化」や「ゲイ」、「ゲイ男性」、「レズビアン」などのこの論文における言葉の定義と、同性婚の現状、アメリカにおいて同性婚をめぐる歴史がどのように展開されたのかを知るためのレビューをまとめ、そして序論の最後に自分の仮説を提示する。

---

<sup>1</sup> ジョージ・チョンシー『同性婚——ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』上杉富之、村上隆則訳、明石書店、2006年、p 39参照

<sup>2</sup> ジョージ・チョンシー『同性婚——ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』上杉富之、村上隆則訳、明石書店、2006年、p 34参照

### ・キーワードの定義

この論文においては、「同性婚合法化」や「ゲイ」、「ゲイ男性」、「レズビアン」は、以下のように定義する。まず、同性婚合法化とは、アメリカの各州でそれまで異性間にのみ認められていた結婚という制度が、同性愛者にも適用されるようになる状態を指す。つまり、シビル・ユニオンやドメスティック・パートナー制度などの、結婚とは別枠に設けられ、かつ結婚とは同等の権利が得られないような制度はこの論文において同性婚合法化の概念には含めない。あくまで、既存の結婚制度を異性間、同性間で区別なく利用でき異性間の結婚と同じ権利が同性間の結婚でも得られるのかが重要だからである。次に、「ゲイ」とは、広義にはゲイ男性とレズビアン両方を指す言葉である。そのため、この論文でもゲイ男性とレズビアン両方、つまり同性愛者全般を指す言葉と定義する。また、男性の同性愛者に関しては単なる「ゲイ」と呼ぶと広義の「ゲイ」とかぶってしまうので、この論文においては「ゲイ男性」と呼ぶ。「レズビアン」は女性の同性愛者を指す。

### ・同性婚の現状

アメリカにおいて、現在までに18の州とワシントン D.C.が同性婚を合法化している。すなわち、2004年5月にマサチューセッツ州で、2008年5月にカリフォルニア州で、2008年10月にコネチカット州で、2009年4月にアイオワ州で、2009年9月にバーモント州で、2009年6月にニューハンプシャー州で、2009年12月にワシントン D.C.で、2011年6月にニューヨーク州で、2012年2月にワシントン州で、2012年11月にメイン州で、2012年3月にメリーランドで、2013年5月にロードアイランドとデラウェア州とミネソタ州で、2013年8月にニューメキシコの一部（6郡）で、2013年11月にハワイ州とイリノイ州で、そして2014年2月にバージニア州で同性婚が合法化された<sup>3</sup>。（表1参照）

表1

時期	場所
2004, 5	マサチューセッツ州
2008, 5	カリフォルニア州
2008, 10	コネチカット州
2009, 4	アイオワ州
2009, 6	ニューハンプシャー州
2009, 9	バーモント州

<sup>3</sup> ウィキペディア

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%90%8C%E6%80%A7%E7%B5%90%E5%A9%9A#.E3.82.A2.E3.83.A1.E3.83.AA.E3.82.AB.E5.90.88.E8.A1.86.E5.9B.BD> 参照、  
ヤフーニュース時事通信 [http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20140214-00000112-jij-n\\_ame](http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20140214-00000112-jij-n_ame)  
参照

2009, 12	ワシントン D.C.
2011, 6	ニューヨーク州
2012, 2	ワシントン州
2012, 3	メリーランド州
2012, 11	メイン州
2013, 5	ロードアイランド州
2013, 5	デラウェア州
2013, 5	ミネソタ州
2013, 8	ニューメキシコ州
2013, 9	ニュージャージー州
2013, 11	ハワイ州
2013, 11	イリノイ州
2014, 2	バージニア州

・レビュー

仮説や本論に移る前に、先行研究に触れてみよう。ジョージ・チョンシーは「同性婚——ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史」<sup>4</sup>で、アメリカの同性愛者や同性婚をめぐる歴史と、またアメリカにおいて同性婚が合法化に向かった要因をおおむね以下のように述べている。アメリカでは1930年代から同性愛者差別が激化した。当初、同性愛者は隠れてゲイのホームパーティーなどゲイ同士のコミュニティは持っていたものの、表社会ではでは異性愛者のように振舞い目立たないようにしていた。つまり、同性愛者は異性愛者とうまく住み分けていたのだ。しかし、次第に同性愛者差別が激化し、異性愛者の側から積極的に同性愛者を見つけ出し処罰の対象とするようになったこと、また同性愛者が他の運動——特に黒人の公民権運動——の影響を受けたことなどにより、同性愛者は市民権を求める運動を始めるにいたった。しかし、まだこの段階では、同性愛者の市民権が問題になっていたのもあって、同性愛者同士の結婚の権利まで要求する運動家はごく少数にとどまっていた<sup>5</sup>。ジョージ・チョンシーはこの状態から同性婚が合法化に向かった要因を、アメリカ社会全体における結婚の歴史的変遷と、アメリカの同性愛者の事情に分けて述べている。まず、アメリカ社会全体において、結婚が以下4点のように変遷したと述べている。すなわち基本的市民権としての結婚相手を選ぶ自由は当事者同士が持っているのだという意識の高まり、結婚がよりジェンダー中立的で平等主義的になったこと、結婚が国や私企業の優遇措

<sup>4</sup> ジョージ・チョンシー『同性婚——ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』上杉富之、村上隆則訳、明石書店、2006年

<sup>5</sup> ジョージ・チョンシー『同性婚——ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』上杉富之、村上隆則訳、明石書店、2006年、第1章、第2章参照

置を割り当てる主要な結合体としてみなされるようになったこと、最後に、宗教的権威が結婚のルールを強要する権力を失いつつあることを指摘している<sup>6</sup>。またアメリカの同性愛者の間でなぜ結婚が目標になったのかという理由を、以下のように述べている。すなわち1980年代に、アメリカの一部の地域と社会において同性愛者の顕在化と容認が劇的に進んだこと、また壊滅的な打撃を与えたエイズとレズビアン・ベビーブームが同性愛者に自分達の交際関係の危うさを痛感させ、それを保護することの大切さを認識させたことを指摘している<sup>7</sup>。同書はアメリカで同性婚が合法化に向かった要因を部分的に説明しており説得力も持つが、2006年に執筆されたこともあり、同性婚が2004年にマサチューセッツ州で合法化されて以降これほどまでに同性婚合法化の流れができた理由については触れていない。また、1990年代にインターネットの普及という大変化に触れていない点が不十分ではないだろうか。この点と私の独自性を盛り込んだ上で仮説を立ててみた。

#### ・仮説

先行研究では不十分と思った点、また私の独自性を盛り込んだ上で、アメリカにおける同性婚合法化の要因は何か、またその流れを受容する州（すなわち同性婚を合法化する州）とその流れを受容しない州（すなわち同性婚を合法化しない州）の差は一体何なのだろうか、という問いに対して、3つの仮説立てた。1つ目は、インターネットの普及により、ゲイ男性やレズビアンのネットワークが形成・強化された、という仮説である。2つ目は、波及効果仮説である。すなわち同性婚を合法化した州（または国）が同性婚を合法化していない州に影響を与えた、という仮説である。次章ではこれらの仮説の検証を行う。

## 2、仮説検証①

第二章から四章では上記で述べた仮説を検証していく。まず二章では、1つ目の仮説、すなわち「インターネットの普及により、ゲイ男性やレズビアンのネットワークが形成・強化された」を検証していく。

最初に、この仮説を立てた経緯を述べよう。先行研究では1990年代から急速に普及したインターネットの存在について触れていない。その一方でインターネットの普及は、社会のいたるところで大きな影響をもたらしてきた。同性愛者にとってもこれは例外ではない。日本の例にはなってしまうが、ゲイ男性である石川大我氏は、パソコンを実家で使えるようになって、インターネットによって自分と同じく生活するゲイ男性の存在を初めて見つけ<sup>8</sup>、生きる希望が湧いてきたという<sup>9</sup>。その後もインターネットを使い、初めてゲイ男

<sup>6</sup> ジョージ・チョンシー『同性婚——ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』上杉富之、村上隆則訳、明石書店、2006年、第3章参照

<sup>7</sup> ジョージ・チョンシー『同性婚——ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』上杉富之、村上隆則訳、明石書店、2006年、4章参照

<sup>8</sup> テレビや雑誌で見世物になっているのではなく、普通に生活しているゲイ男性、という意

性仲間とチャットやメールで意思疎通ができ、初めてゲイ男性に実際に会うことができた<sup>10</sup>。そしてパソコンを実家で使えるようになって 3 ヶ月後には、「すこたん企画」（同性愛に関する正確な情報を提供するために本の執筆やホームページの運営、そして講演などを行っている団体）のホームページを見て公演に行き、まもなく「すこたん企画」に参加するようになったという<sup>11</sup>。この例から、日本ではインターネットの普及により、ゲイ男性のネットワークが形成・強化された様子がうかがえる。同じような現象がアメリカの社会でもおこっていたのではないかと考え、またアメリカで初めて同性婚が合法化された 2004 年と、インターネットが普及した時期の近さに注目し、今回このような仮説を立てた。

検証方法としては、アメリカにおいてインターネットの普及率とゲイ男性・レズビアン団体数の増加に相関関係があるのかを、数値的に検証していく。

まずアメリカにおけるインターネットの普及率は、下記のグラフの通りである(表 2)<sup>12</sup>。このように、アメリカでは 1990 年ではまだインターネットがごくわずかしか普及しておらず、1995 年にもまだわずか人口の 10%しかインターネットを利用する人はいない。ところがその後インターネット普及率は劇的に伸びていき、2001 年に約 50%、2003 年には 60%を超えている。その後は比較的なだらかに普及していくが、2012 年には普及率が 80%にも達する。つまりアメリカで同性婚が合法化され始める前年の 2003 年までにインターネットが人口の 60%以上に普及し、それが同性婚合法化の何らかの下地になったであろうことがうかがえる。

一方、残念ながらアメリカのゲイ男性・レズビアン団体の数を把握することができる資料を見つけることはできなかった。そのため、残念な結果であるが、仮説 1 の「インターネットの普及により、ゲイ男性やレズビアンのネットワークが形成・強化された」は立証できなかった。

---

味

<sup>9</sup> 石川大我「ボクの彼氏はどこにいる?」、講談社文庫、2009 年、p 133、134 参照

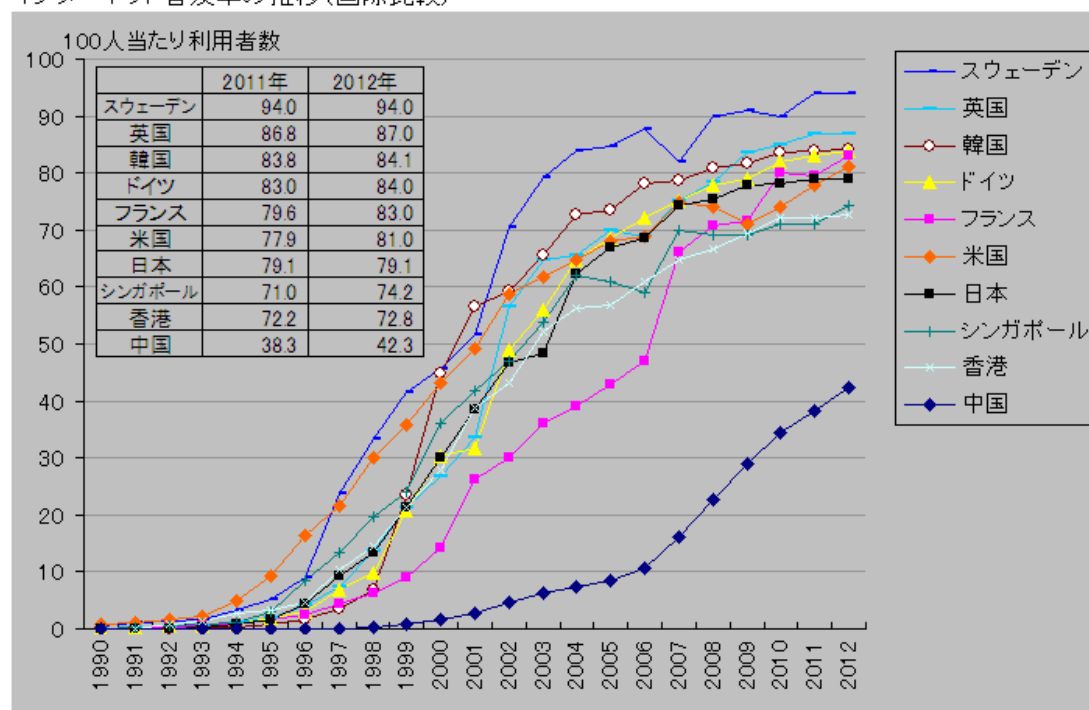
<sup>10</sup> 石川大我「ボクの彼氏はどこにいる?」、講談社文庫、2009 年 p 135~152 参照

<sup>11</sup> 石川大我「ボクの彼氏はどこにいる?」、講談社文庫、2009 年 p 154~155、p 168~171 参照

<sup>12</sup> <http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/6300.html>

(表 2)

インターネット普及率の推移(国際比較)



(注)人口に占めるインターネット利用者数の割合である。

(資料)世銀 WDI 2013.9.16(原資料はITU(International Telecommunication Union))

日本の値は総務省データ(図録6210参照)とは異なっている。

### 3、仮説検証②

さて、第3章では、波及効果仮説、すなわちすなわち「同性婚を合法化した州(または国)が同性婚を合法化していない州に影響を与えた」という仮説を検証する。

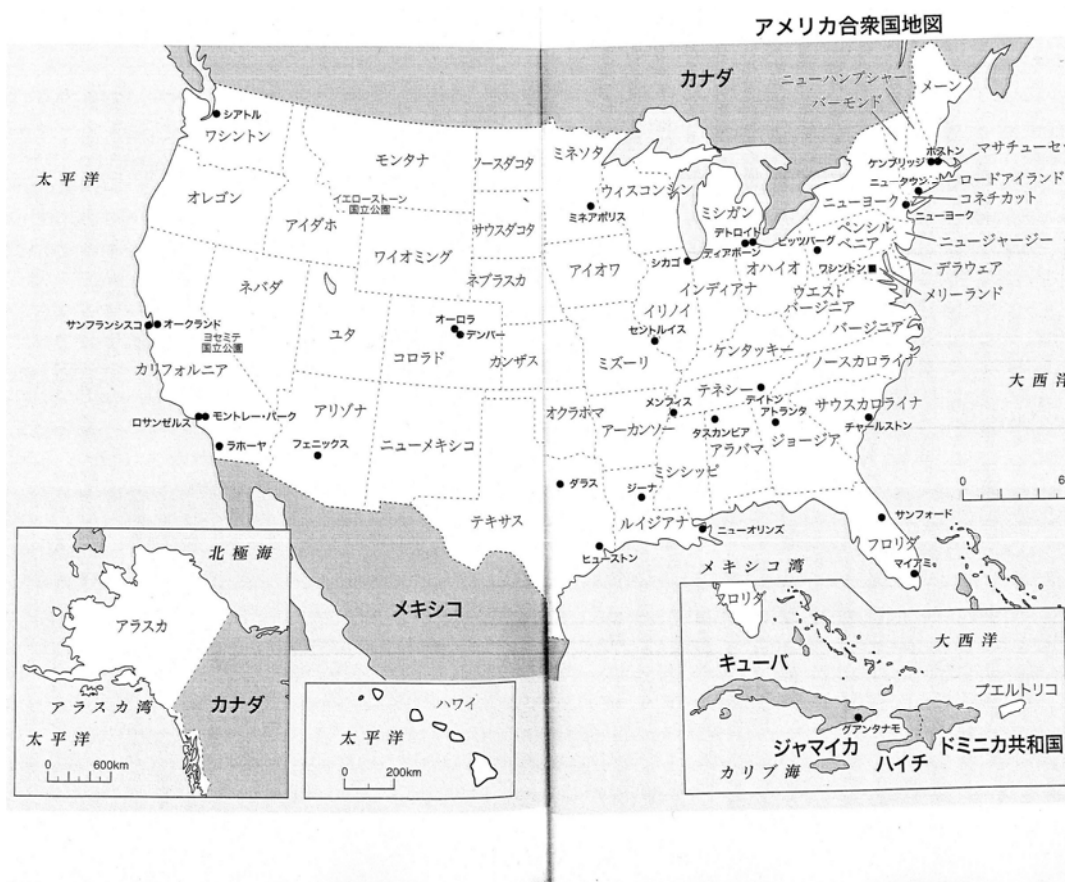
検証に入る前に、この仮説を立てた経緯を述べよう。地図で確認したところ、同性婚を合法化している州のうちカリフォルニア州とワシントン州、ニューメキシコ州、ハワイ州以外のすべての州は同性婚を合法化している州と隣接している。また、ワシントン州は同性婚を合法化しているカナダに隣接しているし、カリフォルニア州とニューメキシコ州は同性婚を部分的に合法化しているメキシコと隣接している。つまり、ハワイ州を除いて同性婚を合法化した州のすべての州が、同性婚を合法化した州または国と隣接しているのである。この事実に着目し、仮説2波及効果仮説を導いた。

それでは、「同性婚を合法化した州(または国)が同性婚を合法化していない州に影響を与えた」という仮説を検証しよう。検証方法としては、アメリカのすべての州と隣接する国を、1:同性婚を合法化した州(または国)、2:同性婚を合法化しそうな州、3:同性

婚に反対している州の3つに分類し、地図上で位置関係を確認する。その結果、もし同性婚を合法化している州と1：同性婚を合法化した州や2：同性婚を合法化しそうな州が隣接しているならば波及効果仮説が証明できるが、無いならばこの仮説は成立しない、という方法で検証していく。

同性婚を合法化しそうな州と反対している州の分類をする際、婚姻を異性間に限定する規定の有無を基準にした<sup>13</sup>。各州では婚姻を異性間に限定する規定を設ける場合、州憲法のみで規定している場合と、州の法律でのみ規定している場合、その両方で規定している場合があった。州憲法または州の法律どちらかのみで規定している州を、同性婚を合法化しそうな州に分類し、州憲法と州の法律の両方で規定している州を同性婚に反対している州と分類した。

地図に色を付ける前に、使用する白地図を提示する(図2)<sup>14</sup>。続いて、同性婚を合法化



(図2)

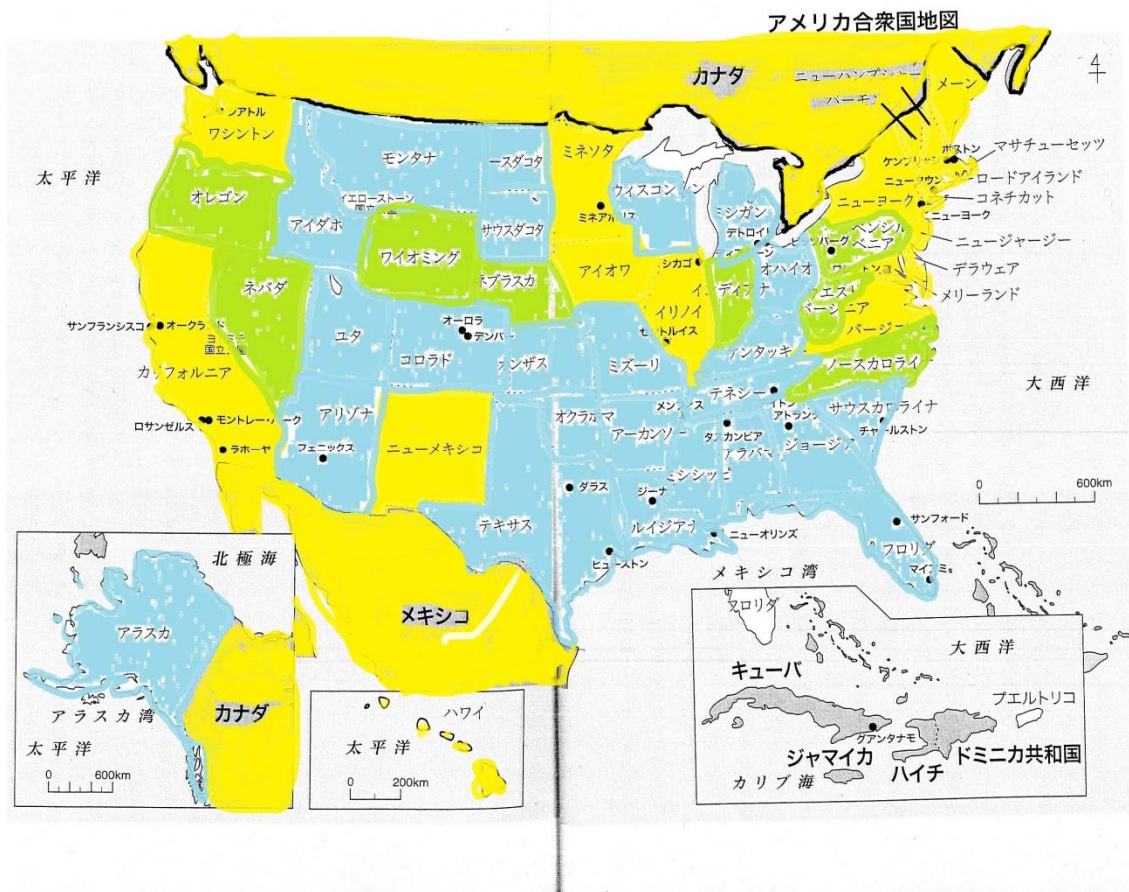
した州を黄色に、同性婚を合法化しそうな州を緑色に、また同性婚に反対している州を青

<sup>13</sup> <http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02500002.pdf>, p 8, 9 参照

<sup>14</sup> 明石紀雄、大類久恵、落合明子、赤尾千波「新時代アメリカ社会を知るための60章」、明石書店、2013年、p6~7をコピー

色に色付けすると図3のような結果になった。

(図3)



このように、島国であるハワイ州は例外であるが、その他の同性婚を合法化した州のすべての州が1：同性婚を合法化した州（または国）または、2：同性婚を合法化しそうな州とみごとに隣接している。また、2：同性婚を合法化しそうな州に関しても1：同性婚を合法化した州または2：同性婚を合法化しそうな州と例外なく隣接している。よって、仮説2「同性婚を合法化した州（または国）が同性婚を合法化していない州に影響を与えた」は成立するといえるだろう。

## 5、結論

以上、アメリカにおいて近年同性婚合法化の動きが加速している要因を検証してきた。その結果、仮説1の「インターネットの普及により、ゲイ男性やレズビアンネットワークが形成・強化された」はインターネットの普及率と同性婚合法化の関連性は示唆できたが、「ゲイ男性やレズビアンネットワークが形成・強化された」ことを示す客観的な数値が提示できなかったため不十分であり、仮説は成立しなかった。一方、仮説2の波及効果



仮説「同性婚を合法化した州（または国）が同性婚を合法化していない州に影響を与えた」は、島国であるハワイ州を例外とし、その他の同性婚を合法化した州のすべての州が同性婚を合法化した州（または国）または、同性婚を合法化しそうな州とみごと隣接していることが地図を用いながら示せたので、仮説は成立した。アメリカにおける同性婚合法化の要因とは、同性婚を合法化した州（または国）が同性婚を合法化していない州に影響を与えたこと、つまり波及効果である。

今回アメリカにおける同性婚合法化の要因は何か、というテーマを研究するにあたって、アメリカ国内の個々の州内部要因にあまりふれることができなかった。アメリカの同性婚合法化の要因が波及効果だという結論に達したが、「その波を受け、個々の州が一体どのような反応を示すのか」「波及しやすい州とにくい州の差は何か」という点まで踏み込んだ論文を書くためには、州内部要因をもっと研究すべきだったと思う。今後の課題である。

さて、とはいえ「アメリカにおける同性婚合法化の要因は何か」という問いに対して、波及効果—「同性婚を合法化した州（または国）が同性婚を合法化していない州に影響を与えた」という一つの答えにたどり着けた。現在、同性婚合法化の動きはアメリカ以外にも地球レベルで加速している。今回私の研究では研究対象をアメリカに限定したので、あくまでアメリカについて限定した研究結果ではある。しかし、覇権国として世界に影響を与えるアメリカについての本研究結果は、今後も進んでいくであろう「地球レベルでの同性婚合法化」という現象を研究するためのひとつの手掛かりになれば本望である。

# 環境政策への原動力とは - スウェーデンを見て -

学習院大学法学部 3 年 11012127

佐土原 裕貴

2014 年 2 月 16 日

## 1、はじめに

2013年16日、日本は京都議定書の第1約束期間(2008～12年度)の温室効果ガス削減量の目標値である6%を無事に達成することが明らかとなった<sup>1</sup>。だが、その功績は原子力発電によるものが大きく、震災の影響による国民の声の変化で、今後継続の可能性が不透明な原子力発電に依拠しすぎる事は次期の約束期間(13～20年)での削減目標の達成への不安材料となっている。

一方でスウェーデンは2012年に基準年である1990年と比べ、20パーセントもの温室効果ガス削減に成功しており、世界一の削減幅を達成した<sup>2</sup>。この削減はエコカーの売り上げ好調と、再生可能燃料の新規利用の成功によるものが大きい。確かにスウェーデンも原子力に総発電量の3割弱を依拠しているが<sup>3</sup>、日本のように原子力発電に対する長期的不安は今のところ無く、さらにスウェーデン政府はこれから段階的に、主な発電様式を原子力から再生可能燃料へシフトしていくと発表している。

なぜ、スウェーデンは環境先進国としてその政策を維持できるのだろうか。その原動力は何なのだろうか。それに対して理解を深めることが出来れば、日本の環境政策を更に進めていくことが出来るのではないか。そう考え、私はスウェーデンの環境政策への原動力を突き止めてみたいと思った。

## 2、仮説

スウェーデンが環境政策を行う動機として、次の3つを考えた。

- 経済的側面(産業、企業などを優先した結果の環境政策)
- 原子力技術発展による安全保障的側面(環境政策と安全保障政策のミックス)
- 政治システム・国民的側面(国民の考えに根付いている環境保護)

本稿では以上の3つを大きな柱としてスウェーデンを研究していく。だがその前になぜ、スウェーデンが環境先進国と呼ばれるようになったのかを、次の章で確認する。

---

<sup>1</sup> 日本テレビ 24WEBNEWS 「日本、京都議定書の目標達成が確実に」  
(<http://www.news24.jp/articles/2013/11/20/07240602.html> 1月20日)

<sup>2</sup> NordicCleanTechNews.com

(<http://nordiccleantechnews.com/blog/swedish-greenhouse-gas-emissions-all-time-low/>  
英語サイト 1月20日)

<sup>3</sup> 経済産業省 ([http://www.meti.go.jp/policy/global\\_environment/report/chapter6.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/global_environment/report/chapter6.pdf) 1月20日)

### 3、なぜスウェーデンが環境先進国と言えるのか

スウェーデンが環境先進国と呼ばれて久しい。その起源は国際政治的に見れば1972年の第一回国連人間環境会議にまでさかのぼることが出来る。同会議にてスウェーデンはその当時、国際社会には「マイナー・プロブレム」として捉えられていた環境問題の重要性と普遍性について、国連加盟国に訴え続けていた。当時のスウェーデン首相は

「国連環境会議開催の糸口をつけたのはスウェーデン政府といってもよいかもしれない。いまふり返ってみると7年前(昭和40年、1965年)にスウェーデン国内で環境保護が問題になり、討議していくうちにこれは全地球の問題であると悟り、そこで4年前(昭和43年)に国連に問題を持ち込んだ。その当時、問題がよく理解されなかったのか“エキセントリックなスウェーデン人”と悪口を言われたこともあるが、幸い現在そんなことを言っている人はなくなったようだ」と振り返っている。

そして1992年、リオ・デ・ジャネイロで開かれた国連環境開発会議(地球サミット)において、世界の環境政策の指針となるリオ宣言と、これを実践するための行動計画「アジェンダ21」の他、「森林原則声明」、2つの国際条約「気候変動枠組条約」「生物多様性条約」、合わせて5つの文書が国際的に合意された。その直後にスウェーデンはアジェンダ21を国内の政策において大々的に採択し<sup>4</sup>同国の草の根的な集合体であるコミューンに環境保護のための具体的な行動を実施させることに成功した。

そして近年では2007年、OECD 発表の「持続可能な社会に向けた国際ランキング」にてドイツやスイスを押さえて第一位に輝き、2012年のリオ+20においてもスウェーデンは自国の教育制度であるESD (Education for Sustainable Development) の国際的普及に努め、存在感を強めた<sup>5</sup>。

また、直近の物では2013年8月に RobecoSam と呼ばれる持続可能な開発を掲げて資産運用、企業や国の格付けをするグループ(詳細は後述)による「世界の持続可能な国ランキング」においても、スウェーデンは堂々の1位となっている(図①)。

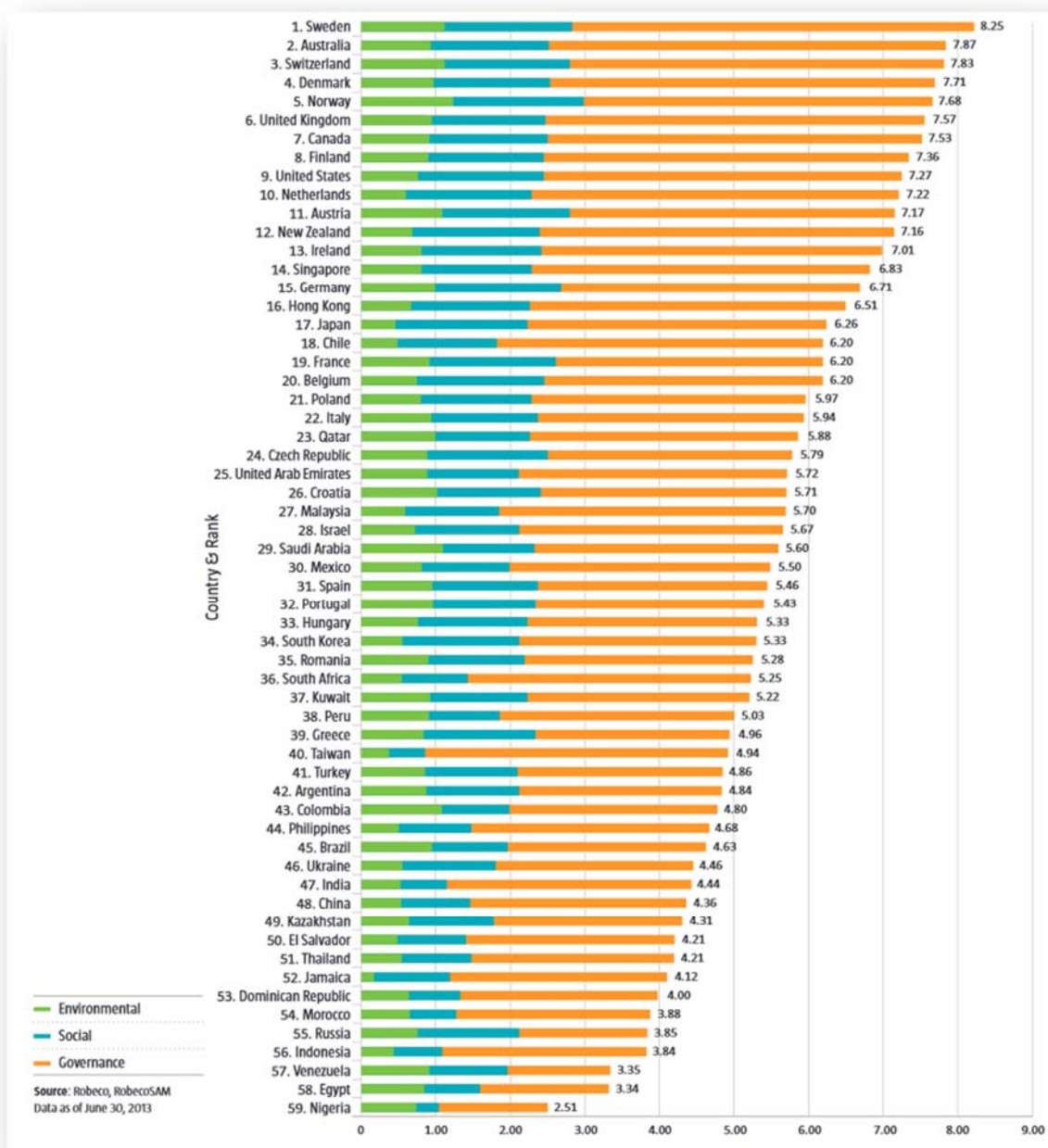
この他にも GermanWatch による地球温暖化(CO2削減と国の政策)の国際ランキングでも1位を記録する<sup>6</sup>など、他にもまだまだ環境対策への国際ランキングにおいて、スウェーデンは常に上位にランキングしており、枚挙に暇がない。このように、スウェーデンは様々な国籍・集団から環境面での貢献を認められており、ドイツやスイスなどの他の環境保全国と比べても、環境政策面、その他の持続可能性といった面も合わせて考えると、頭一つ飛びぬけている存在であると言える。

---

<sup>4</sup>James Sarah&Lahti Torbjorn著 高見幸子 翻訳・監修 伊波美智子 解説『スウェーデンの持続可能な街づくり ナチュラル・ステップが導くコミュニティ改革』新評論、2006年15-16項

<sup>5</sup>WEB 文部科学省広報 第153回 (<http://www.koho2.mext.go.jp/153/index.html#page=11> 2013年1月20日)オリジナルビューアーから。

<sup>6</sup> Climate Performance Index 2007 (<http://www.germanwatch.org/klima/ccpi07c.pdf> 1月20日)



図①

【出典】:RobecoSAM.Com 「Measuring Country Intangibles」PDF ファイル

([http://www.robecosam.com/images/CS\\_Ranking\\_E\\_Rel.FINAL.pdf](http://www.robecosam.com/images/CS_Ranking_E_Rel.FINAL.pdf) 1月20日)

注1:緑のバーが環境(排出、エネルギーなど)、青のバーが社会(福祉、教育など)、橙のバーが政治(人権、民主性、汚職率など)を示している。

注2:日本は17位。

## 4、仮説検証「経済的側面」

### a. スウェーデンの多国籍企業家たち

ビジネスと産業はエコの敵だ。一般的にはよくそう言われているがスウェーデンにおいては多くの企業が環境保全と利益追求を両立している。スウェーデンではエコを用いてビジネスを成功させている企業家達が多く存在している。彼らの大きな成功例としてまず1つ目に、スウェーデン北部のウメオコミュニティで行われている「グリーン・ゾーン」というビジネス計画が挙げられる。これはフォード社・マクドナルド・スタットオイル社といった三つの世界的に有名な多国籍企業が協力して、環境に配慮した持続可能な企業活動を実現するために立ち上げられたものである。そこで三社はエネルギー循環型の営業所の建設、再生可能エネルギーに100%依拠する事業所などを合同の研究で開発し、他国でのビジネスにも流用できるような革新的モデルを開発することに成功した<sup>7</sup>。またこのプロジェクトの成功によってこのようなエコベンチャーのコラボレーションを世界的に行うことに3社は協議をしはじめた。これについてフォード社会長は

*「これは環境面における慈善活動ではなく、堅実なビジネスだ。すでに開発・使用されている施設の中で、自動車生産のための環境・社会問題に対する配慮とのバランスをとり、再デザインした初めての例である」*

と述べた。

また、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、エストニア、ドイツ、オランダ、ベルギー、ポーランドと8ヶ国に合計160のホテルを持つ大手ホテルチェーンとして事業展開をしている ScandicHotel は、エコビジネスによって赤字経営からの脱却を果たした。90年代のバブル経済がはじけた後赤字が続き、倒産に近い状況であったスカンディックホテルは環境で新しいブランド価値を作り他のホテルと差別化することを方針にした。電気に関しては、100%再生可能なエネルギーを Vattenfall 電力会社と契約して使用。それらの熱源は、再生可能であるという認証のある熱源で、例えば、木質バイオマス、海水の温度を使ったヒートポンプなどがある。そして省エネ対策としては、ホテルの照明に、ローエネルギーランプを使用。コンピューターも省エネ対策のあるものを購入。部屋の温度は、自動的に、朝は少しあたたかくなり、夜中は低くなるように設定。快適さを保ちながらの省エネを実現した。初期投資額は少なくなかったようだが、これらの企業努力とそのエコブランドが利用者に認知され、一般的なホテルよりも少し高い値段設定（一室1万5000円～）のビジネスホテルにもかかわらず、国内での売り上 No1を達成している。この成功によって、スカンディックホテルはエコへの投資がビジネスにとっても有効だという事を示した<sup>8</sup>。

### b. スウェーデンの税体系

エコを掲げる多国籍企業たちは、なぜその土壌をスウェーデンにしたのだろうか。その答えはスウェーデンの特異な税体系にある。政府は省エネを促進するために既存の家屋の所有者が高性能

<sup>7</sup> James&Lahti 「スウェーデンの持続可能な街づくり」 100-115 項

<sup>8</sup> 同上。

の断熱性能を有する窓を設置した場合、税の減免措置をとっている。公的建物についても30%の補助金を出し、また太陽光発電をする場合には70%までの補助金を出している。また、スウェーデンではCO2排出税などの間接税の割合が高い代わりに直接税である法人税率は非常に少ない(OECD加盟国で最低)(図②)

世界の法人税ランキング

順位	国名	実効税率(%)
1位	アメリカ	39.13
2位	日本	36.99
3位	フランス	34.43
4位	ベルギー	33.99
5位	ポルトガル	31.5
6位	ドイツ	30.18
7位	オーストラリア	30
7位	スペイン	30
7位	メキシコ	30
10位	ルクセンブルク	29.22
11位	ニュージーランド	28
11位	ノルウェー	28
13位	イタリア	27.5
14位	カナダ	26.14
15位	ギリシャ	26
16位	イスラエル	25
16位	オランダ	25
16位	オーストリア	25
16位	デンマーク	25
20位	フィンランド	24.5
21位	韓国	24.2
22位	イギリス	23
22位	スロバキア	23
24位	スウェーデン	22

【出典】:小沢徳太郎 著『スウェーデンに学ぶ「持続可能な社会」 安心と安全の国づくりとは何か』朝日新聞社、2006年、239項を参考に、著者が作成。

注:日本には復興支援負担税の10%が含まれている。

こうすることによって企業は環境に配慮することが出来れば、非常に少ない税負担で企業運営することが可能なのである。また、バイオマス燃料によるプラントには設備投資額の最大25%の助成、風力発電プラントには設備投資額の最大15%の助成、さらに風力発電への発電電力量に応じた補助金の支給等がある。小規模水力発電プラント(10~1,500kW)に対しては設備投資額の15%が助成される<sup>9</sup>。これらの再生可能エネルギーへの支援効果の効果も手伝い、風力や企業によるバイオマスエネルギーの使用がかなり普及した。中でも地域暖房部門における化石燃料からバイオ

<sup>9</sup> 経済産業省 スウェーデン PDF ファイル。

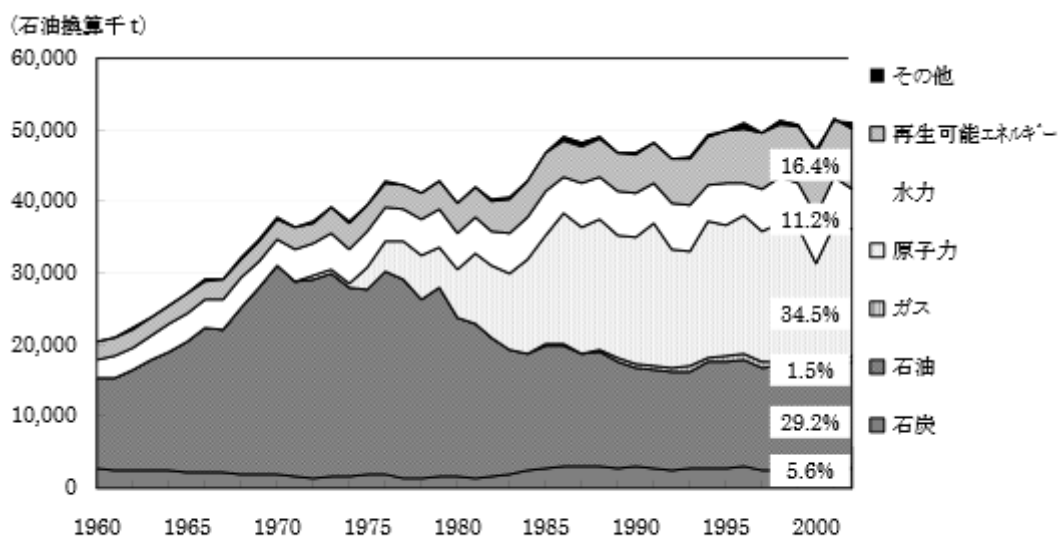
([http://www.meti.go.jp/policy/global\\_environment/report/chapter6.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/global_environment/report/chapter6.pdf) 1月22日)

マス燃料への転換は顕著で、高緯に位置するスウェーデンでは暖房用エネルギー需要が多いため、暖房におけるシステムやエネルギー源の変更は効果が大きい。このようにスウェーデン政府は多くの環境優遇政策を採っており、補助金も出すことで多国籍企業が「新しいエコビジネスモデルの開発」の実験場として、スウェーデンという国を利用することを促進しているのだ。こうすることによって多国籍企業の誘致と自国企業の発展を促すことが出来、スウェーデンの国力の増強につながっているのは間違いない。

c. 「経済とエコの両立」という考えでのエネルギー政策

スウェーデンは日本と同じように石油資源に乏しい。そのため同国も以前はエネルギー供給のため産油国から多くの石油を輸入し、それをを用いて発電を賄っていた。だがしかし1973年に第一次オイルショックが発生すると同国の経済収支は急激に悪化。そしてその状態は第二次オイルショックが明けてもまだ続き、74年から84年までの十年間はその前の十年間とくらべて、GDPを2%も減らしてしまうという相当な痛手を負ってしまう。実際のところ、スウェーデンはその苦い経験からクリーンエネルギーの必要性を悟ったということが大きい(図③)

図③ スウェーデンの発電量とその種別<sup>10</sup>



(注) その他には、電力輸出入および熱を含む。

上記のグラフはスウェーデンの発電方式別電力供給量の変遷を示したものである。一目瞭然であるがスウェーデンは第一次オイルショック直後から、主な供給源を石油燃料から原子力にシフトしている。そしてその傾向はオイルショックの影響が強く残り続けた90年代初頭まで続いている。また1955年の政府発表声明によれば

「戦争や戦争勃発の危険による(石油市場における)障害発生危険性が明白で、しかも中東諸国によって増幅されている・・・」

<sup>10</sup> 同上より引用。

という、ある意味非常に先見の妙がある発表をしている<sup>11</sup>。また、近年福島大第一原発の事故を受けてドイツが原発脱却方針を固めるなど、ヨーロッパでは反原発の論調が強まっているのにもかかわらず、スウェーデンはそれから真っ向に対立する原発推進政策を採っている。そもそもスウェーデン政府は一度、原発政策に関しての国民の声に NO を突きつけたという歴史がある。過去、スウェーデンは1979年に起きた米スリーマイル事故を受け、1980年には世界に先駆けて「2010年までに全原発を廃止する」と国民投票で決定した。しかし、その全廃期限は1997年に撤回。2010年には古くなった原子炉の建替えを認めるなどの新政策の承認がなされたのである。スウェーデン国内では未だに反原発の声は根強いが、今拡大しつつある風力発電や再生可能エネルギーが原子力発電の代替品と成れるまで、政府は原発を利用し続ける方針だ。2011年当時のスウェーデン環境庁大臣のカールグレン氏は原子力発電に関してこう述べている

「・・・原子力はスウェーデンにおけるエネルギー供給の歴史的一幕に過ぎない。中道保守政権の連立4党による合意が示しているように、スウェーデンは風力やバイオマスなどによる再生可能な電力の発電を急激に増やしていくことによって原子力発電への依存を減らしていく考えである。私個人は原子力は廃止していくべきだと考えている。私や私の属する中央党は、中道保守政権の連立4党による合意がスウェーデン国内の原発を閉鎖していくための大きな前進を意味するものだと解釈している。確かに、この連立4党の合意(2010年の原子炉建て替え合意)を、スウェーデンが原発の増設を選んだ証(あかし)だと解釈する連中もいることは理解はしているが、そういう人たちには『あの合意が採択され、将来の長期的なエネルギー生産の道筋が明確にされた後に再生可能な電力の生産量がいかに伸びてきたかを注視すべきだ』と言いたい。」<sup>12</sup>

また、スウェーデンのエネルギー長官であるトーマス・コーバリエル氏は原子力発電に対して経済的側面から、非常に冷静で現実的な視点を持って次のようなコメントをしている。

「北米・アメリカにおける経験から言えるのは、新しい原子炉の建設が当初の予定よりも非常にコストがかかり、建設期間も予想以上に長くなりがちだということだ。そのため、今日では多くのエコノミストが原発新設に懐疑的である。例えば、イギリスのサイズウェル原発はコストが非常に高くつき、発電1kWhあたりのコストも10円以上となり、風力発電よりも高コストとなっている。また、フィンランドで建設中の新型(第3世代)原子炉も当初の予定よりもコストが数十%も上回ったうえに、完成が数年も遅れるなど、コスト面での原発の長所に強い疑問がある。さらに新エネルギーの技術革新において、風力発電や太陽光発電の技術では着実な進歩がありコストが減少している

11 ウィリアム・D・ノードハウス 著 藤目和哉 訳 『原子力と環境の経済学～スウェーデンのジレンマ～』 電力新報社、1998年、34項

12 スウェーデンの今 2011-5-11 「フクシマ以降のスウェーデンにおける原発議論」  
([http://blog.goo.ne.jp/yoshi\\_swe/e/8613e4ca5091ad61ebd21936db8ee2af](http://blog.goo.ne.jp/yoshi_swe/e/8613e4ca5091ad61ebd21936db8ee2af) 1月22日)



事実にも目を向けなければならない」<sup>13</sup>

東日本大震災を受けて、先進国の間での、「原子力発電は真の意味でクリーンではない」という近年の潮流に逆行するスウェーデン政府の政策には、ただ環境保全を優先するのではなく自国の経済的自立性とエネルギーの安定供給を確立、そして再生可能燃料(というより、更に低コストな燃料)への橋渡しをするという堅実な狙いがある。このように、スウェーデンは非常に現実的な視点をもって環境政策に立ち向かっている。

#### d. 経済的側面のまとめ

スウェーデンはエコと経済をうまく両立することが出来ている。スウェーデンは OECD 加盟国の中では特異な税体系をもって、国際的な多国籍企業、自国の企業の発展を促すことに成功している。また、再生可能エネルギーに対して大胆な補助金を出すことによって関連の技術力を向上させ、外国のエネルギー企業の参入も可能にしている。そして、エネルギー政策に関しては、比較的低コストでCO2排出量も少ない原子力発電を、再生可能エネルギーへの橋渡し役にすることによって、エネルギー政策の経済的負担を上手く削減している。

強調したいのは、スウェーデンが目指しているのは「エコと経済の両立」だということである。自己犠牲の精神でエコをするわけでもなく、経済発展を優先して産業での環境破壊を看過するというわけでもない。あくまで経済とエコの共生というのがスウェーデンの強みであり、その考え方や精神は、日本が大いに参考にすべき点である。

## 5. 仮説検証「原子力技術発展による安全保障的側面」

### a. 非同盟中立

安全保障と原子力(環境政策)の関連性について理解する前に、スウェーデンの安全保障への考え方とその歴史について掘り下げてみたいと思う。

スウェーデンの安全保障政策は、非同盟中立に基づいてきた。正確に言えば、平時に非同盟主義を貫くことで、戦時に中立を保てるようにするのである。だが、第二時世界大戦後にヨーロッパは冷戦に突入する。東西両陣営のどちら側にも属さないのではあるが、西側がスウェーデンに攻め込んでくることはほぼありえないので、仮想敵国は常にソ連とワルシャワ条約機構軍。ソ連と国境を接し、しかも第二時世界大戦では2度もソ連に侵攻され領土を奪われたフィンランドほどの切迫感はないにしろ、スウェーデンでもヨーロッパが再び戦場になることを想定して、徴兵制のもとで国の規模に比して大規模な国防体制を確立させていた。ちなみに、スウェーデンはもちろん「非武装中立」ではない。中立をいくら掲げてはいても、それを裏付ける実力がなくてはならないとスウェーデンでは考えられた。そのため、非同盟中立をもっともらしく仮想敵国にアピールするため国防軍を抑止力として、力を強めていく必要があった。兵器の調達も自国で行わなければならない、自国での

<sup>13</sup> スウェーデンの今 2011-6-8 「歯に衣を着せない主張を展開するスウェーデン・エネルギー庁長官」 ([http://blog.goo.ne.jp/yoshi\\_swe/s/%A5%A8%A5%B3](http://blog.goo.ne.jp/yoshi_swe/s/%A5%A8%A5%B3) 1月30日)

生産が始まる。小さな国のため、自国での必要分を賄うためだけに兵器の開発・生産を行っていたのでは、多額の開発費の元が取れない。そこで、兵器の輸出の必要性が大きな論点になっていった。そうしていく内に次第に主要な輸出産業の一つになっていってしまうのである。(図④)

図④

世界の武器輸出額ランキング

順位	輸出国	輸出額(単位:億。1\$=95¥)
1位	アメリカ	8322
2位	ロシア	7603
3位	中国	1694
4位	ウクライナ	1277
5位	ドイツ	1133
6位	フランス	1082
7位	イギリス	820
8位	イタリア	805
9位	オランダ	722
10位	スペイン	684
11位	イスラエル	506
12位	スウェーデン	471
13位	カナダ	262
14位	スイス	200
15位	韓国	174

【出典】:世界ランキング統計局 スtockホルム国際平和研究所

(<http://10rank.blog.fc2.com/blog-entry-198.html> 2月2日)より著者が作成。

それから、東西両陣営が核兵器を突きつけてお互い睨み合っている最中にある恐怖から、スウェーデンでも核武装論が50年代に論じられ始めたのである。

#### b. 核エネルギーと核兵器

先ほどの章でも述べた通り、現段階でスウェーデンと原子力との親和性は高い。ではその環境政策への核技術は、本来は核兵器開発のためのものとして捉えられていたのだろうか。

1950年代、東西冷戦構造の狭間にあったスウェーデンでは武装中立を掲げており、それがナショナル・アイデンティティでもあった。だが冷戦の核を担う国家の一部として、どうしても安全保障は求められており、少なくとも1954年にはスウェーデン将校たちは戦術上の核兵器を製造するべきだと主張していた。そこでスウェーデンは表面的にはエネルギーの供給という名目で原子炉を建設してプルトニウムを生産し、事実上の核開発を開始した。

だが国内で産出するウランの純度が低く開発は難航。さらに同時期に社会民主党の女性たちによる巨大な反核運動が起こる。また、国内の反核グループは「スウェーデンが核兵器を持てば、中立というナショナル・アイデンティティを失い国家を危機に陥れる」とも主張した。これを受け、社会

民主党は原子力兵器に関する一連の行動指針について、勧告を作成するために特別委員会を任命した。そして1959年に、この委員会は「昨今の状況においては、スウェーデンの原子力兵器保有にノーというべき理由がいくつかある。」と言明した。だが一方で「原子力兵器からの保護についての研究はこれからも続けていく必要がある。」と言明し、防衛的な観点からの研究の必要性を感じていたスウェーデンは、その後も結局核兵器研究を続けていった。

だが1960年代に入ると、アメリカなど西側陣営が、東側陣営との核戦争回避のために「対話」を進めた事や、国防省による財政能力を理由とした計画放棄の判断や、1968年にNPTが結ばれた事などから計画は中止された。しかしスウェーデンの開発計画は、一部の重要な部品が試作され、核実験の場所を特定していたなど具体的であった。スウェーデンが核保有を断念した背景には、東西両陣営の対話、核軍縮の取り決めなど国際情勢の変化によるものであった。また、戦闘機の開発と核兵器の開発を比較し、戦闘機の開発を優先した。なお、スイスも同時期に核開発計画を進めており、スイス同様に中立国であるスウェーデンに対して核兵器の共同開発の道を模索していたと言われている。核兵器開発を放棄した後、政府は1970年にはNPTを批准、現在は新アジェンダ連合を形成し、核兵器廃絶の立場をとっている。現在のスウェーデンは、原子力を原子力発電などといった平和的利用に限った運営をしている<sup>14</sup>。

このようにスウェーデンは1950年代の冷戦を経て獲得した核技術を現段階では兵器には利用しておらず、飽くまで平和利用にとどめているというのが現状である。だが、冷戦時には必要に応じそれなりに核開発に注力し、自国の安全保障を優先していた。こういう所にもスウェーデンのしたたかさが感じ取れる。そして近年では冷戦時と打って変わって、反核兵器運動や平和維持活動を国として行っている。詳しくは次項でみていくことにする。

### c. スウェーデンの平和維持・反核兵器運動

スウェーデンはストックホルム国際平和研究所(Stockholm International Peace Research Institution)において全世界に軍縮と核兵器根絶を訴えかけている。

SIPRIは冷戦のデタントが進み始めた1964年に当時の首相であるタージ・アーランダーがスウェーデンの150年の平和の歴史を祝って設立したものである。全世界から知識人を集め、紛争と核兵器の平和的解決方法や世界の軍縮促進を目指して研究している。国際機関にもかかわらず、資金の8割ほどはスウェーデン自ら、王室や外務省からの拠出で賄っている<sup>15</sup>。

SIPRIは主にそれぞれの紛争についての研究や世界の国々の軍備などの調査についての出版・発表をする事を通じて、国際平和の達成を図っている。特にSIPRIが一年に一回刊行するSIPRI YEARBOOKは全世界の注目を集めており、この中での研究結果は世界中の報道機関で伝えられ、その影響は計り知れない。その著書の中で、近年の世界の核軍備の動向が特に深く触

<sup>14</sup> スティーグ・ハデニウス 著 岡沢憲芙 訳『スウェーデン現代政治史 対立とコンセンサスの20世紀』早稲田大学出版部、2000年、74-95項

<sup>15</sup> SIPRI About SIPRI Funding  
(英語サイト <http://www.sipri.org/about/funding> 2月10日)

れられており、核軍縮への道のりを示している。SIPRI YEARBOOK やその他の著書はインターネットで要約を見ることも出来(<http://www.sipri.org/> 英語サイト)、一般の人々の情報取得も促している。

また、SIPRI の他にも2003年にスウェーデン政府によって設立された大量破壊兵器に関する委員会 (Weapons of Mass Destruction Commission )も、核兵器の根絶を訴えつづけている。この団体の書記長はハンズ・ブリクスというスウェーデン人で、同氏は2003年アメリカのイラク進攻時に国連監視検証査察委員会 (UNMOVIC) の委員長を務めた。そしてイラクの大量破壊兵器の保持について懐疑的な姿勢を持ち続けたことで有名である (結局アメリカとイギリスにイラク進攻を許してしまったが)。そのような経歴を持つブリクス氏は、WMDC において論文発表やスピーチなどを通して、世界に大量破壊兵器の根絶を訴え続けている<sup>16</sup>。

このようにスウェーデンは国の政策の一環として核兵器の根絶に努めており、原子力を核兵器の戦力と結び付けて研究しているわけではないことが伺える。

#### d. 「原子力技術発展による安全保障的側面」のまとめ

永世中立国を謳って、確かにスウェーデンは1950年代から核開発に相当の力を入れてきた。だが、今はもう NPT に参加しているという事、軍事費を核兵器より戦闘機に傾倒させているという事、「非核武装」はスウェーデンのナショナル・アイデンティティだと捉える者が多い事、そして SIPRI や WMDC といった二つの政府による反核兵器組織を通じて世界的に核兵器の根絶を訴えているという事を考えると、スウェーデンは核を軍事力としては捉えておらず、飽くまで環境保護、低コストな原子力発電のために核開発を行っているということが出来る。

ここでも注目したいスウェーデンの考え方は、やはり「効率的・現実的」という事である。安全保障が重要視されていた冷戦下においてはしたたかに核兵器を開発し、技術力を養成したうえで、冷戦が終結し安全保障への気運が低まると即座に非核のスタンスへとシフトチェンジし世界的に先進的な非核武装国という世界的なイメージを獲得、そして核兵器開発で養った開発力を原子力発電に使う。そして原子力が必ずしもコスト的に優れたものではないと判明すると、急速に再生可能エネルギーへと力を注いでいく。ただ「非核武装」、「環境保護」等といった理想のみを追求し、利益を度外視するという事ではなく、その時代のニーズと合理性に応じて臨機応変に政策を行えているというのが、スウェーデンの何よりの強みであるといえるだろう。

## 6、仮説検証「政治システム・国民的側面」

### a. スウェーデン国民の環境意識

今でこそスウェーデンは「環境先進国」として世界に知られているが、最初から環境への意識が強かったのかといわれるとそうではない。1970年代には酸性雨の問題に悩まされていた。そして、その原因の90%がイギリスや中央ヨーロッパの排気ガスであったため、環境問題が単に自国内だけ

<sup>16</sup> Blix and Associates (英語サイト <http://www.blixassociates.com/> 2月10日)

では解決できないという事を当時から思い知らされていた<sup>17</sup>。

そして国民の環境への意思を決定的に強めたものは先述した、1980年の原発存続についての国民投票であった。特にその投票の1年前にはアメリカのスリーマイル原発事故が発生したため、国民はこの国民投票に真剣に立ちむかっていく必要性があったのだ。それにさらに追い打ちするように1988年にはスウェーデンの西海岸でアザラシが大量死するという事件が起こる<sup>18</sup>。当時のメディアでは何千頭というアザラシが苦しみながら死んでいる映像を大々的に流した。さらにそのアザラシの死が人間による海洋汚染によるものだと思われ渡ると、まさにスウェーデンの全国民が環境問題への意識を持って行ったのである。

さらにそのころからスウェーデン国内でグリーンピースや世界自然保護基金といった NGO が非常に活発になっていった。

このようにスウェーデンの国民の全てが最初から強い環境意識を持っていたという事ではない。これらの様々の要素とその苦い経験が組み合わさって、スウェーデンの国民は環境への意識を強めていったのである。そして、環境意識を持った国民と、スウェーデンの特異な政治システムが合わさることによって、今日のスウェーデンの漸進的な環境政策がある。それでは、次の項ではスウェーデンの政治体系を詳しく見ていこうと思う。

#### b. スウェーデンの政治体系とアジェンダ21、そしてNGO

スウェーデンは国際的に見ても地方分権がかなり進んでいる国家である。児童福祉、高齢者福祉、学校、エネルギーや上下水道、電気に至るまで、コミューン(日本での市町村にあたるもの)が管轄になっている。またそれらの税収をそのコミューンが独自に使用可能なので、それぞれの行動を縛ることなく独自の政策を採ることが出来る<sup>19</sup>。

そして、そのような制度を持つスウェーデンによく適合したのが、冒頭でも述べた1992年リオ・デ・ジャネイロで開かれた国連環境開発会議(地球サミット)において策定された、世界の環境政策の指針となるリオ宣言と、これを実践するための行動計画「アジェンダ21」だったのである。国民一人ひとりの生活が変わらなければ環境問題は解決しないと考えたスウェーデン政府は、国民の生活に最も近いコミューンに対し、国民一人ひとりの行動指針を定めた「ローカル・アジェンダ21」の作成を依頼した。政府の作成依頼に対し、それぞれのコミューンが現地の生活に即したプランを策定したのである。政府はアジェンダ21の一番大切な要素は「ボトムアップ」だとし、あくまで現地の市民、労働者、NGO が主体的に行動計画を作成し、それをコミューンで広める。といった考えの下で政策を施行していった。それが功を奏して保育園や小学校での環境教育も盛んになり、市民が一体となって環境活動に参加し、素材別のステーションを作ったり、容器のリサイクル法が定められたりしていったのだ<sup>20</sup>。そして何より、政府は国民へ環境への意識を植え付ける事に成功したのだ。

<sup>17</sup> James&Lahti 「スウェーデンの持続可能な街づくり」 14 項

<sup>18</sup> 同上、15 項。

<sup>19</sup> James&Lahti 「スウェーデンの持続可能な街づくり」 34-35 項

<sup>20</sup> 同上、15-17 項

そして、スウェーデンは非常に NGO が活発に活動している。自然保護協会には18万人、WWF には17万人、グリーンピースには16万人が加わっている。スウェーデンの人口が約900万人だと考えると、この数字は非常に大きいものだとわかる。

スウェーデンには政府の政策決定に大きな影響を及ぼす民間団体が20世紀初頭にはすでに存在していた。それは生物の多様性が失われている事を憂いた知識人や学者からなる自然保護団体 SNF である。同団体は1909年の設立から、環境保護論を広めるために有志で会誌発行したりなど環境保護のためにさまざまな活動をしていた。

また同じくスウェーデンの野外生物学協会 SNF は、1969年政府の水力電源開発に大きな圧力を加えこれを成功させた。そして1971年、地方の草の根的環境団体は連合し MIGRI と名を改め、その勢力を強固にした。同団体はアメリカのエネギー団体である「地球の友」と連合し、スウェーデン政府にエネギー政策についての提案書を提出している<sup>21</sup>。このような草の根団体が現地コミュニケーションと強いつながりを持つことによって、他国の NGO にはない影響力を国策に与えることが出来た。

このように、スウェーデンの地方制度と NGO、アジェンダ21が組み合わさって、「政府がコミュニケーションに政策の大綱を規定する」⇒「コミュニケーションがその具体的行動を実施」⇒「市民がその政策を政治参加の中で実施」⇒「市民のアイディア・意見から刷新的な環境政策が生まれる」といった良好な Bottom-Up 型サイクルが生まれていったのだ。

### c. 「政治システム・国民的側面」まとめ

こうしてみると、スウェーデン人の環境意識は「苦い経験」から学んだものが多いのではないかと、思われる。最初から環境意識を強く持っていたわけではなく、1970年代の酸性雨によって、自国が環境被害にあって初めて、環境問題の重要性を実感したのだ。それからは、スウェーデン政府はアグレッシブに環境問題に取り組んでいき、国際会議の場で他国を巻き込んでいった。そしてその中で生まれたアジェンダ21とスウェーデンの進んだ地方分権制度によってスウェーデンの一般国民にも深い環境問題への関心を植え付けることが出来たのだ。

そのプロセスを通じて、環境意識を持ったスウェーデン国民による民主主義政府生まれたのだ。そしてその政府は漸進的な環境政策を打ち出し、新しいエネギーへの挑戦を通して、世界での存在感を強めている。

## 7、おわりに・環境政策への原動力とは・日本はどうしていくべきなのか

スウェーデンは国民レベルで環境政策に対して非常に「現実的」なのだ。日本では CO2削減やリサイクル、排ガス削減、消費電力削減…などといったことが、どうしても「美談」、「きれいごと」であるというイメージがある。自分が我慢したり面倒くさい事をして、環境に配慮して偉大な自然と共に生きていこう、それが良い事なのだ。日本の考える「エコ」という物はそういったものが主流である。一

---

<sup>21</sup>社団法人スウェーデン社会研究所 編『スウェーデンの社会政策』第8章小野寺信 1981年

方でスウェーデンの考えるエコは日本人のそれとは大きく異なる。スウェーデンは経済的、そして政治的視点によって一歩離れた位置から「エコ」を見ている。常に利益と環境を両立させる方法を考えている。そしてそれを次々と成功させているのだ。飽くまで自分たちがより豊かに生きていくためには、自然との共存が必要不可欠だということなのである。よって、言い方は乱暴だが、スウェーデンの環境政策への原動力は「利益の追求」だったのである。

スウェーデンを見て、日本はどうしていきべきなのだろうか。スウェーデン国民は酸性雨やアザラシの死など、「人類の失敗」から多くを学び行動を起こしたのだ。そしてそういった国民に支えられて、スウェーデン政府は現実的な視点を以って漸進的な環境政策を打ち出している。日本はどうか。3.11、福島第一原発事故はまさしくスウェーデンの1970年代と、重ねてみる事が出来るのではないか。福島第一原発事故もおなじく「人類の失敗」である。それならば、1970年代のスウェーデン人と同じように、日本人もこれまで当たり前だと思ってきた環境政策について再考すれば、スウェーデンと同じように環境先進国と成り得る原動力を得る事が出来るのではないか。原発推進・反対。たしかに日本の原発問題は早急に解決しなければならない。しかしそれだけに囚われず、広い視点でのエネルギー政策への再考が重要である。原発の事故はあくまできっかけとし、本当の意味での利益を追求するために、国民の一人ひとりが「現実的な視点をもって」ひとつひとつの課題に立ち向かう意識を持てれば、新しい日本の行動指針を誕生させることが出来るはずである。

#### 参考文献

- James Sarah&Lahti Torbjorn著 高見幸子 翻訳・監修 伊波美智子 解説『スウェーデンの持続可能な街づくり ナチュラル・ステップが導くコミュニティ改革』新評論、2006年
- 村井誠人 著『スウェーデンを知るための60章』明石書店、2009年
- 小沢徳太郎 著『スウェーデンに学ぶ「持続可能な社会」 安心と安全の国づくりとは何か』朝日新聞社、2006年
- スティーグ・ハデニウス 著 岡沢憲英 訳『スウェーデン現代政治史 対立とコンセンサスの20世紀』早稲田大学出版部、2000年
- ウィリアム・D・ノードハウス 著 藤目和哉 訳『原子力と環境の経済学～スウェーデンのジレンマ～』電力新報社、1998年
- 諸富徹 著『環境政策のポリシー・ミックス』ミネルヴァ書房、2009年

#### 参考 URL

- 日本テレビ24WEBNEWS「日本、京都議定書の目標達成が確実に」  
(<http://www.news24.jp/articles/2013/11/20/07240602.html> 2014年1月20日)
- NordicCleanTechNews.com  
(<http://nordiccleantechnews.com/blog/swedish-greenhouse-gas-emissions-all-time-low/> 英語サイト 2014年1月20日)

- 経済産業省 ([http://www.meti.go.jp/policy/global\\_environment/report/chapter6.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/global_environment/report/chapter6.pdf)  
2014年1月20日)
- 文部科学省広報 第153回 (<http://www.koho2.mext.go.jp/153/index.html#page=11>  
2014年1月20日)オリジナルビューアーから。
- Climate Performance Index 2007 (<http://www.germanwatch.org/klima/ccpi07c.pdf>  
2014年1月20日)
- RobecoSAM.Com 「Measuring Country Intangibles」PDF ファイル  
([http://www.robecosam.com/images/CS\\_Ranking\\_E\\_Rel.FINAL.pdf](http://www.robecosam.com/images/CS_Ranking_E_Rel.FINAL.pdf) 2014年1月20日)
- スウェーデンの今  
([http://blog.goo.ne.jp/yoshi\\_swe](http://blog.goo.ne.jp/yoshi_swe) 2014年1月20日)
- 世界ランキング統計局  
(<http://10rank.blog.fc2.com/blog-entry-198.html> 2014年2月2日)
- SIPRI About SIPRI Funding  
(英語サイト <http://www.sipri.org/about/funding> 2014年2月10日)
- Blix and Associates  
(英語サイト <http://www.blixassociates.com/> 2014年2月10日)

以上



## プーチン政権 1 期目の高い支持率の要因

### 初めに

日本における歴代の内閣総理大臣在任期間中の支持率の推移を振り返ると、ある共通点を見出すことができる。それは閣当時に高かった支持率が政権末期には大きく低下する傾向があるということだ。<sup>1</sup>

一方、プーチンは非常に人気のある大統領である。ロシアの世論調査機関「全ロシア世論研究センター」によると、プーチンに対する国民の支持率は、大統領就任から二年半たった 2002 年 11 月、最高の 83% に達した。この高い支持率がプーチンの最大の権力基盤である。ゴルバチョフもエリツィンも就任当初はいずれも国民の人気は極めて高かった。しかし、ペレストロイカが失敗し、連邦崩壊を招いたゴルバチョフ、また 1991 年にクーデターを阻止し、カリスマ的な権威を得たエリツィンも 1999 年 12 月の辞任前、支持率はわずか 2% に落ち込むなど惨めな状態だった。<sup>2</sup>

世論調査によると、プーチンの支持率は 2000 年以來 2012 年まで、彼が大統領、首相の時も含めて常に 60% 台から 70% 台の高水準を維持した。この間、CIS 諸国では幾つかの政変、いわゆる「カラー革命」が生じたが、ロシアのプーチン政権は比較的安定していた。ロシアの調査機関レバダによると、2013 年 11 月時点でプーチン大統領の支持率が過去最低水準に落ち込んだとの報告があったが、それでも 61% の支持率がある。この非常に高い数値の要因はどこにあるのか、本論では、まずプーチン自身が就任当時課題とした内容を述べる。そしてプーチン支持の要因を 1 期目の期間内で内政、経済の観点から検証する。

### プーチンの課題

プーチンが大統領代行になる直前の 1999 年 12 月 28 日に発表した「千年紀のはざまにあるロシア」という論文と、大統領選挙の最中の 2000 年 2 月 25 日に発表した「ロシアの有権者への公開書簡」という二つの文書から、当時の現状認識や基本理念、今後打ち出そうとした政策をみる。

#### 1-1 現状への強い危機感

まず経済面では原料エネルギー部門や軍需産業を極端に重視し、高度技術など現代の最重要部門に十分な関心を払わなかった結果、世界市場で競争力を失い、世界的な水準から取

<sup>1</sup> <http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/5236a.html> 2 月 15 日

<sup>2</sup> 山内聡彦 「ドキュメント プーチンのロシア」NHK 出版 2003 年,191-192 頁

り残されたと述べている。さらにロシアの GDP は 1990 年代にほぼ半減し、アメリカの 10 分の 1 にすぎないこと。ロシアが一人当たりの GDP で今のスペインやポルトガルの水準に達するまでには、毎年 8% の成長率を実現したとしても、15 年かかるだろうと専門家が指摘していることを上げている。またロシアは「貧しい人の豊かな国」だと述べ、原料や資源に恵まれているが、国民の多くが貧困にあえいでいるとして、「貧困との闘い」や「国民生活の向上」を優先課題に掲げている。

### 1-2 市場経済と民主主義を堅持

プーチンは市場経済と民主主義を今後も堅持する強い決意を表明している。効率的な市場経済を実現するために、長期的な経済社会戦略を策定すること、外国からの投資を増大させることなどを盛り込んでいる。さらに新興財閥や大企業の特別扱いをやめるべきだとしている。また税制について、税金は高いが、実際には徴収されていないとして、税金を引き下げる一方で徴収額を増やす方向で税制を改革する必要性を強調している。

### 1-3 強い国家の復活

プーチンは強い国家の復活、国家権力の強化が必要だと強調した。プーチンがいう強い国家とは、決して全体主義体制への復帰ではなく、あくまで民主的な法治国家、統治能力のある連邦国家のことであり、軍事力だけでなく、経済や文化、外交など総合力で国力を判断すべきだとしている。プーチンは、犯罪や汚職がはびこり、効果的な対策が打ち出せないのは、国家の意思が弱体化しているからだとして、始めたことを最後までやりぬく強い意志を持った国家権力が必要だと強調した。また国家が経済社会分野で指導的・協調的な役割を果たすべきとし、「国家が強ければ強いほど、個人は自由だ」という論理を展開した。さらに地方が、連邦の憲法などに違反して独自の法律を制定していることに懸念を表明し、連邦制度を強化する必要性を強調した。

### 1-4 ロシア独自の道を模索

また市場経済と民主主義を進める上で、ロシア独自の道の模索が重要だと述べている。プーチンは、「真に成功的な、極度のマイナス面を伴わない祖国の刷新は、外国の教科書から借用した抽象的なモデルや図式をただロシアの土壌に移すことによって達成できない。他国の経験の機械的な模倣も成功をもたらさない。ロシアは自分の道を探求しなければならない」と述べ、「市場経済と民主主義の普遍的な原理をロシアの現実と有機的に結合する」ことを強調している。

### 1-5 安定した社会、法治国家の建設

プーチンは国民が望んでいるのは、安定、明日への確信、長期間にわたって未来を予想できる可能性、平和で安全な法秩序のもとでの勤労、市場活動尾切り開く可能性展望を利用

することだと述べ、エリツィン時代に混迷した社会の安定の実現を目指す考えを強調した。また、プーチンは「法の独裁」というもので、「民主主義とは法の独裁である」とし、憲法や法律を順守するよう求めている。また、犯罪との戦いの強化、秩序の確立などを目指す考えを打ち出している。<sup>3</sup>

## 2 仮説、検証

{1-1} ~ {1-5} を就任当初の課題とするならば、現在の高い支持率を維持するには当然多くの課題をクリアしているはずだ。そこで、私は経済面と内政面での成功が支持率につながっていると仮定した。

### 2-1 経済面

#### **ア) 石油価格の影響**

ロシアは 1998 年 8 月に深刻な金融危機に見舞われた。ロシアの財政制度がお手上げ状態にあることを物語る兆候はあきらかだったものの、崩壊寸前とみていたものはわずかだった。<sup>4</sup>ロシアの貿易は、輸出の 80%を天然資源（石油・天然ガス・金属・木材）に依存しており、これは、世界経済の状況に影響されやすく、世界的デフレで当時物価が下落しつつあった状況下で財政は悪化しつつあった。そして原油価格の下落に伴い、輸出原油からもたらされる税収が減少したことが、ロシア政府の財政を極度に悪化させる事になった。<sup>5</sup>

しかし、世界経済は予想よりも早く回復しはじめた。2000 年になると、落ち込んでいた原油価格が、1 バレル 33 ドルと 2 倍になったためである。ロシアの GDP は石油生産の変化にほぼ完全に依存していることから、何年も低下してきたロシアの GDP もまた大いに増加した。<sup>6</sup>

---

<sup>3</sup>山内聡彦 「ドキュメント プーチンのロシア」NHK 出版 2003 年,110-115 頁

<sup>4</sup> Marshall Goldman, "Russia's Bleeding Heartland," Central European Economic Review, September 1997,6

<sup>5</sup><http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%AD%E3%82%B7%E3%82%A2%E8%B2%A1%E6%94%BF%E5%8D%B1%E6%A9%9F> 2 月 15 日

<sup>6</sup> マーシャル・I・ゴールドマン、鈴木博信訳「石油国家ロシア 知られざる資源強国の歴史と今後」日本経済新聞出版社 2010 年 125 頁

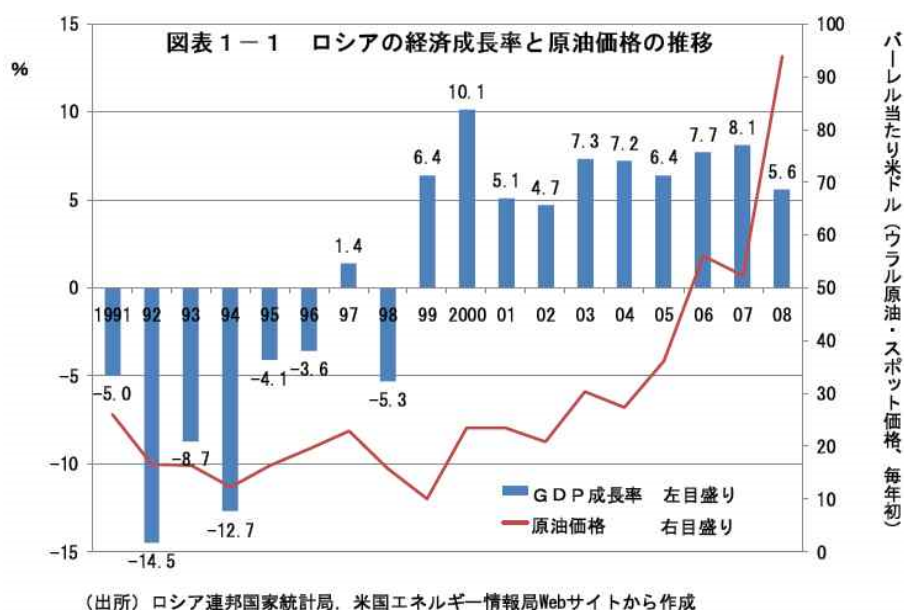


図 1-1 が示しているとおり、石油生産の増減と GDP の変化の間には相関関係がある。2006 年にはロシアの貿易黒字は 1400 億ドルに達し、その大部分は外貨準備に繰り入れられた。ロシアの外貨準備高は 2006 年だけで 1000 億ドル以上も増加し、年末にははじめて 3000 億ドルになった。2007 年半ばには、ロシアは 4200 億ドルを超える外貨準備高をもち、当時中国、日本に続いて世界第 3 位の外貨・金保有国になっていた。おかげで、ロシア政府は一気に借金返済に動くことができた。<sup>8</sup>

エリツィンがプーチンを首相に任命した 1999 年 8 月には、工業生産はすでに唸りをあげ始めたころで、プーチンが就任したのは、1 年前経済危機に見舞われたロシア経済がそこから利益を得はじめたまさにそのときだった。

原油価格上昇のおかげで上昇に転じたロシア経済は、首相の座にある人間をあたかも経済運営の達人であるようにみせた。GDP 年率 7% 成長をプーチンは、国家目標に掲げ、2001 年、2002 年をのぞくと、この目標はほぼ達成されてきた。もっともこの経済成長は、ロシアの製造部門が活力をとりもどしたおかげというよりは、世界のエネルギー価格が跳ね上がったおかげという点で、一貫している。GDP の上昇がプーチン人気を一段と高めたことは確かである。

### イ) オリガルヒの解体

プーチンは、エリツィン時代に政権と癒着し、大きな影響力を振るってきた新興財閥（オリガルヒ）を政治から排除し、経済活動に専念させる方針を打ち出してきた。まず政権発

<sup>7</sup> [http://livedoor.blogimg.jp/toshi\\_tomie/imgs/3/0/30bb663c.jpg](http://livedoor.blogimg.jp/toshi_tomie/imgs/3/0/30bb663c.jpg) 2月15日

<sup>8</sup> マーシャル・I・ゴールドマン、鈴木博信訳「石油国家ロシア 知られざる資源強国の歴史と今後」日本経済新聞出版社 2010年129頁

足から4日後の2000年5月11日、グシンスキーが支配する民間最大のメディア・グループ「メディア・モスト」の本社が突然、覆面に自動小銃を持った特殊部隊による家宅捜査をうけた。メディア・モストはその後、NTV（独立テレビ）や「モスクワのこだま」（ラジオ局）など多くのメディアを傘下に抱えていた。とくにグループの中核的な存在であるNTVは、大勢の優れたジャーナリストを擁し、民主主義など西側的な視点で政権を批判してきた。チェチェンの軍事作戦をめぐることは、一般市民に大勢の犠牲者や難民がでていることを強調するなど、プーチンに対して批判的な報道を行ってきた。また、1999年12月の下院選挙をめぐることは、反大統領派のプリマコフ元首相やルシコフモスクワ市長の陣営を支持し、クレムリンを支持するメディアと激しい非難中傷合戦を繰り広げてきた。こうした政権に批判的なメディア・モストはクレムリンにとっては「目の上のたんこぶ」のような存在だったが、言論の自由は守ると繰り返し表明してきた。しかし6月13日、会長のグシンスキーが逮捕されると、グシンスキーがロシアのユダヤ人連盟の会長を務めていたこともあり、欧米諸国を含む国際的な非難があがった。これに譲歩する形で、警察当局は、逮捕から3日後にロシアから出国しないという条件付きでグシンスキーを保釈した。<sup>9</sup>

プーチン政権の圧力は、メディアを握るもう一人の有力財閥ベレゾフスキーにも及んだ。ベレゾフスキーは、エリツィン前大統領の側近として権勢をふるい、「クレムリンの黒幕」と呼ばれていた。エリツィン時代末期に、プーチンを大統領にするために大きな役割を果たしたが、プーチンは政治に干渉するベレゾフスキーを権力の中核から排除しようとした。このため、ベレゾフスキーは一転して反プーチンの姿勢を強めたのだが、彼も横領の疑いで検察庁の事情聴取を受けたあと、9月に海外に出国し、グシンスキーと同様に事実上の国外追放処分となった。

プーチン大統領はなぜメディアを握る財閥をこれほどまでに敵対視するのだろうか。独立新聞の編集長トレチャコフは、プーチンが政権に批判的なテレビを敵対する一種の政治勢力とみなしているからだと指摘する。<sup>10</sup>

広大なロシアでは実質的にテレビが政党より大きな影響力を持っている。それを最大限に生かして当選したのがプーチン大統領だった。当時はカリスマ性もなく、権力基盤も強くない大統領にとって最大のよりどころは国民の支持である。その支持を生み出す原動力が強い大統領というイメージを作り出すテレビだということである。そのテレビが政権に批判的な一部の財閥に握られているのは、プーチンにとっては受け入れがたいことなのである。

---

<sup>9</sup>山内聡彦 「ドキュメント プーチンのロシア」NHK出版 2003年,117-119頁

<sup>10</sup>山内聡彦 「ドキュメント プーチンのロシア」NHK出版 2003年,115頁

## 2-2「慈父たる皇帝」

### ア) ツァーリ

プーチンは、連邦の中央集権体制を強化し、抵抗していた地方の指導者を中央に従属させた。これはまぎれもなく事実であるが、多くの場合、中央集権化を図ると独裁化を招き、世論の支持率も低下する（北朝鮮をはじめとする社会主義体制を除く）。しかし、現実にはそうならなかった。何故なのか探っていきたい。

モスクワ市の中心部にあるロシア大統領府住民面会所には、2002年に2万8687人、2004年には3万1985人もの住民が訪問している。彼らは、日常の生活での不満、改善の要求を地元自治体ではなく大統領に直接訴えているのである。<sup>11</sup>ここにやってくる人々の中には、プーチンを「ツァーリ」と呼び慕う。ツァーリとは、1917年のロシア革命以前までロシアを支配した皇帝のことで、モスクワ公国には6人、帝政時代には14人のツァーリが君臨し、ツァーリへの期待は伝統的に農民の間に流布していた。崇高な人格者としてのツァーリ神話が民衆一般、とりわけ農民の間に本格的に広がったのは、ピョートル一世の娘であるエリザヴェータ女帝時代（1741-61）になってからである、彼女は即位後、ピョートル大帝の政治的な神格化に着手し、大帝の行動規範の唯一の後継者であることを宣言した。ツァーリは単なる行政権力者ではなく、神聖な人格者として崇められ、地主や役人の収奪に苦しむ民衆は、全能と謳われる皇帝の善意に大きな期待をかけるようになった。逆にいえば中間権力者による抑圧が、人々を救世主ツァーリへと向かわせたのである。1861年の「農奴解放」のときにも多くの民衆が、ツァーリによる解放を信じた。ロシアでは歴史的に、支配者の人格が重んじられることが多かった。ロシア帝政時代を知らない現代人がツァーリ伝説を口にするのは、プーシキンの文学作品「サンターン皇帝物語」に負うところが大きい。極力簡潔に話すと、民衆の上に立つ支配者は、白鳥を救うほどの善良な人でなければならず、彼を中心に国家が建設されるという内容である。ロシア人にとって政治体制の形態や最高指導者の名称、それツァーリであろうが共産党書記長であろうが、たとえ大統領であっても、それ以上にだれが国を支配し、その人が善良であるかどうか最大の関心事である。全土に及ぶ画一的な政治制度が確立される中であって傑出した政治家としてロシア人の記憶に刻まれたのはレーニンとスターリン、そして部分的にフルシチョフであるが、その理由は帝政時代のような支配者の人格と同時にむき出しの個性によるところが大きかった。スターリンは軍服をまとい、フルシチョフはトウモロコシを握りしめる印象である。近年では国際舞台でアメリカ大統領と対等に交渉する姿を見せつけたゴルバチョフ、1991年8月クーデターの際に戦車の上で声明を読み上げるエリツィンの姿があるが、人格というよりも政治的なパフォーマンスに人々の関心が集まった。ただエリツィンが自分をピョートル一世にたとえたのは有名な話であるが、それは改革者のイメージを重ねることに目

<sup>11</sup> 中村逸郎「帝政民主主義国家 ロシア」岩波書店,2005年,2頁

的があり、国家再建に邁進するツァーリ神話からはかけ離れていた。実際に大統領 2 期目のエリツィンは病弱であり、クレムリンで執務する時間も激減していた。

プーチンは、ソ連体制のような労働者の動員制度を全国に整備しようとしたわけでもなければ、派手な政治的なパフォーマンスを演じているわけでもない。にもかかわらず人々はプーチンの中に、過去のツァーリがそうであったようにわが子にたいして深い愛情をもつ「慈父」の面影を見てとるのである。ロシア人の多くはプーチンに、これまでの政治家になかった人格を見出したのであった。それは彼の支配者としての人間性に帰するのである。<sup>12</sup>

### イ) プーチン大統領へのイメージ

ツァーリと一部の住民から呼ばれるようになったプーチンはどんな大統領として映っているのだろうか。

ロシア国内の有力な世論調査機関が行った結果ではプーチンを支持する理由について、図 2 のように「若さ」「行動力」などの項目が 2 割から 3 割で上位を占めている。注目すべきは、「民衆への思いやり」という理由を上げる回答者が、5 人に 1 人の割合でいる点である。たんに積極的な行動力を評価するだけでなく、その矛先が自分たちに向けられていることを多くのロシア人が感じている。住民が抱くプーチンのイメージを簡潔に表現すれば、誠実で崇高な人柄、しかも積極的に民衆の中に分け入っていく大統領と言えよう。

回答項目	(%)
若さ	33
行動力	30
高い専門性	30
健康	30
誠実	22
民衆への思いやり	20

注) 全ロシア世論調査センターが  
2003 年 12 月にロシア国内で  
1600 人を対象に調査  
資料) 《Власть》, 2004г. № 10 (563)

図 2

また、他の世論調査では、プーチンがロシア全土を積極的に駆け回っているイメージを人々が抱いていることが判明した。実際に彼自身が民衆のなかに入っていく必要性を感じているかのように、大統領の 1 期目（2000 年 3 月から 2004 年 3 月まで）に 148 回の遊説をこなしている。延べ日数は 335 日にもなり、訪問都市は 164 か所、走行距離は 68 万キロに達する。驚くことに、4 年間のプーチンはクレムリンでの滞在期間や自宅での睡眠時間を含めても、絶えず平均時速 20 キロで動いていたことになるらしい。先の世論調査から読み取れるように、民衆に顔を向けた慈悲たるツァーリのイメージを抱くからこそ、ロシア人はプーチン大統領への直訴数を増大させている。プーチンの政策を「強権政治」や「中央集権国家」といったことばで形容し、その非民主的な性格を危ぶむ声があがっているが、大

<sup>12</sup>中村逸郎「帝政民主主義国家 ロシア」岩波書店, 2005 年, 12-15 頁

統領と住民を直接に結び付ける請願数（大統領府に直接届けられたもので、郵送や電報、さらにはEメールを含む）の増大は無視できない。エリツィン政権下の1998年が27万通であったのにたいして、プーチンが大統領に就任してから1年後の2001年には53万通に倍増し、2002年には71万通、2004年には78万通にのぼった。<sup>13</sup>

ソ連時代の投書とプーチン時代の請願が決定的に違う点は、二つある。

①プーチン宛の直訴が増加しているのに対して、ソ連時代には最高指導者であるソ連共産党書記長に投書が集中していたわけではないことである。地方の共産党組織や新聞社など、その宛先は分散していた。

②請願の内容に関して、ソ連時代の投書の多くが生産活動を最優先させる政策を反映して、職場の問題を訴えるものを中心であった。これにたいしてプーチンへの直訴は日常生活から派生するものが大部分を占めている。

### 2-3 機能不全に陥った中央分権、地方分権

このように非常に多くの請願がプーチン宛であったが、ではなぜ増大しているのだろうか。ロシア比較研究所のヴラジーミル・アンドレーンコフ所長は著者に、ロシア人の中に権利意識が強まっていることを指摘する。プーチン政権発足まえから、居住地に対する住民の不安は都市部での建設ラッシュが勢いをまし、建設現場の周辺住民との間でトラブルが相次ぎ、他方でアパートの老朽化が深刻化し公共サービスが受けられない住まいが増えていくことで頂点に達しており、これがロシア人の権利意識を誘発していると考えられている。エリツィン時代に旧ソ連邦にかわる新しいロシア連邦制が発足し、中央政府と各地方政府の間では個別に権限分割された。だがその内容が不明確であるために具体的な業務処理をめぐって諸機関の権限が錯綜している。このような地方分権の弊害のうえに、さらに大統領府と政府省庁の間の権限をめぐる対立という「中央分権」が拍車をかける。<sup>14</sup>

### 2-4 貧富の差と賄賂

官僚は、ときには住民からの苦情をたらいまわしにし、ときには要求を受ける。各行政機関の専権事項が不明なため、自分の具体的な職務がわからず、住民からの要望を仕事としてではなく、私的な要件を受けて便宜を図っているという意識が強い。そのため、住民が役人を通して要望を聞き入れてもらうためには、役人本人に賄賂を渡す必要があり、相当な負担が住民にかかるということなのである。

しかし、それだけの負担をすることができる国民は限られている。ロシア社会ではソ連邦崩壊直後から貧富の差が拡大し、固定化しているため、努力しても報われない社会になっている。富裕層は役人に賄賂を渡し、自力で問題解決を図ることができるが、多くの貧困層には不可能なことである。

<sup>13</sup>中村逸郎「帝政民主主義国家 ロシア」岩波書店,2005年,26-30頁

<sup>14</sup>中村逸郎「帝政民主主義国家 ロシア」岩波書店,2005年,32頁



## 2-5 プーチンに依存せざるを得ない国民

金のない国民が国に対し働きかける最後の手段が大統領府への直訴なのである。大統領府は貧富の差にかかわらず「無料」で直訴を受け付けており、住民間の「平等」が保障されているように映る。

ツァーリは最下層の人々でも、それが正しいものならば擁護する。どんなに社会的な混乱が深まっても、民衆が善悪の判断さえ誤らなければ、ツァーリがロシアをまとめようと考えているようだ。逆にいえば、社会の混迷が深刻化するほどロシア人はより強い為政者を待望することになる。これが事実となって現れたのは後の独立紛争に伴う社会不安の高まりの中顕在化した。

チェチェン独立派による 2004 年 9 月 1 日の北オセチア共和国学校占拠事件では、プーチンは武力による強行解決策で対応したが、プーチンの支持率はテロ事件があった月には 68% だったものの、10 月には 70% 台に回復した。

ロシア政治学会副会長のヴィリヤム・スミルノフ教授によれば「帝政時代からソビエト時代をへてこんにちにおいても、民衆の圧倒的多数は自由よりも平等を尊び、とりわけ社会正義を最も重要な価値」と認識しているという。<sup>15</sup>

つまり、善良な支配者がいれば、社会正義は実現され、人々は支配者の決定を待っていればよいのであって、自力で解決する必要はないと多くのロシア人が考えているということになる。

## 2-6 プーチンの人格的な尊厳の回復

{1-3} の課題において、最高権力者が人格的に優れることは強いロシアを形成する上でとても重要な役割だ。請願をとおして実現される直接民主主義体制では、大統領への信頼が脆弱なところでは、直訴数が少なくなる。大統領への求心力が働かない場合には、最高支配者と民衆の間に直訴といった直接的な権力関係は形成されない。これとは対照的に、民衆の強い支持を受ける大統領は、直訴や請願を利用して強力な政権基盤を構築できる。すでに言及したが、プーチン時代になっての直訴数はエリツィン時代の倍以上であり、

---

<sup>15</sup>中村逸郎「帝政民主主義国家 ロシア」岩波書店,2005年,39頁

政治家に対する評価 (質問：1917年以降の最も 高指導者でだれがもっと もよい政治家でしたか)	
プーチン	37%
スターリン	18
ブレジネフ	11
レーニン	9
アンドロポフ	8
フルシチョフ	4
ゴルバチョフ	2
エリツィン	1
回答なし	10

注) 全ロシア世論調査センターが2004年2月にロシア国内の111地点で1500人を対象に調査  
資料) 《Власть》, 2004г. № 10 (563)

図 316

図 3 にあるようにプーチンに対する国民評価はソ連時代の政治家を含めて最も高く、37%の回答者が優れた指導者と評している。これとは対照的にプーチンの前任者たちへの評価が際立って低い。ゴルバチョフは、欧米的な政治スタイルで人々に印象を与えたが、その反面伝統的なツァーリのごとく慈父たるロシア人の条件を満たしていなかったと見える。エリツィンは経済危機と自身の病弱さで人気を落とした。エリツィンの政策がプーチンと決定的に違うのは、プーチンが民衆からの支持を自分への権力集中に結びつけていたのに対して、エリツィンは当初民衆の支持を得ながらも、連邦の分権化を促進させ、さらに分権がうまくいかなかった点である。

### 3 結論

{2-1} から {2-5} まで、経済面におけるプーチン支持の要因と、内政面を中心とした要因に注目してきた。

経済面では、主に 2 つの超大国の座から陥落したロシアが、経済危機に見舞われた後、回復の兆しがみえている段階でプーチンに政権が移されたこと、さらに原油価格が高騰したことによって、政府はなにもしなくても収入を増やすことができた。その利益で国の借金を返し、国民へ税金を減らし、年金額の向上などを行うことにより、国民の支持は容易に得ることができたと言えよう。また、GDP の上昇と石油価格の高騰は図 1-1 を見ても明らかのように相関関係にあることから、プーチンは資源である程度の支持を継続的に得ることができたとも言える。

内政面では、ロシア国民が求める支配者の像をみてきた。プーチンを見る国民の目には、かつてロシアをまとめてきたツァーリと呼ばれる支配者が重なって見える。プーチンの国家政策を見ると、一方では最高権力者としての大統領の慈父たる人格的尊厳を追求し、他

<sup>16</sup>中村逸郎「帝政民主主義国家 ロシア」岩波書店,2005年,41頁

方では官僚たちの私情が絡んだ行政統治に代わって、官僚から恣意的な行為を排除し、連邦機構の官僚化を徹底する。このような政策は住民の目からはいくらかの成果を上げているように映る。

もちろん、直訴を受け付けても、すべての問題を解決に結びつけることは不可能であり、プーチンも所詮、民意のくみ上げを政権基盤に利用しているに過ぎない。そのため、直訴が増加するにつれ、対策をしない大統領に不信感が強まるのは否めない。

しかしながら、ロシアの貧富の差を見ると、1日をなんとか生き延びる人々の層は厚く、{1-1}の課題を克服しなければならない中で、住民にとってプーチンへの直訴が一番有効性の高い政治活動と言えるかもしれない。

よって、両者とも、支持率に影響したと言える。

### おわりに

課題 {1-1} ~ {1-5} を振り返ると、未だにテロとの戦いやソチ五輪に対する厳重な警戒を見るにあたり、ロシアという国が安心して暮らせる国でないことがわかる。それでも、エリツィン政権時以降のロシアは良くなったと答える人は多いだろうと感じる、それは高い支持率が物語っているからだ。プーチンが行った政策で支持率を得る鍵となったのはオリガルヒの解体であろう。中央集権体制に向かえば必ずプーチン政権を批判するメディアが現れるが、まず最初にそこを抑えたことで、広大なロシア国民とクレムリンをつなげる橋であるマスメディアを統制し、自身のイメージアップや中央集権体制の正当化を行うことが可能になったと言えよう。

本論では、プーチン政権第1期に相当する範囲のみしか分析することができなかった。

仮にも2期目以降、徐々に低下しているとされる支持率でさえ、60%以上をキープしているプーチンをもっと追いたい気持ちがなかったと言えれば嘘になるが、文字数の関係上、おさまりきらないのと、1期目の政策には、プーチン政権の土台となる政策がなされていることから、必然的に2期目以降にも基礎は続いていくだろうと考え、1期目を中心に論じてきた。本論を通じて、単なる強面の独裁的な大統領であるというイメージは壊れたのだろうか、それが伝わっていれば幸いである。

## 参考文献

- ・ 山内聡彦 「ドキュメント プーチンのロシア」NHK 出版 2003 年
- ・ 中村逸郎「帝政民主主義国家 ロシア」岩波書店,2005 年
- ・ マーシャル・I・ゴールドマン、鈴木博信訳「石油国家ロシア 知られざる資源強国の歴史と今後」日本経済新聞出版社 2010 年
- ・ 木村汎 袴田茂樹 山内聡彦 「現代ロシアを見る眼 プーチン 10 年の衝撃」NHK 出版 2010 年
- ・ [http://blog.livedoor.jp/toshi\\_tomie/archives/52097195.html](http://blog.livedoor.jp/toshi_tomie/archives/52097195.html)
- ・ Wikipedia 日本語版(<http://ja.wikipedia.org>).

阪口 功教授

グローバルガバナンス論ゼミ

2014年2月17日

11012305 法学部政治学科3年

綿貫 香織

## なぜインドの3人に1人以上が貧困なのか

### 1. イントロダクション

近年の急成長にもかかわらず、インドにはなお深刻な貧困問題が存在する。

2012年のインドの人口は12億人。そのうち絶対的貧困率(1.25ドル以下で生活する人)は33パーセントだ<sup>1</sup>。本章で扱うインドの貧困とは、単に所得や消費水準が低いことだけではなく、人間開発の遅れも含んだ概念である。都市部と農村部の貧困線を比較したとき、都市部の生活水準の方が農村部よりもおおむね高いこと、経済成長や貧困の州間格差が大きく、所得格差については近年それが拡大する傾向があることが分かった。経済成長率の上昇は、特に所得・消費面での不平等の増大を伴っているため、トリックルダウンにより自動的に貧困削減が実現するには時間がかかることが懸念される<sup>2</sup>ことが分かっている。これまで以上に効果的な貧困削減政策が求められているのである。そこで本稿では、貧困削減に時間を要している原因を探るべく、国内での貧困問題を例にあげて内政からみた貧困を説明した後、①インド政府の「経済発展」の捉え方と国際社会の「経済発展」のギャップがあること②州格差に対する国際的支援の不十分さを検証しながら説明していき、さらなる貧困削減へと導くかたちで結びとする。

### 2. 貧困問題アプローチ

2011年、9月20日にインド計画委員会 (the Planning Commission of India) がインド最裁判所に提出した資料 (affidavit: 宣誓供述書) に示された貧困線の値があまりに低すぎると物議を醸し<sup>3</sup>、NGOなどが計画委員会副委員長モンテク・アルワリアの辞任を迫るなど、問題がひととき先鋭化した。正確には、計画委員会は、2011年6月の時点では、5人からな

<sup>1</sup> World development indicators online 参照

<sup>2</sup> 先行研究黒崎卓 (一橋大学経済研究所) ・山崎幸治 (神戸大学大学院国際協力研究科) インドの経済成長と貧困問題2010. 3. 10

<sup>3</sup> *The Times of India*, *The Hindu* および *The Economic Times* に依拠

る家計を想定すると、一カ月あたり、農村部で3905ルピー、都市部で4824ルピーの支出に達しない家計（それぞれ6000円、7500円ほど）が貧困線以下であると最高裁に報告したのだ。この値はすぐに、メディアなどにより、一人あたり一日あたりに換算されて広く報道された。つまり、一カ月30日として計算すると、農村部では一日26ルピー以下、都市部では32ルピー以下である場合に（それぞれおよそ40円、50円）貧困線以下と定義できると計画委員会は決め、それ以上を支出している者は、政府の貧困線以下の人々をターゲットとした福祉プログラムへのアクセスを認められなくなる、というようなニュースとしてインドを駆け巡ったのだ。

一日50ルピーを支出している人は、扶養すべき家族がなく一人暮らしであるならば、都市部では32ルピーとされた貧困線の下ではないということに確かになる。

そもそも今回の貧困線の値は、2001年から公益訴訟として最高裁に係属している、通称「食料への権利（the Right to Food）」訴訟<sup>4</sup>のなかで提出を求められたいわば訴訟資料であり、通常の訴訟であるならば政策遂行上の根拠に直接になるものではない。しかし、公益訴訟は対立する二当事者間の過去の権利関係の裁定に関する争いというよりも、将来に向けて不特定多数者の利害にかかわる立法政策的な特徴があり、今回の訴訟も実にそのような訴訟で、すでに訴訟開始から10年あまり経過しているものの最終判決はまだでていない。たとえば、すべての小学校で調理された昼食（cooked mid-day meals）を供給すること、公共配給制度（PDS）のアントダヤ食料計画の対象である1500万の最貧困層に一カ月35キロの穀物を十分に安価な助成価格で提供すること、などを最高裁は命じている。

この訴訟のなかで、最高裁は、2011年5月14日に、計画委員会が貧困線として定めている都市部20ルピー、農村部15ルピーを、2011年5月あるいはそれ以降の物価指数に基づき貧困線の改定を検討するよう命じたのだ。

今回の貧困線騒動について、たとえば、ジャーナリストであるスワパン・ダスグプタは、「計画委員会のあまりに馬鹿げた貧困線はさておき、一見したところではわからないけれども同様に愚かしいことは、経済学者やNGO、政治家たちがかかわる貧困刈り競争（competitive poverty hunt）である。インドへの思いは、『貧しく脆弱な者』を数えるグロテスクさでもって測られるようだ。数えれば数えるほど、より大きなやすらぎが心にもたらされるのだ（the more you count, the better for the soul）<sup>5</sup>」と、貧困問題にかんする現在のパラダイムそのものを批判している。

同時に、ダスグプタは、貧困の経済学は、経済学の貧困を露呈させているだけだという趣旨の辛辣な批判を展開している。「インドにおける貧困者数の推計が33%から77%まで違っているということ自体が、経済学が『社会科学』であるという主張に対する注釈だ」と述べ、今回の騒動の第一の結論は「経済学者の世界一の供給国となった国にとってはまっ

---

<sup>4</sup> People' s Union for Civil Liberties and Others v. Union of India and Others, (Civil Writ Petition No.196 of 2001)

<sup>5</sup> *Time of India* (09/10/2011)

たく異端と思われるかもしれないが、経済を運営するということは、経済学者に委ねるには、あまりに重大すぎる事が明らかになった」ことであり、第二の結論は、「世銀経済学の無謬性を腹蔵している……アルワリアにとっては、皮肉にも多大な満足を与えると思われる」が、計画委員会はもはや不要な機関であるということだ、と述べている。世銀などの国際金融機関は、市場の自由、貿易の自由を重視しており、“計画”委員会とはそもそも相容れなからう、という皮肉だ。

今回の貧困線騒動に、広い意味での貧困ビジネスあるいは貧困問題を梃子にした政治的な支持率競争をすることも一面の事実である。それでも、「貧しいことは気の滅入る (soul destroying) ことであるが、……人々を貧困のままに放置しておくことは犯罪に等しい」とダスグプタ自身、貧困削減が重要な課題であることを認めている。

この貧困線騒動から、貧困ないし貧困線問題がインド社会のなかでもつ重要性と政治性であり、それゆえに、貧困の定義にしても、貧困をもたらす複雑な諸関係の理解とそれへの対処方法についても、どんなアプローチを採用するにしろ、司法部までもかかわってくる統治機構内の現在の所轄や責任問題、インド社会の内部にある構造的なあるいは国際社会もかかわるより広い利害関係、さらには諸々のイデオロギー、などなどの問題から自由であることは難しい。少なくともインドの文脈では、科学的かつ客観的な貧困問題へのアプローチというものを求めることは、学術的で価値中立的な場所に足場を置いたと思った瞬間にその場所が政治化する、という業との、絶えざる対話を含むものである<sup>6</sup>。

---

<sup>6</sup> 木曾順子「インドの経済発展と人・労働」日本評論社 2012 p8-p19 参照

S. No.	States	Monthly per capita (Rs)	
		RURAL	Urban
1	Andhra Pradesh	693.8	926.4
2	Arunachal Pradesh	773.7	925.2
3	Assam	691.7	871
4	Bihar	655.6	775.3
5	Chhattisgarh	617.3	806.7
6	Delhi	747.8	1040.3
7	Goa	931	1025.4
8	Gujarat	725.9	951.4
9	Haryana	791.6	975.4
10	Himachal Pradesh	708	888.3
11	Jammu & Kashmir	722.9	845.4
12	Jharkhand	616.3	831.2
13	Karnataka	629.4	908
14	Kerala	775.3	830.7
15	Madhya Pradesh	631.9	771.7
16	Maharashtra	743.7	961.1
17	Manipur	871	955
18	Meghalaya	686.9	989.8
19	Mizoram	850	939.3
20	Nagaland	1016.8	1147.6
21	Orissa	567.1	736
22	Puducherry	641	777.7
23	Punjab	830	960.8
24	Rajasthan	755	846
25	Sikkim	728.9	1035.2
26	Tamil Nadu	639	800.8
27	Tripura	663.4	782.7
28	Uttar Pradesh	663.7	799.9
29	Uttarakhand	719.5	898.6
30	West Bengal	643.2	830.6
	All India	672.8	859.6

### 3. 州格差

S. No.	States	RURAL		Urban		Total	
		% age of Persons	No. of Persons (lakhs)	% age of Persons	No. of Persons (lakhs)	% age of Persons	No. of Persons (lakhs)
1	Andhra Pradesh	22.8	127.9	17.7	48.7	21.1	176.6
2	Arunachal Pradesh	26.2	2.7	24.9	0.8	25.9	3.5
3	Assam	39.9	105.3	26.1	11.2	37.9	116.4
4	Bihar	55.3	498.7	39.4	44.8	53.5	543.5
5	Chhattisgarh	56.1	108.3	23.8	13.6	48.7	121.9
6	Delhi	7.7	0.3	14.4	22.9	14.2	23.3
7	Goa	11.5	0.6	6.9	0.6	8.7	1.3
8	Gujarat	26.7	91.6	17.9	44.6	23.0	136.2
9	Haryana	18.6	30.4	23.0	19.6	20.1	50.0
10	Himachal Pradesh	9.1	5.6	12.6	0.9	9.5	6.4
11	Jammu & Kashmir	8.1	7.3	12.8	4.2	9.4	11.5
12	Jharkhand	41.6	102.2	31.1	24.0	39.1	126.2
13	Karnataka	26.1	97.4	19.6	44.9	23.6	142.3
14	Kerala	12.0	21.6	12.1	18.0	12.0	39.6
15	Madhya Pradesh	42.0	216.9	22.9	44.9	36.7	261.8
16	Maharashtra	29.5	179.8	18.3	90.9	24.5	270.8
17	Manipur	47.4	8.8	46.4	3.7	47.1	12.5
18	Meghalaya	15.3	3.5	24.1	1.4	17.1	4.9
19	Mizoram	31.1	1.6	11.5	0.6	21.1	2.3
20	Nagaland	19.3	2.8	25.0	1.4	20.9	4.1
21	Orissa	39.2	135.5	25.9	17.7	37.0	153.2
22	Puducherry	0.2	0.0	1.6	0.1	1.2	0.1
23	Punjab	14.6	25.1	18.1	18.4	15.9	43.5
24	Rajasthan	26.4	133.8	19.9	33.2	24.8	167.0
25	Sikkim	15.5	0.7	5.0	0.1	13.1	0.8
26	Tamil Nadu	21.2	78.3	12.8	43.5	17.1	121.8
27	Tripura	19.8	5.4	10.0	0.9	17.4	6.3
28	Uttar Pradesh	39.4	600.6	31.7	137.3	37.7	737.9
29	Uttarakhand	14.9	10.3	25.2	7.5	18.0	17.9
30	West Bengal	28.8	177.8	22.0	62.5	26.7	240.3
31	Andaman & Nicobar Islar	0.4	0.01	0.3	0.004	0.4	0.01
32	Chandigarh	10.3	0.03	9.2	0.92	9.2	0.95
33	Dadra and Nagar	55.9	1.02	17.7	0.25	39.1	1.27
34	Daman and Diu	34.2	0.22	33.0	0.54	33.3	0.75
35	Lakshwadeep	22.2	0.03	1.7	0.01	6.8	0.04
	All India	33.8	2782.1	20.9	764.7	29.8	3546.8

**Notes:**

1. Population as on 1st March 2010 has been used for estimating number of persons below poverty line. (interpolated between 2001 and 2011 population census)
2. Poverty line of Tamil Nadu is used for Andaman and Nicobar Island.
3. Urban Poverty Line of Punjab is used for both rural and urban areas of Chandigarh.
4. Poverty Line of Maharashtra is used for Dadra & Nagar Haveli
5. Poverty line of Goa is used for Daman & Diu.
6. Poverty Line of Kerala is used for Lakshadweep.

Figure 5 州別貧困線



#### Figure 6 州別貧困率(2009-2010)<sup>7</sup>

インドが定める国別貧困線によると、2009-2010年で最も貧困率が高いのはビハール州の53.5%である。チャッティースガル州が48.7%、マニプール州が47.1%、ジャールカンド州が39.1%で続いている。ただし、各州の貧困状況には異なる特徴が見られる。最も貧困率が高いビハール州は農村部の貧困率が55.3%、都市部の貧困率が39.4%でその差は約15ポイントである。チャッティースガル州は都市部・農村部間の格差がビハール州よりも大きく30ポイント以上の開きが生じている。他方、マニプール州は都市部と農村部でほとんど貧困率に差がなく、都市部に限ればマニプール州がインド全国の中で最も都市部の貧困が深刻な州となっている。ビハール州が経済的に低い状態にあることは、MPCE（1カ月1人当たり支出階層）からも読み取れる。ビハール州のMPCEは都市部と農村部ともにインド全体で最も低い値となっている<sup>8</sup>。

2004-2005年からの改善度を見ると、ヒマーチャル・プラデシュ州、マディヤ・プラデ

---

<sup>7</sup> Planning Commission (2012) ‘Press Note on Poverty Estimates, 2009-10.’

<sup>8</sup> 島田卓「巨大市場インドのすべて」ダイヤモンド社2005 第3章

シユ州、マハラシュトラ州、オリッサ州、シッキム州、タミル・ナド州、カルナタカ州、ウッタラーカンド州では、約10ポイントかそれ以上、貧困率が改善している。他方、アッサム州、マニプール州、メガラヤ州、ミゾラム州、ナガランド州では貧困率が高まっている。その他、ビハール州、チャッティースガル州、ウッタル・プラデシュ州では貧困率が微減にとどまるなど、州によって貧困の改善状況に差が生じている。

また、州別貧困状況を地理的に把握すると、北東部と東部に貧困率が高い州が集中していることがわかる。

2009年から2012年を対象にした国別援助戦略で、インドの人々（特に貧困が深刻な7州）の生活水準を高めること、140億ドルの融資プログラムを供与すること（IBRDが96億ドル、IDAが44億ドル）、第11次5カ年計画の優先分野に符合させることが提示されている。こうした方針の下、世銀は以下の目標を掲げている<sup>9</sup>。

具体策として、貧困が深刻な州の支援内容は州ごとのニーズや発展段階等を考慮して対象別の援助戦略を策定。州別の表からも分かるように、特に貧しいビハール州、チャッティースガル州、ジャールカンド州、マディヤ・プラデシュ州、オリッサ州、ラジャスタン州、ウッタル・プラデシュ州の7州については、貧困削減やMDGsの達成に重点。アンドラ・プラデシュ州、カルナタカ州、パンジャブ州、タミル・ナド州、ハリヤナ州、グジャラート州、マハラシュトラ州といった一定の所得水準の州は中所得国で求められる支援を提供する。中央政府支援内容は包括的なアナリティカル・ワークを通じて中央政府の政策遂行や改革を支援する<sup>10</sup>。調査研究は貧困や排除、技術や雇用創出、低炭素成長、急速な都市化、水資源管理といった政策決定者が直面する課題について調査研究を実施する。

計画委員会が2011年1月にTendulkar委員会の推計方法を受け入れると公表し<sup>11</sup>、そのため貧困線以下の人口が、2004年度時点について貧困線は、都市部については計画委員会の推計値20ルピーに変更はないが、農村部については計画委員会の示した12ルピーではなく15ルピーであるとし、27.5%から37.2%（農村部41.8%、都市部25.7%）へとおおよそ10%ポイントあまり増えた。そして今回発表された基準によれば現在の人口の32%が貧困線以下とみつもられ、それゆえに2004年度からは5%ポイント貧困が減少したということになる。

#### (1) 都市スラム（バンガロール）における上下水道の整備と貧困

都市化により都市に住む貧困者数の増加や、上下水道、住居といった基礎的なサービスの拡充が追いついていないといった問題が発生している。また、スラムの人口も今後増加することが予想されている。

バンガロールがあるカルナタカ州の人口は約5,600万人である。2012年のスラム居住者は

<sup>9</sup> <http://www.worldbank.org/en/news/feature/2010/04/06/india-country-strategy>

<sup>10</sup> 斉藤文彦「国際開発論」日本評論社 2005 第2-4章

<sup>11</sup> *Press Note on Poverty Estimates*, Govt. of India, Planning Commission, 2011 January

370万人に達し、カルナタカ州全人口の6.6%を占める<sup>12</sup>。インド全体の傾向と同様、カルナタカ州のスラム人口も増加が見込まれ、2017年には405万人になると予想されている。うち、バンガロールにはスラムが420箇所あり、2001年のセンサスによればバンガロールの全人口の12%に相当する68万人がスラムに居住しているとされる。また、スラム人口を約150万人と推計するNGOも存在する<sup>13</sup>。

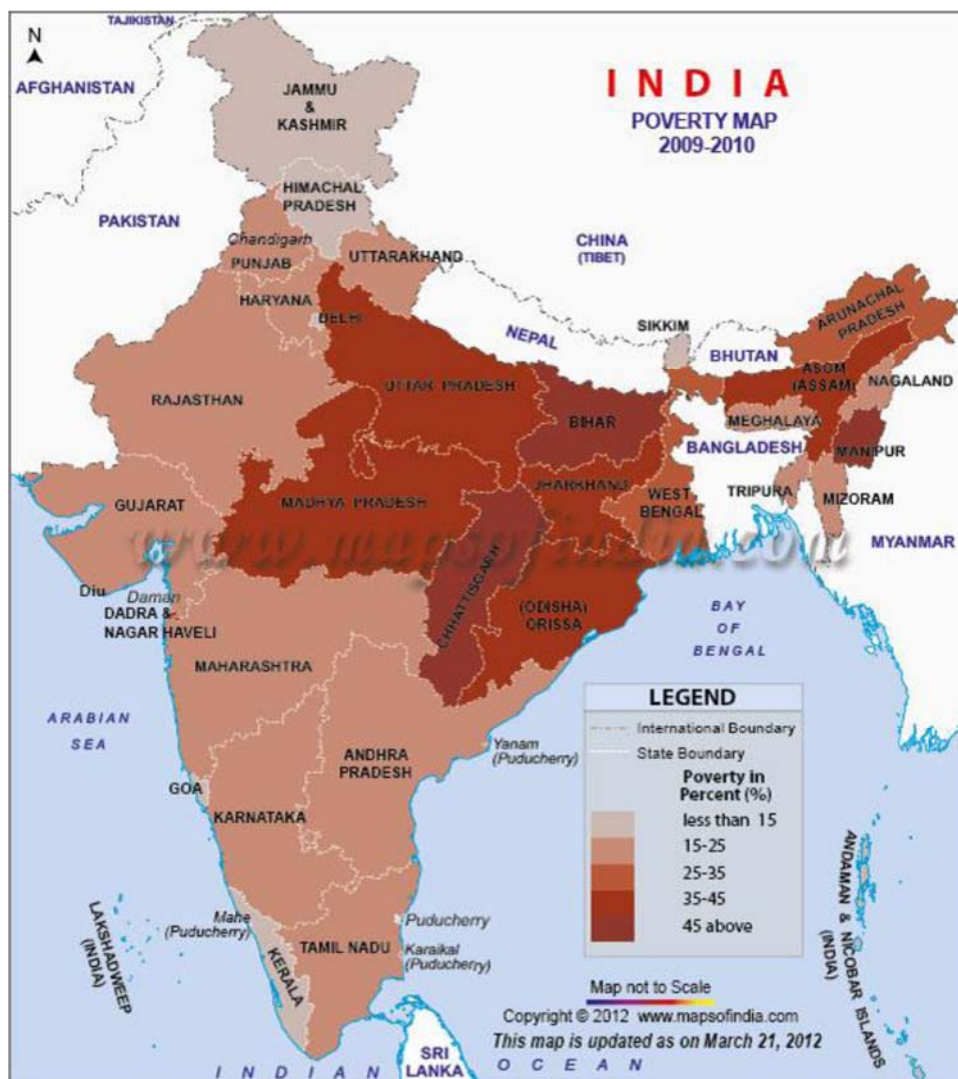


Figure 7 地域別貧困率<sup>14</sup>

<sup>12</sup> Ministry of Housing and Urban Poverty Alleviation (2010) ‘Report of the Committee on Slum Statistics/Census’, p. 22

<sup>13</sup> 木曾順子「インド開発のなかの労働者」日本評論社 2008 第2章

<sup>14</sup> MapsofIndia <http://mapsofindia.com/maps/india/poverty.html>

## (2) 貧困率、貧困ギャップ率

1994年以降、国別貧困線に基づく貧困率は順調に改善している。1994年の貧困率は45.3%であったが、2010年には29.8%にまで改善している。また、農村部のほうが都市部よりも貧困率が高いものの、都市部と農村部の両方で貧困率は改善傾向にある。

しかし、国際的な基準から見た場合、依然としてインドの貧困率は高いといえる。1日2ドル以下を基準とした場合、2010年の貧困率は68.7%まで上昇する。

## (3) インド政府が定める貧困線

インドの貧困線は最低ニーズバスケット (minimum needs basket) 方式によって定められる。この方式は、特に食料消費を中心に最低水準の生活を維持するために必要なコストをもとに算出される。コストは、必要なカロリー(都市部では2,100kcal、農村部では2,400kcal)を満たすために必要な食品の組み合わせである食料バスケットを設定し、その食料バスケットに含まれる食品を購入するために必要な金額のことである。

2009-2010年の貧困線は、1人当たり1ヶ月の支出が都市部で859.6ルピー (INR) 11、農村部で672.8INRに設定されている<sup>12</sup>。各州の貧困線は物価調整を行いそれぞれの州で算出される。インド全体および各州の貧困線は以上の図1, 2のとおりである。

ただし、この貧困線の設定が適切か否かについては議論がある。2001年から公益訴訟として最高裁に係属している「食料への権利 (the Right to Food)」訴訟で提出された計画委員会の資料(宣誓供述書: affidavit)にある国別貧困線があまりに低いとNGO等が計画委員会を批判した<sup>13</sup>。この宣誓供述書で示された数字では、一日当たりの貧困線が都市部では32INR、農村部では25INRが基準として示されたが、2009-2010年の基準は一日当たり都市部で約28.7INR、農村部で約22.4INRとなっており、宣誓供述書で示された基準よりもさらに低く設定されている。そのため、貧困線の設定が低すぎるとしてさらにNGO等の批判を招いている<sup>14</sup>。

世銀は、食料バスケットに設定されているカロリーについて、2,400kcal および2,100kcal というカロリーベースで、十分にカロリーを摂取している人口は少ないとしている<sup>15</sup>。特に農村部では80%が必要カロリーを摂取できていない「カロリー貧困 (calorie poor)」としている。

貧困関連指標 (単位: %) (再掲) 指標名	1978	1983	1988	1994	2005	2010
貧困率 (1日1.25ドル (PPP))	65.9	55.5	53.6	49.4	41.6	32.7

貧困率 (1 日2ドル (PPP) )	89.0	84.8	83.8	81.7	75.6	68.7
貧困率 (国別貧困線)	45.3		37.2		29.8	
貧困率 (農村部)	50.1		41.8		33.8	
貧困率 (都市部)	31.8		25.7		20.9	
貧困ギャ ップ率 (1日1.25 ドル (PPP) )	23.2	17.2	15.8	13.6	10.5	7.5
貧困ギャ ップ率 (1日2ド ル (PPP) )	44.6	38.2	36.7	34.1	29.5	24.5
貧困ギャップ率 (国別貧困 線)	8.4			6.2		
貧困ギャップ率 (農村部)	9.2			6.8		
貧困ギャップ率 (都市部)	5.8			4.5		

Figure 8 貧困関連指標<sup>15</sup>

#### 4. インドの貧困概況からみる国内における「経済発展」

近年、インドの経済発展は目覚しく、ブラジル、ロシア、中国、南アフリカとともにBRICSの一角を占めている。

経済発展に伴い貧困削減も進んでいる。インドの国別貧困線<sup>9</sup>を基準にすると、1994年に45.3%であった貧困率は、2010年には29.8%まで改善が進んでいる。また、所得貧困以外に関しても、初等教育の純就学率や初等教育におけるジェンダーの平等といった指標について、MDGsの達成が見込まれている。

こうしたプラスの変化が見られる反面、貧困に関連してインドは依然として多くの問題を抱えている。貧困率については、上述の通り改善が見られるものの、そもそも国別貧困線の基準が低すぎるといった批判が寄せられており、1日2ドル以下という国際的な基準に従うと、2010年の貧困率は68.7%まで跳ね上がる。また、国別貧困線を基準とした場合でも、インド統計局が2011年に発表した報告書によると、貧困率の半減というMDGsの目標1の達成は危ぶまれている。加えて、都市部と農村部間の格差、および州間格差が大きく、2009-2010

<sup>15</sup> World Bank, World Development Indicators より作成

年で最も貧困率が高いビハール州は貧困率が53.5%に達している。

所得貧困以外の分野についても課題は多い。3歳未満児の栄養状態や識字率、中等教育レベルでのジェンダーの平等、乳幼児死亡率、妊産婦死亡率等に関連するMDGs目標の達成は困難と予想されている。

また、農村部を中心に、電力アクセスや交通ネットワーク、上下水道施設といった基礎インフラの整備が進んでいない。例えば、電気を使用可能な世帯はインド全体では75%であり、都市部では96.1%に達するが、農村部では電気が使用可能な世帯は66%に過ぎず、都市部と農村部の間で約30ポイントの開きが生じている。州別では、最も貧困率が高いビハール州は、電気使用可能世帯、道路舗装率、上下水道設備のいずれを見ても数値は低く、貧困率が高い州で基礎インフラの整備が進んでいない状況が読み取れる。

地域間格差に加え、社会集団間でも格差が生じている。貧困率が全国平均を10ポイント程度上回るなど、指定カーストや指定部族は他の集団に比較して、貧困に関連する様々な指標で虐げられた状況に置かれている。

貧困率が低下するなど、貧困状況に改善が見られるインドであるが、MDGsの進捗度や基礎インフラの整備は遅れており、また、地域間および社会集団間で根強く格差が残るなど、多くの課題を抱えている。

経済発展を、インドでは自分をどう表現するか、自分の人生をどう生きるかを国民みずから選択できる社会であることも「発展」の意味に含まれており、民主主義自体を発展の目的と見るべきであるというのが国内の考え方である<sup>16</sup>。優れた統治を達成するための道として、国家は国民を平等の権利をもつ市民として扱っていない。政治家のアルン・ショウリーは「統治はゴルフではない。民主国家であることは、われわれにハンディを与えるわけではない<sup>17</sup>」と話した。

インドの意思決定プロセスを早くするためには、インドのより深く定着した多元的な文化に目を向けると、インドには18の公用語といくつかの異なる文字体系があり、宗教とカーストが入り乱れている。カーストの起源の一つは、それぞれの部族が各地に定住することによって、徐々に主流のインド社会に統合されていったことだった。インドで市民の身分に左右されない国家を形成するのは難しい。中流階級のほとんどは、国際的な定義に従えば、2億から3億人と推計される<sup>18</sup>。インドの貧困層がそこに仲間入りを果たすのは、まだ先のことになる。能力主義で公正な国家をもたない限り、インド経済は今後も難題を抱えてゆく。インドがより国民の欲求に敏感な近代国家を発展させられれば、豊かなものも貧しいものも、右派であれ左派であれ、すべての国民の利益になる。

<sup>16</sup> 竹村健一「インドを知らんで明日の日本を語ったらあかんよ」PHP 2005 第四章

<sup>17</sup> (The fate of reforms 2003)のアルン・ショウリーのスピーチより

<sup>18</sup> ニューデリーの「負うよう経済研究審議会」より

## 5, 結論

インド内部は全体として農業社会だ。農業人口が非常に大きいため、インドで GDP が上下する最大の要因は、農作物の出来不出来となる。不作だと GDP は 4~5%になってしまい、方策だと 8%ぐらいになる。しかしこれから次第に都市化していくと増えた都会が成長のエネルギーになるのだ。そのうえで今、老朽化・未整備であるインフラ産業や製造業が発展することでインドの成長力を押し上げることになる国レベルの出来事ではなく一般国民の生活水準から考えると、インドは非常に安定した足取りで前進していることがわかる。国連開発計画が発表しているインドの人間開発指数は年ごとの改善率は約 1 パーセントである。この数字は、ある程度まで経済発展を達成している国なら十分な仕事だが、まだ 4 億人が極度の貧困の中で暮らしている国にとっては、ペースが遅すぎるのではないか。しかし、残念ながら、インドの分散的な政治文化のために改善率をあげるために政府が決断とした行動をとることは難しい。もし意思が国民国家を形作るのであればインドは効率性よりも安定を優先してきたといえるだろう。

インドがより急速に貧困を克服していけば、2050 年には人口は 20 億でなく 10 億程度で安定する可能性が高い。そのためには農民のためによりよい経済環境を確立し、製造業やサービス業での雇用の創設を達成できるかどうかだろう。インドは、「発展」という言葉が何を意味するのか、その定義を明らかにするよう国際社会に挑戦してもいる。通常、「発展」と言えば、経済的繁栄を意味するものとして使われがちだ。だがインドは、『自分をどう表現するか、自分の人生をどう生きるかを、国民がみずから選択できる社会であることも「発展」の意味には含まれるのではないか、と問いかける<sup>19</sup>』 [エドワード・ルース, 2008]。そのような意味でインドのいう「経済発展」にもなりうるということが本稿の分析結果である。

---

<sup>19</sup> エドワード・ルース「インド厄介な経済大国」日経 BP 社 2008 p. 434

3月19日

グローバルガバナンス論演習 ゼミレポート

阪口 功 先生

## 日本の女性国会議員比率が高まる状況とは

学籍番号 11-012-168

法学部政治学科 3年

竹中 夕貴



<はじめに>

日本における国会議員に占める女性割合は長期的には増加傾向にあるが、2011年3月の時点では186カ国中121位、2012年度には107位、2013年度では188カ国中121位、2014年度では127位という推移を辿っている。主要国首脳会議(G8)や経済協力開発機構(OECD)に属し、いわゆる先進国とされている日本であるが、政治分野における女性の参画状況は国際的に見て遅れており、「世界最低レベル」と称される。

日本政府は「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する。」という目標（平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定）の達成に向けた様々な取組が行われてきた。しかし、政治、行政、経済を始め多くの分野において政策・方針決定過程への女性の参画は十分ではないとされている。

女性国会議員比率の高い国家の例や、同様に先進国とされるも比率の低い国家の例を見て分析した結果から、「日本の女性国会議員比率が高まりやすくなる状況」を予想したい。

<女性国会議員比率の順位>

列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union) が2013年12月時点で発表した女性国会議員比率の順位は、以下の通りである（なお、ここでは日本の目標である30%を超えている上位の国家のみを抜粋する）。
















順位		下院（もしくは一院制）				上院（もしくは元老院）			
		選挙実施日	議席数	女性議員数	女性比率 (%)	選挙実施日	議席数	女性議員数	女性比率 (%)
1	ルワンダ	9 2013	80	51	63.8%	9 2011	26	10	38.5%
2	アンドラ	4 2011	28	14	50.0%	---	---	---	---
3	キューバ	2 2013	612	299	48.9%	---	---	---	---
4	スウェーデン	9 2010	349	157	45.0%	---	---	---	---
5	セーシェル	9 2011	32	14	43.8%	---	---	---	---
6	セネガル	7 2012	150	64	42.7%	---	---	---	---
7	フィンランド	4 2011	200	85	42.5%	---	---	---	---
8	南アフリカ	4 2009	400	169	42.3%	4 2009	53	17	32.1%
9	ニカラグア	11	92	37	40.2%	---	---	---	---

		2011							
10	アイスランド	4 2013	63	25	39.7%	---	---	---	---
11	ノルウェー	9 2013	169	67	39.6%	---	---	---	---
12	モザンビーク	10 2009	250	98	39.2%	---	---	---	---
13	デンマーク	9 2011	179	70	39.1%	---	---	---	---
14	エクアドル	2 2013	137	53	38.7%	---	---	---	---
"	オランダ	9 2012	150	58	38.7%	5 2011	75	27	36.0%
15	コスタリカ	2 2010	57	22	38.6%	---	---	---	---
16	東ティモール	7 2012	65	25	38.5%	---	---	---	---
17	ベルギー	6 2010	150	57	38.0%	6 2010	71	29	40.8%
18	メキシコ	7 2012	500	184	36.8%	7 2012	128	42	32.8%
19	アルゼンチン	10 2013	257	94	36.6%	10 2013	72	28	38.9%
20	ドイツ	9 2013	631	230	36.5%	N.A.	69	19	27.5%
21	スペイン	11 2011	350	126	36.0%	11 2011	266	91	34.2%
"	タンザニア	10 2010	350	126	36.0%	---	---	---	---
22	ウガンダ	2 2011	386	135	35.0%	---	---	---	---
23	アンゴラ	8 2012	220	75	34.1%	---	---	---	---
"	マケドニア共和国	6 2011	123	42	34.1%	---	---	---	---
24	オーストリア	9 2013	183	61	33.3%	N.A.	62	18	29.0%
"	グレナダ	2 2013	15	5	33.3%	3 2013	13	2	15.4%
25	セルビア	5 2012	250	83	33.2%	---	---	---	---
26	ニュージー	11	121	39	32.2%	---	---	---	---

	ランド	2011									
"	スロベニア	12 2011	90	29	32.2%	11	2012	40	3	7.5%	
27	アルジェリア	5	2012	462	146	31.6%	12	2012	142	10	7.0%
28	ジンバブエ	7	2013	270	85	31.5%	7	2013	80	38	47.5%
29	イタリア	2	2013	630	198	31.4%	2	2013	321	93	29.0%
30	ガイアナ	11 2011	67	21	31.3%	---	---	---	---	---	
"	ポルトガル	6	2011	230	72	31.3%	---	---	---	---	
31	カメルーン	9	2013	180	56	31.1%	4	2013	100	20	20.0%
32	スイス	10 2011	200	62	31.0%	10	2011	46	9	19.6%	
33	ブルンジ	7	2010	105	32	30.5%	7	2010	41	19	46.3%

また、2013年10月25日に世界経済フォーラム（World Economic Forum, WEF）が発表した「The Global Gender Gap Report 2013」によると、男女格差が解消されている国家の順位は以下の通りである。

順位	国名	総合スコア	経済活動の参加と機会のスコア	教育のスコア	健康と生存のスコア	政治への関与のスコア	2012年の順位
1	アイスランド	0.8731	0.7684	1.0000	0.9696	0.7544	1
2	フィンランド	0.8421	0.7727	1.0000	0.9796	0.6162	2
3	ノルウェー	0.8417	0.8357	1.0000	0.9697	0.5616	3
4	スウェーデン	0.8129	0.7829	0.9977	0.9735	0.4976	4
5	フィリピン	0.7773	0.7773	1.0000	0.9796	0.3760	8

	ピン	0.7832		0			
6	アイランド		0.7450	0.998	0.9737	0.4115	5
		0.7823		8			
7	ニュージーランド		0.7797	1.000	0.9697	0.3703	6
		0.7799		0			
8	デンマーク		0.7639	1.000	0.9739	0.3738	7
		0.7779		0			
9	スイス		0.7681	0.991	0.9733	0.3610	10
		0.7736		9			
0	ニカラガ		0.6218	0.999	0.9758	0.4889	9
		0.7715		6			
1	ベルギー		0.7367	0.991	0.9787	0.3664	12
		0.7684		8			
1	ラトビア		0.7767	1.000	0.9796	0.2875	15
		0.7610		0			
1	オランダ		0.7592	0.995	0.9697	0.3191	11
		0.7608		4			
1	ドイツ		0.7120	0.981	0.9780	0.3611	13
		0.7583		8			
1	キューバ		0.6736	0.999	0.9743	0.3685	19
		0.7540		5			
1	レソト		0.7756	1.000	0.9796	0.2570	14
		0.7530		0			
1	南アフリカ共和国		0.6505	0.994	0.9677	0.3919	16
		0.7510		1			
1	イギリス		0.7320	0.999	0.9698	0.2747	18
		0.7440		4			
1	オーストリア		0.6642	1.000	0.9787	0.3318	20
		0.7437		0			
2	カナダ		0.7959	1.000	0.9780	0.1959	21
		0.7425		0			

2	ルクセ			1.000			
1	ンブルク	0.7410	0.8162	0	0.9719	0.1757	17
2	ブルン			0.889			
2	ジ	0.7397	0.8307	5	0.9685	0.2702	24
2	アメリ			1.000			
3	カ	0.7392	0.8185	0	0.9792	0.1593	22
2	オー			1.000			
4	トラリア	0.7390	0.7879	0	0.9735	0.1945	25
2	エクア			0.994			
5	ドル	0.7389	0.6253	2	0.9758	0.3604	33
2	モザン			0.835			
6	ビーク	0.7349	0.7897	5	0.9612	0.3533	23
2	ポリビ			0.962			
7	ア	0.7340	0.6841	3	0.9719	0.3175	30
2	リトア			0.992			
8	ニア	0.7308	0.7688	8	0.9791	0.1826	34
2	バルバ			1.000			
9	ドス	0.7301	0.7907	0	0.9796	0.1503	27
3	スペイ			0.997			
0	ン	0.7266	0.6521	1	0.9730	0.2841	26
3	コスタ			1.000			
1	リカ	0.7241	0.5955	0	0.9747	0.3263	29
3	カザフ			0.991			
2	スタン	0.7218	0.7706	3	0.9796	0.1458	31
3	モンゴ			0.994			
3	ル	0.7204	0.8338	6	0.9796	0.0734	44
3	アルゼ			0.996			
4	ンチン	0.7195	0.5887	2	0.9796	0.3136	32
3	コロン			0.995			
5	ビア	0.7171	0.7275	4	0.9791	0.1662	63
3	トリニ			0.994			
6	ダード・ト	0.7166	0.7112	4	0.9516	0.2092	43
	バゴ						

3	パナマ		0.7136	0.995	0.9753	0.1811	40
7		0.7164		8			
3	スロベ		0.7189	0.999	0.9730	0.1702	38
8	ニア	0.7155		9			
3	マラウ		0.8253	0.896	0.9683	0.1660	36
9	イ	0.7139		1			
4	バハマ		0.8244	1.000	0.9796	0.0471	37
0		0.7128		0			
4	カーボ		0.6020	0.966	0.9796	0.3011	35
1	ベルデ	0.7122		3			
4	セルビ		0.6791	0.994	0.9642	0.2089	50
2	ア	0.7116		0			
4	ブルガ		0.7067	0.992	0.9791	0.1606	52
3	リア	0.7097		4			
4	ナミビ		0.6980	1.000	0.9671	0.1727	41
4	ア	0.7094		0			
4	フラン		0.6690	1.000	0.9796	0.1870	57
5	ス	0.7089		0			
4	ウガン		0.7285	0.842	0.9796	0.2839	28
6	ダ	0.7086		5			
4	ジャマ		0.7317	0.988	0.9796	0.1345	51
7	イカ	0.7085		4			
4	ガイア		0.5885	1.000	0.9789	0.2668	42
8	ナ	0.7085		0			
4	クロア		0.6753	0.995	0.9791	0.1779	49
9	チア	0.7069		1			
5	ベネズ		0.6256	0.999	0.9796	0.2196	48
0	エラ	0.7060		3			
5	ポルト		0.6726	0.994	0.9724	0.1834	47
1	ガル	0.7056		0			
5	モルド		0.7407	0.990	0.9791	0.1043	45
2	バ	0.7037		7			
5	イスラ		0.6915	0.987	0.9697	0.1643	56

3	エル	0.7032		4				
5	ポーラ				0.998			
4	ンド	0.7031	0.6563	3		0.9791	0.1786	53
5	スリラ				0.994			
5	ンカ	0.7019	0.5590	6		0.9796	0.2744	39
5	マダガ				0.975			
6	スカル	0.7016	0.7033	0		0.9732	0.1547	58
5	マケド				0.990			
7	ニア	0.7013	0.6611	3		0.9533	0.2007	61
5	シンガ				0.940			
8	ポール	0.7000	0.7883	9		0.9719	0.0989	55
5	エスト				0.993			
9	ニア	0.6997	0.7228	1		0.9791	0.1038	60
6					0.894			
0	ラオス*		0.7999	8		0.9669	0.1355	—
6					0.998			
1	ロシア		0.7204	4		0.9791	0.0951	59
6	ブラジ				1.000			
2	ル	0.6949	0.6561	0		0.9796	0.1440	62
6	キルギ				0.988			
3	ス	0.6948	0.6789	8		0.9730	0.1383	54
6	ウクラ				0.999			
4	イナ	0.6935	0.7426	8		0.9730	0.0587	64
6					0.988			
5	タイ		0.7035	8		0.9796	0.0992	65
6	タンザ				0.877			
6	ニア	0.6928	0.6635	9		0.9612	0.2684	46
6	セネガ				0.827			
7	ル	0.6923	0.6401	0		0.9734	0.3286	90
6	メキシ				0.988			
8	コ	0.6917	0.5499		0.9911	0.9796	0.2463	84
6					0.988			
9	中国		0.6752	0		0.9398	0.1604	69
		0.6908						



7	ルーマ			0.994			
0	ニア	0.6908	0.6928	5	0.9791	0.0970	67
7	イタリ			0.992			
1	ア	0.6885	0.5973	4	0.9733	0.1912	80
7	ドミニ			0.982			
2	カ共和国	0.6867	0.6751	2	0.9711	0.1184	89
7	ベトナ			0.974			
3	ム	0.6863	0.7023	1	0.9441	0.1247	66
7	スロバ			1.000			
4	キア	0.6857	0.6350	0	0.9796	0.1284	70
7	バング			0.884			
5	ラデシュ	0.6848	0.4954	6	0.9557	0.4036	86
7	ガーナ			0.897			
6		0.6811	0.7662	0	0.9674	0.0937	71
7	ウルグ			0.996			
7	アイ	0.6803	0.6833	7	0.9796	0.0617	76
7	ケニア			0.923			
8		0.6803	0.7146	0	0.9677	0.1157	72
7	キプロ			0.985			
9	ス	0.6801	0.6353	3	0.9701	0.1298	79
8	ペルー			0.979			
0		0.6787	0.6278	6	0.9658	0.1417	78
8	ギリシ			0.995			
1	ヤ	0.6782	0.6470	3	0.9737	0.0969	82
8	ホンジ			0.998			
2	ユラス	0.6773	0.6061	8	0.9762	0.1280	74
8	チェコ			1.000			
3		0.6770	0.6039	0	0.9788	0.1254	73
8	マルタ			0.993			
4		0.6761	0.5655	5	0.9737	0.1716	88
8	ボツワ			1.000			
5	ナ	0.6752	0.7108	0	0.9549	0.0353	77
8	グルジ			0.979			
			0.6741	0.979	0.9553	0.0915	85



6	ア	0.6750		0				
8	ハンガ				0.992			
7	リー	0.6742	0.6677	5	0.9791	0.0574	81	
8	ブルネ				0.988			
8	イ	0.6730	0.7372	9	0.9658	0.0000	75	
8	パラグ				0.992			
9	アイ	0.6724	0.6363	8	0.9758	0.0847	83	
9	タジキ				0.899			
0	スタン	0.6682	0.7284	3	0.9559	0.0891	96	
9	チリ				0.999			
1	チリ	0.6670	0.5445	3	0.9796	0.1448	87	
9	アンゴ				0.806			
2	ラ*	0.6659	0.6163	2	0.9796	0.2614	—	
9	ブータ				0.884			
3	ン*	0.6651	0.7528	3	0.9725	0.0509	—	
9	アルメ				0.999			
4	ニア	0.6634	0.6384	5	0.9497	0.0662	92	
9	インド				0.957			
5	ネシア	0.6613	0.5881	4	0.9663	0.1334	97	
9	エルサ				0.988			
6	ルバドル	0.6609	0.5345	6	0.9796	0.1409	94	
9	モルデ				1.000			
7	イブ	0.6604	0.5914	0	0.9612	0.0890	95	
9	モーリ				0.990			
8	シャス	0.6599	0.5735	7	0.9796	0.0959	98	
9	アゼル				0.982			
9	バイジャ				0.9254	0.0663	99	
9	ン	0.6582	0.6591	0				
1	カメル				0.847			
00	ーン	0.6560	0.7258	0	0.9612	0.0902	112	
1	インド				0.857			
01	インド	0.6551	0.4465	4	0.9312	0.3852	105	
1	マレー				0.990	0.9730	0.0530	100

02	シア	0.6518		7				
1	ブルキ				0.798			
03	ナファソ	0.6513	0.7467	7		0.9685	0.0914	104
1	カンボ							
04	ジア	0.6509	0.6514		0.8811	0.9796	0.0916	103
1	日本				0.975			
05		0.6498	0.5841	7		0.9791	0.0603	101
1	ナイジ							
06	エリア	0.6469	0.6965		0.8115	0.9607	0.1190	110
1	ベリー				0.944			
07	ズ	0.6449	0.6458	5		0.9796	0.0099	102
1	アルバ				0.975			
08	ニア	0.6412	0.6324	5		0.9313	0.0256	91
1	アラブ							
09	首長国連邦	0.6372	0.4672	0	1.000	0.9612	0.1206	107
1	スリナ				0.997			
10	ム	0.6369	0.4986	3		0.9796	0.0723	106
1	韓国				0.959			
11		0.6351	0.5036	2		0.9730	0.1046	108
1	バーレ							
12	ーン	0.6334	0.5146		0.9911	0.9612	0.0667	111
1	ザンビ				0.847			
13	ア	0.6312	0.6354	2		0.9690	0.0732	114
1	グアテ				0.952			
14	マラ	0.6304	0.5422	2		0.9796	0.0475	116
1	カタール				0.994			
15	ル	0.6299	0.5735	1		0.9522	0.0000	115
1	クウェ				0.993			
16	ート	0.6292	0.5252	6		0.9612	0.0370	109
1	フィジ				0.992			
17	ー	0.6286	0.4975	5		0.9796	0.0448	113
1	エチオ				0.745	0.9737	0.1457	118

18	ピア	0.6198		1				
1	ヨルダ				0.991			
19	ン	0.6093	0.4145	5		0.9706	0.0607	121
1	トルコ				0.943			
20	ン	0.6081	0.4269	1		0.9755	0.0868	124
1	ネパー				0.746			
21	ル	0.6053	0.5151	2		0.9612	0.1989	123
1	オマー				0.974			
22	ン	0.6053	0.4489	5		0.9755	0.0221	125
1	レバノ				0.979			
23	ン	0.6028	0.4420	6		0.9796	0.0099	122
1	アルジ				0.938			
24	エリア	0.5966	0.3307	7		0.9661	0.1511	120
1	エジプ				0.919			
25	ト	0.5935	0.4426	9		0.9768	0.0348	126
1	ベナン				0.512			
26	ン	0.5885	0.7419	7		0.9612	0.1383	117
1	サウジ				0.976			
27	アラビア	0.5879	0.3223	1		0.9762	0.0769	131
1	マリ				0.729			
28	ン	0.5872	0.5668	1		0.9761	0.0769	128
1	モロッ				0.900			
29	コ	0.5845	0.3949	2		0.9712	0.0720	129
1	イラン				0.965			
30	ン	0.5842	0.3655	3		0.9714	0.0346	127
1	コート				0.714			
31	ジボアー	0.5814	0.5561	1		0.9796	0.0758	130
1	モーリ				0.859			
32	タニア	0.5810	0.3651	1		0.9796	0.1201	119
1	シリア				0.968			
33	ン	0.5661	0.2508	2		0.9756	0.0697	132
1	チャド				0.5311			
			0.6547			0.9612	0.0883	133

34		0.5588					
1	パキス		0.3108	0.768	0.9557	0.1487	134
35	タン	0.5459		5			
1	イエメ		0.3577	0.698	0.9727	0.0227	135
36	ン	0.5128					

また、この男女平等指数の基準は以下の4つである。

① **Economic Participation and Opportunity** (経済活動の参加と機会)

給与、参加レベル、および専門職での雇用

② **Educational Attainment** (教育)

初等教育や高等・専門教育への就学

③ **Health and Survival** (健康と生存)

寿命と男女比

④ **Political Empowerment** (政治への関与)

意思決定機関への参画

この2つの表を比較すると、女性国会議員比率が高ければ必ずしも男女平等が進んでいるとは言えないようである。

<意外性のある上位国家について>

最初に、上位の国家について分析したい。まず、アンドラやセーシェルなどは国家が非常に小規模であり、比率が高い理由は議席数が少ないためであると考えられる。また、セーシエルの憲法は1993年に発布され、アンドラも同年に憲法を採択しているため、体制が他国と比べ新しいと言えるだろう。その他に、アンドラはフランスとスペインに挟まれた小国であり、セーシェルは過去にイギリスやフランスに占領された歴史を持つため、先進国の影響が強い国であることも要因の一つであると予想する。

このように、①政府の体制が新しく、②国家や政府が小規模で、③先進国が介入する、先進国と物理的距離の近い国家は女性国会議員比率が上がりやすいと仮定する。

また、3位であるキューバは女性比率上位国家に珍しくクォータ制を導入していない。社会主義革命が起こったため、男女平等の思想が強いという文化的側面が考えられる。同様に社会主義革命が起こった中国も、東アジア地域では上位となっているためである。

この表を見ると、女性の割合が男性の割合を上回っているのは1位のルワンダのみである。2003年以降、ルワンダは国会議員に占める女性の割合で常に世界の最上位である。

ルワンダでは、憲法において国の「指導的機関の地位のうち少なくとも30%を女性が占めるものとする」と規定した上で、上院26名のうち30%を女性とすると定めているほか、

下院についても、法律により 80 名中 24 名を女性に割り当てた。このため、2003 年、クォータ制導入後初めての選挙では、国会議員に占める女性の割合がそれまでの 25.7%から 48.8%にまで上昇し、それまで長年 1 位であったスウェーデンを抜いて世界で女性議員割合の最も高い国となった。

また、ルワンダでは 1994 年に民族間の闘争により、春から初夏に至る 100 日間に少なくとも 80 万人の死者が出たとされている。これは国民の約 10 人に 1 人に当たる。残された女性は世帯主の 3 分の 1 を占めるに至り、これまで伝統的に男性が担ってきた職業にも従事することとなった。このような状況下で女性の社会進出が進み、新体制への移行に伴う憲法の起草にも女性が携わったこと等の結果、国会議員に占める女性議席を確保するための規定が設けられた。

横浜市、外務省、経済産業省、JICA（独立行政法人 国際協力機構）が主催、UN Women（国連女性機関）日本国内委員会が協力したシンポジウム「女性の活躍と経済成長」\* 1 にて、ルワンダで初の女性ドラムグループ「Ingoma Nshya / Women Initiatives」を創設し「ルワンダ プロフェッショナルドリーマーズ」の創立責任者である女性、オディレ・ガチレ・カテセ氏は「ルワンダでは、大虐殺以前、女性は母親として生きるしかありませんでした。私は、母親には、人間を育てるプロとしての母親になってほしいと思いました。1994 年の悲劇を経て、私たちは母として、姉妹として、人として素晴らしい人たちになろうと思いました。われわれ、女性は男性の同胞として、ともに立派な人間をつくりあげるといふ役割があるのです。このため、女性が母として、その準備を整えることが大切だと思いました。けれども、女性の役割を果たしているだけでは教育や仕事の機会は得にくいのです。そこで、私たちは雇用を生み出すことを考えました。ルワンダでは大虐殺の後、男女の構成比が崩れました。多くの男性の命が失われ、人口の 75%が女性になり、女性が国を再建しなければなりません。女性たちは、それを選択したわけではなく、準備が整ってなくてもなんでもやらなければなりません。2003 年、国会議員の 48.8%が女性になりました。さらに 2008 年には、世界で初めて全国国会議員のうち、女性が占める割合が半数を超え、56%に達しました。こうした社会状況を背景に、2004 年『インゴマ・ニシャ』は結成されました。ルワンダでは、昔『女性は太鼓をたたく』ことが許されていませんでした。その行為が権力を意味していたからです。『インゴマ・ニシャ』というのは『新しい王国』を意味しています。女性がドラムをたたくことは、新しい文化的役割を獲得したことを象徴しています。そのパフォーマンスそのものが、女性に凄惨な出来事から立ち直る力と自信を与え、それがまた、ルワンダ発展の原動力になってきたのです。」と語っている。

太鼓の事例などから、女性の社会進出は文化的にも受け入れられつつあるようだが、ルワンダが 1 位である理由は、紛争が原因で人口の 75%が女性となったことが一番の要因であると考えられている。裏を返せば、紛争が起らなければ女性の社会進出は滞ったままであったと言えるだろう。現時点では、人口の 75%が女性であり、かつクォータ制により

強制しなければ女性国会議員比率が男性の比率を上回ることはないという訳である。

アフリカでは体制変動等によって女性の政治参画が実現したケースが少なくない。南アフリカ共和国ではアパルトヘイト体制の崩壊という大きな変動が女性の政治参画を促す契機となり、さらに新体制におけるアフリカ国民会議（ANC）がクォータ制を導入したことにより女性議員の割合が急上昇した。また、ウガンダのクォータ制も1980年代の国民抵抗運動に女性が参加したことに端を発している。このように、アフリカ諸国では民主化の過程が女性の参画拡大の契機となっていることが多い。

また、それは国連など先進国の介入があったためと考えられる。1997年に対内・対外を問わず紛争状態にあったサハラ以南のアフリカ諸国は、アンゴラ、ブルンジ、中央アフリカ、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国（旧ザイール）、エリトリア（対スーダン）、エチオピア、ギニア、ケニア、リベリア、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、シェラレオネ、ソマリア、南アフリカ共和国、スーダン、タンザニア（対ブルンジ）、ウガンダ、ザンビア（クーデター未遂）、ジンバブウェ（増税反対デモ）の22カ国で、これらはIPUの調査で比較的上位に挙げられている。ここでは特に影響力が強いとされるフランスを例に挙げる。

#### フランスのアフリカへの主な軍事介入事例

介入相手国	年
モーリタニア	1958-63
カメルーン	1960-64
チャド	1960-63
コンゴ	1962
セネガル	1962
コンゴ	1963
ニジェール	1963
ガボン	1964
中央アフリカ	1967-70
チャド	1968
チャド	1968-72
ジブチ	1977
モーリタニア	1977-80
ザイール	1977
ザイール	1978
チャド	1978-80
中央アフリカ	1979
セーシェル	1981

チャド	1983-84
チャド	1986以降
トーゴ	1986
コンゴ	1987
コモロ	1989
ガボン	1990
ルワンダ	1990-93
ジブチ	1991
ザイール	1991
ベナン (トーゴ)	1991
ガボン	1992
アンゴラ	1992
ソマリア	1992-93
ブルンジ	1993
カメルーン	1994
ルワンダ	1994
ルワンダ	1994
コモロ	1995
中央アフリカ	1996-98
コンゴ	1997
コートジボワール	2002以降
コンゴ民主共和国	2003

フランスは冷戦期、他の旧宗主国と異なる方針をとり、アフリカ諸国との緊密な関係構築を行った。その手段として外交、開発援助、通貨価値の保障、軍事などが挙げられる。表からも、紛争の際には積極的に軍事介入を行っていることが読み取れるだろう。

また、介入は戦略的なものであり、フランスの国益に関わる場合のみ軍事介入が行われたとされている。

『冷戦期にフランスが行ったアフリカへの軍事介入のほとんどは一国での単独介入である。その目的は、治安維持、政権の支援・警護、在留者の退避・救出、内戦・対外軍事行動への参加（1968年以降のチャド介入と1970年代後半のモーリタニア介入）、親仏政権の樹立を目的とした内政干渉（1964年のガボン介入、1979年の中央アフリカ介入）と実に多様である。このことは、フランスの軍事介入が、権益に対する脅威、戦略的・地政学的状況、被介入国との二国間関係などの複合的な利害を包括的に考慮に入れた状況判断の中で行われてきたことを物語っている。

国際関係からの制約なしに、大統領が複合的利害を考慮して、一国で積極的に介入す

る——このように特徴づけられる冷戦期フランスのアフリカへの軍事介入は、しばしば、被介入国の政治をフランスの意向に沿って方向づける「不透明でえり好みの」なものとなった。』\*4

しかし、冷戦以降は対アフリカ政策が見直されたようで、その1つがアフリカ諸国による紛争解決の取り組みを支援する「地域化」である。この具体的取り組みが、アフリカ諸国の平和維持能力の向上に関するものとなった。また、海外駐留部隊（海外県・領土、国連PKO、常駐基地）相互の人員ローテーションの柔軟化、常駐基地の介入能力の維持、情報収集能力の強化なども行った。

このような活動からわかる通り、先進国の利害に関わる国が紛争など国家の基盤が揺らぐ事態に陥った場合、先進国の介入により新体制が誕生し、男女平等が推し進められ、クォータ制導入など女性の政治参加が進むと考えられる。

#### <拘束式比例代表制>

また、小選挙区制と拘束式比例代表制との選挙制度の違いも考えられる。拘束式比例代表制では政党が自ら順位をつけた比例名簿を提示し有権者が政党名で投票するため、各政党の意思で候補者名簿に女性候補を登載できるため、小選挙区制で女性が候補者になることに比べ、選挙に出馬する際のコストが低い。そのため多くの女性の立候補が可能となり、その結果女性当選者の割合も高まる。女性解放の進んでいるアメリカやイギリス、カナダ、オーストラリアといったアングロサクソン系の国で女性議員の割合が高くないのは、小選挙区制度をとっているためだと考えられる。

#### <クォータ制について>

次に、世界全体に視野を向けたい。世界の議会における女性議員の割合は2012年に20・3%となり、2011年の19.2%、2000年の13.1%、2005年の16.3%と比較して着実に増加している。諸外国における女性議員の増加の要因には、各国の社会的状況の変化のほか、女性の政治参加の拡大に向けたポジティブ・アクションの導入があると言えるだろう。

#### 政治分野におけるクォータ制の種類

- ①議席割当制・・・憲法又は法律のいずれかにより議席のうち一定数を女性とする制度
- ②候補者クォータ制・・・議員の候補者名簿の一定割合を女性が占めるようにすることを憲法又は法律のいずれかにより定める制度
- ③政党による自発的なクォータ制・・・政党が党の規則等により、議員候補者の一定割合を女性とすることを定める制度



①憲法又は法律のいずれかによる議席割当制（Reserved seats, 以下「議席割当制」という。）とは、議席のうち一定数を女性に割り当てることを憲法又は法律のいずれかにおいて定めているものである。国会（下院又は一院制）において議席割当制を導入している国は 17 カ国である。

②憲法又は法律のいずれかによる候補者クォータ制（Legislated Candidate Quotas, 以下「候補者クォータ制」という。）は、議員の候補者名簿の一定割合を女性が占めるようにすることを憲法又は法律のいずれかにおいて定めているものである。国会議員（下院又は一院制）の選挙につき候補者クォータ制を導入している国は 34 カ国である。

③政党による自発的なクォータ制（Voluntary Political Party Quotas）は、政党が党の規則等により、議員候補者の一定割合を女性とすることを定めるものである。国会議員選挙において政党による自発的クォータ制を導入している国は 52 カ国であり、このうち 36 カ国は政党による自発的クォータ制のみを導入しており、16 カ国では議席割当制又は候補者クォータ制（以下「法的クォータ制」という。）と政党による自発的クォータ制が併用されている。

IPU のクォータ・プロジェクトでは法的クォータ制と政党による自発的クォータ制が併用されている場合、2つのクォータ制を併用する国としてではなく単に「法的クォータ制を導入する国」として表記し、政党による自発的クォータ制のみを導入する場合を「政党による自発的クォータ制を導入する国」として表記している。そこで、本論において国政レベルでの世界地域別のクォータ制の導入状況を概観するに当たっても、クォータ・プロジェクトにおける上記整理に倣い、議席割当制を導入する国、候補者クォータ制を導入する国、政党による自発的クォータ制のみを導入する国の 3 つの分類によることとする。上記の分類に基づいた調査によると、世界で国政レベルにおいてクォータ制の導入が判明している国の数は 87 カ国（議席割当制：17 カ国、候補者クォータ制：34 カ国、政党による自発的クォータ制のみ：36 カ国の合計）となり、政党による自発的クォータ制のみを導入している国が最も多い。

また、国政レベルにおけるクォータ制の導入状況を世界地域別に見ると、アフリカでは 53 カ国中、政治分野におけるクォータ制を導入している国は 24 カ国であり、そのうち 12 カ国では議席割当制が導入されている。世界全体で議席割当制を導入しているのは 17 カ国であるため、議席割当制を導入する国の約 7 割がアフリカに位置しているということになる。

アメリカ大陸については、政治分野におけるクォータ制を導入する国はカリブ諸国では 13 カ国中ドミニカ共和国の 1 か国のみであるが、中米・北米・南米では 22 カ国中 17 カ国と多くの国々で政治分野におけるクォータ制が導入されている。導入されているクォータ制の種類は、17 カ国中 12 カ国と、候補者クォータ制を導入している国が多くなっており、議席割当制を導入している国家はない。

大洋州については、政治分野におけるクォータ制を導入する国は15カ国中オーストラリアと東ティモールの2カ国のみである。また、国会議員に占める女性割合は、オーストラリアで下院26.0%、上院41.3%、ニュージーランドで33.9%、東ティモールで38.5%と高いものの、多くの国々では5%以下であり、うち5カ国では0%である等、全体的に低い数値となっている。

アジアでは、政治分野におけるクォータ制を導入している国は41カ国中13カ国であり、議席割当制を導入している国が5カ国、候補者クォータ制を導入している国が5カ国、政党による自発的クォータ制のみを導入している国が3カ国となっている。

欧州では、48カ国のうち政治分野におけるクォータ制を導入している国は30カ国であり、クォータ制を導入している国の割合は5つの地域の中で最も高い。なお、30カ国のうち、政党による自発的なクォータ制のみを導入している国が19カ国、候補者クォータ制を導入している国が11カ国であり、議席割当制を導入している国はない。

#### <各国のポジティブ・アクション>

次に、女性国会議員において日本よりも上位に位置する先進国の政治分野における女性の参画推進に向けた取り組みを見ていきたい。

##### ・スウェーデン

2014年現在スウェーデンの国会議員（一院制）に占める女性割合は45.0%であり、国会議員に占める女性割合の順位は世界4位である。1970年代から1990年代にかけて国会議員に占める女性割合は大きく増加し、近年は40%以上と高い水準で推移している。スウェーデンにおける女性国会議員増加の背景には、多くの政党が議会に男女が均等な割合で参加することを目標に掲げ、女性候補者を多く擁立する方針をとっていたことがあると考えられている。また、スウェーデンの国会議員選挙では政党名簿式比例代表制がとられており、1990年代以降、政党による候補者名簿におけるクォータ制の導入が進んだ。1993年、社会民主党が候補者名簿を男女交互とするジッパー制を導入し、左翼党では候補者名簿のうち最低50%を女性とするクォータ制を導入した。1997年には、環境党が候補者名簿の女性数を候補者全体の50%±1名の範囲内とするクォータ制を導入した。また、2009年、穏健党では候補者名簿の上位4名を男女2名ずつとするクォータ制を導入した。

##### ・ノルウェー

国会議員（一院制）に占める女性割合が39.6%であり11位のノルウェーは1970年代から1980年代にかけて国会議員の女性割合が10%未満から30%以上へと大きく増加している。ノルウェーの国会議員選挙では政党名簿式比例代表制がとられており、1970年から1990年代にかけて、政党による候補者名簿におけるクォータ制の導入が進んだ。左派社会党は、1975年に候補者名簿における男女の割合をそれぞれ40%以上とするクォータ制を導

入した。1983年に、労働党が候補者名簿における男女の割合をそれぞれ50%とするとともに、上位2名には男女双方が含まれるようにするというクォータ制を導入し、1989年には中央党が候補者名簿における男女の割合をそれぞれ40%以上とするクォータ制を導入した。その後、1993年にキリスト教民主党が候補者名簿における男女の割合をそれぞれ40%以上とするクォータ制を導入した。

#### ・ドイツ

ドイツの国会議員（下院）3に占める女性割合は36.5%であり、国会議員に占める女性割合の順位は世界20位である。1970年代から1980年代中盤にかけては、国会議員に占める女性割合は10%を下回る数値であった。しかし、1985年には9.8%だった女性割合は2000年には30.9%と約3倍に増加している。ドイツの下院議員選挙では小選挙区比例代表併用制がとられており、比例代表部分につき1986年に緑の党が候補者名簿を男女交互とすること、奇数順位を女性とすることという内容のクォータ制を導入した。その後、1990年代にかけて他の政党も候補者名簿におけるクォータ制を導入した。社会民主党では、1970年代から党内においてクォータ制導入に関する議論が始まり、1990年に候補者名簿に占める女性割合を25%とするクォータ制が導入された。その後、候補者名簿に占める女性の割当比率は引き上げられ、1994年からは33%、1998年以降は40%となっている。1996年には、キリスト教民主同盟が候補者名簿の3分の1を女性とするクォータ制を導入した。また、左派党では候補者名簿の上位2名を女性とし、それ以降は男女交互となるようにするクォータ制を導入している。

#### ・イギリス

国会議員（下院）に占める女性割合は22.6%であり、国会議員に占める女性割合の順位は世界64位である。1970年代から1980年代中盤までは、国会議員に占める女性割合は4%前後で推移していたが、1990年代に入ると大きく伸び始め、2000年には18.4%となり、以降も増加傾向は続いている。英国の下院議員選挙では、小選挙区制度がとられており1992年に労働党が候補者名簿におけるクォータ制を導入した。これは、労働党が引退議席の半分と、労働党が有利な選挙区のうち半分について、候補者を女性のみとする女性単独候補者名簿制であり、1996年に裁判所によって性差別禁止法に照らし違法との判断が示された。その後2002年の性差別禁止法の改正により、候補者名簿における女性割合を従前より高いものにすることが可能になったことから、労働党は2005年の選挙において1996年以前に導入していた女性単独候補者名簿制を再び導入した。また、2001年には自由民主党が候補者名簿における女性割合を40%とするクォータ制を導入している。

#### ・フランス

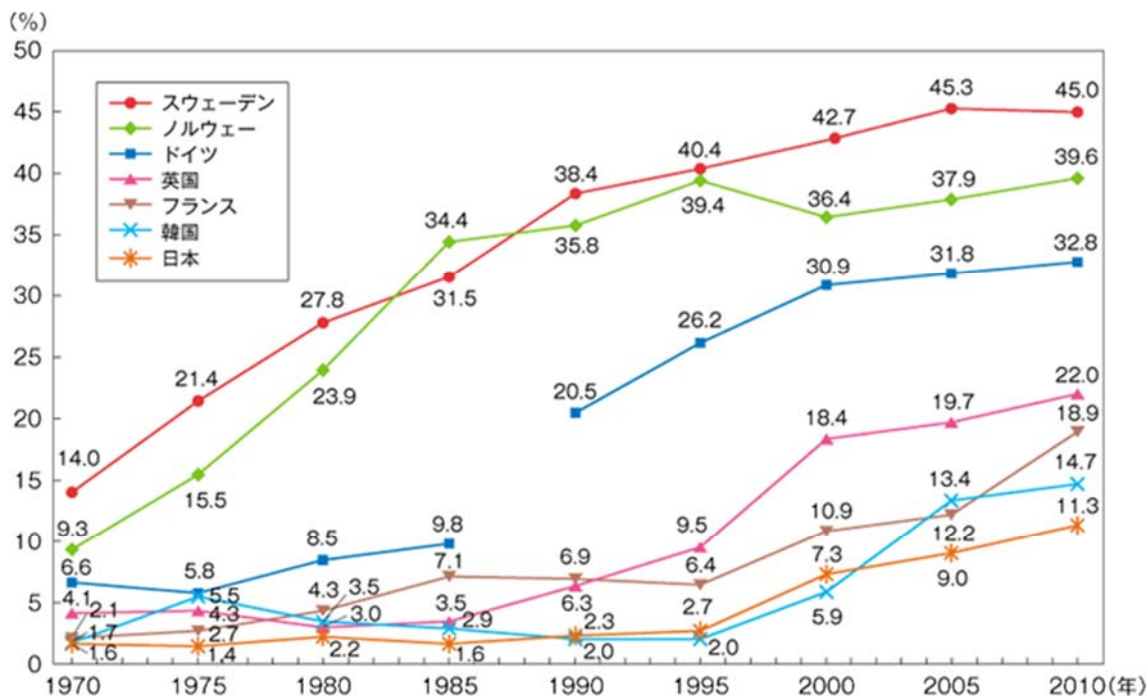
下院に占める女性割合は26.2%であり、国会議員に占める女性割合の順位は世界47位で

ある。フランスでは、2000年に選挙の候補者を男女同数とすることを定める法律（パリテ法）が成立し、法律による候補者クォータ制が導入された。パリテ法により、小選挙区制がとられている下院議員選挙では政党の候補者を男女同数とすること、比例代表制がとられている上院議員選挙では候補者名簿の登載順を男女交互とすることが定められている。なお、小選挙区制がとられている下院議員選挙につき、男女の候補者の比率の差が2%を超えた政党は助成金が減額される。1990年代中盤までは国会議員に占める女性割合は10%を下回っていたが、パリテ法の導入後の2000年代には大きく増加している。また、このパリテ法の導入に先立ち、1999年には両性の政治参画平等を促進する条文を追加する憲法改正が行われている。

#### ・韓国

韓国の国会議員（一院制）に占める女性割合は15.7%であり、国会議員に占める女性割合の順位は世界91位である。1990年代半ばには2.0%だった国会議員に占める女性割合は2000年には5.9%、2005年には13.4%に増えている。韓国の国会議員選挙では小選挙区比例代表併用制がとられており、2000年に政党法の改正により比例代表候補における女性クォータ制が法律により導入された。当初、割当比率は30%であったが、その後の2004年の法改正により50%に引き上げられた。2005年には候補者名簿の奇数順位に女性を割り当てることが定められ、これに違反する候補者名簿は無効となる。2004年には、政党に対し小選挙区の候補者のうち30%を女性とする努力義務が政党法により課された。政党法は2005年に公職選挙法に移管されたことから、これらのクォータ制は現在公職選挙法において規定されている。また、政党に対しては小選挙区における女性の候補者の比率に応じて補助金が支給される。クォータ制の導入に加え、2004年には政治資金法により、各党は国庫からの政党助成金の10%を女性政治家の育成・発展のために使うことが規定された。

## 女性国会議員比率の推移



(備考) 1. IPU資料より作成。  
 2. 下院又は一院制における女性議員割合。  
 3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

\* 5

このうち、文化や女性国会議員比率の数値に近いことから、韓国の例を参考にしたいところであるが、韓国の比率はクォータ制導入後に数値が著しく伸びたとは言えない。そのため、「2020年までに30%程度」の目標として不十分であるかもしれない。そこで、イタリアを例として挙げたい。

<イタリア>

『今日、イタリアはヨーロッパ連合において、議会における女性の割合がもっとも低い国の一つとなっている。その比率は、国会ではおよそ16%（下院17.3%、上院13.7%）、欧州議会ではイタリアの議席の19%にとどまっている。列国議会同盟（IPU）においては、イタリアの女性は世界186カ国の民主主義諸国のうち、65位に位置付けられている。』

\* 2

これは2008年出版の書籍からの引用である。イタリアは、地方レベルでは2003年にクォータ制が法制化され、2008年には民主党が自主的に比例代表名簿を男女交互に作成することを党の綱領とした。65位の16%であったのが現在では29位の31.4%と大きく上昇していることがわかる。

そして、これまでイタリアにおける女性議員比率が低かった理由には、家族構成、文化的要因が挙げられている。

『イタリアでは、社会の基礎的な単位である家族の中で、女性の役割がかけがえのないものであることを強調する教会が、北部よりも南部においてより大きな影響力を持ち続けており、母性に非常に大きな重要性を置いている。このように、グローバル化する世界にあってなお、家族を確実に存続させるという重要な役割を私生活における女性に与えようとする考え方（cf. 憲法 37 条）は、まだ残っている。イタリアの女性は「二重の存在」、すなわち、時に相殺し合い、時に相互補完的である労働の世界と家庭生活とが、断続的に交互にやってくるような立場にあることに気づいている。たとえ、女性を家庭の中心に戻そうとする傾向が依然として変わらないままであるとしても、労働市場の需要に関して、とりわけ真実である（ISTAT [イタリア国家統計局] 1997）。イタリアにおいて、最も豊かで非常に過密な地域であるロンバルディアの地方議会が行った調査によれば、ロンバルディアの女性の 80% が、家庭内の責任を政治的自己肯定の主要な障害として考えていることが明らかになった（CENSIS 2003）。

政治において活動的な女性が制度へ参入することは、社会の刷新や実際の変化をもたらすものとして、国にとって望ましいであろうという確信は、知識人や政治家に限られた範囲の中でしか共有されていない。これは、永続的に広く行きわたっている男性偏重主義的な思考や、男性の方がより政治に向いているといった、女性の中に深く根ざしている偏見とは対照的である。』\* 3

このような文化的背景は日本に類似しているとはいえないだろうか。

主に先進国を対象とした先行研究で女性議員の増加を促す要因として指摘されてきたものは政治的要因、社会経済的要因、文化的要因に大別できる。政治的要因としては比例制か小選挙区制であるか以外に議会での左派政党の優勢が考えられる。社会経済的要因としては女性の労働市場参加の増加や女性の教育水準の向上、利益集団や社会運動、特に女性団体の強さが想定される。文化的要因としては政治的平等主義の広がりや社会における男性に対する女性の相対的な地位の上昇などが挙げられている。

イタリアの女性の投票権は、政治的権利を得るための婦人参政権論者の論争を通してではなく、政治的合意によって与えられた。イタリアの女性は、1945 年 2 月 1 日、第二次世界大戦の終結間近に、二大大衆政党であるイタリア共産党（P C I）とキリスト教民主党（D C）の同意によって投票権を獲得したのである。これもまた、日本と重なる点である。

<終わりに>

<意外性のある上位国家について>で述べた通り、最短で日本の女性国会議員比率を伸ばすとするならば、紛争などで政治体制が崩壊し、先進国の介入がなされる場合が想定されるが、そのような事態は現実的ではないとして、平和的に現在取り組める改革といえ、やはりクォータ制の導入と言えらるだろう。本論で共通点を挙げたイタリアでは、クォータ制導入に対する違憲判決が出るなど反発も強かったが、日本でも反発の声が予想される。しかし、上記より、女性議員比率を自然に上昇させることは非常に困難である。もし「2020

年までに 30%程度」を実現させるとすれば、イタリアや韓国を参考とし、拘束式比例代表制を中心とした選挙で、議席割当制という憲法・法律による強制的措置をとるクォータ制を導入することが最も現実的な解決策と言えるのではないだろうか。

\* 1

第 5 回アフリカ開発会議公式サイドイベント、Event Affiliated with the 5th Tokyo International Conference on African Development (TICAD V)

\* 2 \* 3

「世界のジェンダー平等——理論と政策の架橋をめざして」辻村みよ子 2008 年 東北大学出版会、185 項

\* 4

「紛争解決 アフリカの経験と展望」川端正久・武内進一・落合雄彦 2010 年 ミネルヴァ書房、122 項

\* 5

内閣府男女共同参画局

[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h23/gaiyou/html/honpen/b1\\_s00\\_02.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h23/gaiyou/html/honpen/b1_s00_02.html)

参考資料

Women in Parliaments: World Classification <http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>

Quota Project <http://www.quotaproject.org/>

「アフリカの民主化移行と市民社会論——国民会議研究を通して—— 21 世紀国際政治学」岩田拓夫 2004 年 国際書院

「紛争解決 アフリカの経験と展望」川端正久・武内進一・落合雄彦 2010 年 ミネルヴァ書房

「アフリカと政治 紛争と貧困とジェンダー——わたしたちがアフリカを学ぶ理由」戸田真紀子 2008 年 お茶の水書房

「世界のジェンダー平等——理論と政策の架橋をめざして」辻村みよ子 2008 年 東北大学出版会

「新しいアフリカ史像を求めて—女性・ジェンダー・フェミニズム—」富永智津子・永原陽子 2006 年 お茶の水書房

「ジェンダーと法 [第二版]」辻村みよ子 2006 年 不磨書房

「アジアとヨーロッパの政治文化 市民・国家・社会価値についての比較分析」ジャン・ブロンデル 猪口孝 2008 年 岩波書店

「アジアにおけるジェンダー平等 —政策と政治参画—」辻村みよ子 スティール和希 2012 年 東北大学出版会